

厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業

児童発達支援・放課後等デイサービスの
指標の在り方に関する研究
【事業所調査】

資料集

(報告書3章 調査3)

(報告書5章 調査4)

目次

[調査1]

都道府県別回答率	1
1.基礎データ	2
2.事業所単位で見た個別支援加算 I の算定状況.....	4
児童発達支援	4
(1)個別サポート加算 I 児数 (人) /利用児数 (人) の割合.....	4
(2)個別サポート加算 I 児数 (人) /利用児数 (人) の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの (割合)	4
都市区分別.....	5
地域別	7
設置主体別.....	10
放課後デイサービス.....	12
(1)個別サポート加算 I 児数 (人) /利用児数 (人) の割合.....	12
(2)個別サポート加算 I 児数 (人) /利用児数 (人) の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの (割合)	12
都市区分別.....	13
地域別	15
設置主体別.....	18
3. 対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童の有無など	20
(1)対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童	20
非個別サポート加算 I 児数 (人) /利用児数 (人) の割合を 10%刻みの件数で表示 単位 (件)	23
非個別サポート加算 I 児数 (人) /利用児数 (人) の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの (割合)	23
都市区分別	24
地域別.....	26
設置主体別	29
(2) 加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えですか。 ..31	31
児童発達支援.....	31
放課後デイサービス.....	51
都市区分別.....	109
地域別	111
設置主体別.....	114
4. 個別サポート加算 I の対象となったことによって、事業所の中の変化。(複数回答)	167
事業所内変化_その他自由記述	176
5.その他	190

自由記述（個別サポート加算Ⅰに関する意見があれば、ご自由にお書きください）190

[調査4]

事業所調査_定量データ_90項目の試行調査_170名278

調査票 各項目の相関関係..... 279

1.言語・COM編13項目と各項目別の相関係数279
2.人間関係・社会性編14項目と各項目別の相関係数280
3.認知・行動編11項目と各項目別の相関係数282
4.感覚・姿勢・運動編14項目と各項目別の相関係数283
5.健康・生活編12項目と各項目別の相関係数284
6.医療的配慮編23項目と各項目別の相関係数286
7.重点項目と各項目別の相関係数288

各分野別の全項目の点数と重点項目の点数の比較（年齢別） 289

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

集計日 2021年10月29日まで

有効回答数 3257件

[調査1]

都道府県別回答率 ※施設数は令和元年度社会福祉施設等調査より児童発達支援と放課後等デイサービスを合算した割合。各回答数は多機能事業所の場合1件とカウントされるため、実際の有効回答数とは異なる。

都道府県	回答数	施設数 (R1)	回答率	都道府県	回答数	施設数 (R1)	回答率
北海道	460	1603	29%	滋賀県	42	163	26%
青森県	7	177	4%	京都府	3	357	1%
岩手県	64	179	36%	大阪府	444	2447	18%
宮城県	60	287	21%	兵庫県	97	1007	10%
秋田県	20	63	32%	奈良県	21	352	6%
山形県	23	143	16%	和歌山県	19	176	11%
福島県	98	255	38%	鳥取県	29	86	34%
茨城県	40	526	8%	島根県	35	116	30%
栃木県	70	284	25%	岡山県	100	361	28%
群馬県	19	310	6%	広島県	141	571	25%
埼玉県	247	1023	24%	山口県	46	183	25%
千葉県	28	1065	3%	徳島県	73	213	34%
東京都	503	1340	38%	香川県	15	124	12%
神奈川県	86	1255	7%	愛媛県	47	198	24%
新潟県	70	194	36%	高知県	71	91	78%
富山県	45	193	23%	福岡県	312	920	34%
石川県	41	185	22%	佐賀県	0	175	0%
福井県	24	90	27%	長崎県	30	344	9%
山梨県	45	104	43%	熊本県	122	442	28%
長野県	38	218	17%	大分県	49	192	26%
岐阜県	116	341	34%	宮崎県	17	199	9%
静岡県	65	535	12%	鹿児島県	122	459	27%
愛知県	139	1248	11%	沖縄県	127	546	23%
三重県	52	291	18%	合計	4322	21631	20%

1.基礎データ

事業種別

事業種別	件数
①児童発達支援センター	203
②医療型児童発達支援センター	13
③児童発達支援事業所	1432
④放課後等デイサービス	2849
⑤多機能事業所	904
⑥その他	11

※③④は多機能事業所での事業も含む

設置主体及び運営主体

	設置主体	運営主体
①自治体	152	51
②社会福祉法人	603	643
③社会福祉事業団	17	40
④社会福祉協議会	32	40
⑤NPO法人	508	515
⑥社団法人	220	220
⑦株式会社	1309	1327
⑧その他	486	464

※②は社会福祉事業団、社会福祉協議会を除く

(件)

契約児数

契約児数	件数
10人未満	162
10人以上20人未満	709
20人以上30人未満	963
30人以上40人未満	545
40人以上50人未満	314
50人以上60人未満	186
60人以上70人未満	119
70人以上80人未満	56
80人以上90人未満	38
90人以上100人未満	15
100人以上	97
合計	3204

措置児数	件数
0または未記入	2003
10人未満	235
10人以上20人未満	57
20人以上30人未満	56
30人以上40人未満	19
40人以上50人未満	16
50人以上60人未満	3
60人以上70人未満	6
70人以上80人未満	0
80人以上90人未満	1
90人以上100人未満	0
100人以上	5
合計	398

開所曜日

開所曜日	件数
月	3173
火	3303
水	3299
木	3297
金	3307
土	2272
日	248
祝日	1337
年末年始	57

開所日数

措置児数

開所日数

0日	7
1日	0
2日	1
3日	2
4日	0
5日	2
6日	1
7日	2
8日	0
9日	2
10日	3
11日	4
12日	5
13日	6
14日	12
15日	16
16日	30
17日	89
18日	95
19日	218
20日	325
21日	436
22日	408
23日	455
24日	268
25日	255
26日	348
27日	36
28日	38
29日	11
30日	5
31日	84

設置年

件数

~1980	61
~1990	21
~2000	36
2001	8
2002	7
2003	27
2004	21
2005	22
2006	21
2007	20
2008	22
2009	27
2010	51
2011	75
2012	176
2013	245
2014	227
2015	298
2016	365
2017	316
2018	280
2019	312
2020	277
2021	274
不明	195

設置年

2.事業所単位で見た個別支援加算Iの算定状況

児童発達支援

(1)個別サポート加算I児数(人)/利用児数(人)の割合

※100%に近づくほど利用児の内、個別支援加算Iが加算されている児が多い

児童発達支援	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0%～10%	223	8	49	111	161	164	244	69	65	61	60	60	54	48	41	32	37	24	22	1310	加算児が少ない
10%～20%	35	0	0	1	9	22	23	1	3	3	2	2	1	0	0	0	2	0	1	70	↑ ↓
20%～30%	63	0	1	10	23	36	39	3	0	2	1	0	2	2	0	1	1	0	121		
30%～40%	47	1	0	7	29	28	45	0	2	3	1	1	0	0	0	0	0	2	1	120	
40%～50%	57	0	0	7	19	31	35	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	96	
50%～60%	94	0	5	47	69	65	83	1	1	1	3	1	3	1	2	5	2	3	2	294	
60%～70%	73	1	8	29	49	58	68	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	218	
70%～80%	107	0	4	18	50	56	65	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	194	
80%～90%	126	1	2	20	55	87	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	
90%～100%	123	0	3	5	20	44	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	
100%	459	32	188	530	586	541	525	1	4	2	2	1	1	2	1	1	3	4	3	2427	
合計	1407	43	260	785	1070	1132	1261	75	77	72	71	67	61	51	47	39	45	35	30		

(2)個別サポート加算I児数(人)/利用児数(人)の割合を10%刻みの件数を合計で割ったもの(割合)

児童発達支援	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0%～10%	16%	19%	19%	14%	15%	14%	19%	92%	84%	85%	85%	90%	89%	94%	87%	82%	82%	69%	73%	加算児が少ない
10%～20%	2%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	1%	4%	4%	3%	3%	2%	0%	0%	0%	4%	0%	3%	↑ ↓
20%～30%	4%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	4%	0%	3%	1%	0%	3%	0%	4%	0%	2%	3%	0%	
30%～40%	3%	2%	0%	1%	3%	2%	4%	0%	3%	4%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	3%	
40%～50%	4%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	
50%～60%	7%	0%	2%	6%	6%	6%	7%	1%	1%	1%	4%	1%	5%	2%	4%	13%	4%	9%	7%	
60%～70%	5%	2%	3%	4%	5%	5%	5%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	3%	3%	
70%～80%	8%	0%	2%	2%	5%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80%～90%	9%	2%	1%	3%	5%	8%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90%～100%	9%	0%	1%	1%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	33%	74%	72%	68%	55%	48%	42%	1%	5%	3%	3%	1%	2%	4%	2%	3%	7%	11%	10%	
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

都市区分別

児童発達支援 政令指定都市		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	13%	0%	21%	9%	12%	11%	13%	100%	93%	92%	85%	100%	90%	100%	89%	83%	77%	44%	57%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	8%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	4%	0%	0%	1%	3%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	10%	0%	11%	0%	8%	11%	0%		
30% ~ 40%	3%	20%	0%	1%	3%	2%	5%	0%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	11%	14%		
40% ~ 50%	5%	0%	0%	1%	2%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
50% ~ 60%	7%	0%	2%	10%	6%	9%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	11%		14%
60% ~ 70%	5%	0%	5%	5%	5%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	0%	0%		0%
70% ~ 80%	8%	0%	3%	1%	4%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
80% ~ 90%	10%	0%	0%	4%	4%	7%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
90% ~ 100%	10%	0%	2%	1%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
100%	35%	80%	68%	67%	58%	50%	42%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	22%	14%		加算児が多い

児童発達支援 中核市		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	16%	14%	14%	12%	13%	13%	21%	80%	80%	82%	84%	77%	94%	100%	86%	90%	90%	90%	90%	67%	加算児が少ない
10% ~ 20%	4%	0%	0%	1%	1%	2%	3%	0%	5%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	10%	0%	0%	17%	↑ ↓
20% ~ 30%	4%	0%	0%	1%	2%	2%	3%	10%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	2%	0%	0%	1%	3%	3%	4%	0%	5%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	4%	0%	0%	1%	0%	3%	2%	0%	0%	0%	5%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	6%	0%	1%	3%	6%	4%	5%	5%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	7%	10%	0%	10%	0%	0%	
60% ~ 70%	3%	0%	4%	5%	4%	6%	3%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	
70% ~ 80%	4%	0%	0%	2%	5%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	10%	0%	0%	2%	4%	6%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	8%	0%	0%	0%	1%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	39%	86%	80%	73%	60%	53%	48%	5%	5%	6%	5%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

児童発達支援 特例市・特別区		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	13%	22%	10%	10%	11%	13%	17%	100%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	加算児が少ない
10% ~ 20%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	4%	0%	0%	0%	2%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	4%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	2%	0%	0%	1%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	4%	0%	3%	8%	6%	8%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	
60% ~ 70%	12%	11%	0%	4%	5%	10%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	8%	0%	7%	1%	4%	5%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	12%	0%	0%	8%	12%	9%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	13%	0%	3%	0%	3%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	29%	67%	77%	69%	52%	45%	41%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 一般市		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	10%	15%	22%	21%	16%	17%	16%	20%	94%	82%	83%	87%	88%	81%	92%	83%	79%	82%	69%	86%	加算児が少ない
10% ~ 20%	3%	0%	0%	0%	1%	3%	2%	3%	3%	6%	3%	0%	6%	4%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	7%	0%	1%	2%	2%	3%	4%	3%	0%	3%	0%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	4%	0%	0%	1%	2%	2%	3%	0%	0%	9%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	
40% ~ 50%	4%	0%	0%	1%	3%	1%	2%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	8%	0%	3%	4%	6%	4%	5%	0%	3%	3%	10%	0%	11%	4%	6%	16%	6%	8%	0%	0%	
60% ~ 70%	6%	0%	3%	2%	5%	5%	7%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	
70% ~ 80%	9%	0%	0%	3%	5%	7%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	8%	6%	3%	1%	5%	9%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	8%	0%	1%	1%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	30%	72%	69%	67%	52%	45%	40%	0%	6%	0%	0%	3%	0%	4%	6%	5%	6%	8%	14%	加算児が多い	

児童発達支援 町村		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	32%	25%	40%	33%	29%	25%	34%	100%	83%	80%	80%	100%	100%	75%	100%	67%	50%	100%	100%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	3%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	2%	0%	0%	2%	1%	6%	2%	0%	0%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	4%	0%	0%	2%	4%	6%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	6%	0%	0%	2%	1%	1%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	5%	0%	0%	7%	8%	6%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	5%	0%	0%	2%	2%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	7%	0%	0%	3%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	5%	0%	0%	0%	3%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	7%	0%	0%	0%	1%	1%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	26%	75%	60%	50%	46%	44%	33%	0%	17%	20%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	50%	0%	0%	加算児が多い	

地域別

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 北海道・東北		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	10%	17%	0%	19%	16%	18%	16%	24%	93%	92%	80%	70%	88%	75%	100%	86%	50%	63%	0%	57%	加算児が少ない
10% ~ 20%	3%	0%	0%	0%	1%	4%	2%	0%	0%	10%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~ 30%	5%	0%	0%	3%	3%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	14%	0%	13%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	5%	0%	0%	1%	1%	2%	3%	0%	0%	10%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	14%	
40% ~ 50%	5%	0%	0%	0%	0%	2%	3%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	5%	0%	2%	8%	9%	5%	6%	0%	0%	0%	10%	0%	25%	0%	0%	17%	0%	33%	14%		
60% ~ 70%	6%	0%	2%	2%	6%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	0%	33%	0%	0%	
70% ~ 80%	7%	0%	2%	3%	3%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	8%	0%	0%	3%	2%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	9%	0%	0%	0%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	31%	100%	74%	65%	52%	46%	37%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	25%	0%	14%	加算児が多い

児童発達支援 関東		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	12%	25%	20%	11%	11%	11%	14%	88%	72%	89%	88%	88%	89%	100%	83%	100%	100%	57%	50%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	2%	0%	0%	0%	1%	2%	1%	0%	11%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~ 30%	4%	0%	0%	1%	2%	2%	4%	6%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	0%	0%	1%	2%	2%	3%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	2%	0%	0%	1%	3%	2%	3%	0%	0%	6%	0%	6%	6%	0%	17%	0%	0%	0%	0%	25%	
50% ~ 60%	5%	0%	1%	5%	4%	6%	8%	6%	6%	0%	0%	6%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	9%	5%	0%	4%	5%	8%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	11%	0%	3%	3%	5%	6%	5%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	11%	0%	1%	5%	10%	10%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	11%	0%	3%	1%	2%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	30%	70%	71%	69%	55%	46%	45%	0%	6%	0%	6%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	43%	25%	加算児が多い

児童発達支援 東海・北陸		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	15%	17%	19%	16%	16%	15%	24%	90%	90%	88%	75%	89%	100%	88%	100%	75%	86%	75%	75%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~ 30%	5%	0%	0%	1%	3%	5%	0%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	0%	0%	3%	8%	2%	4%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	4%	0%	0%	0%	2%	6%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	10%	0%	4%	8%	6%	5%	7%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	25%	14%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	2%	0%	4%	0%	6%	3%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	10%	0%	4%	4%	5%	5%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	6%	17%	4%	4%	3%	8%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	5%	0%	0%	4%	4%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	36%	67%	67%	61%	49%	47%	39%	0%	10%	0%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	25%	25%	加算児が多い	

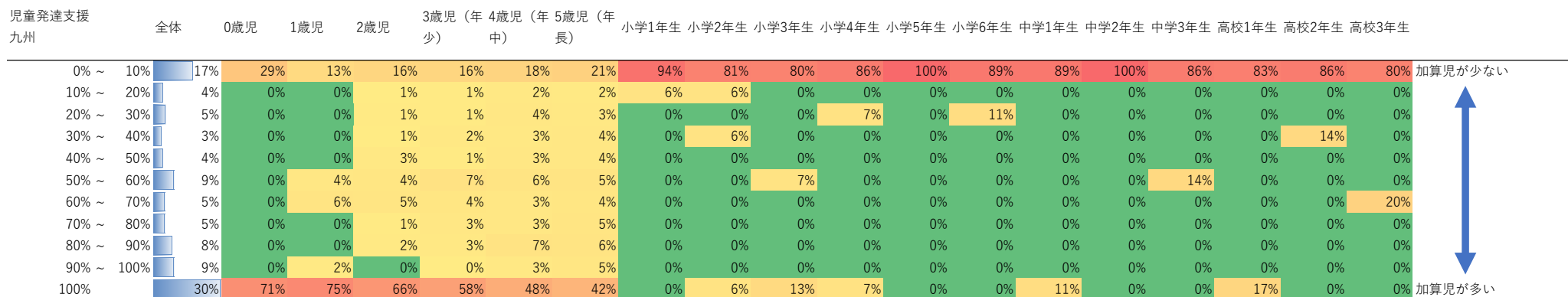
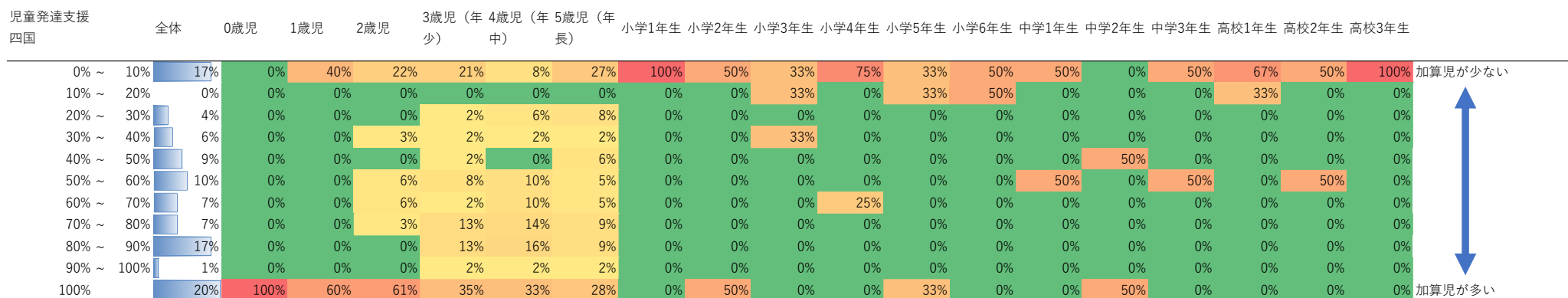
令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 信越	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	13%	0%	0%	5%	14%	9%	17%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	加算児が少ない
10% ~ 20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	5%	0%	0%	10%	7%	6%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	8%	0%	0%	0%	3%	3%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	15%	0%	0%	0%	3%	9%	19%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	18%	0%	0%	0%	10%	12%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	33%	100%	100%	85%	59%	53%	39%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

児童発達支援 近畿	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	20%	0%	27%	15%	14%	19%	20%	89%	91%	90%	90%	92%	90%	100%	89%	88%	82%	80%	80%	80%	加算児が少ない
10% ~ 20%	2%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	0%	20%	↑ ↓	
20% ~ 30%	2%	0%	3%	1%	1%	1%	2%	11%	0%	10%	0%	10%	0%	11%	0%	0%	10%	0%	0%		
30% ~ 40%	2%	100%	0%	0%	1%	4%	3%	0%	0%	0%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
40% ~ 50%	3%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
50% ~ 60%	5%	0%	0%	5%	5%	4%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	13%	9%	10%	0%		
60% ~ 70%	3%	0%	6%	5%	2%	4%	5%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
70% ~ 80%	7%	0%	0%	1%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
80% ~ 90%	6%	0%	0%	1%	7%	4%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
90% ~ 100%	9%	0%	0%	1%	0%	2%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
100%	40%	0%	64%	70%	66%	56%	46%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%

児童発達支援 中国	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	12%	0%	13%	7%	12%	12%	13%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	加算児が少ない
10% ~ 20%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	8%	0%	0%	0%	1%	4%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
30% ~ 40%	2%	0%	0%	0%	6%	3%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
40% ~ 50%	8%	0%	0%	0%	4%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
50% ~ 60%	6%	0%	0%	9%	6%	7%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
60% ~ 70%	3%	0%	6%	7%	4%	5%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
70% ~ 80%	3%	0%	0%	1%	8%	5%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
80% ~ 90%	10%	0%	0%	0%	1%	8%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
90% ~ 100%	7%	0%	0%	0%	3%	5%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
100%	40%	100%	81%	75%	54%	47%	47%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集



設置主体別

児童発達支援 自治体		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	10%	17%	0%	20%	18%	15%	18%	24%	60%	75%	75%	60%	80%	100%	100%	75%	67%	67%	100%	67%	加算児が少ない
10% ~ 20%	3%	3%	0%	0%	0%	2%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	33%	↑ ↓
20% ~ 30%	6%	6%	0%	0%	3%	4%	4%	2%	20%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	3%	0%	0%	1%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	2%	2%	0%	0%	1%	5%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	5%	5%	0%	3%	2%	6%	6%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	4%	4%	0%	5%	1%	6%	1%	7%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	8%	8%	0%	0%	5%	4%	5%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	7%	7%	0%	0%	3%	5%	7%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	8%	8%	0%	0%	2%	3%	5%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	39%	39%	100%	73%	63%	50%	45%	41%	20%	0%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

児童発達支援 社会福祉法人		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	12%	12%	7%	13%	11%	11%	9%	16%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	75%	加算児が少ない
10% ~ 20%	3%	3%	0%	0%	1%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	5%	5%	0%	0%	1%	0%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	3%	0%	0%	2%	5%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	4%	4%	0%	0%	1%	2%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	6%	6%	0%	4%	6%	5%	5%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	5%	5%	7%	0%	7%	5%	6%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	
70% ~ 80%	9%	9%	0%	1%	2%	8%	5%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	7%	7%	0%	0%	3%	7%	9%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	12%	12%	0%	3%	0%	2%	5%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	34%	34%	86%	78%	67%	54%	48%	39%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

児童発達支援 NPO法人		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年 少）	4歳児（年 中）	5歳児（年 長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	18%	18%	14%	27%	18%	18%	18%	21%	89%	67%	75%	70%	71%	86%	89%	86%	40%	57%	50%	50%	加算児が少ない
10% ~ 20%	3%	3%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	3%	3%	0%	0%	1%	1%	2%	5%	11%	0%	0%	10%	0%	14%	0%	14%	14%	17%	0%		
30% ~ 40%	4%	4%	0%	0%	0%	3%	3%	5%	0%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	
40% ~ 50%	6%	6%	0%	0%	2%	1%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	7%	7%	0%	0%	7%	13%	5%	5%	0%	11%	0%	10%	14%	0%	0%	0%	40%	14%	17%	17%	
60% ~ 70%	3%	3%	0%	0%	3%	4%	5%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	11%	11%	0%	0%	5%	4%	5%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	11%	11%	14%	6%	2%	5%	11%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	5%	5%	0%	0%	1%	1%	4%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	28%	28%	71%	67%	63%	49%	42%	39%	0%	11%	25%	10%	0%	0%	11%	0%	14%	17%	17%	加算児が多い	

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 社団法人		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	20%	100%	19%	19%	17%	18%	25%	80%	60%	100%	100%	50%	50%	100%	100%	67%	50%	-	50%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	2%	0%	0%	0%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	10%	0%	0%	2%	0%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	2%	0%	0%	2%	5%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	2%	0%	0%	2%	2%	3%	4%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	9%	0%	0%	6%	5%	8%	7%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	7%	0%	6%	0%	8%	7%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	7%	0%	0%	2%	8%	1%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	8%	0%	0%	2%	0%	11%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	22%	0%	75%	65%	55%	42%	32%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	33%	50%	-	50%	加算児が多い	

児童発達支援 株式会社		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	16%	0%	19%	14%	15%	13%	20%	97%	88%	80%	83%	93%	84%	95%	83%	94%	84%	65%	91%	加算児が少ない		
10% ~ 20%	2%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	9%	10%	3%	4%	4%	0%	0%	0%	5%	0%	0%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	4%	0%	0%	1%	3%	3%	2%	3%	0%	3%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
30% ~ 40%	3%	11%	0%	1%	1%	1%	3%	0%	0%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	0%		0%
40% ~ 50%	3%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
50% ~ 60%	6%	0%	1%	7%	6%	6%	8%	0%	0%	0%	7%	0%	8%	0%	11%	6%	5%	6%	0%	0%		0%
60% ~ 70%	5%	0%	3%	4%	4%	6%	4%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	0%		0%
70% ~ 80%	7%	0%	4%	1%	3%	6%	5%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
80% ~ 90%	10%	0%	0%	2%	6%	6%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
90% ~ 100%	9%	0%	1%	1%	2%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
100%	34%	89%	71%	70%	59%	53%	45%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	5%	0%	0%	5%	18%	9%	加算児が多い		

児童発達支援 その他営利法人		全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	20%	67%	8%	10%	18%	21%	17%	89%	78%	88%	88%	86%	100%	80%	75%	50%	100%	50%	67%	加算児が少ない		
10% ~ 20%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	2%	11%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	0%	0%	8%	0%	4%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
30% ~ 40%	6%	0%	0%	0%	2%	4%	2%	0%	11%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%		0%
40% ~ 50%	3%	0%	0%	0%	2%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
50% ~ 60%	9%	0%	0%	3%	6%	5%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	50%	0%	0%	33%	0%		0%
60% ~ 70%	9%	0%	8%	2%	3%	6%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
70% ~ 80%	3%	0%	0%	0%	3%	5%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
80% ~ 90%	6%	0%	0%	3%	5%	5%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
90% ~ 100%	8%	0%	0%	0%	1%	5%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
100%	35%	33%	77%	81%	56%	47%	48%	0%	11%	0%	0%	14%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	0%		加算児が多い

放課後デイサービス

(1)個別サポート加算Ⅰ児数(人)/利用児数(人)の割合

※100%に近づくほど利用児の内、個別支援加算Ⅰが加算されている児が多い

放課後デイサービス 全体 小学1年生 小学2年生 小学3年生 小学4年生 小学5年生 小学6年生 中学1年生 中学2年生 中学3年生 高校1年生 高校2年生 高校3年生 合計

割合	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	備考
0% ~ 10%	897	1167	1145	1170	1174	1158	1138	990	896	838	744	657	616	11693	加算児が少ない
10% ~ 20%	454	94	103	113	85	71	56	32	22	22	20	11	10	639	
20% ~ 30%	325	124	144	117	128	135	103	72	52	59	44	49	39	1066	
30% ~ 40%	247	107	112	130	114	105	108	98	101	58	69	40	60	1102	
40% ~ 50%	176	40	30	41	47	39	28	22	23	14	14	12	12	322	
50% ~ 60%	154	158	168	179	165	160	160	179	129	133	133	120	108	1792	
60% ~ 70%	100	65	61	53	68	71	60	66	59	46	46	49	36	680	
70% ~ 80%	67	14	19	17	18	24	26	15	13	20	9	13	10	198	
80% ~ 90%	45	8	12	19	14	19	10	16	8	3	8	5	9	131	
90% ~ 100%	12	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	
100%	84	239	247	230	259	251	229	247	251	249	213	229	251	2895	加算児が多い
合計	2561	2016	2042	2069	2072	2033	1919	1737	1554	1442	1301	1185	1151	20521	

(2)個別サポート加算Ⅰ児数(人)/利用児数(人)の割合を10%刻みの件数を合計で割ったもの(割合)

放課後デイサービス 小学1年生 小学2年生 小学3年生 小学4年生 小学5年生 小学6年生 中学1年生 中学2年生 中学3年生 高校1年生 高校2年生 高校3年生

割合	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	備考
0% ~ 10%	35%	58%	56%	57%	57%	57%	59%	57%	58%	58%	57%	55%	54%	35%	加算児が少ない
10% ~ 20%	18%	5%	5%	5%	4%	3%	3%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	
20% ~ 30%	13%	6%	7%	6%	6%	7%	5%	4%	3%	4%	3%	4%	3%	3%	
30% ~ 40%	10%	5%	5%	6%	6%	5%	6%	6%	6%	4%	5%	3%	5%	5%	
40% ~ 50%	7%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
50% ~ 60%	6%	8%	8%	9%	8%	8%	8%	10%	8%	9%	10%	10%	9%	9%	
60% ~ 70%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	4%	4%	3%	4%	4%	3%	3%	
70% ~ 80%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
80% ~ 90%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	12%	12%	11%	13%	12%	12%	14%	16%	17%	16%	19%	22%	3%	加算児が多い

都市区分別

放課後デイサービス
政令指定都市

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	34%	60%	55%	57%	61%	58%	61%	56%	58%	61%	60%	48%	53%	加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	4%	7%	5%	4%	4%	3%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	11%	6%	7%	6%	6%	7%	5%	3%	3%	3%	3%	6%	2%	
30% ~ 40%	9%	6%	7%	7%	4%	5%	7%	5%	5%	5%	7%	2%	5%	
40% ~ 50%	6%	2%	1%	2%	2%	3%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	1%	
50% ~ 60%	6%	8%	6%	7%	7%	7%	6%	10%	8%	10%	9%	15%	9%	
60% ~ 70%	4%	2%	3%	3%	2%	1%	2%	5%	4%	1%	4%	5%	2%	
70% ~ 80%	3%	0%	2%	0%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	
80% ~ 90%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	11%	12%	10%	11%	13%	13%	15%	18%	15%	14%	21%	26%	

放課後デイサービス
中核市

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	42%	58%	60%	61%	59%	62%	61%	64%	62%	57%	61%	65%	60%	加算児が少ない
10% ~ 20%	17%	6%	3%	6%	4%	3%	2%	1%	2%	2%	1%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	12%	5%	8%	4%	5%	6%	6%	4%	3%	4%	3%	2%	3%	
30% ~ 40%	6%	4%	4%	6%	5%	5%	6%	5%	4%	5%	4%	3%	5%	
40% ~ 50%	7%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	
50% ~ 60%	4%	8%	7%	8%	8%	7%	10%	9%	8%	9%	9%	6%	11%	
60% ~ 70%	4%	3%	3%	2%	4%	3%	2%	3%	3%	4%	3%	3%	3%	
70% ~ 80%	3%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	0%	
80% ~ 90%	2%	0%	0%	1%	0%	2%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	12%	13%	10%	12%	10%	10%	13%	15%	16%	15%	19%	17%	

放課後デイサービス
特別市・特別区

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	31%	58%	57%	53%	59%	54%	57%	57%	54%	57%	55%	52%	59%	加算児が少ない
10% ~ 20%	17%	4%	6%	5%	5%	5%	6%	3%	0%	2%	1%	2%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	15%	8%	6%	4%	6%	7%	6%	5%	6%	4%	3%	1%	1%	
30% ~ 40%	13%	7%	5%	7%	4%	8%	6%	7%	9%	3%	7%	5%	6%	
40% ~ 50%	7%	2%	3%	1%	3%	1%	1%	1%	3%	1%	1%	4%	1%	
50% ~ 60%	7%	7%	10%	9%	7%	7%	6%	12%	7%	10%	11%	10%	10%	
60% ~ 70%	4%	5%	3%	2%	3%	5%	3%	2%	3%	6%	4%	8%	2%	
70% ~ 80%	3%	1%	1%	3%	0%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	2%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	8%	10%	15%	14%	10%	14%	12%	16%	15%	16%	17%	19%	

放課後デイサービス 一般市		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%		32%	55%	53%	53%	51%	53%	56%	54%	55%	57%	53%	55%	49%	加算児が少ない ↑ ↓ 加算児が多い
10% ~ 20%		16%	6%	6%	6%	4%	4%	3%	2%	2%	1%	2%	1%	1%	
20% ~ 30%		14%	6%	6%	7%	7%	7%	5%	4%	3%	5%	4%	5%	4%	
30% ~ 40%		11%	5%	6%	7%	7%	5%	5%	7%	8%	3%	5%	4%	6%	
40% ~ 50%		7%	2%	2%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
50% ~ 60%		7%	8%	10%	10%	9%	9%	9%	11%	9%	9%	12%	9%	10%	
60% ~ 70%		4%	3%	3%	2%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	
70% ~ 80%		3%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	0%	2%	1%	1%	1%	
80% ~ 90%		2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	
90% ~ 100%		1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		3%	14%	13%	12%	14%	14%	14%	15%	16%	19%	18%	20%	22%	

放課後デイサービス 町村		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%		42%	65%	63%	66%	65%	63%	69%	61%	65%	62%	65%	59%	57%	加算児が少ない ↑ ↓ 加算児が多い
10% ~ 20%		19%	1%	2%	5%	3%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	
20% ~ 30%		11%	5%	8%	4%	7%	6%	5%	5%	1%	3%	2%	4%	6%	
30% ~ 40%		9%	5%	4%	2%	4%	3%	4%	5%	6%	4%	4%	4%	3%	
40% ~ 50%		6%	0%	2%	2%	4%	2%	2%	2%	1%	2%	2%	0%	1%	
50% ~ 60%		6%	9%	9%	10%	6%	8%	10%	8%	8%	8%	8%	7%	5%	
60% ~ 70%		3%	6%	2%	2%	2%	4%	1%	1%	4%	0%	2%	3%	3%	
70% ~ 80%		1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	
80% ~ 90%		1%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ~ 100%		1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		2%	9%	9%	9%	8%	11%	5%	16%	11%	19%	17%	18%	21%	

地域別

放課後デイサービス 北海道・東北

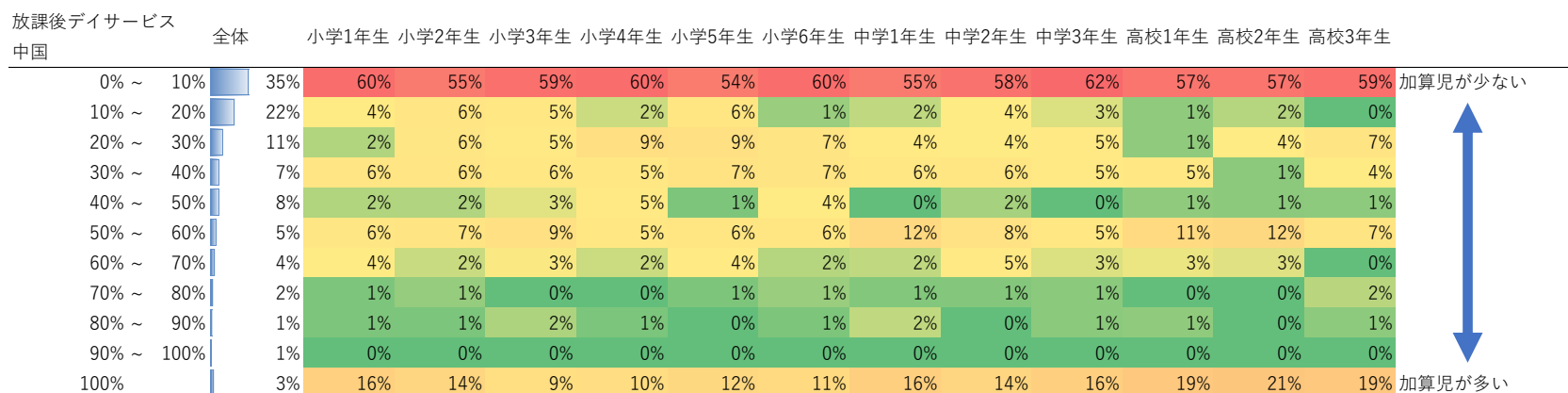
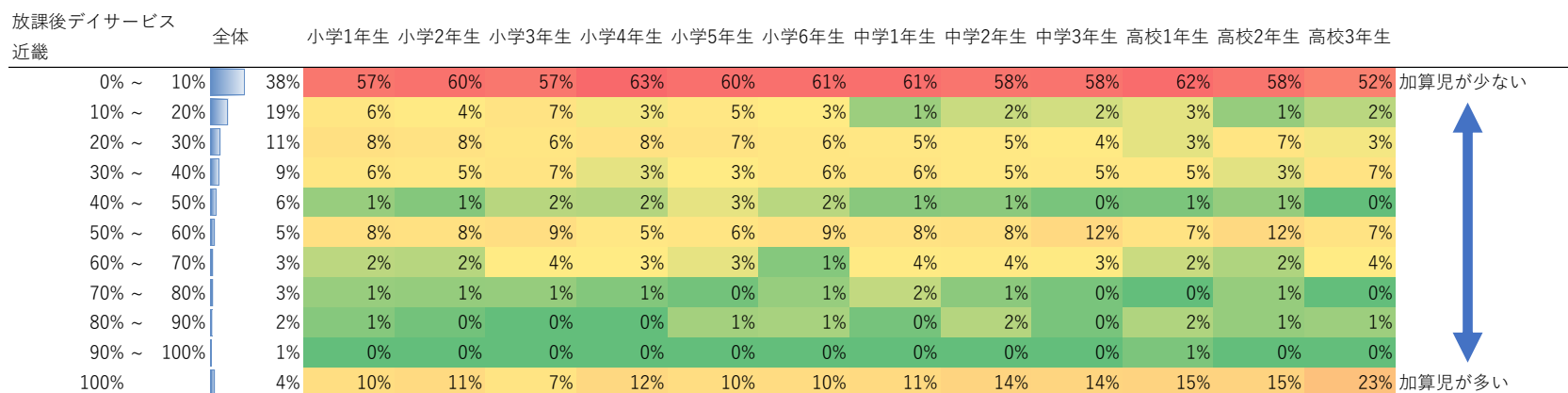
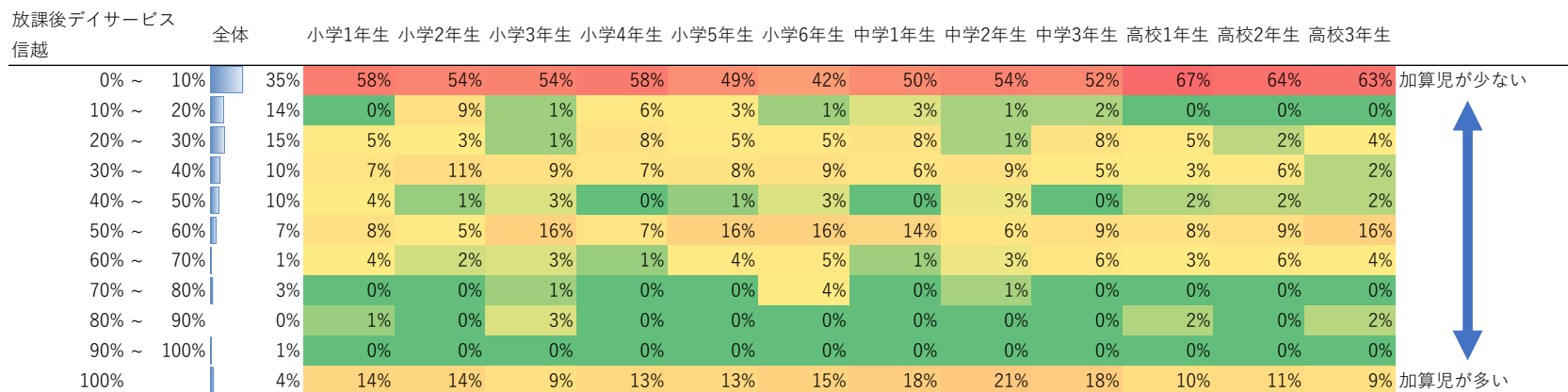
全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	37%	63%	60%	54%	55%	55%	57%	57%	58%	56%	54%	60%	57%	加算児が少ない
10% ~ 20%	15%	3%	5%	4%	5%	4%	5%	2%	0%	2%	1%	1%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	12%	5%	6%	7%	5%	5%	4%	3%	2%	6%	6%	7%	5%	
30% ~ 40%	9%	4%	6%	5%	7%	4%	5%	5%	5%	4%	4%	2%	3%	
40% ~ 50%	8%	2%	1%	2%	1%	3%	2%	0%	2%	1%	1%	2%	1%	
50% ~ 60%	5%	6%	4%	7%	7%	10%	9%	12%	7%	9%	9%	7%	8%	
60% ~ 70%	4%	4%	5%	3%	3%	4%	5%	4%	3%	2%	4%	3%	5%	
70% ~ 80%	3%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	
80% ~ 90%	3%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	1%	
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	13%	10%	15%	14%	13%	12%	15%	20%	18%	18%	18%	20%	

放課後デイサービス 関東

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	29%	53%	50%	55%	53%	53%	55%	54%	52%	56%	52%	48%	45%	加算児が少ない
10% ~ 20%	18%	6%	6%	5%	5%	3%	3%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	13%	7%	8%	5%	6%	8%	6%	4%	4%	3%	3%	2%	3%	
30% ~ 40%	12%	5%	5%	7%	6%	6%	7%	6%	9%	4%	6%	5%	6%	
40% ~ 50%	7%	3%	2%	2%	3%	1%	1%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	
50% ~ 60%	8%	8%	10%	9%	7%	7%	9%	10%	10%	9%	13%	12%	11%	
60% ~ 70%	5%	4%	4%	3%	4%	4%	4%	4%	3%	5%	5%	6%	4%	
70% ~ 80%	4%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	3%	2%	3%	2%	
80% ~ 90%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	13%	12%	13%	14%	14%	14%	14%	17%	16%	16%	22%	26%	

放課後デイサービス 東海・北陸

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	37%	55%	57%	55%	55%	65%	59%	60%	60%	62%	56%	59%	54%	加算児が少ない
10% ~ 20%	14%	6%	1%	4%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	2%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	13%	8%	6%	6%	5%	6%	7%	4%	4%	4%	3%	3%	3%	
30% ~ 40%	9%	5%	4%	7%	6%	5%	4%	3%	4%	4%	4%	4%	5%	
40% ~ 50%	7%	3%	1%	1%	2%	0%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	
50% ~ 60%	9%	7%	9%	8%	12%	5%	7%	11%	7%	8%	11%	6%	7%	
60% ~ 70%	3%	4%	3%	2%	4%	4%	4%	5%	4%	3%	4%	6%	2%	
70% ~ 80%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	
80% ~ 90%	2%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	11%	19%	16%	13%	10%	14%	14%	17%	18%	18%	19%	24%	



放課後デイサービス 四国

割合	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	備考
0% ~ 10%	30%	60%	59%	59%	56%	59%	64%	55%	54%	58%	63%	46%	64%	加算児が少ない
10% ~ 20%	29%	5%	8%	10%	8%	3%	4%	2%	3%	3%	5%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	20%	10%	8%	8%	6%	11%	4%	3%	4%	5%	5%	7%	0%	
30% ~ 40%	8%	5%	3%	8%	6%	6%	7%	6%	9%	2%	8%	7%	4%	
40% ~ 50%	8%	1%	4%	2%	4%	4%	0%	3%	1%	3%	0%	0%	2%	
50% ~ 60%	1%	9%	8%	10%	9%	5%	9%	15%	14%	11%	10%	15%	11%	
60% ~ 70%	2%	3%	3%	1%	3%	0%	3%	2%	4%	3%	2%	3%	2%	
70% ~ 80%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	2%	0%	0%	2%	
80% ~ 90%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	5%	6%	3%	8%	10%	9%	11%	10%	14%	8%	22%	16%	

放課後デイサービス 九州

割合	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	備考
0% ~ 10%	40%	60%	57%	60%	57%	60%	70%	60%	66%	60%	61%	60%	56%	加算児が少ない
10% ~ 20%	17%	4%	4%	7%	4%	3%	1%	2%	0%	0%	2%	0%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	13%	5%	8%	5%	5%	5%	4%	3%	1%	4%	3%	3%	2%	
30% ~ 40%	9%	6%	5%	6%	5%	3%	3%	6%	6%	3%	6%	2%	5%	
40% ~ 50%	5%	1%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	
50% ~ 60%	5%	9%	10%	8%	11%	9%	6%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	
60% ~ 70%	5%	1%	2%	2%	3%	2%	2%	4%	4%	0%	1%	4%	3%	
70% ~ 80%	2%	1%	1%	1%	2%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	
80% ~ 90%	2%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	12%	11%	8%	11%	13%	9%	16%	13%	23%	18%	22%	21%	

設置主体別

放課後デイサービス 自治体		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	44%	64%	62%	67%	59%	52%	67%	56%	51%	64%	56%	52%	62%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	14%	2%	9%	0%	2%	3%	0%	3%	0%	3%	0%	0%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	8%	9%	5%	2%	7%	7%	6%	8%	3%	6%	0%	11%	0%		
30% ~ 40%	11%	5%	2%	17%	7%	0%	4%	8%	13%	3%	7%	7%	0%		
40% ~ 50%	8%	2%	0%	2%	5%	3%	2%	3%	8%	3%	0%	4%	0%		
50% ~ 60%	9%	9%	7%	7%	7%	9%	12%	8%	13%	0%	11%	4%	12%		
60% ~ 70%	5%	5%	3%	2%	2%	12%	6%	3%	8%	0%	4%	0%	0%		
70% ~ 80%	2%	2%	2%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%		
80% ~ 90%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
100%	2%	3%	9%	3%	11%	10%	4%	13%	5%	18%	22%	22%	27%		加算児が多い

放課後デイサービス 社会福祉法人		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	30%	51%	53%	52%	49%	54%	52%	48%	49%	47%	52%	50%	50%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	14%	4%	3%	4%	5%	4%	2%	1%	1%	2%	2%	2%	1%	↑ ↓	
20% ~ 30%	12%	5%	5%	5%	6%	4%	4%	5%	3%	5%	4%	5%	5%		
30% ~ 40%	9%	6%	6%	6%	5%	5%	6%	6%	7%	6%	5%	4%	6%		
40% ~ 50%	9%	2%	3%	3%	2%	4%	2%	2%	3%	1%	2%	1%	2%		
50% ~ 60%	8%	11%	8%	9%	9%	8%	9%	13%	11%	12%	10%	9%	11%		
60% ~ 70%	7%	3%	3%	4%	4%	5%	6%	5%	6%	4%	3%	4%	4%		
70% ~ 80%	3%	1%	1%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	2%	1%	2%	2%		
80% ~ 90%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	1%	1%	2%		
90% ~ 100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
100%	3%	17%	16%	14%	16%	14%	15%	19%	19%	21%	20%	22%	19%		加算児が多い

放課後デイサービス NPO法人		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	29%	51%	50%	51%	49%	47%	52%	52%	51%	48%	47%	41%	42%	加算児が少ない	
10% ~ 20%	13%	4%	5%	4%	2%	4%	4%	2%	1%	1%	3%	1%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	12%	7%	7%	7%	5%	5%	8%	2%	5%	5%	4%	5%	2%		
30% ~ 40%	12%	6%	4%	4%	6%	4%	3%	5%	8%	5%	5%	6%	8%		
40% ~ 50%	8%	3%	2%	2%	3%	2%	3%	1%	3%	1%	1%	1%	2%		
50% ~ 60%	9%	6%	12%	12%	10%	10%	8%	11%	8%	10%	14%	15%	13%		
60% ~ 70%	6%	6%	4%	4%	6%	4%	5%	5%	4%	6%	5%	8%	5%		
70% ~ 80%	4%	1%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	3%	1%	2%	1%		
80% ~ 90%	3%	1%	1%	0%	1%	2%	1%	1%	1%	0%	2%	0%	1%		
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
100%	3%	16%	14%	16%	17%	19%	13%	19%	18%	21%	18%	21%	25%		加算児が多い

放課後デイサービス 社団法人

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	39%	65%	59%	54%	59%	58%	65%	68%	63%	63%	71%	69%	56%	加算児が少ない
10% ~ 20%	14%	5%	4%	5%	4%	1%	1%	2%	0%	0%	1%	2%	2%	↑ ↓
20% ~ 30%	14%	5%	8%	5%	6%	4%	7%	5%	3%	5%	0%	0%	5%	
30% ~ 40%	12%	5%	6%	9%	5%	8%	4%	0%	5%	0%	7%	0%	3%	
40% ~ 50%	4%	2%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	0%	4%	0%	2%	0%	
50% ~ 60%	6%	8%	10%	9%	10%	11%	5%	8%	7%	7%	8%	7%	7%	
60% ~ 70%	3%	2%	3%	1%	3%	3%	1%	3%	2%	2%	1%	5%	8%	
70% ~ 80%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	7%	8%	10%	15%	12%	14%	15%	13%	20%	17%	12%	16%	19%	

放課後デイサービス 株式会社

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	36%	60%	56%	58%	59%	59%	62%	59%	62%	67%	63%	65%	58%	加算児が少ない
10% ~ 20%	21%	5%	6%	6%	5%	3%	3%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	↑ ↓
20% ~ 30%	13%	7%	8%	6%	7%	8%	5%	4%	3%	3%	3%	3%	4%	
30% ~ 40%	9%	5%	6%	7%	6%	6%	7%	7%	6%	4%	6%	1%	3%	
40% ~ 50%	7%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ~ 60%	4%	8%	7%	8%	7%	7%	9%	11%	6%	8%	9%	9%	8%	
60% ~ 70%	3%	3%	3%	2%	3%	3%	2%	3%	3%	2%	3%	2%	1%	
70% ~ 80%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	
80% ~ 90%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	10%	11%	9%	10%	10%	11%	10%	15%	14%	14%	16%	22%	

放課後デイサービス その他営利法人

全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	37%	60%	61%	59%	64%	65%	63%	63%	61%	57%	56%	55%	62%	加算児が少ない
10% ~ 20%	21%	6%	5%	7%	4%	4%	4%	2%	1%	2%	2%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	16%	6%	7%	6%	6%	6%	5%	4%	2%	5%	3%	5%	3%	
30% ~ 40%	9%	5%	5%	7%	4%	6%	6%	6%	5%	4%	4%	4%	7%	
40% ~ 50%	5%	2%	2%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	
50% ~ 60%	4%	7%	7%	8%	6%	5%	8%	5%	13%	10%	11%	8%	5%	
60% ~ 70%	2%	2%	2%	1%	2%	2%	2%	3%	2%	2%	3%	5%	2%	
70% ~ 80%	2%	0%	1%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	2%	0%	2%	
80% ~ 90%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	11%	10%	8%	10%	9%	10%	16%	16%	17%	17%	22%	20%	

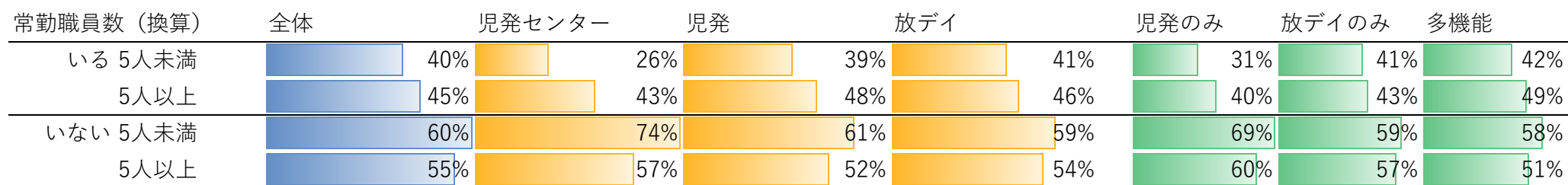
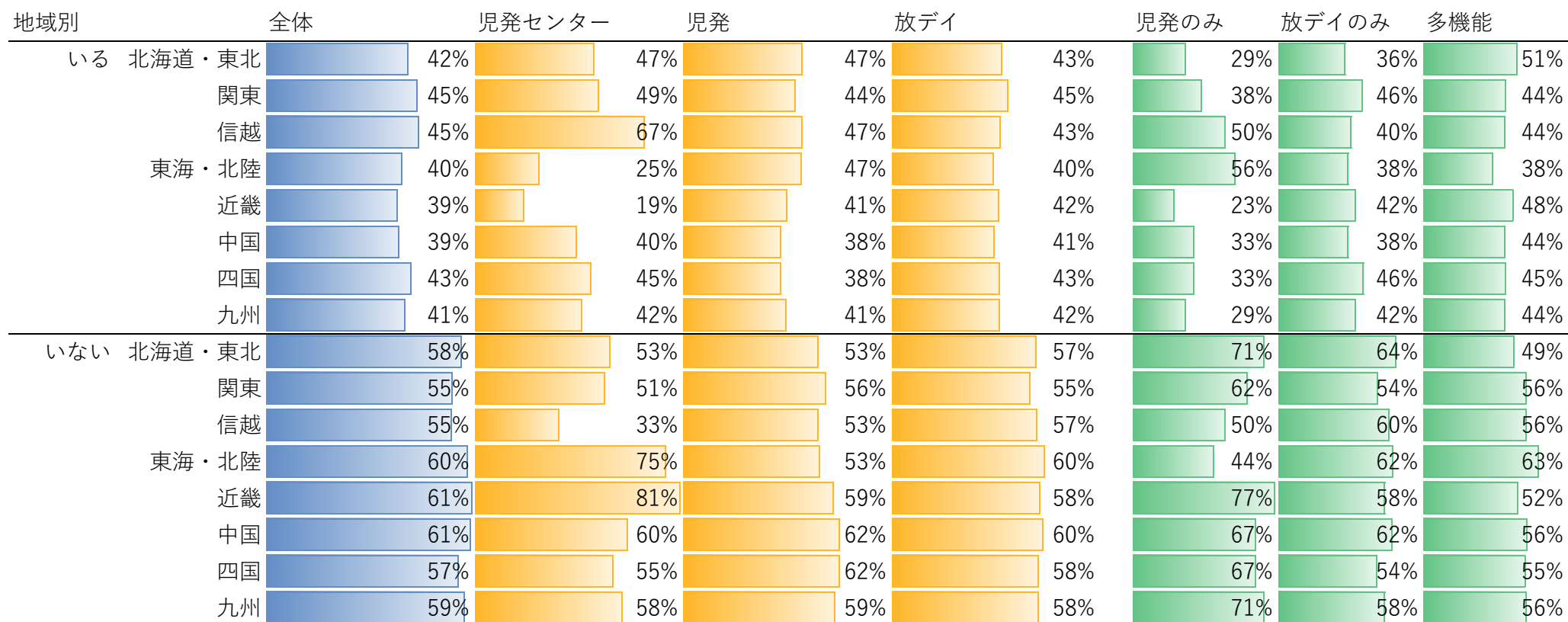
3. 対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童の有無など

(1)対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	1222	73	527	1049	86	562
いない	1698	111	699	1403	158	792
合計	2920	184	1226	2452	244	1354

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	42%	40%	43%	43%	35%	42%
いない	58%	60%	57%	57%	65%	58%

都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる 政令指定都市	43%	37%	45%	45%	39%	42%	50%
中核市	37%	32%	39%	39%	26%	36%	46%
特例市・特別区	42%	40%	43%	43%	33%	43%	49%
一般市	44%	49%	46%	44%	50%	43%	44%
町村	37%	38%	30%	39%	8%	40%	34%
いない 政令指定都市	57%	63%	55%	55%	61%	58%	50%
中核市	63%	68%	61%	61%	74%	64%	54%
特例市・特別区	58%	60%	57%	57%	67%	57%	51%
一般市	56%	51%	54%	56%	50%	57%	56%
町村	63%	63%	70%	61%	92%	60%	66%



非常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる 1.5人未満	41%	33%	41%	43%	31%	42%	46%
1.5人以上	44%	43%	45%	45%	34%	43%	48%
いない 1.5人未満	59%	67%	59%	57%	69%	58%	54%
1.5人以上	56%	57%	55%	55%	66%	57%	52%

非個別サポート加算Ⅰ児数(人)/利用児数(人)の割合を10%刻みの件数で表示 単位(件)

※0%に近づくほど利用児の内、個別サポート加算Ⅰの算定があると思われるが算定されていない児(非加算児)が少ない

児童発達支援	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (年)	4歳児 (年)	5歳児 (年)	小学1 年生	小学2 年生	小学3 年生	小学4 年生	小学5 年生	小学6 年生	中学1 年生	中学2 年生	中学3 年生	高校1 年生	高校2 年生	高校3 年生	合計	
0% ~ 10%	1190	32	194	608	797	822	883	15	17	17	13	11	11	7	10	11	11	12	13	3484 非加算児が少ない
10% ~ 20%	77	0	1	6	17	29	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
20% ~ 30%	37	0	1	5	20	31	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
30% ~ 40%	28	0	0	5	9	13	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
40% ~ 50%	7	0	0	2	7	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
50% ~ 60%	8	1	3	11	15	16	14	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	61
60% ~ 70%	4	0	0	1	3	7	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15
70% ~ 80%	5	0	0	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
80% ~ 90%	8	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
90% ~ 100%	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100%	34	3	15	50	64	67	68	1	3	2	2	1	1	0	0	0	0	3	0	280 非加算児が多い
合計	1407	36	214	690	932	997	1055	16	20	19	15	13	12	7	11	11	11	15	13	4087

非個別サポート加算Ⅰ児数(人)/利用児数(人)の割合を10%刻みの件数を合計で割ったもの(割合)

児童発達支援	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (年)	4歳児 (年)	5歳児 (年)	小学1 年生	小学2 年生	小学3 年生	小学4 年生	小学5 年生	小学6 年生	中学1 年生	中学2 年生	中学3 年生	高校1 年生	高校2 年生	高校3 年生		
0% ~ 10%	85%	89%	91%	88%	86%	82%	84%	94%	85%	89%	87%	85%	92%	100%	91%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	5%	0%	0%	1%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
20% ~ 30%	3%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
30% ~ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
50% ~ 60%	1%	3%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
100%	2%	8%	7%	7%	7%	7%	6%	6%	15%	11%	13%	8%	8%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

都市区分別

児童発達支援 政令指定都市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	84%	67%	90%	84%	86%	82%	82%	100%	75%	75%	50%	100%	100%	-	100%	100%	100%	60%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	6%	0%	0%	2%	1%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	3%	0%	0%	2%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	40%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	50%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	0%	0%	0%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	33%	10%	7%	8%	8%	6%	0%	25%	25%	50%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	40%	0%	

児童発達支援 中核市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	86%	100%	93%	92%	87%	87%	87%	83%	80%	75%	80%	50%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	5%	0%	0%	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	50%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	1%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	0%	5%	5%	7%	6%	6%	17%	20%	25%	20%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

児童発達支援 特別市・特別区	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	84%	86%	93%	91%	84%	76%	80%	-	-	-	100%	-	-	-	100%	100%	-	100%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	9%	0%	0%	1%	1%	7%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	2%	0%	0%	0%	6%	5%	3%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
30% ~ 40%	40%	1%	0%	0%	0%	1%	5%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
40% ~ 50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	0%	14%	0%	1%	0%	1%	2%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
60% ~ 70%	70%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
100%	2%	0%	7%	7%	7%	4%	7%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	非加算児が多い	

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 一般市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	82%	100%	87%	87%	84%	80%	82%	100%	89%	100%	100%	100%	88%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	5%	0%	2%	0%	2%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
20% ~ 30%	4%	0%	2%	0%	2%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
30% ~ 40%	2%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
50% ~ 60%	1%	0%	2%	2%	3%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
60% ~ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
100%	3%	0%	8%	9%	7%	8%	8%	0%	11%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 町村	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	90%	67%	89%	90%	90%	88%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	-	100%	-	100%	100%	100%	-	非加算児が少ない
10% ~ 20%	4%	0%	0%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
20% ~ 30%	3%	0%	0%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
30% ~ 40%	1%	0%	0%	3%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
50% ~ 60%	0%	0%	11%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
90% ~ 100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
100%	1%	33%	0%	5%	3%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	非加算児が多い

地域別

児童発達支援 北海道・東北	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生			
0% ~ 10%	84%	100%	97%	84%	87%	85%	82%	100%	50%	67%	75%	100%	100%	-	-	-	100%	100%	100%	75%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	7%	0%	0%	2%	2%	1%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	4%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	0%	0%	3%	3%	4%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	0%	0%	9%	4%	6%	5%	0%	50%	33%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	非加算児が多い	

児童発達支援 関東	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生			
0% ~ 10%	83%	88%	90%	89%	82%	79%	81%	75%	83%	50%	67%	33%	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%	非加算児が少ない	
10% ~ 20%	7%	0%	0%	1%	2%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	1%	0%	0%	1%	5%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
30% ~ 40%	3%	0%	0%	0%	2%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
40% ~ 50%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
50% ~ 60%	0%	6%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
70% ~ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
100%	3%	6%	10%	8%	8%	6%	7%	25%	17%	50%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		非加算児が多い

児童発達支援 東海・北陸	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生				
0% ~ 10%	78%	80%	86%	90%	82%	75%	77%	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	5%	0%	0%	0%	1%	4%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓	
20% ~ 30%	5%	0%	5%	1%	2%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
30% ~ 40%	3%	0%	0%	1%	2%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
40% ~ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
50% ~ 60%	1%	0%	9%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
60% ~ 70%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		0%
100%	3%	20%	0%	4%	9%	10%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		非加算児が多い

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 信越	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	87%	100%	88%	89%	89%	88%	90%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30% ~ 40%	40%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40% ~ 50%	50%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50% ~ 60%	60%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
60% ~ 70%	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80% ~ 90%	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
90% ~ 100%	100%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100%	3%	0%	13%	11%	7%	13%	6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非加算児が多い	

児童発達支援 近畿	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	92%	0%	92%	90%	93%	90%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	50%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	2%	0%	0%	0%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	40%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	100%	8%	8%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	非加算児が多い	

児童発達支援 中国	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	10%	83%	100%	79%	82%	83%	80%	81%	100%	0%	100%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	50%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	4%	0%	0%	0%	0%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	3%	0%	0%	0%	0%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	40%	3%	0%	0%	3%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	50%	2%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	1%	0%	0%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	0%	21%	8%	12%	7%	8%	0%	100%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	非加算児が多い	

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

児童発達支援 四国	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	83%	100%	83%	82%	79%	74%	85%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	10%	0%	0%	0%	3%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	0%	0%	0%	0%	3%	6%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	0%	0%	0%	0%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	8%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	0%	17%	11%	8%	6%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

児童発達支援 九州	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	86%	100%	93%	93%	87%	84%	87%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	5%	0%	2%	2%	3%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	4%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	1%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	0%	4%	4%	6%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

設置主体別

児童発達支援 自治体	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	87%	100%	94%	88%	82%	85%	87%	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	0%	100%	100%	-	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	2%	0%	0%	3%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	3%	0%	0%	3%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
30% ~ 40%	2%	0%	0%	1%	2%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
40% ~ 50%	3%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
50% ~ 60%	0%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	100%	0%	0%	-	0%	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
90% ~ 100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
100%	2%	0%	3%	4%	9%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	

児童発達支援 社会福祉法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	83%	92%	88%	84%	80%	75%	78%	100%	75%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	-	100%	0%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	6%	0%	2%	1%	3%	5%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	3%	0%	0%	1%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	2%	0%	0%	2%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	0%	8%	0%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
100%	3%	0%	10%	10%	6%	8%	8%	0%	25%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	-	0%	100%	0%	

児童発達支援 NPO法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	82%	86%	88%	88%	92%	86%	81%	67%	100%	100%	100%	50%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	6%	0%	0%	1%	1%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	4%	0%	4%	0%	1%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	1%	0%	4%	3%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	14%	4%	7%	5%	4%	8%	33%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

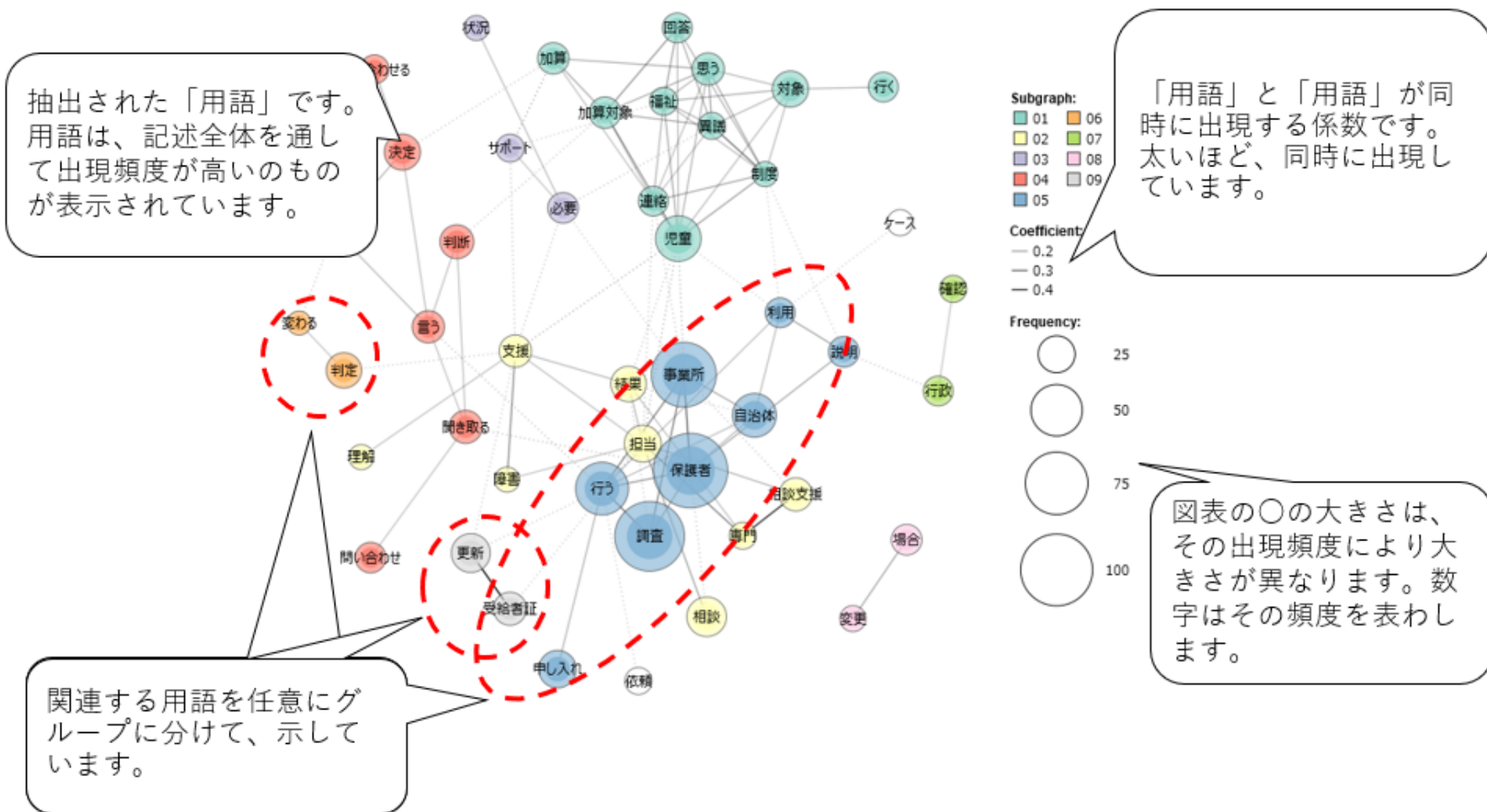
児童発達支援 社団法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	87%	92%	93%	84%	85%	84%	100%	100%	100%			100%	100%	-	-	100%	100%	-	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	3%	0%	0%	2%	3%	5%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
20% ~ 30%	1%	0%	0%	4%	5%	4%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
30% ~ 40%	3%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
40% ~ 50%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
50% ~ 60%	0%	8%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
60% ~ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%
100%	1%	0%	8%	9%	3%	5%	0%	0%	0%			0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	0%

児童発達支援 株式会社	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	87%	78%	93%	90%	88%	84%	87%	100%	67%	75%	83%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	5%	0%	0%	0%	1%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
20% ~ 30%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
30% ~ 40%	2%	0%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
40% ~ 50%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
50% ~ 60%	1%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
100%	2%	22%	7%	7%	6%	6%	4%	0%	33%	25%	17%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

児童発達支援 その他営利法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児(年 少)	4歳児(年 中)	5歳児(年 長)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生		
0% ~ 10%	84%	100%	75%	87%	87%	84%	85%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	0%	100%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	8%	0%	0%	0%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
20% ~ 30%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
30% ~ 40%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
40% ~ 50%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
50% ~ 60%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
70% ~ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
80% ~ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
90% ~ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
100%	2%	0%	25%	11%	7%	9%	6%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

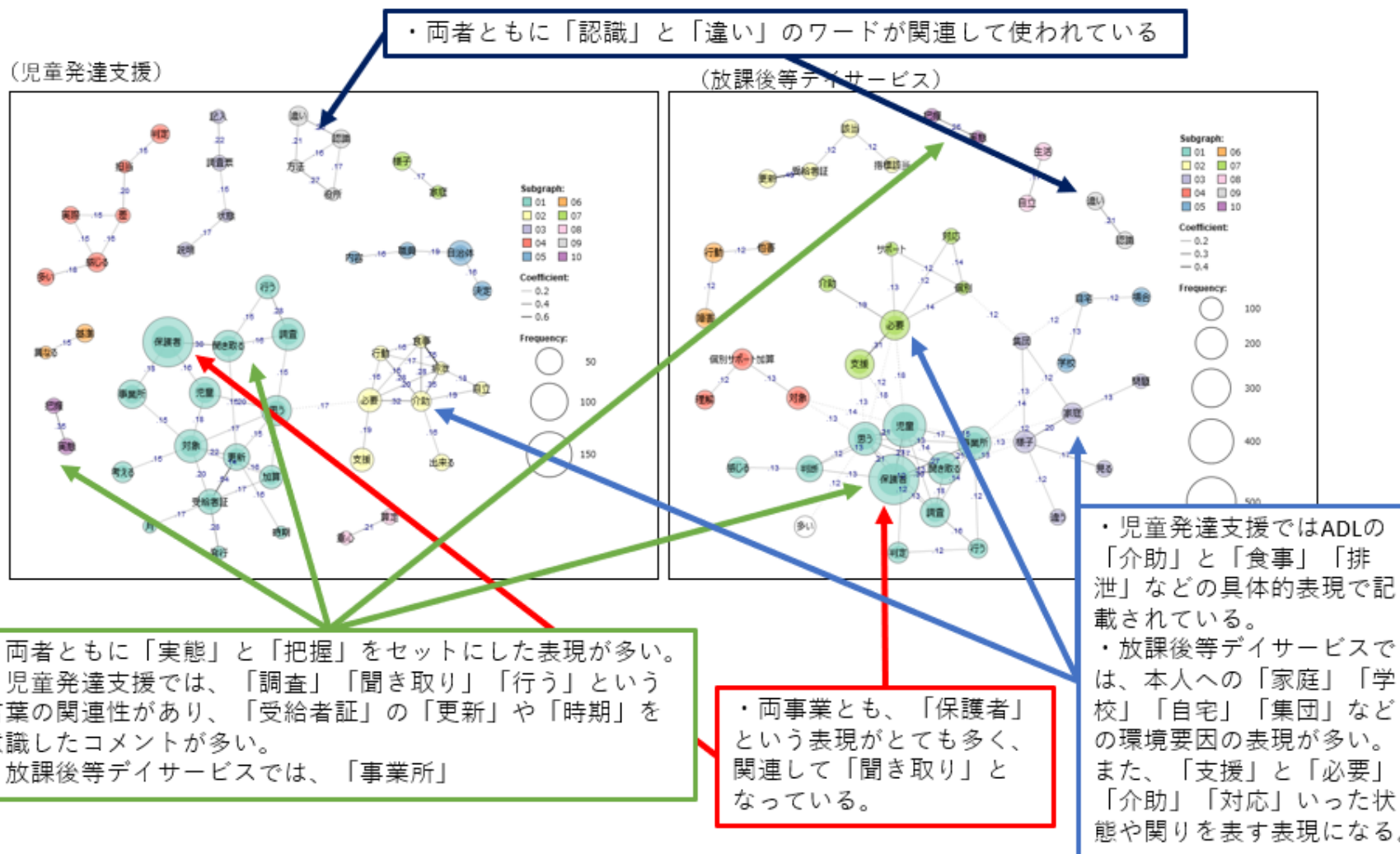


読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

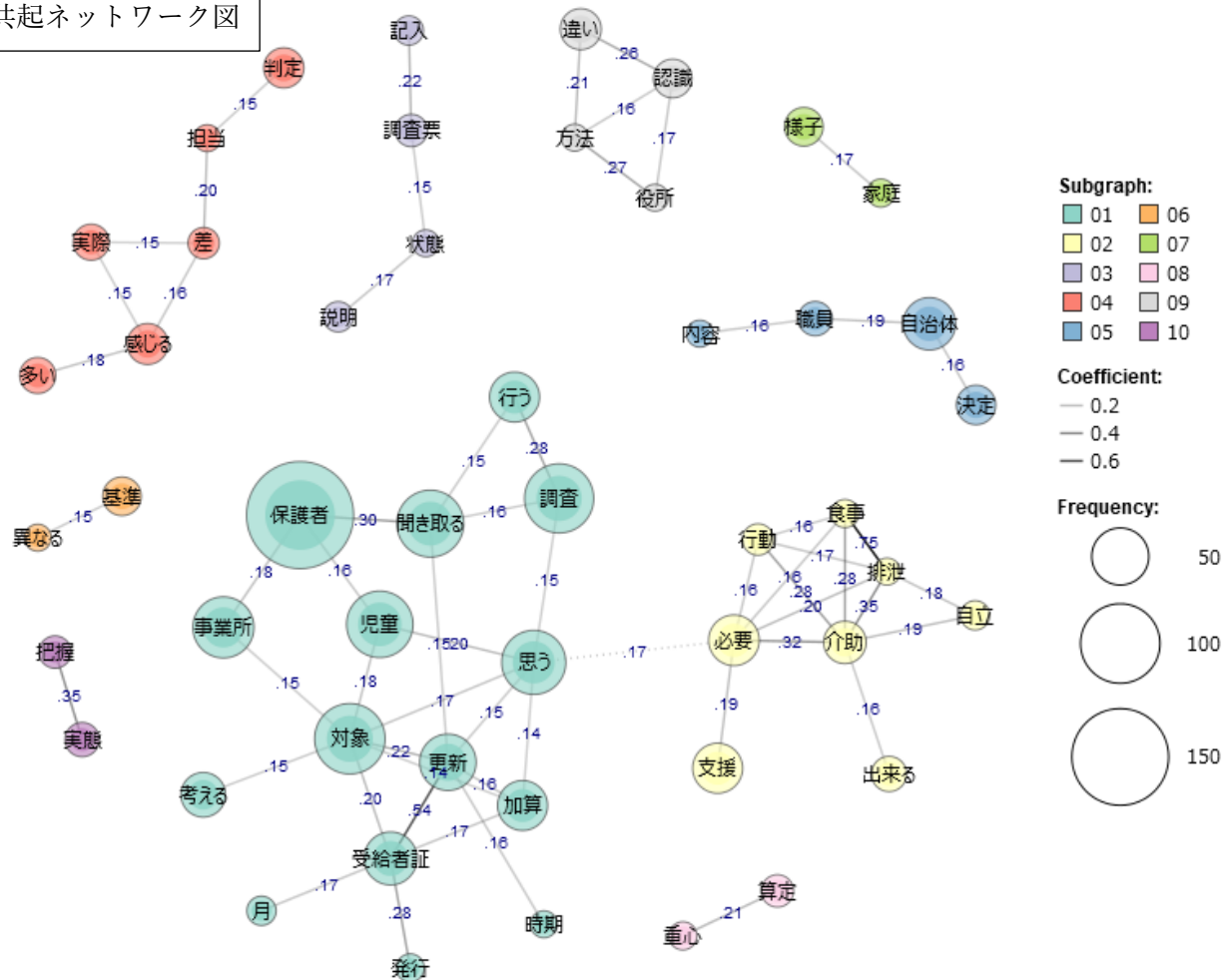
※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



(2) 加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えですか。

児童発達支援

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



政令指定都市	<ul style="list-style-type: none">● 1名は12月の手帳更新の際、個別サポート対象児になると思われるが、もう1名は不明。● 4月は対象にならなかったが、9月から対象になった方がおり、前は調査方法がよくわからなかったのではないかと感じた。また、お子さんの状況を把握できていない方もいるのではないかと感じた。● あらわれによっては、長時間指導員が1名マンツーマンで着くことが多いから● お母様が必要だと感じていらっしゃるのではないかと思います。● セルフプランで、保健センターや区役所での聞き取りのみでの判断や決定付け● セルフプランのため。● セルフプランの為、母親が子供の発達を実態を正確に認識しておらず対象にならなかったと考えられる。● "てんかん発作等の持病があること、数センチの段差でも手を添えないと降りられないときがあるなど● 行動上での介助を必要とする場面がみられる。また、排泄、食事等の日常生活動作においても介助が必要。"● どうして対象にならなかったのかわかりかねません。● どのようなかたちで評価されているのか仕組みが判らないです。現場の声が反映されていないのでは??● わかりません。行政からの説明も、保護者からの回答もありません。児童発達において加算対象にならない根拠の説明がありません。加算対象にならなければ児童発達に通う必要性はないかと感じます。● 衣服の着脱・身なりを整えるための支援が必要な為。衝動性が強い為。● 医療的ケア児の加算対象であった為サポート加算対象にしてくれなかった。● 加算の申請、相談をしていないから。● 加算対象となっている児童との差がない為。● 基準が良くわからない● 区（行政）もしくは担当者によって調査に差があると思われます。当事業所で加算対象にならなかった児童は、同じ区在住に偏っています。● "原則として児発・放デイともに、同学齢で同程度の個別支援が必要と思われるお子さんのうち加算対象になっているお子さんと● なっていないお子さんがおり、制度の運用、判断基準の要領を得ず。● 児発は保育所通園時・非通園児ともあり、放デイとまた異なる理由があるのか？
--------	---

- 個別サポートがついている子と同様なのについていない子がいました。不思議に思い区役所に問い合わせをしましたが、ついてないのならばついていないで処理して下さい。と言われ個人情報なので教えられないと言われましたので理由はわかりません。
- 行政の手続き上のミスや手続きの統一性が図られていないためと考えている。
- 行政担当者の聞き取り不足。各行政によっての対応等の違い。行政の準備不足
- 行動面での幼さもある、よく母親に甘えている様子があるため。
- "項目の聴取りが保護者のみであるため、親の主観により左右されるところが多いと思われる。
- 項目の聴取りを児の所属があれば、保育園や幼稚園、児童発達支援の事業所など親意外からの聴取りも必要と考えます。
- "今回の対象と思われる児童への再調査は行っていないが、令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に関わる調査方法の留意事項に記載されている解釈、具体例の内容にあてはまる部分があるが、調査を一律に行う事は、保護者の負担が生じることから、必ずしも求めるものではない。との記載もある為、自治体等が行っての調査結果が確定している状況で保護者への対象児童かの決定手続きを伝えにくい現状がある。"
- "今年度からの報酬改定項目であり、受給者証の更新を行っていないため加算対象になっていないことが考えられる。
- 受給者証更新の際、行政側が保護者へお子さんの様子の聞き取りを実施している。保護者は家庭生活で困り感が無ければ調査項目に該当されず、加算対象とならないことが考えられる。"
- 市の判断で、「更新の時期に合わせて加算が付く」ということになったため。
- 市町村、区によって若干の解釈の差があるためと思われる。
- 支給決定の行政面談の保護者の回答次第で変わっているのではないかと事業所として対象児と考えていても保護者とは認識が違うのかも
- "事業所では聞き取り調査は行っていない。受給者証発行の役所の窓口での聞き取り調査が徹底できていないのでは。年度後半に更新の児は対象になっている。
- 聞き取り調査に保護者が拒否や理解がついていけなかったのではないかと。
- 事業所や家族への聞き取りが行われた形跡も無く、不明
- 児童の実態を正確につかんでいないのではないかと。本人確認時に大体の様子で見ているのかもしれない。実際にしばらく付き合ってみないと本人の困難さはわからないのではないかと。

	<ul style="list-style-type: none"> ● "自己コントロールの面で課題があり、児童一人では切り替えが難しい。他者が介入しても切り替えができずに次の行動にうつれない場面が週1回以上は必ずある。その他、身辺整理などは自己にて可能。" ● 自治体によって個サポの基準がバラバラだから ● 自治体の対象児童実態把握不足。 ● 自治体主管課が家庭の他に園や事業所での様子について詳しい聞き取り調査を行わなかったため。 ● 自治体職員と保護者の面談により決定。自治体職員の質問の意味を理解しないまま、答えたため決定になる。来年度、就学するが支援学校に入学予定のお子さん。保護者さまが困っていないや聞き取り内容を判断したうえで、決定したと言われてしまえばそれ以上突っ込みようがない。 ● 自治体職員の保護者様への聞き取り調査のみで判定している自治体ですので、保護者様の回答一つで対象外となる児童がいると思います。(事業所への自治体職員からの聞き取り調査はなし) ● 受給者証の切り替え時期がまだ来ないからだと思う。 ● 受給者証の発行時に、お母様が担当職員に対し、本来介助を部分的に要するにも関わらず、希望的観測を含めすべて自分で出来ますと答えている為だとかんがえられます。 ● 受給者証更新時期が年度途中で、更新から切替対象に今年度はなっているため。 ● 受給者証発行の際の保護者さまへのヒアリングで保護者様が自分の子供につき本当は全介助が必要な場合でも介助の必要がないと答えてしまい実際の児童の様子が反映されていない場合。また、保護者様が外国人につき情報をうまく聞き出せていない場合がある。 ● 集団で行動の際は、傍について行動しないと正しい行動に移せなかったり、活動一つ一つについても個別に指示し介助が必要なため。 ● 重心向けの事業所のため、個別サポート加算は算定できない。 ● 障がい受容が不十分である保護者に対しての電話での聞き取りのみで判断し、当該児童への面談等や関係機関への聞き取りを行わなかったことが影響しているのではないかと考える。
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ● "①セルフプランで申請 ● ②令和3年4月以前に発行された受給者証"

- お母様の認識
- 加算項目の対象に当てはまらないが、個別の対応が必要な児童である。
- 外国籍で内容をきちんと把握できなかったのか？ 保護者の障害への認知と理解がうすい
- 各市町村での決定のため、理由はわからない。
- 各役所の調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- "基本的な生活習慣が身についていないのにも関わらず、保護者が支援が必要だと思っていないと感じていること、また必要な支援手続きを行っていなかったこと。自治体が対象児個別サポート加算自体を間違えていたことで加算にならなかった"
- 個別サポート加算の調査票で、保護者が客観的に児童を評価できていないかいら。
- "行政が保護者へ手助けの程度を聞き取るが3歳にしてサポート加算Ⅰから外れてしまった。解釈の読み取りが不十分であったのか
- 3歳の自立度について理解が不十分であったのか、特性についての解釈は不十分であったのかそれについては不明。"
- 行政の違いによって加算がつかない場合があった。
- "行政の聞き取り方が不十分で、保護者が「できる」と発言したらそれ以上の聞き取りはせずに行けると判断し、個別サポートⅠから外れた。
- 保護者へ質問の意図などの説明はなかったようである。
- 保護者はできるだけ子どもの[できる]を信じたい意向があるが実際は支援が必要な状況があり、その事をうまく聞き取れていない状況があった。"
- 行政側（担当ケースワーカー）の発達の状況理解の仕方に相違があることと、保護者の話しのみで算定している傾向がある。
- 子どもの実態についての理解のズレ
- "市町村によって、支給決定の更新まで対象かどうかの判断をしてもらえないため。
- セルフプランでの申請の場合、相談支援事業所での聞き取りが不十分なため、保護者から子どもの困り感を引き出せておらず、本来必要であるはずの支援状況に結びついていない。"
- 市役所での児童の実態把握が難しかった為と思われます。
- 市役所に保護者が児童の課題について十分に伝えていない 市役所判定係が現状の把握を出来ていない
- "事業所の実態は何も反映していない（調査はない）"

- 行政が行っている保護者への調査のみで判断されているのではないかと考えられる。
- (保護者が子供の課題の困り感を把握できていない又は検査者に伝えられていないと対象にならない。
- 保護者自身の困り感のアピールがあると対象になる。)"
- 児童を見ていなかったり、更新時期が年度末になる児童だからだと思う。
- 自治体の考え方の違い
- "自治体主管課職員が直接保護者と面談して聞き取ったと聞いているが、脳性マヒ(片麻痺)の児童で、独歩が出来るようになった事と、スプーンを持ってある程度自分で食事が出来ることで対象外となったのではないかと受け止めている。"
- 受給者証が、既に発行されている中で新しい加算なので、対象かどうかの確認調査がされなかったから。
- 受給者証が誕生日月更新行政で更新時にサポート対象該当かを検討するため、誕生月が3月である本児は年度末まで加算の対象にはならないと思われます。
- 受給者証の交付が令和3年4月以前の為、記載なし。
- 受給者証の更新が母親からの聞き取りのみで行われているため、施設内での様子が反映されにくい
- "受給者証の更新の際の聞き取りを保護者が理解していない可能性がある。調査票を再度行くと加算対象になることが多い。申請書を市に送るが、手続きが通るまでに時間を要する為、その期間の加算がとれない。"
- "受給者証の更新時にサポート加算が外れた。更新時に行政が保護者に聞き取りを行い、サポートの継続か否かを決めるようだ。
- 児童に対する事業所の評価と保護者の評価が異なれば、そのようなことになる。"
- 受給者証の更新時の調査になっているため。
- 受給者証の発行の関係、加算の選定等
- "受給者証更新時の行政の聞き取り(口頭またはアンケート)で対象外となった。受給者証の年度の切り替えの申請時期によって、ついている人とついていない人がいるので、そのタイミングだった。上記の理由かと思われるが、詳細はわからない"
- 重症心身障害児のみ指定事業所の為、対象外である
- 重心型事業所であるため
- "重心支給決定されており現在重心の事業所以外利用していない為算定の可能性が無い
- ""身の回りの事は自分で出来たり、ひらがなを書ける等、理解力が高く個人の能力が高いので個別サポートは必要ないと判断され

たと思われる。

- 情緒面での気持ちの切り替えに支援が必要な児童に対しての算定は判断しにくいのだと感じた。"
- 生活の自立が乏しく他害があるため、職員がつきっきりになる事が多い。
- 相談支援専門員による調査が実態とあっていなかった。市町村によって調査を行う時期に違いがあるため。
- 相談支援専門員の方が、きめ細かく聞き取り調査等行っていただいておりますが、保護者の方が大変だと感じる事が無く子育てをしている。実際は、行動面が危険なこと、身体的にも全体的に介助が必要であることなどです。
- 他に支援させてもらっている加算対象の児童と比べて同等の支援レベルであるが、対象とならなかったのは申請初期段階での保護者の認識不足からではないかと考えます。
- "他のお子さんとは違う市町村在住。
- 教育長の考えか、その自治体の財政状況か、支援に関してどこにお金をかけようとするかの考え方の違いか。"
- 他市在住の利用児で、問い合わせたところ市の方針として受給者証の更新のタイミングで判断するとの回答であった。
- "対象から外れた理由は不明。保護者の方へ確認したところ、通常受給者証の更新と同じように現状の聞き取りがあっただけで、
- 個別サポート加算の存在もご存じなかった。"
- 大半の児童が対象になると思われるが、特に加算はとっていません。どの児童にも家庭等と連絡をとりこれまで通り丁寧に問題点を把握しながら、その子の実態に則した支援を行っているので、あえて加算といわれてもこれまでの制度と異なると考えてしまい戸惑っています。
- "調査が十分に行われないまま支給決定をしたのではないか。
- 問い合わせをしたが、回答が得られなかった。"
- "調査にて保護者さんが実際の生活レベルを客観視出来ておらず現状の状況より軽い報告等がなされている可能性があると思われる。
- 当事業所が未就学の医療的ケア児をあずかる施設として申請しているため。主として通わせる児童の障害の種別で重心以外となっているので、重心の児をお預かりしても医ケア児の診療報酬となっている(個別サポート加算非該当のため)。しかし実際に通っている子どもたちは排泄も食事の自立もしていない児がほとんどで日常動作にかなり介助が必要である。
- 乳幼児等サポート調査を行った相談支援員さんと事業所の見解に一部誤差があったため。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準が市町村によって曖昧であるため（年齢と発達によるサポートの度合いなど） ● 保護者からの聞き取りでの曖昧さと、年齢的なものとの判断の区別がつきにくい。 ● 保護者が困り感を訴えられない ● 保護者が子どもの実態を把握していない。また、把握していても認められないことに一因があると思われます。 ● "保護者が子どもの障がいを受け入れられない又は気づいていない状態にあると思われる。子どもの最善の利益を保障する観点で、子どもに必要と思われる支援や資源について保護者と共有が図られるようサポートを継続することが重要と思われる。" ● "保護者と支援者の連携不足 ● 保護者の子どもの捉え方の違い ● 出来ない事を人に言えない" ● 保護者の捉え方や認識の違い、保護者の中には特性のある方もいるため聞き取りで上手く答えられない方も居るのではないかなと感じています。 ● 保護者様のご理解が得られなかった。自治体によっては、加算算定に関する調査があまり行われていない。 ● 母親からの聞き取りだけでの判断の為
<p>特例市・特別区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● "2つ考えられます。1つは、自治体による事務手続きの進め方の違いのように感じています。 ● 2021年4月より個別サポート加算Iが該当であることを示す受給者証添付用シールが配布された自治体がある一方、 ● 次回の受給者証更新の際に加算を追加する自治体もありました。 ● またもう1つは、障害の程度の見極めの差ではないかと感じています。 ● 比較的、会話の成立しやすいADL面での支援の少ないタイプのお子様にはついていないように思います。" ● ご家族が小学校入学に際して不利にならないよう、自立していると調査票に記入したと思われる ● セルフプランだから。 ● セルフプランの保護者が調査票の回答をする際、実際には「一部介助」であるが、全ての項目を「自立」と回答するため。理由の全てが上記である。保護者が「自立」と回答する理由そもそも、調査票の内容が分かりにくい。→どのような実態が「自立」「一部介助」「全介助」なのか、調査票の記載からだけでは全く捉えられないため。 ● 家庭への調査しか行われず、調査項目の文章が不明確なためだと思います。

- 環境によって、出来るADLとしているADLと、介助・支援者による支援方法による違いがあることから
- 区の担当者の判断違いによるものと考えている。
- 区の判定基準が、保護者からの申告内容のため
- 区の方に確認を取ったところ、「最初の聞き取り表で判断をしている為、対象にならなかった」とお答えいただきました。
- 区市町村によって基準が違う
- 個別サポート加算をとっていない。
- "行政の対応は、お誕生日に、新しい受給者証を発行する時に、切り替えのタイミングで、記入するようです。
- 事業所としては、完全に該当する子どもについては、サポート加算の申請書に記入して、サポート加算1、
- を認定して頂いております。"
- 算定基準の捉え方の相違
- 算定基準の捉え方の相違
- 市役所の決定で、次回の更新日（当時1年後のR4.4.1から）になるとのことで、適用外とされたため
- "受給者証の更新のタイミングで加算に入っている児童が多いので、まだ対応が追い付いていないのではないかと考えている。
- （人・時間等に余裕がなく、サポート調査に基づいた聞き取り等ができていないため、弊所からの申請もまだできていない）"
- 受給者証の更新のタイミングで福祉事務所が判断し、対象となるので更新のタイミングを待っているためと思われます。
- 受給者証の更新時期と重ならなかったため、次回の更新時には対象になるのではないかと考えている。保護者視点での判断材料となるため、基準が定まっていないと思う。
- 重心の事業所の為
- 重心施設の為、加算対象にならない
- "新規の加算のためまだ間に合っていないのではないかと考えられる。
- 更新のタイミングで加算が追記されてきているように感じる。"
- 申請時における保護者の児童への認識の違い、書式に対しての見解の違い。
- 身辺自立における介助や、問題行動に対する介入が必要なため
- 制度開始時に自治体が実情に即した判定をしなかったため（保護者の聞き取りのみで機械的に判定したケース、5領域11項目調査

	<p>を支給決定の要否の際と同じく年齢を加味しないまま判定したケース、判定を行わなかったケース)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援が行き届いていない ● 対象児童と直接面談する、保護者に十分な聞き取りをする等の情報収集や対象児童の実態把握が適切でなく、加算対象とならないと判断されたことが理由だと考えます。 ● 保護者がサポート加算の存在を知らないケースがみられる。 ● 保護者に対して送付された「乳幼児等サポート調査」についての説明が伝えきれていない。なぜ送られてきているのか？どのような視点で記入するのが理解されていない。また、保護者の価値観で調査票に記入するので、必要と思われる子に対しても、加算がつかない状態になっている。そもそも、何のためにこの加算があるのか？を保護者にしっかり伝えてほしいと思う。 ● 保護者の回答の仕方が曖昧だった ● 保護者の希望無し等 ● 保護者の方が個別サポート加算について理解をしていない。 ● 保護者も理解していない様子なのが気になりました。(サポートの件について気が付いていない様子が見られる) ● 本児の食事や排泄、移動などの状況について、保護者の方の回答か質問に複数の解釈ができるものがあつたのではないかとと思われる。
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ● 【通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粹に介助等を要否をつける】とするところが、聞き取りをする側、保護者側の介助量の解釈の仕方がそれぞれ違うのではないかと考える。 ● "①加算Ⅰの算定 年少児童 市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしていない為。 ● これまでの発育歴、現状を細やかにアセスメントシート、支援記録等に記載している為、参考資料としての提出を想定。 ● ②加算Ⅱの算定 年長児童 市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしているが、保護者が拒否された為。 ● 年少児童も対象と想定されるが、保護者からの拒否が想定され、関係悪化の恐れが有、踏み込めない為。" ● "2名は2021年4月から利用を開始されました。4歳児の方は当事業所利用以前から受給者証をお持ちでまだ更新されていません。 ● 2歳児の方は受給者証を初めて発行されましたが対象になっていません。" ● 3才児さんで、食事・排泄介助がまだまだ必要なため。 ● 3歳以上の方で未熟児のために食事や排泄、入浴、移動の項目はすべて全介助の状態だが、行動障害や精神障害の項目があてはま

らず対象外となったと考えられるが、説明の理解やコミュニケーション、読み書きの項目に関しては該当するのではないかと考える。

- "3年度からの加算であり、自治体から受給者証の更新までは調査しないと言われたから。
- 4月にさかのぼって調査を依頼された他の事業所もあるようだが、自治体の大変さを思うと無理な願いはしにくいと感じた。"
- "4月更新の受給者証が報酬改定前に発行された為。
- 次の更新の時に対象となっている場合が多い。"
- 5領域11項目の調査での判断と実際現場での療育での相違
- お家の方への聞き取り不十分、もしくは、お家の方の支援度合いへの理解が不十分。
- きちんとした申請がされなかった。
- しっかりとアセスメントできていない。
- セルフプランだったから
- セルフプランで保護者の方が、児童の生活状況調査票のチェック項目に「なし」をつけたため。
- セルフプランにて家族が加算の理解が乏しいかった。
- セルフプランのため、自治体からの聞き取りの仕方によって加算対象となるかが変わると思う。療育活動を丁寧に積み重ねている結果、児童が力をつけ、困り感が軽減した
- よくわからないが、9月から対象者に変更された。
- よくわからないが、お母さんが話すには、身体障害者手帳を持っているからかな？と言っていた。
- 運藤面・生活面など介助が必要な子どもだと思っからです
- 加算がつく事=障害が重いと考えたのではないかとされる。また自宅でのお子さんの様子と外（事業所）での様子の乖離も理由があると思われます。複数のお子さんを見ているとどの程度の支援が必要かの度合いの差が分かるが、保護者はそういった様子があまり分からないからだと思う。またコロナ下においては幼稚園等での集団生活の場を保護者が見る機会が減っている事も一員と考えられます。
- 加算について自治体から連絡がきたときには、保護者への加算についての説明がすでに済んでいたため、今年度の加算は見送った。
- 家での様子のみを判定基準にしている為

- 家族が調査書の回答をするため、事業所側の認識（特性の理解）と異なる。
- 各市町村の判断に委ねられているところが大きいから
- 各市町村福祉課の方がお子様の状況の把握が出来ていない点、加算に関しての手続き等を詳しく知らなかった点、ほぼ加算無しの状態だったため市町村への再調査票を提出、問い合わせを実施した
- 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- "各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。何を基準に調査しているのかが分からない。調査員の考え方によって加算対象とならない
- 事が多いように感じる。"
- 基準が明確ではないから、母親が困り感と、学校の困り間、事業所などでの困り感が異なるから
- 居住の自治体で保護者のみに聞き取り調査を実施して判定されている児であるが、事業所が把握する実態と保護者の説明に差異があり、加算対象にならなかったのではないかと思われる。
- 継続利用の児童であったため相談支援事業所できちんとしたアセスメントを行わなかった。 保護者が自分の子供の課題の認識が薄い。
- 決定する自治体によっては、家庭と事業所とのすり合わせをしてくれるが、そうでないところもあり、家庭のとらえと事業所のとらえの差異が生じてしまう。
- 県によって対象とする基準が異なるように感じる。
- 個別サポートの制度が保護者様の理解が行き届いていない。
- 個別サポート加算（I）の取り扱いに対する自治体職員の聞き取り方によるもの。
- 個別サポート加算対象の聞き取りが事業所になく、保護者のみの為。（更新時もなし）
- 個別の指示が口頭で入りにくく、意思疎通が困難、発達の凹凸が大きく、説明は言葉の理解で可能だが理解とは異なる行動があるため個別の対応が必要。言語理解ができるが、急な不安や恐怖に襲われるため文字と絵で見通しを個別に説明をする必要がある。多動性と過敏性を持ち合わせているために言葉での指示のみではなく刺激の調整のプログラムの提供や視覚的に提示見本を占める必要がある。

- 行政にて聞き取り調査を行なった際に、保護者の方のお子さんに対する障害理解や現在の状態像の把握などが進んでいないことから適切に説明ができておらず、行政に伝わっていないのではないかと考えています。
- 行政機関が保護者からの聞き取りで決定していることから現場の姿のとらえと保護者の受けとめ方での相違とも考えられた。
- 子どもの発達レベル
- "市に問い合わせたところ、保護者からの聞き取りによる、と言われた。
- 保護者の見立てによる。"
- 市のサポート体制が取れていない。
- 市町村や保護者様の加算対象に対する基準の捉え方の違い。
- 市役所、相談支援員、保護者のみで基本報酬の区分における指標調査を行い事業所が入らなかったため。聞き取りも行われなかった。
- 市役所による査定となる為、母からの聞き取りが不十分であるのではないかとと思われる為。
- 市役所に問い合わせたところ、認定調査を行った時点での調査項目に基づいて行政が判断したとの回答であった。調査時期がかなり前等の場合と思われるが、3歳児で移動や排泄・食事・入浴等すべて全介助（未歩行・発語なし）、問題行動の項目にチェックが無い場合は対象になりにくいという話も出ていた。納得しているわけではないが、それ以上再調査の申し出などはしなかった。
- 市役所に問い合わせた結果、対象に該当しないとの回答でした。
- 指標該当調査について、保護者と施設側と状態等による可不可の捉え方が違うから。
- 支給決定担当者の判断ミス。個別サポート加算についての判断を前年度までの高度強度障害支援加算と混同されているのではないかと。複数の自治体から利用者さんを受け入れています、自治体によって、個別サポート加算（I）の取り扱いが違う事も散見されます。
- "事業所としては、加算対象になると考えていたが、自治体が保護者に対し聞き取りを行った際に各項目の判定に対し出来ると判断された項目が多かったため"
- 事業所と保護者の認識の違い
- "事業所内で対象と思われる児童の調査を行い、市役所へリストを提出するも、市役所ですぐに調査してくれず、受給者証の更新時にしか対応してくれない。

- 調査を認定する方の裁量や保護者の訴えによっても差が見られる。"
- "児童の姿が場所によって異なっている可能性
- 外国籍の方で聞き取りの際の意思疎通が不十分だった可能性
- 以上の2点が挙げられます。"
- 児童の方1名、対象外でしたが、他の市町村は全員対象でした。市町村により考え方等の違いがあると思われます。
- 児童発達支援の方は、職員とサポート調査を使い行った。
- 児童発達支援者4名は全介助と1対1でないと危険を伴う恐れがあるまたは他害もある。
- "自治体からの保護者アンケート（聞き取り調査）によって、個別サポート加算を算定している為、実態が反映されていないように感じる。
- "
- "自治体それぞれの考え方による事がみられた。
- 今年度中に行う予定であった。次の更新時に行う予定であると回答がかえってきた自治体もあった。"
- 自治体の把握・情報提供不足により、登録されていない。利用者・保護者が申請するような、制度の習熟がはかられていない。
- 自治体や相談支援事業所と連携が取れていない。
- "自治体主管課職員が本人を直接見ず、保護者に調査票の質問だけで決定しているため。
- 保護者は家では困らないことがあっても、保育園や事業所等の集団生活では問題があるケースが多い。"
- 自宅では落ち着いて過ごすことができているようだが、園や事業所等の集団になると多動衝動がおさえられない。自宅で過ごす際には困っていないため
- 実際に家庭で支援をしている保護者と、事業所で支援をしている支援者の考え方や捉え方の認識の違い。家庭と事業所での環境が違うため、子供の様子も変化してくるため。
- "受給者証の更新時の保護者からの聞き取りで、加算になるかどうかの判断になるそうなので、保護者の伝え方の違いや、
- 質問の仕方で変わる為"
- 受給者証の更新時期が1月であった。セルフプランの為、行政からの調査票など確認が必要だと思われるが、保護者に確認したところ何もなかったとのこと。

- 受給者証の更新前のため
- 集団活動では多動問題行動等がみられるが、他の場面（個別対応等）では問題行動等がみられないため
- 重い自閉症で、意思の疎通が難しく、視覚支援も十分理解できておらず、活動が気分で左右されるため。
- 重症心身障害児を対象とする事業所
- 重症心身障害児対象事業所の為
- 重心対象として放課後等デイサービスを行っているため加算を算定していない
- 重心単価を取っている為算定対象外
- 食事・排泄が自立しておらず介助が必要、また突発的な転倒（後ろにひっくり返るなど）、入所してからのてんかん発作疑い（現在診察結果待ち）等の方がおりますがコミュニケーションをある程度取ることが出来るためだと思われます。
- 食事の一部援助、排泄の一部援助が必要な児童であるため
- 申請していない
- 申請しなかったため、まだ加算がついていない。受給者証の更新に合わせて順次個別サポート I がほぼ全員記載されてきています。
- 親さんの過大評価
- 親御さんの説明
- 診断名が下りていない。
- 身体障がいのお子さんで、支援量が多いが、5領域11項目に当てはめると非該当だった。
- 生活動作において支援を必要とする為。
- 相談支援員と支援事業所とのモニタリングが、しっかりとできていないことだと思います。
- 相談支援事業所と相談し、個別サポートでの点数を事業所が採点。相談支援事業所に提出したが反映されなかった。→一度提出したが反映されなかったためそのままにしている。
- 多少ではあるが、職員の介助が必要である
- 多動という特性は判断基準には入っておらず、あくまで生活面における困りごとや基本的なADLで判断されているのかなと感じました。
- 対称と思われる児童について個別支援サポートの判断を実施する上で関係行政からの相談等を受けていない

- 対象だとしても、次回の受給者証の更新時にしか対象として記載しなくていいと解釈しているのではないと市町村から返答あり
- 対象児が利用する際、行った認定調査では個別サポート加算対象外であったが、受給者証を発行している福祉課に連絡をし後日加算対象になった。
- 対象児童の市では受給者証の更新の際に調査が入る為、機関までの間は加算の対象になることができない。調査が3月の場合、約1年ある為それまでの期間に成長があるので対象とならないことがあると思われる。
- 調査を行う人の解釈の違い
- 調査者や主管課の聞き取りが不十分であった。調査基準についての理解が調査者によって差が生じていた。
- 調査票の記入が、児童の状態像と合っていなかった。
- 通常の発達による介助部分は、加味しないとの一文により、対象児の評価時に、これは、まだ出来ないのは普通と考えている方もいる。
- 乳幼児等サポート調査を用いて行ったが、保護者が子どもを捉えることが難しいことや、どこまで手をかけているかの意識が弱いのではないかと思います。
- 年齢が低く判定が難しい
- 排泄の自立が出来ない（常に介助が必要）
- 排泄はオムツ使用で、更衣・食事等すべてにおいて見守りと一部介助が必要ではあるが、保育園や幼稚園と併用利用をしている児童の為。
- 判断基準が同じではない？客観的な指標に基づいていない？判断しているの人の基準が異なる？
- "判定員の判断基準が正しくない
- 判断マニュアルを理解していない
- 杜撰な聞き取り調査がある"
- 判定基準には当てはまるように感じるが、対象となっていない理由はわからない。
- 評価基準の違い
- 評価時期をサービス更新時に合わせた為。
- 聞き取りが家族のみに行われており、児童の状態が十分に反映されていない。

- 聞き取りの際に、保護者がお子さんの調子が良く、できているときを基準に話をされたからではないかと思われる。
- "聞き取り調査が不十分
- 市町村による差"
- "聞き取り調査や判定を障害理解のある人がつけていない。
- 関係機関で実態を共有できていない。
- "
- "保護者からの聞き取りのみをもとにして算定の有無を決めている事
- 事業所での様子は反映されていない事"
- 保護者からの聞き取りや質問アンケートの返答でのみで決定されている。実際の利用時の様子を確認したり事業所からの聞き取りを行っていないため乖離が生じている。
- 保護者が行政との聞き取りの中で希望しなかったため
- 保護者が事業所での様子を知らなかったり、調査票の具体的な内容などを分からずつけていることが多いため。
- 保護者との認識の違い
- "保護者と事業所、自治体の認識の差。
- 実際の生活や療育の場での様子を踏まえた検証が自治体には不可能である以上、加算の采配権を自治体に委ねるという制度そのものに疑問を感じる。"
- "保護者にとって「介助を必要とする」と「配慮の必要がある」は必ずしも一致しないと思われる。「介助」という言葉のイメージも持ちにくい。
- 調査項目前半に行動上不穏さを感じさせる項目が多いため「そこまで大変ではない」と感じさせて今うのではないか。後半の調査項目にスキルのことが出てくるが、そこに目が向きにくいかもしれない。"
- 保護者にのみ状態の確認をされた為。
- 保護者による支援の度合いの考え方の違い
- "保護者の児童に対する理解不足。
- 状況の受け入れができていない。"

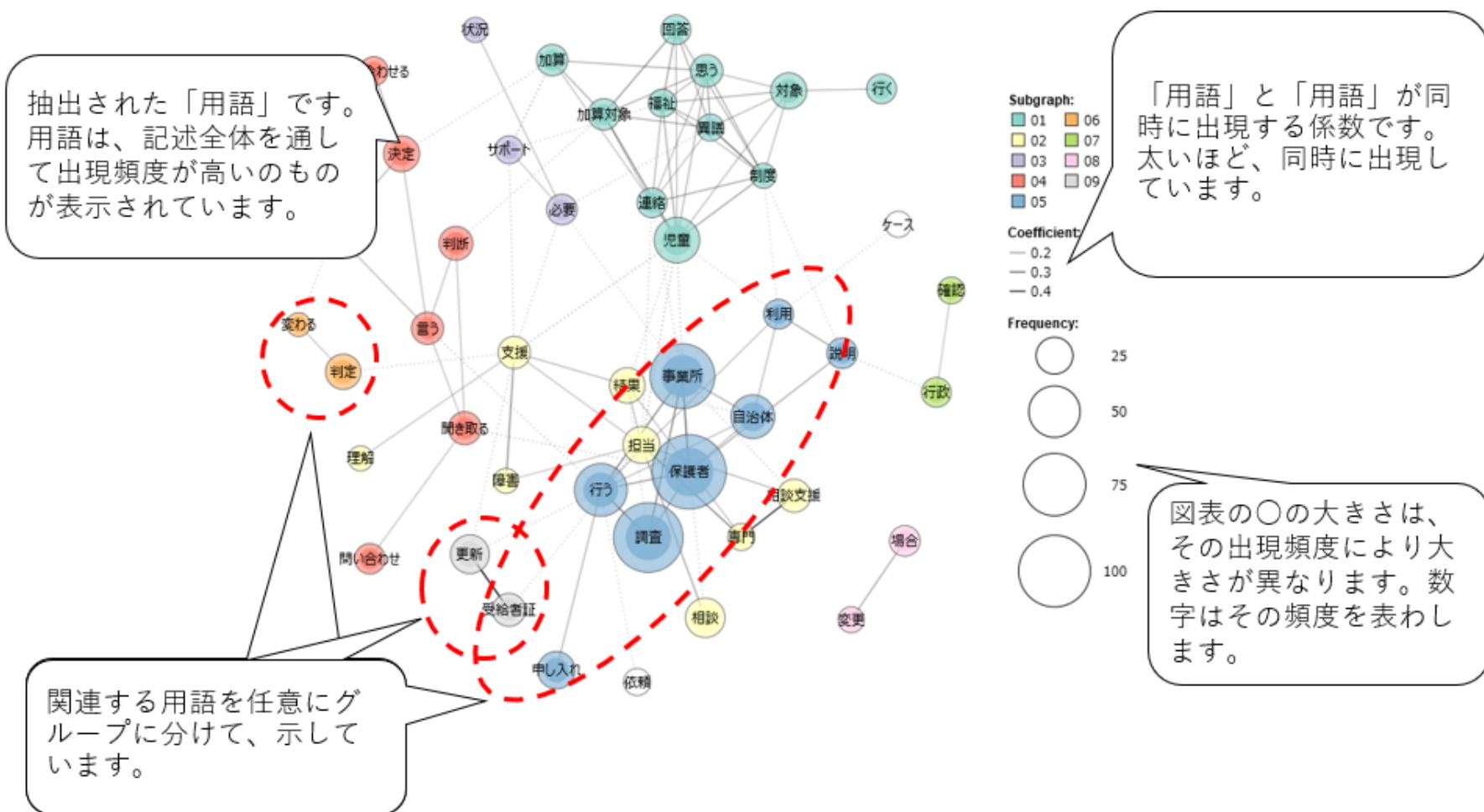
- "保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。
- 実際にお子さんに会って判定していないことが多い。"
- "保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。
- 実際にお子さんに会って判定していないことが多い。"
- "保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。
- 実際にお子さんに会って判定していないことが多い。"
- 保護者の認識による申請のため
- 保護者の判断。
- "保護者の方への聴き取りにより決定している市では、保護者の回答内容によって左右されていると考えられる。
- 過去の情報に基づいて決定されてる市では、現在の姿と相違があると考えられる。
- 個別サポート加算Ⅰが更新時につくとして、自治体主管課職員から事業所に児童状況の問い合わせがない。"
- 保護者の未記入による提出
- 保護者への聞き取りのみの査定
- 保護者への聞き取りのみの査定
- 保護者や支援員によって役所に届ける際の基準に差がある。
- 保護者自身がチェックをいれる様式だったため、保護者自身の解釈によって加算対象にならない場合がほとんどだった
- "保護者申請時の記入方法の理解不足
- 自宅と集団（自宅以外）での子どもの様子の相違"
- 母親の説明不足か、実際にはできていないこともできていると話していた可能性がある。
- 本人の実態と違う場合でも、保護者に役所が電話聞き取りで「できる」と答えられたらその通り反映するから。
- 面談時の質問等が保護者へ上手く伝わらず、本来の子どもさんの様子の聞き取りが出来ていないのではないかと感じました。
- 令和3年4月より運用が始まった際、各事業所で保護者へ説明し記入をお願いした為、保護者自身の判断で記入されたということ、実際の児童の姿と保護者の児童に対する見方に違いがあり、本来ならばチェックがつくであろうものにもチェックが入らず、対象となっていないと思われること、文言を読み「そのようなことはない」「そこまでひどくない」と保護者が思ってしまう文章だった

	<p>ということ、加算をつける意図が保護者に理解されていないということが挙げられる。</p>
<p>町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 釧路市、白糠町に、加算の対象であると判断されていないため。 ● 現況：重度の自閉児で不登校（月0～1回）児童デイサービス利用も月に1～3回、母子家庭で3人兄妹（他兄弟も不登校引きこもり傾向）対象にならない理由不明 ● 個別サポート加算がついてなかった ● "更新時に対象から外れてしまったので、市の職員と保護者との受け答えの中で対象にならないと判断されたのではないかと考える。 ● 保護者の子どもに対する理解度によって、市の職員に話をしたときの受け取り方も違うし、保護者が子どもの困りを上手く伝えられない ● ことで市の職員に理解してもらうことが難しいことがあったのかもしれない。" ● 行政の聞き取りは保護者さまのみで、家庭での様子だけで判断されているため。 ● 市町村によって、対象基準が微妙に違うようで、マンツーマン対応の児童でも、対象になっていない。市町村の基準が解らないのでなぜ対象にならないかは回答なし ● 市町村によって調査の内容、方法が違う ● 主に申請の時、更新の時の親御さんとの聞き取りを主にしてサポートが付けられるのと思うので、家での困り感や様子などの伝え方によって対象にならなかったと考えられる。 ● 受給者証での確認ができなかったため ● 重心型児童発達支援事業所である。重症心身障害児対象に受け入れている。 ● 調査員の質問のしかた 保護者の子どもに対する理解 受給者証の更新のタイミングで評価が行われるため ● 直接センターへの聞き取りはされていないから ● "乳幼児サポート調査のチェックが、保護者と事業所で見解が違う。 ● 保護者の意見のみで判断している。" ● 判定のミス ● 保護者の同意がなかった。（納得していなかった）

	<ul style="list-style-type: none">● 保護者への聴き取りで、保護者が要支援と回答した項目が少なかった。(未受診、保護者の受容がまだできていない。)● 保護者への面談時に特別困っている部分が見当たらなかったのではないかとされる。● 保護者様が調査票に記入して自治体に提出しているため。保護者様の困り感がない。個別サポート加算について保護者様の理解が出来ていないのではないかと思う。● 利用の対象が重症心身障害の状態に限定された事業所のため、個別サポート I の算定はできない。
不明	<ul style="list-style-type: none">● 見た目だけの判断だと思います。● 保護者が調査段階で必要性について記入していない。● 保護者の聞き取りで決定された。発達障害のお子さんの採点について疑問あり。

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

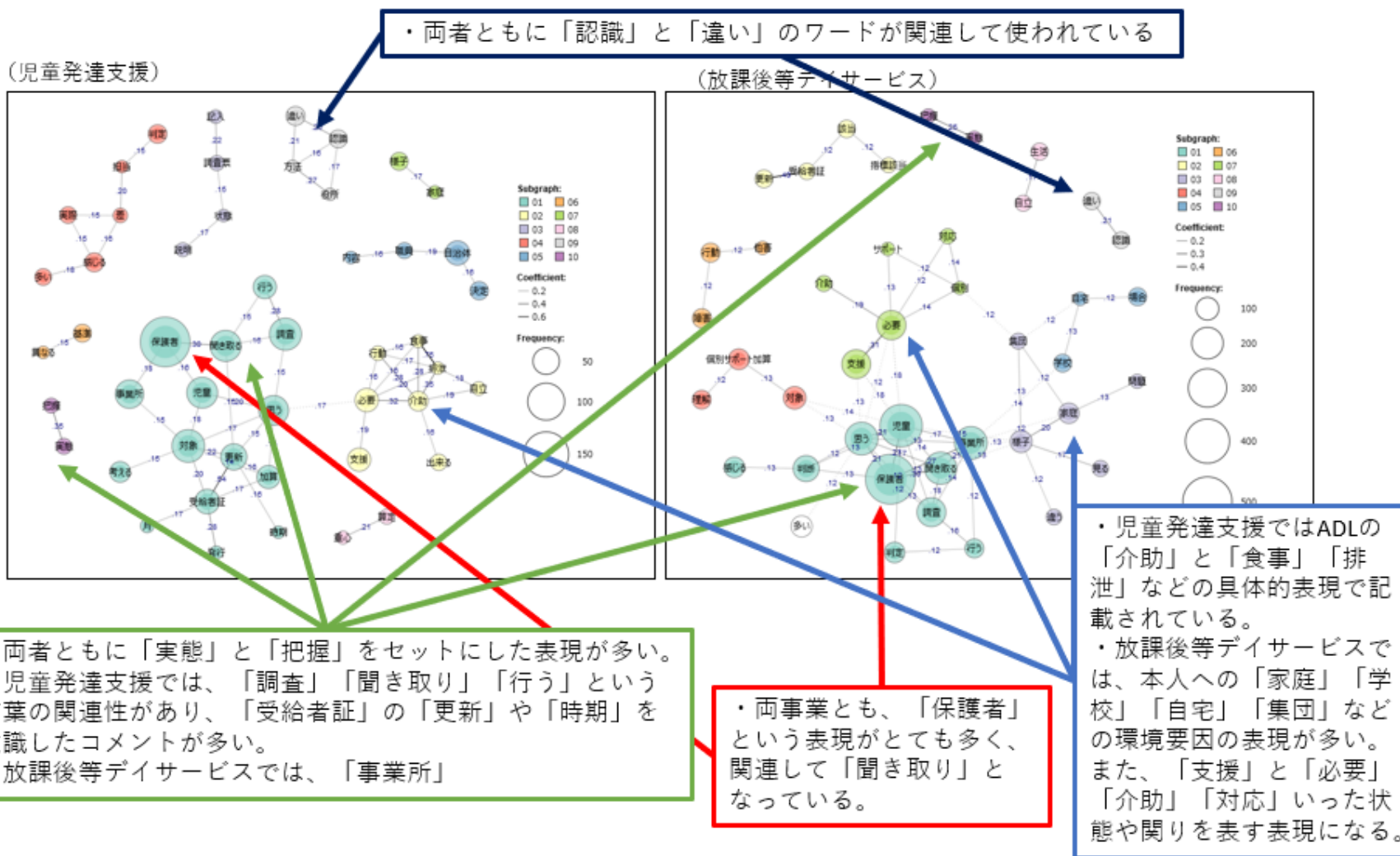


読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

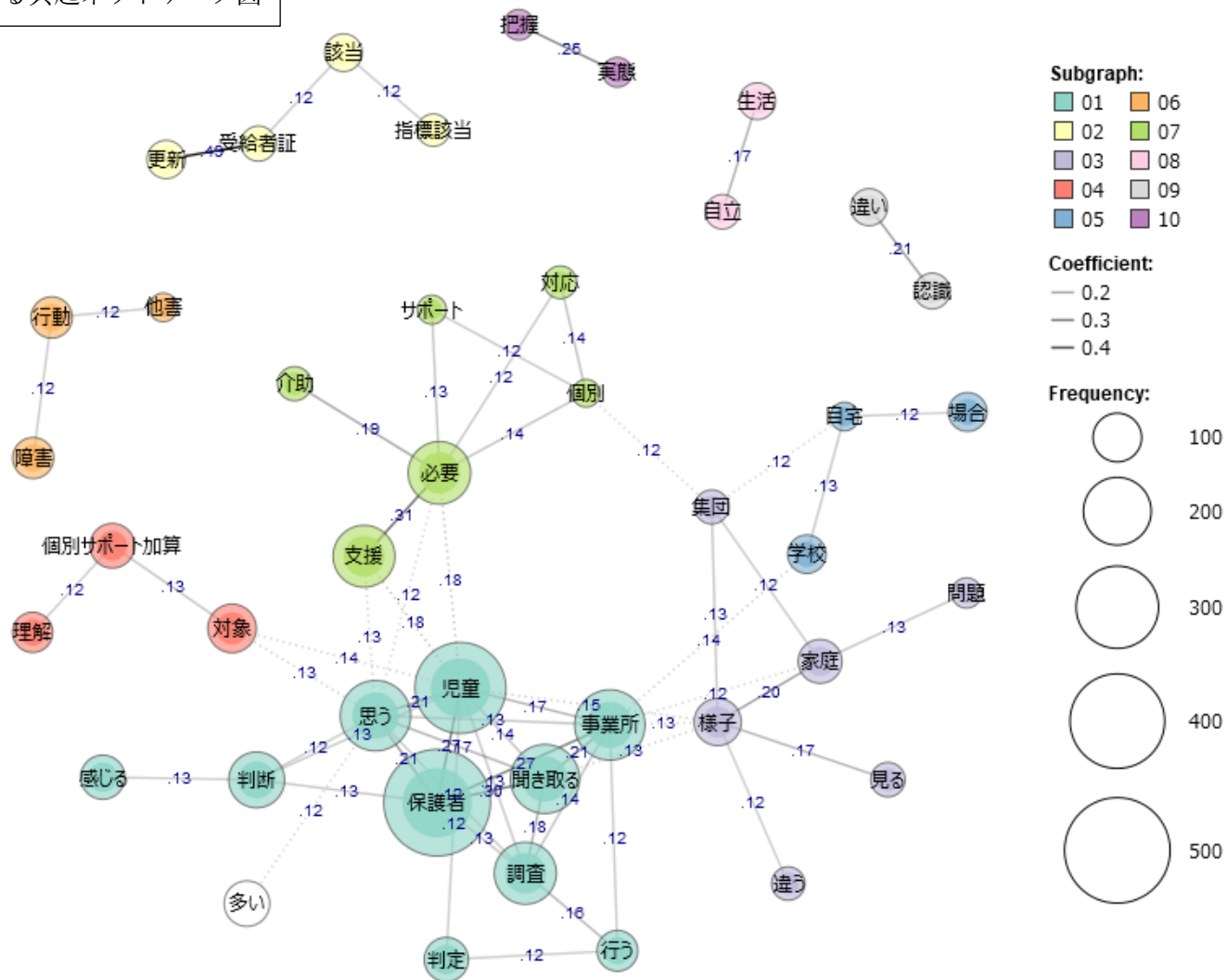
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



放課後デイサービス

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



政令指定都市	<ul style="list-style-type: none">● 1. 自治体の判断の欠如 2. 保護者の障害特性理解の欠如と障害受容ができていない● 1人は全盲で他自治体からの利用ですが、自治体ごとで判断が違うのでしょうか？もう1人は多動でこだわりがとても強いのですが保護者の方の申告状況なのか、市の判断なのか？● お母様方より役所等の指標内容は説明がなく、「出来ますよね？」という「出来る」か「出来ない」かの問いかけの仕方をされると皆様から伺いました。その為点数面ではんえんがその間の一部だったり、週何回かという部分の抜け落ちが考えられます。こちらで算定した書類をお渡しすると役所の方は、「あ一点数いくんですね」といった反応です。実際「出来ますよね？」等の出来るか出来ないかの言い方をされる役所の方にこちらの業者も出くわしております。算定するにあたってもっとしっかりと聞き取りをなさればと思います。● ご家族が、ケアニーズの高い児童（著しく行動上の課題のある児童）だとは捉えておらず、判定をしていない。● セルフプランで作成されている保護者がほとんどで、ご家庭での感覚でアンケートに書かれているため● セルフプランの為、母親が子供の発達を実態を正確に認識しておらず対象にならなかったと考えられる。● その時の気分や調子などによって、手厚い支援が必要かどうかが変わる。こちらがちょっとしたことと感じることで強い不満を持ちたり、視覚情報に引っ張られることにより、対し他者への攻撃や物を投げる行為等を行う児童は、言葉の理解ができ、日常生活に必要なことができていても手厚い支援が必要となる。● ちゃんと面談して調査されてないと思います。● ぱっと見では問題がないように見えるが意外と出来ないことがあったり、日によっては調子が悪かったりするので判断が難しいのではないかと思われる● 医療ケア児で肢体不自由ではないため● 加算の申請、相談をしていないから。● 加算対象にならなかった児童の状態把握などに関して、保護者様と事業所職員との間で捉え方が異なる部分があったためだと考えております。● 加算対象の基準がよくわからない● 加算対象項目に該当するため。● 加配が必要な児童だから。● 家庭と事業所での児童の様子が違うため。
--------	--

- 家庭環境調査票が親視点で記入されており、一部介助などの認識がなく、手伝えることができることが全てできるようになっていたり、自身のこどもの様子を少しでもよく見てほしいという思いから、評価を高く記載している。個別では問題ないが、集団活動が全くできない場合の評価がない。手をつないでいけば問題ないが、手を離すと走り出し、危険察知ができない為、常に注意が必要等も個別では問題ないにならない。基礎疾患の評価がない。難病指定で、僅かな外部衝撃（正座を15分すると骨折している等）で骨折リスクがあるが、軽度の発達障害の為、ADLには問題ない。けれども、常に介助者が傍についていないといけない。ADLのみでの評価になっている。重度心身児童で登録であったが、個別サポートがはいつてなかった。
- 該当しない理由は不明。いつもよりやや落ち着いていた時期1か月ほどあったが、調査時期がその頃だったのではないかと考えている。
- 該当児童の保護者の子供に対しての見え方が、周りとは違う為だと思います。
- 学校とデイサービスとでは、対象児童の態度や様子が違い、学校では出来ているとの事で対象にならなかった。セルフプランの場合、お母様が調査票を記入しておられるが、お母様自体、その内容を理解できていない場合もあり、また、出来ている、出来ていないという項目に対して、事業所との認識のズレが生じている。（お母様の中では、出来ている。事業所の見方では出来ていない等。）本児の行動から見ても対象児童だと思い、調査票の結果的にも対象になるはずが、結果は対象でない場合もあり、判断基準が全く分からない。
- 学校やデイではサポートが必要と思っても、保護者が困り感を感じておられない保護者の方で個別サポートになると自分の子を見てもらえなくなると思っておられる16の質問の意図が分かっておられず、1回でもできたことがあっただけで、できると答えられてしまう
- 基準が難しく、偏りがあるのでは？と感じます
- 基準が良くわからない
- 基本的な生活習慣の自立が出来ていない為。
- 気管切開児童であり、医療的ケア対象児であることを優先されたのではないか。
- 強度行動はあるが食事や排泄などの自立度は高いから
- 区役所でのヒアリングと実態の乖離。
- 区役所の職員と保護者との聞き取りの中で、区役所職員が個別サポートの内容（日常生活動作（食事、排泄、入浴、及び移動）と行動がい（コミュニケーション、不安定な行動等）について理解されていないためなのか十分な保護者への説明がなされず、保護

者もできるだけ個別サポート対象(利用者負担額やお子様に対する過大評価している)にならないように理由付けしてきたようで、区分、判断基準の点数が加算されていない状況のようだった。相談室にも確認したところ、その相談室は個別サポートの件には関与していない様子だった。事業所に利用者の状況を聞き取りなりして判断することが望ましいと考える。

- 区役所の聞き取りに保護者が的確に答えられなかった？事業所が就学児サポート調査をしてみた結果と保護者の認識が違うのか？
- 兄弟の障害が重度なため、比べてしまうとサポート加算は付かないと判断されたものと思われる児童が一人。他二人については行政の判定に対する質問のやり方や親御さんの答え方の問題だと思う。
- 個別サポート加算対象の児童より、言語理解が乏しく、自閉傾向が強かったり、多動傾向が強かったり障害特性が顕著に表れている事が多い為。
- 個別で声掛けや、誘導、一部介助が必要
- 更新の過程で抜けているまたは切り替わってしまった場合などがありました。
- 更新時の聞き取り調査にて、保護者の回答が、調査員に正確に伝わっていない(障害程度・発生事象を低め・少なめに回答している?)
- 更新前まで対象になっていた。状況に変化がないと思われるため。
- 行政が児童をちゃんと調査していないからではないか。
- 行政の調査員が直接調べていないからと思う。又、保護者が何でもできると報告しているからと思う。
- 行動障害の部分の認定がなされていないのではと考えます。
- 項目の聴取りが保護者のみであるため、親の主観により左右されるところが多いと思われる。項目の聴取りを児の所属があれば、保育園や幼稚園、児童発達支援の事業所など親意外からの聴取りも必要と考えます。
- 今までの判断基準(留意事項)では分かりづらく、保護者の意見が大きく反映されてしまうケースがありました。十分な説明を初回の手続きの際に行政からも説明していただくと少し違ってくるかと思えます。
- 今回の対象と思われる児童への再調査は行っていないが、令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に関わる調査方法の留意事項に記載されている解釈、具体例の内容にあてはまる部分があるが、調査を一律に行う事は、保護者の負担が生じることから、必ずしも求めるものではない。との記載もある為、自治体等が行ったの調査結果が確定している状況で保護者への対象児童かの決定手続きを伝えにくい現状がある。
- 今年度報酬改定のタイミングで、併用先事業所や相談支援専門員から、個別サポート加算に関する具体的な説明がなかったと聞い

ている。対象児童の特性に対して、保護者からの理解が十分に得られていないところがある。

- 今般の調査では区分該当の読み替えであったため、放課後等デイサービスについては調査票の提出はしていません。しかし、元々設定されていた区分該当には違和感があります。
- 指標該当児がいわゆる個別サポート加算Ⅰに該当すると説明がありましたが、市町役所の判断となることについて市町からの問い合わせや確認はありません。子どもの状態から加算対象になってもいい状態が発生した場合、事業所として連絡していいのか迷います。保護者にとってみれば自分のお子さんが指標該当有と受給者証に印字されるのは気持ち的にも負担があるように感じます。また、児童相談所や行政がかかわっている児童について、加算対象となっていないケースもあり行政間での連携が出来ていないことが分かります。個別サポート加算Ⅱ型についても行政や事業所、学校等と連携して状況把握に努める必要があるのですが、行政や相談員、学校等がこの加算に意味や目的を理解していないので事業所としては困っています。
- 支援学校に通う指標該当児相当であると思われるが、何故対象とならないのか不明。
- 支援校中等部や小学校普通校に支援級に通学（により一定の支援をすでに受けていると判断）のためか？
- 事業所での状況は繰り返しお伝えしてきたところですが、保護者の方の受容が至っていない感があります。
- 事業所での生活面（身辺整理や食事、排せつ）で自立に至っていない。行動面で他害や自傷行為といった部分がみられる。または、コミュニケーションの中で不適切な関わりがありトラブルが頻発している。
- 事業所での様子とお家での様子での過ごし方が違う
- 事業所と保護者の認識の違いかと思います。また、自宅での1対1での過ごしたかと事業所での複数児童との関りでは、当事者の見られる言動に差があると思われます。
- 事業所に問い合わせがなかった。
- 児童としては必要性を感じるが、受給者証の更新のタイミングと考えられる
- 児童に対して保護者と認識の違いがあるのではないのでしょうか。
- 児童発達支援よりも項目調査が難しい印象を感じます。行動面や情緒面の部分で困り感があったり、周囲に様々な影響を与えてしまったりしてしまう児童に対してのフォローはどのような形になるのかが明確になっていないように感じます。
- 児発と同じですが、本当に必要ない方もいらっしゃいます。
- 時期的に確定書類が届いていません。
- 自治体職員の保護者様への聞き取り調査のみで判定している自治体ですので、保護者様の回答一つで対象外となる児童がいると思

います。(事業所への自治体職員からの聞き取り調査はなし)

- 自身の気持ちを伝えたり行動の切り替えや気持ちの切り替えが難しい方で、個別の対応や配慮が必要なため。
- 自閉症スペクトラム障害によるこだわりから同じ玩具しか持って遊ばない。また、じっと座っていることが出来ず集中力もなく何かを行う事は難しい。
- 実際の利用者の様子が分かっていない。しっかりとヒヤリングをして欲しい。
- 実際は自力では出来ていない事も、保護者は「声を掛けたら出来るし、出来る時もある」という考えから「出来る」と判断している部分が多くあるため。
- 車いす児童で、トイレ・入浴介助・食事介助を必要とするが、見た目的にしっかりしてるように捉えられていす事。もう少し、現場で接する者見立てを重要視してほしい。保護者も適当に答えたりすることがあり支援者の負担がわからない部分がある。
- 弱視、難聴で個別の配慮は必ようであるが、コミュニケーションはとれるため。セルフプランのため。本人の情緒不安定が急にでてきた。
- 受給者証の更新がまだのためだと思われる。
- 受給者証の更新の手続きの際に、保護者からの聞き取りがこちらでは分かり兼ねるのでハッキリとは言えませんが、保護者の方も困り感を持たれているので、査定の項目の見直しをしていただけたらと思います。放課後等デイサービスへの聞き取りは無いと認識しています。
- 受給者証の更新時に家での様子やご家族の見立てが判断基準になると指標該当の時に伺いました。しかし、利用者さんによっては学校やレスパイトでの過ごし方が違う事もありご家族の知らない姿もあります。判断にご家族以外の様子も加味して頂けるとまた違った見解になるかと思えます。
- 受給者証の聞き取り調査の内容で保護者の聞き取りのみで判定されているため、保護者の答え方によっては出ない児童がいてとのこと。
- 受給者証更新時、区役所が保護者への電話聞き取りの際、5領域に従った質問をおこなわず「お家の中大丈夫ですか？」と質問され、保護者が「家は大丈夫です」と答えたので認定されなかった。
- 受給者証発行の際の保護者様へのヒアリングで保護者様が自分の子供につき本当は全介助が必要な場合でも介助の必要がないと答えてしまい実際の児童の様子が反映されていない場合。また、保護者様が外国籍の為、情報をうまく聞き出せていない場合がある。
- 集団で過ごすとき大きな声を出したり、サポートが必要だが、1人でいると大人しく手のかからないような子に見えるから。

- 重症心身障がい児対象の為
- 重症心身障害児で重心型児童発達支援事業所または重心型放課後等デイサービス事業所以外の利用なのに加算が取れなかった。
- 重心向けの事業所のため、個別サポート加算は算定できない。
- 出来ること出来ないことの場合や環境によって大きく差があり、判別が主観的によるためだと思います。
- 小学1年生であり、放課後等デイサービス利用開始前にセルフプランで申請をしているため。
- 小学児童は、オムツを使用していてトイレの意思表示がない。発語も少なく、危機管理能力はない。中学部児童も発語もなく意思表示が難しく泣くことで何かを訴えてはいるが家族にも理解できない。
- 障がい受容が不十分である保護者に対しての電話での聞き取りのみで判断し、当該児童への面談等や関係機関への聞き取りを行わなかったことが影響しているのではないかと考える。
- 障がい受容が不十分である保護者や自身の子供を客観的にみることが難しい保護者に対しての電話での聞き取りのみで判断し、当該児童への面談等や関係機関への聞き取りを行わなかったことが影響しているのではないかと考える。
- 障害福祉サービス利用の更新時の保護者からの聞き取りの際、困り感が伝わっていなかったのでは？
- 上にあげた児童には誤食や他害、行動障害がありマンツーマンでの支援が必要だが申請する保護者が制度を知らない、理解されていないケースや自身の子どもの障害受容が出来ず、子供への期待や願望を込めた評価となって判定内容を認められないケースがありました。
- 上限管理事業所の本人の捉えと児発の指標の捉えがちがう
- 情緒に障がいがあり他者とのコミュニケーションが著しく苦手であり、時に暴言、虚言、自傷、引きこもり、不登校、指示が通らない等の問題を抱えるが、療育手帳がでるまでの知的の低さはなく、また身体障がいもないため加算対象になっていないと思われる。
- 情緒や知的の項目が多く、肢体不自由の子に該当しにくかった。
- 親後さんと行政での面談時に、子供の様子を伝えきれていない。
- 親後さんの調査票記入で自治体が判断して決定がされているためか考え方にずれがある
- 親御さんが、幼少期から子育てされていて、当たり前と思われているが、支援員から見ると支援の対象にはいると思っても言えない。親御さんはこれはできる！から軽度と考えられているが、本人の活動範囲が広がるれば本人の安全や、危害を加えないか見えなくなって支援者は不安。特にネット社会になったことや、コロナに関係することが多いと思う。伝えられる方と、親御さんに伝

えきれない家庭がある。

- 親御さんが子どもに対しての困り感が薄く、事業所等で感じている困り感に差が生じている。自治体職員の聞き取りの仕方次第では、個サポ1に該当し得る子どもでも、困り感を訴えずらい場合がある。
- 親御さんの聞き取りの時に設問にできると回答したのではないかと思う。
- 親子面談の聞き取りのみでの判断になると、保護者の回答に左右されやすい傾向があると思われる。
- 身の回りことは介助なしで出来る為。
- 身の回りの事は出来るため
- 身辺自立がある程度できているから
- 身辺自立がある程度出来ているから加算対象にならないと考える。個別にサポートが必要なのは介助以外にもある。
- 身辺自立が難しい発語がない
- 成長するにつれて出来る事が増えてくるので、今現在個別サポート加算をつけなくても大丈夫との保護者の方の意見がありました。
- 正確な情報で申請されていない。
- 生活面で自立出来ていることが多い。
- 生活面において課題があると感じることが多い。
- 精神状態の不安定さ・他害、自傷行為・コンディションにより行動の変容・執拗なこだわり特性など。
- 前回の受給者証での区分1・区分2の利用者様で区分2の対象児しかしかいないため。
- 全介助が必要でないから。しかし、食べこぼしや遊び食い（食べながら立ち歩く）が多く時間がかかる。突然、部屋を飛び出す。送迎での乗り降り、降り降りをする。など、全介助ではないがスタッフが一人取られてしまう。手厚い支援が必要な児童に対しては加算の対象にしてほしい。
- 相談員からの聞き取りの際、事業所での様子の聴き取りが不十分であった（家庭での様子と集団での様子の違いもある）。
- 相談支援事業所様に受給者証申請、更新されている為、理由はわかりません。
- 相談事業所などを利用しておらず、セルフプランのため保護者が理解していない可能性がある。こちらも個別サポート加算について周知していないため、知らない可能性もあると思われる。
- 他害、自傷があったり、日常生活に多くの介助を必要であっても保護者の方の認識のずれや調査の際に齟齬をきたしてしまった場合があるのではないか。

- 他害や物を投げる、蹴る、叩く、暴言、パニック等があり、担当が必要（毎日あるわけではないが、配慮、人員が必要である。）
- 多弁、はっきりした口調で話ができるなど、表面的な部分でしっかりしているように感じるためか。判断する場で、調査票に書いてあるようなあらわれが出ることがないためか
- 対象の基準や方法が良くわからないから
- 単語での発語はあるが、スムーズなコミュニケーションが難しい。移動などに関して安全面での介助が必要だと考えるため。
- 地域小学校、育成学級在籍ということもあり、ケアニーズが表出しにくい。部分的な介助、補助となることが多く、ケアニーズが表出しにくい。
- 調査・判定が行われてない。
- 調査・判定が行われてない。調査側の実態が把握されていない。
- 調査の結果算定に当たると判断できませんでした。今後も定期的に調査をしていく予定です。
- 調査の時に落ち着いており、課題点や問題行動がわかりにくく伝わらなかった為。保護者の方への聞き取りが主と思われ、ご自宅での困りごと、事業所や学校での困りごと課題点等に違いがある為。
- 調査の聞き方や受け手側の捉え方で、支援者側の認識と違う面がでるのは仕方がないが、それほど丁寧に聞き取りをしているとは感じられなかった。対象になって欲しい人と対象にならないのではないかと両面で疑問を感じることはあった。
- 調査を行うのは家族であり、家庭では問題が無いケースが多い為。母子家庭・共働き家庭などで、なかなか役所に行っていないケースが多い。家族が加算について分かっていないケースが多く、受給者証の更新程度に思っており、変わらないと答えがち。また、家族は、調査員になかなか本当の事が言いにくいケースがあったり、認めたくない心境の方もおられる為。調査票では、問題行動のある方の行動に当てはまる項目が無く、加算対象にならないケースがある。（例：身長や体格なども考慮に入れるべきであり、頻度が少なくても他害や自傷の内容によっては加算対象にすべき）
- 調査時点で算定の基準に達していない方でありました。今後も定期的に再調査をして見直しをしていきます。
- 調査票にある「常に支援が必要」という項目で、「支援が必要な場合がある」に該当するものの、常に職員が付き見守るのが現状。「常に支援が必要」＝「常に見守りが必要」だと思う。
- 調査票内容について、児童の状態によっては当てはまる時期とそうではない時期があり、判断に迷う。家庭と集団で過ごす中でサポートを必要とする場面に相違がある。
- 調査表を保護者が記入して提出されているので、家庭と事業所での様子の違いが理解されていない。どの児童にしても家庭では問

題ないが、外に出ると全く様子が違うという事がよくあるため、その部分を保護者のみの調査では把握されていない事が多い。更新時に個別サポートの該当だった児童が保護者のみの調査で該当しなくなったケースもあった。

- 調査表を用いて算定は行われていると思うが、加算対象には入らないと想定していた児童が自治体の判断では対象になっていたり、各自治体ごとの判断基準にばらつきがある印象がある。調査表の内容が保護者が困っていなければ加算対象になりにくいような内容だと感じた。
- 調査方法がよくわからないが、保護者の評価基準の違いや自治体の基準の違いがあるように思われる。
- 直接支援を行っている事業所と保護者が採点をして加算対象になったが、児童相談所が主体となって動くために誕生日（受給者証更新月）になるまで加算できなかった為
- 当事業所の主要な利用者が全員重症児であるため
- 日常生活の排泄、食事等は一人で行える。しかし、こだわりが強く、見守り等に人が割かれてしまう。一人でできるものの、行動上の問題は多数ある（一つ一つ、場面での行動の緩慢、相手に怪我はないが他害をする、物を投げる、奇声を発する）。それを、親御さんが判定や聞き取りの際にきちんと説明できているのか。そこで反映されていなければ、対象としてあがってこない。また、家庭と事業所などでは、子どもの様子や行動が違うため、反映できていないと思われる。
- 認定の面談日に偶々調子が良い日に重なった事と、指標該当と個別支援Ⅰの判断方法とちがう？為
- 発語があるから。
- 判断する方が児童の様子を実際見していない
- 判定要件①の全介助の解釈の違い親の協力があつての支援が不要に評価される場合が多い。子どもの将来を考え、親として悪い評価を付けづらい。
- 評価表の判断基準が不鮮明で、保護者によって、また相談支援事業所の対応によって解釈が異なっている。高校受験や就労に影響があると思われる保護者が居る A さん発達障害児童-発語無、言葉の認識が難しい、等該当と思われた B さん行動障害と思われる
- 福祉事務所での聞き取りで、保護者様の困り感がない、もしくは、障害の程度を軽く報告している。事業所では1対1の対応をしているのを伝えているが、大変だとは、言えないのはないか？
- 聞き取り、調査の不十分
- 聞き取りを実施している行政の担当者が正しく聞き取りすることができていないため。

- 聞き取り時に児童の出来ることできない事を正しく伝えられていないため
- 聞き取り時のご家族の説明内容と、聞き取りの仕方かと考えています。
- 聞き取り対応をされたご家族(ほぼ母親)の説明の仕方ひとつだと感じる。区分認定などもそうだが、デイではマンツーマン対応やパニック時の対応などしている方だが、「自宅では」つきっきりの支援をしていなかったり、例えば「食事の自立度」などの項目では、「用意された食事を一人でとる」ことはできても、「食材の準備、調理、食器の準備やあとかたづけ」までを指しているように捉えられておらず、結果「できます」と母が応えていることも多いかと思う。また、母親が「重度」であることを認めたくないという心情から客観的な説明ができていない例もあるように感じる。
- 保護者からの申し出が無いのではと考えられる
- 保護者からの聞き取りのみで、判断がされているので、学校やデイサービスでの様子が反映されない。相談室が入っていないと、連携が無いため、聞き取りをする立場の人が不在
- 保護者から自治体への困っている点や情報が上手く連絡出来ていないため。事業所でもさらに支援が必要と考えるが、保護者への説明などに時間がかかったり、難しいケースがある
- 保護者から正しい情報が伝わっていない。受給後に投薬が始まる状態になった等変化があった。
- 保護者が現状をよく理解せず、できるものと判断しているから。
- 保護者が困っていない(日常生活で手がかからない)と解答されたから事業所への聞き取りがない
- 保護者が困っていない(日常生活で手がかからない)と回答されたから。事業所への聞き取りがない。
- 保護者が児の特性や困り行動に慣れてしまい、困難さを感じにくくなったため。
- 保護者が自分の子どもは個別サポート加算に当てはまらないと思っているから
- 保護者が受給者証の申請にあたり本児の様子が自立していると回答しているため。該当児童より支援の指示が通る児童が「個別サポート(I)」に該当しているため余計にそのように感じている。
- 保護者が障害を受容できていないため
- 保護者が調査票のチェックをしており、事業所側のアセスメントや実態と異なっているため。また、調査票そのものもご本人の実態を把握するためのものとしてはとても不十分で、チェックをする時期やその時の保護者の気持ちによってかなり誤差が生じる。
- 保護者が調査票の書き方を理解せず記入したため
- 保護者さんが、できていなくてもできると言う。職員と保護者さんで子どもの見方にギャップがある。項目内容自体がADLがで

きるかどうかの質問が主。情緒面や精神面での項目が少ない。

- 保護者と客観的立場から見た認識のずれがあるため
- 保護者に対して調査を行っている場合と特に何もない場合があると思いますが、聞き取りがあった場合問題行動の認識について差があるのだと思います。今回該当すると思う子の中に2人排せつが自立しておらず、室内外問わず漏らしてしまったり、排せつが適切にできない子や、他害のある子が含まれています。こういった行動に関してどこまで深刻に捉えているかによって差が生まれているのではないかと思います。
- 保護者のケアニーズが高い障害児という認識がない若しくは、その様にさせたくないという思いセルフプラン
- 保護者のみの主観での聞き取りでは日々の児童の様子や集団適応力などの情報が欠けるため加算対象とならない場合が多く、実際には集団になじめなく個別で支援している現状がある。
- 保護者の意向。
- 保護者の気が進まない。チェック欄を見ることもしんどい。保護者がまだ子供の障害受容をしきれていないため、申請に行ってもらえなかった。
- 保護者の見方と事業所のそれが違う。現在進行形で、再調査を依頼している。
- 保護者の見立ての相違
- 保護者の主観が強いから。保護者が他児と比較する機会が少ないので、主観に頼った基準になりがち。
- 保護者の障害への理解、体裁を気にされていることや、将来の進路の不利になるという思い。
- 保護者の障害理解度
- 保護者の状況説明が子供の障害程度を的確に伝えきれていない。相談支援等がついていなく適切な助言をもらえていないことが原因とを感じる。
- 保護者の生活面での大変さが軽視された。本児のコミュニケーション能力の低さなどが検討されていない。また、保護者も同様。保護者もそこまでサポート1加算が必要と思わない。
- 保護者の答え方、面談者の受け取り方。様々な部分で支援を必要としていないと加算対象とならない為。
- 保護者の認識と事業所の認識との相違。
- 保護者の認識の違いが予想されます
- 保護者の判断基準が甘く設定されていて項目に引っ掛からなかった

- 保護者の方が、市町村からの聞き取り時に、実際には出来ていない部分も出来ていると答えてしまっている部分がある為。
- 保護者の方が書かれる調査票と、事業所が感じる児童の様子に差がある。保護者の方が調査票の意味をよく分かっておられない事も多い。個別で対応しないといけない児童（コミュニケーション能力、理解力、突発的な行動等、常に支援が必要な児童）でも、対象外だったので、判断基準が全く分からない。総合的な判断という事だったが、放課後等デイサービスにおいての状況を判断はして貰えなかった。
- 保護者の方が望んでいない
- 保護者の方と事業所のモニタリング・ヒアリングがされていなかったため。保護者の方がつけないと感じていたかもしれない。
- 保護者の方は自分のお子さんしか分かりません。「これがこの子の普通」と思っている方が多く明確に分からない保護者の方が多いから。
- 保護者の理解。障がい受容の問題もある。
- 保護者へのアンケート調査になっているから、保護者によっては、学校や事業所でできていなくても自宅でできているとチェックがつかなくなる。
- 保護者への個別サポート加算についての説明で肯定的の捉えられないことが予測されたため
- 保護者への個別サポート加算の周知が行き届いていない（必要と思っていない）受給者証の申請時に対象になるケースもある。
- 保護者への調査で十分なのか？家の中と一歩社会へ出た環境下の違いでの児童の表出は異なると思う。ケースワーカーさんが実際に児童に会わずに判定を出すのは間違いだと思う。何も見えていない。ケースワーカーさんによって聞き方に統一性がない。週何日以上以上の支援の基準はどこにある？週1日程度の支援が必要という判断で、実際支給量が2-3日出るのは矛盾しているのでは？
- 保護者への聞き取りの際、集団の中の様子ではなく、自宅での様子を伝える事で、集団での困りごとが伝わっていないのではないか？事業所への聞き取りがない為。
- 保護者様が記入する評価表が大きく関わっていると思います。
- 保護者様が自分の子供を見て項目を判断するため、障害需要をされていない場合などは評価が正しくつかない場合がある
- 保護者様が聞き取り調査で出来ると答えた。
- 保護者様と行政がしっかりお話できていない。保護者様がしっかりお子様の特性を理解できておらず、行政に伝えきれていない。
- 保護者様と施設従事者の対応内容の違い
- 保護者様自身がその評価表でどう変わるのかわかっていない。評価基準の曖昧さだと思われる。

- 母の意向により申請されなかった。
- 報酬改定前の受給者証で指標該当なしの児童であるが、個別サポート加算対象と考えている。指標該当かどうかの調査は家族相談員が行なって放デイでの様子がうまく反映されていない。今回放デイでは調査を行わなかった為、指標該当なしの児童は対象外となった。
- 放課後等デイサービスで、客観的に指標該当児相当と思われる児童でありながら個別サポート加算Iが付与されていないケースが多数見られますが、その理由としては、利用者（保護者）が指標対象児の扱いや個別サポート加算などの存在を知らないことが一番だと思いますが、セルフプランが多く、利用申請の際に利用児の課題や保護者自身の困りごとを十分に伝えることができていないことも挙げられると思います。
- 放課後等デイサービスでの基準が不明確なうえ、家族が障害の程度の理解や需要が出来ていない。また制度の理解も乏しい。その為、家族の理解が得られない
- 本人の行動に対して、放デイ支援者と、保護者、相談支援担当者の認識の違いが大きいことで、加算対象に至らなかったと考えています。支援がある事で行動が落ち着いているという認識の統一が出来ていないことが原因だと思います。
- 利用児のセルフプラン決定が、決定する役所によって基準が違っている。また、我々も基準に関して分からないところが多々あるので、役所に意見を述べたり、問い合わせることができない。難聴児を支援する当施設は、当然ながら0歳児からの支援が必要になるが、自分で何もできない0歳児などが、すべてこの加算の対象になるのかどうか全く分からないままこの制度が始まったように思う。
- 利用者様の判定の判断に保護者と事業所（現場）で見解の相違があると感じている
- 利用保護者、判定員の相違
- 両親が納得しない
- 令和2年度までの制度体系で「区分該当」となっていなかった。令和3年4月より、旧制度ですでに「区分該当」の支給決定を受けていた児童については、自動的に「個別サポート加算I」に移行したが、「区分該当」の認定基準は、「個別サポート加算I」の認定基準より厳しいものであったため、制度変更に伴い、「区分該当」にはあたらないが、実態として生活場面で個別の支援を要する児童の一部について、事実上の「認定漏れ」が生じたものと思われる。
- 令和3年4月に支給決定を受けたケース。報酬改定に伴う個別サポート加算Iの取り扱い変更に伴い、事前の保護者説明が不十分だった為。

中核市	<ul style="list-style-type: none">● ①セルフプランで申請● 2名とも重心対象者であり、支援の負担も大きいにも関わらず、保護者が自治体担当者との面談（電話対応を含む）でその負担の大きさをうまく伝えられないため。通常できないことで稀にできることも「できるかもしれない」と答えてしまうことがある。● 4月からの制度変更で、更新月がまだ来ていないため。● ADLが自立している児が多いので● ある程度排泄が自立しているため。● お母さまが役所の窓口で市の職員からアンケート調査を受け、その調査の点数で判定されているのだが、市はできるだけ指標該当にしたくないという思いがあり、「できる・問題ない」という回答に誘導するような問いかけを行っているのではないか。また、お母さまも自分の子供の事を「できない」と認めたくなかったり、「できる」であってほしいという親心や、家庭によっては見栄もあって、できるだけ良い回答をしようとしている可能性があると思う。● セルフプランの為受給者証発行時などにしっかりとした審査が必要● セルフプランの場合に加算対象になっていないことが多い。指標該当がつくことに保護者の抵抗がある● その時は落ち着いていたが波があるのでそこも加味して頂きたい● ダウン症や言葉がはっきりと話せない、知的ではなく精神的なものを持っているから。● デイサービスでは困っているけど家庭では母親があまり困らなくなったと行政の方の面接時に伝えたから● トイレの付き添いを必ずしなければならない、そばに付いていないと危なっかしくて心配・・・など。● どうしても個別に職員の人員が割かれてしまう事が、多々見受けられる為。● 意思表示が少しでもできる、また、話せるため。● 意思表示が少しでもできるから。話せるから。● 一時的に調子が良かった時期に保護者への聞き取りがあり、対象から外れてしまったと考えております。● 加算の選定（認識の差）● 加算対象となっている児童に比べて困難差があるように感じるため。● 加算対象の調査内容に曖昧な部分があるため。● 家庭への聞き取りに問題があるのでは。学校や放課後等デイサービスで個別の対応が必須な児童に対し、就学時サポート調査表を用いて御家族にも了承を前以て得ていたにもかかわらず加算対象にならなかった。実際、児童を見て判断する必要があるのでは。
-----	--

- 該当する項目が少ない。
- 各役所の調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- 各役所の調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- 学力やコミュニケーション能力などが、加算対象になっている児童より低いと思われる為
- 活動、支援の時間の中でのスタッフの補助、支援が1対1で必要な場面が多い。補助、支援がないと危険。
- 環境を整えたり、大人の支援があったりするとできるが、初めての場所、場面、不安や緊張、気持ちの折り合いなど自分の力ではできていない。受給者証更新時に保護者からの聞き取りのみで、実際の現場(学校や事業所)での状態を把握できていない。
- 環境変化による衝動的行動が激しい。言語的コミュニケーションが困難。
- 基準があいまいで、調査項目の聞き取り方に偏りがあると思う。該当する子どもは多いと思われるが、市役所に問い合わせたが、受給者証にかかっている区分通りで、変更はないとの回答であった。予算等の関係もあり、仕方ないとも思っているが、他県・市区町村とのバランスも考えて欲しい。
- 基準にて自宅、学校、事業所では出来ているがそこから外れた場合は考えられていない為。
- 気持ちの波によって行動障がい程度が顕著なので、判定時は穏やかにすごしていたのではないかと思います。
- 元々指標該当の対象児童が個別サポート加算対象という考え方のもと、指標該当のチェックが長野市は厳しい状態である。指標該当の制度が始まった当初は登録児童全てが非該当になるくらいチェックが不十分だった。行政担当課のさじ加減になっているためではないかと思います。
- 個別サポートを必要とする児童かどうかを判断する基準となる質問項目が具体的ではない。また“身辺自立している＝個別サポートが必要ない”ではない。セルフプランの場合は保護者が判断することとなるが、保護者は他児の様子を知らないためわが子の様子・状況を客観的に判断するのが難しい。
- 個別サポート加算Ⅰができてから、改めて該当するかの判断がされていないこと、受給者証の更新でも更新前と同じ情報で更新され、改めて該当するか否かの判断がされていないこと、また、家族が児童の他者との関わりを殆ど観ていない、関心がない等が理由として挙げられると思われる。
- 個別サポート加算の調査票で、保護者が客観的に児童を評価できていないかいら。
- 行政からの調査票に、保護者の方が過小評価したためだと思われます。
- 行政が行っている家庭状況の聞き取りに対して、家庭内で行っている細やかなサポートが伝えられない事があるためだと思われま

す。理由としては、家庭内における我が子（障害児）に対する細やかなサポートは、保護者にとって子育ての一環であり、特別な苦勞ではないと考えられるためです。また、保護者が子どもの発達段階を把握するのは難しく、家庭内は困っていないため「できている」と思ってしまう傾向があると思います。（手づかみでご飯を食べていても、食べられるから”できている”と判断する。）

- 行政が本人の状態を観察することはなく（施設には連絡はない）ご家族への聞き取りのみの方法（ご家族はよくわかっておられない）
- 行政の調査にばらつきがあり、個別サポートの付いている児童とそうでない児童の差がわからない場合がある（付いている児童より大変な児童がついていない）
- 行政の聞き取りは、保護者の口頭での回答に限られているに近い。担当相談支援専門員、利用事業所等に本人状況の聞き取りや確認が全くなされていない。事業所での様子から調査票を付け、行政等に意見しても全く取り合う姿勢はない。利用者様の状態を正しく評価することで、必要な支援、必要な職員を確保する必要があるが、それが出来ない。加算対象でないはずの利用者様に対して対象と判定されることもある。そのようなケースについても事業所での状況を伝えている。利用者様を取り巻く関係者の意見を集約した判定となることを期待する。
- 行政機関での聞き取りの仕方や認識の違いから
- 行動障害のある児童に関しては指標該当がつきにくい印象がある。奇声、自傷他害、多動の児童生徒は現場で個別のサポートが必要。
- 行動面における課題が軽度である。知的発達の遅れが軽度ある。
- 座位、立位、介助歩行が可能のため運動機能的には重度ではないと判断されたと思はれます。
- 子どものその時々状態・場所・対応する人等で、様子が変わる事もあるので、項目のチェックをして対象になるかだけではなく、事業所への聞き取り等も必要かと思えます。親御さんの理解がある為、上手にお伝えしないと、傷つけられる場合がある。また、公と違い、民間は、営利が発生するので加算の為と捉えかねない。
- 市の行う指標該当児の審査は専門的知識や経験を持った担当官が行うものではなく、専ら保護者へのアンケートの返答で決定していること。又、指標該当児審査に使用する基準の範囲が限定的すぎるため、衝動性を抱える ADHD などの多くが見過ごされている。
- 市の聞き取りが、きちんとなされていない。特に ASD の方で未就学時に聞き取りし、以後就学してからの著しい環境の変化や成長の過程において明らかにケアニーズが高いと感じた。

- 市町村毎での判定基準が異なっているからではないか。
- 市役所での聞き取り時の母親の回答状況による。
- 市役所に確認しましたが、指標の数字が足りなかったとの回答。
- 市役所の窓口対応の担当が子どものことを知らないまま保護者からの聞き取りをした。事業所に子どもの状態・様子を確認した役所はどこもなかった。
- 市役所の聞き取りがきちんとなされていない。著しい支援が必要かどうかを判断できる専門性を調査する側が持ち備えていないと感じる。
- 市役所の方が書式等を使わずに保護者への電話での簡単な聞き取りのみで行われている為、生活全般に対しての答えが多く、デイ(福祉サービス)での細かな行動度合いを話されていない方が多い。又保護者の気持ち的に障害特性を重く見られるのが嫌、何かに影響するのではという不安から問題行動、施設での配慮、対応をお話になっていない方が多い。事業所を併用されている方の中には場所により行動度合いが違う方もいらっしゃる、軽い方を重視してお話されている。又相談員への聞き取りのみで判断された市もあった。
- 指標該当の決定は市の職員と保護者が受給者証更新時にヒアリングを行なって決まるため、相談員や学校、事業所への聞き取りはなく、保護者視点のものとなっているから。
- 指標該当時の判断基準が違うため、加算の対象にならないと考えている。
- 支援の必要性が相談支援員、他事業所と共有できなかった。
- 支援学級に通っている、もしくは障害の程度が軽い。
- 支援学級の児童ではなく、各御家庭の保護者の要望や困り感がニーズとなっているため
- 事業者の実態は何も反映していない(調査はない)行政が行っている保護者への調査のみで判断されているのではないかと考えられる。(保護者が子供の課題の困り感を把握できていない又は検査者に伝えられていないと対象にならない。保護者自身の困り感のアピールがあると対象になる。)放課後等デイサービスは加算つかない。
- 事業所や学校などの聞き取りなどは行わずに保護者とのやり取りのみになっていることも要因としてはあるのではないかと思います。コミュニケーション面などは家庭の中では大丈夫という判断になることも多いように感じます。こだわりのルーティン行動なども影響があることなのかどうかは家庭の中では見えずらいのではないかと思います。
- 児童の生活環境(自宅、学校、施設)で行動が変わることがあると思われる。

- 児童発達支援を受けていたお子さんで成長がみられていたのですが、就学という大きな環境の変化により、元々の器質的な部分が濃くなり、本人や周囲の困り感となり表出してしまっている場合があります。ある時期的なこともあると思いますが、そこには職員配置としても一人付く形となってしまうため、様残な問題も出てきます。実際の現場で過ごすことでしか判断できないこともあると考えます。
- 次回受給者証更新時に対象になるとのこと
- 自治体の調査不足。
- 自治体の聞き取り調査の時に、保護者の障害に対する理解が乏しく、児の情報を正しく伝えなかったから。また、保護者が障害受容できていない場合もあるため、児の行動面や情緒面について正しく伝えていないため。
- 自傷行為、他害の実態を確認できていない。職員が一人つききりになる。
- 自宅、学校、デイでの様子の違いなどがあるかと思います。高齢者の介護保険の調査のようにデイでの様子を聞き取りをすれば、より正確な内容となるのではないかと思います。また、行動上の課題があっても点数が個別サポート I の判定の得点には至らないため、算定基準を2段階にしてより重度な児童、中程度の児童などがあればと考えます。
- 自宅での様子と事業所での様子が異なることが多いので保護者のみの聞き取りでは見えない部分もあるのではないかと思います
- 自宅と自宅外での行動の違い。保護者の聞き取りが加算対象に影響しているため、保護者の受け止め方や伝え方により判断が変わるから。
- 自分で出来ると判断されている(トイレ、会話、指示が通る)実際は、サポート、時には個別対応が必要。
- 自立度が低い児童が対象外になっているが、対象外になった理由がわからない。
- 受給者証が更新前
- 受給者証発行時の行政対応
- 受給者証付与の際の保護者の面談内容によると考えています。
- 就学児サポート調査を用い、事業所内で検討すると該当でないか？との判断になったが、相談員さんに相談してみると保護者は少しでも評価が下がる事を嫌がり、事業所は出来る事にフォーカスして話すので該当しなくなるのではとのことでした。
- 就学児サポート調査票に関する事業所への内容確認の聞き取りが行われておらず、更新された受給者証が届いて初めて該当しないことを知る。また、保護者のみの聞き取りに終わり家庭では成長に伴い落ち着いたように思われる保護者様もおられ、問題行動が見えにくく点数に反映されていないのではないかと思います。

- 重症心身障害児のみ指定事業所の為、対象外である
- 重症心身障害児の放課後等デイサービスの為
- 重心及び医療ケアでの支給決定されており重心以外の事業所にて受入れ困難と思われる為、算定実績が無い
- 重心型事業所であるため
- 出来るのに加算対象と出来ないことが多いのに加算対象外の差がわかりません。
- 条件を満たしていると思われない。
- 職員の指示が通らないうえに、多動が激しく1対1の対応が必要とされている。
- 食事・排泄・入浴・歩行において一部介助が2つ以上であるため。
- 申請窓口の聞き取りに課題がある。保護者の意見だけでは、正確な本人像を把握することは難しい。我がを『〇〇ができない』と伝えることに抵抗を感じている保護者もおり、実態像とは違う回答をしている保護者もいると思われる。実態は事業所もしくは学校等などにも聞き取った方が良いと思われる。
- 親が申請しなかった為
- 親御さんの認識の差
- 親御さんは問題が改善されているとおもったので
- 身の回りのことはある程度できるので、対象から外れる。
- 正直、わかりません。どちらの児童（2名）とも療育手帳Aを持たれていますが、日常生活動作での自立度がある程度確立しているからなのかと思いますが、そうだと同じ程度の児童でも加算対象になっている児童もいるので。
- 正直わかりません。そもそもの基準が不明瞭だと思います。同じ支援学校に通っていて言葉が出ないお子さんでも対象だったり対象外だったりしていますし、たまに癇癢を起すことはあるが学習面や対人関係の構築は年相応以上のお子さんが対象となっています。
- 生活の自立が乏しく他害があるため、職員がつきっきりになる事が多い。
- 精神の状況によって個別サポートが必要であるのに、通常時の様子で判断されているように感じる。年齢を重ねるごとに、特に思春期に差し掛かる年齢は個別サポートが必要であるのに、加味されていない。
- 全くわからない
- 相談支援員からのモニタリングで状況を伝えるが、それだけではすぐに進展がないため。

- 相談支援事業所のアセスメント不足保護者の理解不足（セルフ）
- 相談支援専門員がお子さんの状況を把握できておらず、かつ、保護者様が聞き取り調査の内容を十分理解できていないまま回答されるため。
- 窓口で保護者への聞き取り調査時に保護者が指標該当で無いと思う項目があり非該当になったと考えられる。前回の受給者証の内容を踏まえての更新手続きとなり行政窓口での聞き取り調査が簡単に済まされたと考えられる。
- 他の市であれば対象になっていたと思う。尼崎市の判定が厳しいから。
- 多動が強く、コミュニケーションがとりづらい
- 対象児の受給者証更新の際に相談支援専門員の方と保護者の方とで話をした時に該当しなかったものだと思う。事業所に意見を求める事がなかったのでそのまま更新されていた。
- 担当の相談員が申請していないのではないのでしょうか。
- 誕生日の更新時に申請されると思われる
- 地域の学校に通学しているから。重心の判定だから。（重心以外の事業所であるが、加算対象となる判定項目が足りなかった）子育てセンターでの面談時のアンケート？に加算対象とならない何かがあったから。
- 調査をするときの保護者と事業所との見解の違い。
- 調査表の設問にはあてはまらない個々の特性がある。
- 当該児との直接面接をせず保護者へのアンケートでの判断だけでは適正な判断はできないのではないのでしょうか
- 当事業所では、いろんな支援を通して、スムーズに生活が遅れているが、新しい場面ではうまく対応できないことが多く、周りに対する反発も出ているが、しっかりと聞き取ってもらっていない。受給者証の更新時、家庭での他傷行為等もあり、しっかり実態と聞き取ってほしいと申し出たが、「点数が足りない」との回答で認定されなかった。高校生については、家庭での生活が多く問題は少ないが、家庭以外ではトラブルが絶えない。家庭以外での生活の困難性について評価されない
- 内容を把握できていない。
- 日常の様子を見ていないのに関わらず、ドライな市の判断
- 排泄や衣服の着脱など日常生活の技能レベルが低いことや理解・表出言語が少なく多動気味、転びやすいことから、常に個別での対応が必要である
- 配慮や見守りが必要だが、基本的には大人しく「手がかからない」と思われたのではないか。

- 判定者が指標判定の点数を低く見積もっているのではないかと感じる。
- 評価判定者が、保護者との面談だけで判断しており、利用者本人を評価していないため。
- 聞き取りが不十分ではないか
- 聞き取りの対象が保護者だけで、その保護者の方が、良い評価で答えると「指標該当なし」となり、高槻市は、指標該当＝個別サポートとなるため。
- 保護者・行政・事業所での児童に対しての課題の評価に差がある為
- 保護者が、調査表に記入した内容と実際のスコアが違う。
- 保護者からの聞き取りだけで決定されている場合が多いのではないかと思う。
- 保護者が記入して自治体へ提出しているため、保護者の裁量になってくるところがある。
- 保護者が困り感を訴えられない
- 保護者が子どもの実態を把握していない。また、把握していても認められないことに一因があると思われます。
- 保護者が子どもの障がいを受け入れられない又は気づいていない状態にあると思われる。子どもの最善の利益を保障する観点で、子どもに必要と思われる支援や資源について保護者と共有が図られるようサポートを継続することが重要と思われる。
- 保護者が申請するため、個別サポートを知らないことから、そもそも申請を出していないと思われる。
- 保護者が窓口で市役所職員からの聞き取りを受ける際に、本人の状態について正しく伝えられなかった。事前に担当相談員に本人の状態像を適切に伝えてほしい旨をお願いしていたが、適切に伝えなかった。
- 保護者が当事者の実態把握が出来ていない。平常時は落ち着いて日常生活を送れているが、パニックに陥った時や落ちる前に専門性の高い支援が必要な利用者の実態が調査員に理解できているかどうか。発達障害の2次障害として精神も入ってくるので、高学年になるとさらに支援が難しくなるが調査で分かりにくいかもしれない。サポート加算が今年度の更新から付くようになってきているので、まだ更新月出ない利用者さんが今後加算対象になるかも知れない。
- 保護者が認めたくないのでは？と思われる。
- 保護者との考えの相違があったと考えられる
- 保護者と自治体の福祉課のみの聞き取りで、事業所への聞き取りが行われていないため。
- 保護者の意識（調査票の「できない」を選択していないため）
- 保護者の回答

- 保護者の困り感や障害に対する捉え方が事業所と異なるため。
- 保護者の子どもの捉え方の違い出来ない事を人に言えない少し手伝えばできる=できると思っているが、実はできない事に気づけていない
- 保護者の障がい受容が出来ていない
- 保護者の前とその他の支援提供施設での子供の振る舞いの違い。保護者はいいと思うことでも、支援提供施設では、NG なこともあり、そこのすり合わせが難しいから
- 保護者の捉え方が事業所と異なる
- 保護者の方ができていると捉えているから。言語の発達が遅れていて理解に欠けていたり、感情が不安定でコントロールできないなど。
- 保護者への説明の仕方がわかりにくい、不十分。
- 保護者への聞き取りで家庭と外（学校・事業所等）での状態の違いを的確に伝えられていないのかもしれない。本人の表面的なコミュニケーション能力の高さで判断されている可能性もあるのではないか。
- 保護者への聞き取り調査の曖昧さ。説明不足。
- 保護者や判定機関から見た児童の様子と、集団の中にいる時の児童の様子では大きな乖離がある為。
- 保護者や判定機関から見た児童の様子と集団の中にいる時の児童の様子では、大きな乖離があるため。
- 保護者見立ての相違、市役所担当窓口の見解の相違
- 保護者様がお子様の特徴をやや高評価されているから。
- 保護者様が事前アンケートの記入のがもたらす結果を知らないため、適当に評価している節がある保護者が問題行動を問題行動ととらえていないこと
- 保護者様が直接窓口に行き問い合わせた為、指標該当となった場合のデメリットに誤解があったからではと思います。指標該当とは？の説明
- 保護者様と事業所の温度差
- 保護者様のお子様に対する能力の過信。
- 母親からの聞き取りだけでの判断の為
- 報告書と支援計画のみでは、現状どのような支援や手立てがされているか見えにくい部分があるからと感じている。

- 豊中市の判定が判定員によって判断基準が異なるため
- 豊中市は保護者からのみの聞き取りで該当の有無が決まります。保護者が家庭の様子で判断するため、無意識で支援をしているにもかかわらず、支援なしでもできていると勘違いし、聞き取り時に「できます・できています」と答えるためだと思われます。
- 豊中市内の事業者さんに聞いても個別サポートがついている児童が少ないと感じる。保護者へのアンケートだけで、事業所への聞き取りなどが無い。
- 本児は受給者証の更新があるまで強度行動障害が受給者証に記載されていた。おそらく内服薬の効果で服薬時には落ち着いているとの判断で今回対象から外れたものと思われるが、内服している情愛を知っているため、明らかに飲んでいないのではないかと思われる状態が多い。(本人は飲んだと言っているが) そのため、他者に対する暴力暴言、感情失禁などが多くみられている。家族からも、薬を取りに行くのを忘れていたことがあるなどの声も聞かれ服薬コントロールできていないものとする。また、本人はいつも飲んだとっており、家族は自宅にいない場合も多く確認が難しく、こちらの判断で飲ませるには内服の重複も考えられるため難しい。
- 目が見えない、移動は必ず付き添っている、どんなことをするときでも介助が必要な子で、いつも大声を出すような児童が対象になりませんでした。
- 問題行動がみられるようになった(家庭学校事業所等で)言葉の理解など支援等が必要なため
- 様子を見ましようの方が多くのように思いました。
- 要件の(1)、(2)どちらも敷居が高いように感じる。(2)では、それぞれに支援を必要とする児童があり、項目ごとの点数から判断できるものなのか疑問に感じる。全介助と表記されることで、選択しづらいと思う。補助したうえで出来る事も全介助であると思う。
- 理由はわからないが、あくまで外面的にわかる人が対象になっているように思われる。
- 理由は不明。外面のみで判断されているように思われる。医療においても、福祉においても外面で判断されるケースが多い。目に見えない障害に目を向けていただきたい。
- 理由は不明です。
- 理由は分かりませんが、本来なら特別支援学校に通うであろう児童さんが、普通学校に入学されました。保護者への聞き取り調査等での対応によるものかと推測します。
- 療育を提供させて頂いている中で、個別サポートが必要な子と思われる(実施している)子についていない(外れてしまった)と

	<p>感じるところが大きい。個別サポート加算という項目なので、個別に療育が必要な子に対して療育を提供している子にしっかりとついて欲しい。と感じています。(集団療育や個別療育の場であるので、全員が対象となるという考え方もありますし、対象とならない。という考え方もできますが、現状ではあっていないと感じる子の方が多いと考えます。)</p>
<p>特例市・特別区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ADLが自立しているため対象にならなかった。情緒面、問題行動を組んでいただけるとありがたいです。 ● おもに学習支援をしていますが、一人一人に応じた支援が必要な利用者がいます。(1対1) ● お母様たちの中にはご家庭での困り感を伝えることが苦手な方もいるのではないか。 ● ご家族が本人に代わってなんでもやってあげてしまうため支援が必要と認識していない ● ご家庭では、他者の影響を受けにくく落ち着いて過ごせている。 ● ご自宅、学校、放課後等デイサービス事業所などで本人の行動の態様が異なるため。また、それが同じであったとしてもその見立て方が異なってしまうため。 ● セルフプランで保護者からの聞き取りで判定をなされている場合、できる、できない、伝わる、伝わらない等の判断が保護者と第三者からの目線では差異があると感じる。相談支援事業所の場合も放デイ等のサービスが他社でされていると、普段の様子を見ることなく保護者の聞き取りでの判定となっているようなので、同様のことが言えるのではないかと思う。 ● チェック項目に疑問がある。①自閉症スペクトラムの児童に対するチェック項目が適当でないと思う。②特別支援学校で重度重複学級に在籍しているにも関わらず、対象児にならない。③肢体不自由ではないが、室内の移動でも手厚い介助の必要がある児童が対象児にならない。 ● どうしても回答が「できる、できない」や「問題ない、困っている」という事で回答する場合はできる、問題ないとなりやすく、支援が必要という回答に繋がり難い。 ● どんなことを基準として考えているのか見当がつかない。 ● 加算の判定が自治体の担当者と保護者の面談のみで判断されており、事業所での様子が反映されていないためと考えています。 ● 家庭では困っていないので保護者からの調査では、該当なし、となってしまった、と思われる(集団と家庭との違い)。 ● 該当者両名ともに食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ● 基準が不明確なのでわからない。 ● 強度行動障害の可能性があるとされる。 ● 区市町村によって基準が違う保護者の説明の仕方が「できる」方にバイアスがかかっていたり、相談支援専門員や行政の窓口の担

当事者がそれをそのまま受け止めている

- 現場の声が届いていない、所内の現状が支援者以外、把握出来てない
- 個サポ導入に関して調査が不十分と思われる。放デイにおいて、誕生日更新で徐々に増えている。
- 個別サポート加算Ⅰの対象になるには高学年だった為と考えます。
- 個別サポート加算の基準がわからないため不明
- 個別サポート加算をとっていない。
- 個別支援ではありますが、集団行動時1対1の対応が必要になる。加算対象にしてほしい案件がある。また、線引きが分からない。項目の数で評価が決定すると考えています。とがった項目がいくつかあると問題行動に発展することもある。
- 個別対応することで、概ね順応できるため、問題となりえると考えていないことからだと思われる。
- 困り事があつた際には補助は必要ではあるが、ある程度一人でできや取りがでる児童が加算対象になっており、補助を必要としや取りが難しい児童が加算対象になっていないケースがある為。事業所の意見が反映されず、保護者や学校のみ聞き取りが中心となっている為。
- 算定基準の捉え方の相違
- 算定基準の捉え方の相違
- 市からの保護者への聞き取りと相談員さんの提出資料
- 市区町村の面談の形式にもよりますが、書面での保護者視点での判定により行われていたり、第三者の様々な視点からの判定が必要と思われるため。事業所への聴き取り等も必要と思った。
- 指標該当の設問がわかりづらいことと、内容が細分化されていないため該当項目にあてはめることが難しいため
- 指標項目の判断によって区分が変わってしまいます
- 指標項目の判断によって区分が変わってしまいます
- 指標項目の判断によって区分が変わってしまう
- 指標項目の判断によって区分が変わってしまう
- 指標項目の判断によって区分が変わってしまう
- 指標項目の判断により区分が変わってしまう
- 指標判定の方法が保護者への聞き取りのみで、事業所や支援者、教員の意見が反映されない為。

- 自傷や他害、多動といったような問題行動がないため
- 実際に児童本人を見ずに、判定を行っているのではないかと思います。
- 受給者証の更新のタイミングで加算に入っている児童が多いので、まだ対応が追い付いていないのではないかと考えている。(人・時間等に余裕がなく、サポート調査に基づいた聞き取り等ができていないため、弊所からの申請もまだできていない)
- 受給者証の更新時期と重ならなかったため、次回の更新時には対象になるのではないかと考えている。保護者視点での判断材料となるため、基準が定まっていないと思う。
- 重心の事業所の為
- 重心施設の為、加算対象にならない
- 小学校一年生のお子さんについては、親御さんとの面談では問題ないと判断されたのだと思います。直接支援した、事業所等で作成すれば、区分に十分入ると考えられます。高校三年生のおさんは、再調査を行えば入ると思いますが、三年生なため、当事業所では再判定は行っていません。
- 申請時における保護者の児童への認識の違い、書式に対しての見解の違い。
- 申請時の聞き取りにおいて、子どもの行動が、事業所と家庭で違うことや、保護者の困り感がないため。
- 親の主観と、施設での様子の違いがあるのかなと思います
- 相談支援が行き届いていない
- 相談支援事業者と保護者間での聞き取り（モニタリング、アセス）で決定すると認識していますので、はっきりとはわかりませんがご家庭の方針、相談支援事業所の都合などが考えられるのではないのでしょうか。
- 相談支援事業所使用している利用者がほとんどおらず、皆セルフプランのため。保護者の方は自分の子供に対し「できない」に○をつけたがらないのでは。
- 他害があったり、言語や視覚での指示が入りにくいから。
- 他害行為、視覚など指示が入らないため。
- 他者への加害行為がなく、ある程度の言語的コミュニケーションが可能であるため。心身の成長に伴う変化が反映されていないため。
- 対象かどうかの調査基準がその児童には当てはまらなかったのだと思う。この対象児童だけではなく、加算対象になる児童、ならない児童の算定結果に疑問を感じる人が多い。調査と現場レベルでの算定にかなり開きがあるように感じる。

- 知的障害があり多動で目が離せず、奇声や他児へのちょっかいなどもある児童で、実際に個別サポート加算がついている児童と何が違うのかを知りたい。
- 調査時の家族の回答と事業所での見立てとの相違
- 調査実施者の対象児童の理解度や聞き取りが不十分だったのではないかと。調査などいつもとは違う状況においては、いつもとは違って問題となる行動が見られなかったのではないかとと思われる。一見お話が出来てしまうので、問題がないように見えてしまうが、実はコミュニケーションや説明理解、読み書き、情緒面…などに課題を抱えている子も多い。
- 当事業所では、調査を行い、設置主体である自治体（市の福祉課）に対して調査結果を報告してあった。しかし、他事業所を併用している利用者に関しては、他事業所の調査結果等を踏まえてからの判定ということで、8月時点ではその判定が下りなかったため。
- 特性やデイなどでの様子が、明確に調査員に伝わっていない可能性がある。
- 特別支援学校に在籍していて、自閉症でおむつをしていて身辺自立ができていない。特別支援学校に在籍していて、言葉でのコミュニケーションが難しく精神発達遅滞が見られ、身辺自立ができていない。集団生活に適応できず、字を書くことに抵抗感が強い。学校に通えず不登校気味である。
- 日常生活上での会話は出来ている。2名は車いすの児童で自走は可能であるが歩行・移動については介助が必要。1名は歩行不安定で歩行・移動・トイレの介助が必要。
- 入学したばかりで、あまりデータがなかったからだと思う
- 認識の違いなのかと思います。
- 排泄や食事・移動の場面において、一人で行うことが難しく、サポートが必要になる。また、以前は該当指標有であったが、受給者証更新により指標が無しへ変わった。
- 判定が十分に行われていないと感じる。
- 評価基準がわかりにくい（解釈に幅がある）ことが原因の一つと考えられると思う。
- 福祉事務所（担当者）によって指標の評価に差があるため
- 保護者が「よくわからないので、適当に答えた。」と言っていた。保護者が海外の方で、システムをよく把握していない。
- 保護者が書類の記載方法がわからずに相談員にも相談せず、みんな「できる」というふうに書いてしまっていると相談員から報告があった。

- 保護者が書類をみて答えるアンケートのような形での調査だったため、低く見積もる、あるいは場合によってはできるといった答えで点数が低くなったためと思われる。
- 保護者が判定に関わる23項目の答えをよく理解されずにその基準にあった答えをせずに行政に書類提出を行っていた。
- 保護者との本人の状態についての共有が不足しているため
- 保護者と自治体のみでの聞き取りとなっていて事業所での実態を把握していない。保護者の方も自分の子どもを重く見られたくないと感じ「できる」と答えてしまう事がある。
- 保護者にとって、加算対象になることは悪いイメージがあり（自分の子供は他の子より手がかかる、他の子より重い障害であることを認めなければいけないという抵抗があるのかもしれない）、そのため相談支援員へ子供ができることをメインに伝えてしまい、相談支援員が児童の実態を把握できないまま加算の有無を決定してしまう事。加算がつくこと→より手厚い支援を受けられることを保護者が理解していない時があること。相談支援員が児童を集団場面で実際に見ていないこと。保護者が、集団場面における児童の様子や問題点を把握しきれていないこと。
- 保護者の見立てだけでは不十分。認めたくない（受容されていない）ケースが殆ど。
- 保護者の考え方
- 保護者の認識がお子さんの現状との認識のずれと思われる。
- 保護者の認識が違いすぎる。個別サポートの申請の仕方を一から丁寧に説明し、施設での支援の様子を説明しても、自分の子供はできると判断し、支援が必要ないと申請する。家庭で過ごす様子と集団で過ごす様子の違いに納得していないことがある。市町村で勝手にこの子はできると判断し、個別サポート加算を算定しない。施設や学校などの聞き取りをしないため、実態把握が一人一人まったく把握できていない！！
- 保護者の認識の違い
- 保護者の評価が客観的ではないため
- 保護者の方が自身の子供に対して主観的な目で調査票に記入し自治体主管課に提出したため。個別サポート加算Iについて保護者の方は知らない。何のために調査票に記入して、それがどうなるのか知らない。自宅でも面倒を見るのは大変と聞くが、学校や移動支援・放課後等デイサービスなどで、どれほど支援が必要か理解していない。手帳の障害の程度と関連付けして保護者の方は考えていない。
- 保護者への聞き取りのみで、様々な場面での子どもの実態がきちんと伝わっていないこと。排泄が自立できておらずにオムツを使

	<p>用している子や、疲れや不安などから言動が荒れてしまう子などが対象外となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者への聞き取りの仕方 ● 保護者も理解していない様子が気になりました。 ● 保護者様の伝え方(出来ることをメインで伝える保護者様と出来ないことをメインで伝える保護者様の伝え方の差など)と市役所との捉え方(基本的に保護者様の訴えをそのまま受け入れている印象)に差があると感じています。ご利用者様に直接会っていないのではないかと感じます。(車椅子利用や独歩困難のお子さんでもつかない方がいる) ● 保護者様の聞き取りによる判定スコアになるので個人差が大きいのではないかと思います。 ● 放課後等デイサービス指標該当者となっているが、個別サポート加算がついていないため、判断基準がわからない。 ● 本人が困っている事ではなく、保護者、支援者からの視点で判定しているため意見、結果が思っていたものと違うことになっていると思います。自宅では普段通りのj状況も、一般的な視点からみると支援が必要な場合もあります。保護者、相談支援員だけの意見だけではなく、支援者、医療関係者からの意見も取り入れないと、正しい判定ができないと思います。また、保護者からの問い合わせがないと再判定ができないため、放デイから状況を説明しても、仕事等で窓口に行けない場合もあるかと思います。 ● 利用児童は家庭、学校、放デイとそれぞれ違う顔で違う過ごし方をしていると思う。集団の中での困り感、問題行動を収めるのは難しい。放デイの環境的な事を考慮して指標の検討をして欲しい。家庭や学校での様子が重視されてしまっているのか？
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ● 〈日常生活だけは行えるか〉の視点で見たときに、一応は行えているから。 ● 「いない」にチェックをいれましたが、記入しました。窓口の担当者様に繋いで頂き、対象と思われる児童に関しては、担当者様とのやり取りの中で対象児となりましたが、自事業所で保護者に確認をとった所、調査票の事を把握していませんでしたので、事業所で確認をして提出をさせてもらいました。 ● 「保護者から自分の子ども」に対する判断基準と「施設職員から児童」に対する判断基準が大きく異なる為と考える。 ● ①加算Ⅰの算定各児童市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしていない為。これまでの発育歴、現状を細やかにアセスメントシート、支援記録等に記載している為、参考資料としての提出を想定している。②加算Ⅱの算定小学2年生児童市町村に、細やかに、該当児童の情報を提供をしているが、保護者が拒否された為。1年・5年児童等も対象と想定されるが、保護者からの拒否が想定され、関係悪化の恐れが有、踏み込めない為。 ● ①調査項目が医療的ケア児に当てはまらない②相談支援専門員の解釈、判断基準が人それぞれになっている ● 1名医療系対象の利用児→経管栄養(胃ろう)であるが、通院等で欠席が入ると年間利用が1にならない為申請できない。看護師を

1名常勤、1名は時間給職員で対応している。また強度行動障害認定利用児1名、スコアは出していないが疑われる児童が1名在籍している。しかし強度行動障害の研修受講した職員配置が厳しく今年は体制が整はないので申請できない状況である

- 2名は、重症心身障害の事業所のみを使用しているからだと思われます。2名は、医師の診断書が遅かったために印字されなかった？（重心外の事業所を雇用しているが、医療的ケアがないため、加算の算定をしていないので記載が漏れているかもしれません。いずれにせよ、当事業所は重症心身障害の児童が全員なので算定対象外です。
- 4月の時点で、利用がなく市にチェック表を出していない
- ADLにおいて自立して行える部分が少ないため。こだわりによる部分がある。
- ADL面で介助度が高い児童でも、行動面で問題があまりない場合に対象にならないことがあるため。また、調書の聞き取りを行う職員が”できる・できない”等、簡易的な聞き取りを行っている場合、保護者も少しでもできることを”できる”と回答してしまう等、現状と乖離している可能性があるため。
- アンケートの質問の聞き取りが保護者のみのため、自宅での様子を答えていることが多く、実際に放課後等デイサービスでの対象児の様子とは異なっていることが多い。ただし、再調査の申し込みをした場合、保護者との関係が悪化する可能性があるため、再調査の申し込みが出来ない。やり方を改善してほしい。
- オウム返しでも言語が出ているからなのか対象にならなかった。ただ、知能は低いので危機管理能力なども低く怪我也多い児童なので支援員が常に一人つかないといけないような児童なのに対象外だった。
- お家の方のお子さんへの受容不足。
- お子さんが自分の力でできていることと、環境調整やサポートがあって出来ていることとの親御さんの認識の差お子さんと会ったことのない行政担当が状況をよく把握せずに主体的に記入しているケース
- お母さんが、必要ではないと話していた。
- ケアニーズの高い児童は利用していない。
- ケースの状況を考えると加算対象だが、市町村に確認すると指標があいまいで判断できないのでという回答や期間等の定めなくまだ加算を付けないつけれる準備がないという回答であった。そのため再調査しても市町村の判断になってしまうので使えない場合が多い
- ケースの状況を考えると加算対象だが、市町村に確認すると指標があいまいで判断できないのでという回答や期間等の定めなくまだ加算を付けないつけれる準備がないという回答であった。そのため再調査しても市町村の判断になってしまうので使えない場合

が多い

- ご家庭と施設での、ご本人の支援評価が違い過ぎ、介助の必要性があるにも関わらず自立しているとの判断をされている
- ご家庭と事業所での本人への支援評価が異なっている。こだわり行動や介助の必要性があるにも関わらず自立との判断をされている。
- ご自宅での環境と、小集団という環境では刺激の入り方等も異なる為、支援の有無も環境によって変わってくる為。自由時間は一人で過ごせるが、集団参加に苦手さがある等。
- ご自宅での様子と集団での活動の様子の差異の認識が異なる。また自治体の規定により認定が受給者証の更新時期となり、1年近く認定されない場合も多く見られる。
- しっかりとアセスメントできていない。
- スコアのポイント
- セルフプランの為役所の担当が指標該当の認識がない為確認がされていない。また、相談員がついていない利用者が多い。
- セルフプランの方で、ご家族と事業所間とで児童の特性に対してのギャップがあり納得をされない。→学校側でも支援級のお話があるが、保護者が他の生徒と同じ教室で同じように教育をしてほしいとの依頼もある。相談支援、事業所、保護者間で話し合い、個別サポートに対しての指標該当点数をつけ、行政へと提出したが反映されなかった児童の特性が利用しだして、表面化。次回のモニタリングにて説明して検討していく予定。
- ダウン症と軽度知的障害
- トイレや身辺に関する事は問題ないが、粗暴等で他児との関わりに課題があり、終始職員が側にいて声掛けやお話相手が必要であるなど、具体的にどんな支援が必要であるかで判断されていないためだと思います。(障がい程度と支援の重要度は比例しない)
- トイレ誘導で自分で出来る。一人で食事ができる。
- マンツーマン対応(転倒防止:身体に装具を装着しているため)、他害の危険があり常時見守りが必要だがコミュニケーションをある程度取ることが出来るためだと思います。
- マンツーマン対応での支援が必要であっても、該当する調査項目が無い為、加算対象にならない。調査票の内容が極端(変形するほどの肉が見えるほどの…等)で、事業所ではそのような事にならないよう、常に気をつけている。
- 以前からあったが今年度になり、指標判定の項目にある行動が増えた事や、家では本人の求める活動を行っている事で指標にある行動あまり表出していない事

- 以前の指標該当制度で療育手帳のA判定でも指標該当時とみなされていなかった事が一つの理由。自治体の判断に格差があり市町村の判断で決まる事。
- 意思疎通が困難で指示が入らない。日常生活動作が全介助でなければならない。
- 移動や行動の切り替えに時間を要する。好きな職員の声掛けがないと行動できない。構ってもらいたくて大きな声を出したり、ドアを必要以上に大きな音をたてて開閉する。暑さが苦手、自傷や他害がある。
- 一対一の対応者が多い事や、保護者対応の深刻さを含めて考えてほしい。
- 一部個別でのサポートを必要とする場合や、状況によっては個別でサポートが必要な児童の為、常に個別でのサポートは必要ない（見守りで対応が可能）
- 加算Iを取っている利用者のお子さんと比較した際、同じような行動、様子等が見られるため。
- 加算に際して事業所内での調査等がなかったから。
- 加算開始時はコロナ禍でもあった為、書面のみ配布でした。直接担当の方と確認したことで、同じ言葉でも解釈が違う事が分かりました。
- 加算対象として検討中のため未申請です
- 家での過ごし方と他の児童がいる中での様子が異なっており、その違いを把握することができていない。
- 家での様子のみを判定基準にしている為
- 家族、事業所、学校での様子など相違が発生している。感じ方や捉え方の違いがある。
- 家族からの聞き取りが不十分、外国籍の保護者で内容の理解ができない。事業所の意見の聞き取りが無かった。
- 家族が担当者に本人の状態を正しく伝えられていない。担当者が家族からしか聞き取り調査をしていない。担当者が本人の事を知らない。
- 家族の困り感が低く、認定調査時に前向きな意見を強く表現した事。相談支援専門員が調査前後に家族以外の関係機関からの情報収集をしなかった事。
- 家族の困り感の低さ。
- 家庭では落ち着いており特に問題はなかったため
- 家庭で見ている子どもの様子とデイサービスで見ている子どもの様子の違い。
- 家庭と事業所での様子が違う事基準が明瞭ではない事

- 家庭と事業所の子どもの様子にギャップがある。
- 家庭の中と放課後デイの中との様子状態で差がある。家庭の中では様々な要因で我慢や自制をしているため保護者の聞き取りだけでは加算対象にならない。
- 家庭への聞き取りだけでは、事業所で個別の対応を必要とすること（特に周囲との関わりに関するもの）については課題として上がってこなかったのではないかと考えている。
- 家庭以外での場所（主に施設）でのモニタリングおよび聴取が出来ていなかったため。
- 家庭場面と集団場面でのお子様の状態像に相違が大きいので調査時に把握できなかった側面があるかもしれません。
- 家庭内では集団行動や他社とのかかわりが少ないため、困り感がない（事業者内では、他社とのかかわりが多いので問題行動となる）
- 家庭内では特に問題はなく、支援の必要性を感じられていないのかもしれない。生活動作への促しに応じていれば、年齢相応の生活やコミュニケーションができていなくても、対象と感じないためかもしれない。
- 介護量や支援量が多いため
- 各市町ごとの判定基準の違い
- 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。
- 各役所調査員の調査方法、調査に対する認識の違い。何を基準に調査しているのかが分からない。調査員の考え方によって加算対象とならない事が多いように感じる。
- 確実に集団の中での指示は十分入らず、個別での指示やサポートを要する状態の児童でも加算対象となっていなかったから。
- 学校もお休みの放デイも利用がなかった為。
- 学校や放課後等デイサービスでは気分が不安定な事や気持ちの切り替えがなかなか出来ない事、暴力的になってしまう事もあるが、ご家庭では落ち着いて過ごされている様なので対象にならなかったのでは？と思っています。
- 感情のコントロールが難しく、活動にのれないことがあり、マンツーマン（時には2人体制）で対応が必要なため。適切な活動を促すため、準備や場所の確保に人手が多く必要。
- 管轄の障害福祉課にも相談はしているが、保護者様の子供に対する障害についての受容が受け入れがたいところもあり、説明や理解をしてもらうのが難しい。

- 基準が明確ではないから、母親が困り感と、学校の困り間、事業所などでの困り感が異なるから
- 強度行動障害の判定を受けている児童であるため（2名）意思疎通、食べられない物を口に入れてしまう行動が頻回である児童のため（2名）
- 決定のための調査判定内容が、発達障がい児に対する適した支援への内容や評価が不十分なものとなっている。
- 決定のための調査判定内容が、発達障がい児に対する適した支援への内容や評価が不十分なものとなっている。
- 県によって対象とする基準が異なるように感じる。
- 見方の異なり。
- 原因不明で後退性があるため
- 現在の個別サポート加算I対象者を考慮したら、他の方も対象となり得ると考えられるため
- 現時点では非該当の児童はいないが、以前該当からはずれ、再度該当になった児童もいる。保護者への聞き取りで判定していると思われるが、自宅では家族間での関わりや自由にしている時間が多いので「支援不要」の評価になる。事業所では他者との関りが多いので支援が必要になる。また、保護者が十分に内容を理解出来ていないこともあるので、必要な児童に加算がついていない場合もあるのではないか？
- 現状での個別サポート加算の取り方を把握していない。
- 個々に異なるが、食事、排せつ、衣服の着脱などに介助が必要。行動障害。
- 個別サポートの必要性や、重要性を理解が進まない。事業所での困りについて、保護者が認めたくない傾向もあるように感じる。
- 個別サポートの制度が保護者様の理解が行き届いていない。
- 個別サポート加算1の⑤～⑳について、行政が、保護者からの聞き取りの中で、支援不要と答えているケースが多い。最も支援が必要な項目で、親として支援が必要と答えていない。また、答えたくないで、聞き取りのまま実行している。
- 個別サポート加算の算定をすることで、親御さんが重症と認識する傾向があった。
- 個別サポート加算の対象が身辺自立および行動面での課題のある児童となっているため、病気への配慮や精神面での個別の支援が必要な児童は対象となっていない。あるいは行動面での課題はあるが保護者が行政の聞き取りで言わず、わからないままに1年生で入ってくるお子さんがいる。
- 個別サポート加算対象の聞き取りが事業所になく、保護者のみの為。（更新時もなし）
- 個別の支援が必要だと思われるので

- 個別支援1の項目が放課後等デイサービスの基準に合っていないから
- 個別的支援が必要で集団的行動が難しい。
- 語彙力が高いため、コミュニケーション能力が高くでてしまう言語力がなくても落ち着いて過ごせ、こだわり度の露出が低く見える事業所への実態調査がない（聞きとりだけでは、実態がつかめないためか）
- 更新申請時、行政（市区町村）から保護者への聞き取りが不十分。用紙のみの聞き取りでしっかりと対応していない。保護者からの聞き取りのみで、事業所への聞き取りは今のところ皆無。保護者からの要望がないと事業所への聞き取りはないし、保護者からの要望があっても、必要と判断した場合のみで事業所への聞き取りはしないとされた。保護者からも、行政からの聞き取りは用紙に記入するのみで、しっかりとした聞き取りがないと言っていた。また、質問の内容が分かりづらい中、用紙に記入しているという事だった。
- 行政からの聞き取りの際の保護者の対応の違い。行政が事業所に見た際の利用児の様子が落ち着いていた
- 行田市の障害福祉課の担当者は、対象児童と面接もしないで保護者に電話による聞き取りで決めている為。
- 行動面の自立＝手がかからない、という訳ではない。多動、衝動性、攻撃性等があると職員は対一でつかなければならない。単純に生活の自立面だけを評価すると、現場で支援を必要と感じている職員と評価する側とでズレが生じる。
- 項目には該当しないため
- 再調査や行政へ連絡をしていないため
- 最初に調査票を渡される保護者が市から趣旨を丁寧に説明されていないもしくは理解できていない。
- 算定の基準、項目内容が曖昧で調査時点での返答に困る。他害や自傷がなく行動障害がないと算定基準に達していないようだが、社会生活の適合で考えれば検討する利用者様はいると感じます。
- 市に問い合わせたところ、保護者からの聞き取りによる、と言われた。保護者の見立てによる。
- 市の子ども支援課が決定をしているが、決定にあたって実際子どもの様子をみていない。
- 市の職員によって該当・非該当の判断が分かれすぎている。明らかに活動に対して対一以上での支援が必要な児童に対しても、「想定範囲内です」と答えられた。
- 市の担当者や保護者との話で決定されるため、保護者は家庭での状況が中心になり、またどうしてもできるようになったことや成長した部分に目が行くため、実態と合わない場合がある。市の担当者には事業所での様子も参考に決定して欲しい。
- 市町ごとの判断基準があいまいで家族、利用事業所の意見が比例していない

- 市町村がそう判断したからです
- 市町村によっては、加算手続き等の書類の多さ（保護者に記入等）があり、保護者の意向もあり加算をつけることが難しいことがあった。
- 市町村によって対応が違い、個別サポートが導入されても前年度のまま加算対象とされなかった。前年までは親からの聞き取りのみで判断され事業所への聞き取りはなかった
- 市町村により差があるのは感じています。
- 市町村の考え方に相違があるため
- 市町村の担当者の判断の甘さ
- 市町村の判断なので障害手帳 A でもならないケースがある
- 市町村や保護者様の加算対象に対する基準の捉え方の違い。
- 市内特別支援学級在籍児童であり、行動の諸課題において支援度は高かったが A D L がおおむね自立していたためと推察している
- 市役所、相談支援員、保護者のみで基本報酬の区分における指標調査を行い事業所が入らなかったため。聞き取りも行われなかった。
- 市役所による査定となる為、母からの聞き取りが不十分であるのではないかとと思われる為。
- 市役所側で調査しているので大丈夫だと言われた。親御さんが子供を重度に見られることをデメリットだと思っている様子で断られた
- 指示の入りにくさ、大人の声掛けと介助が動作時必要初めての場所、人物とのコミュニケーションの難しさ保護者の「できる・できない」の理解の差（入浴など一人で入るが洗体や湯温の確認ができていない児童がいる）
- 指標が保護者と事業所で相違があるため。
- 指標に係る調査での判断・保護者様からの聞き取りと実際現場での療育での相違
- 指標に値しなかった。
- 指標のやり方、点数制で曖昧な部分が多く、1 週間にその事象が起こる頻度とは、毎日起こることもあったり、1 ヶ月起こらなったりと児童個々によって違いがある。学校や自宅、デイサービスなど、環境や人数、過ごし方が様々あり、児童個々の置かれた環境や背景まで見て判断していくことを普段から児童と接していない役所の人間に聞き取りだけで判断を任せていること
- 指標該当かどうか調査した資料をもとに、個別サポート I の加算対象かどうか調べた市は、4 月から個別サポート I がついた。報

報酬改定があっても、支給更新のタイミングまで調査しなかった市は、一律個別サポートⅠの加算はつかなかった。

- 指標該当を本児及び保護者に確認をして決定をしており、キチンとした説明を保護者にしていない為、受給者証に何がどうつくのか？がわからなくなりつかないように保護者が記載/聞き取に対しての対応をしているのが原因だと思われる。また、事業所/学校への聞き取などはなく、保護者の一存で決められているのが原因。
- 指標該当有の対象児で通所給付決定の更新までは個別サポートⅠの加算対象児であったが、更新時に個別サポートⅠの対象児から外された。そのため市町村の福祉課窓口にお問い合わせしたところ、保護者からの聞き取りのみで、指標を基に判断したので、事業所からの申し立ては受け付けないといわれた。おそらく家族の聞き取りのみで調査が行われたことで、聞き取り者の解釈等も含め事業所と大きな認識の違いが出たものと考えられる。
- 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以下であった。
- 指標判定は我々が行うものではないので詳しくは分かりませんが、低学年の方は特に気持ちを言語化できずに急な環境の変化等ではほぼ毎日パニックになりながら苦しんでいるご利用者様がいらっしゃいます。サポートを多くかけなければ安全・精神面・健康を維持することが難しく、施設の中ですから手数をお掛けして安全に配慮しておりますが、雇える職員の手数が薄くなってしまふと非常に難しくなります。もう1人職員を雇うか雇わないかを判断する上で、雇いたいのに加算が足りずに危険を承知で雇わない判断になる可能性があります。コロナ禍では特にマスクをつけられるかつけられないかも大きな判断基準として取り上げるのはいかがでしょうか？つけられない時点で、ご本人様に大きなリスクが伴い、支援する我々も多くの配慮が必要になります。生意気なことを申しておりますが恐縮もしております。一意見ですので他意はございません。制度や事情もよくわかります。現実的には限られた財源の中で工夫してやるしかないと思っておりますので、現状維持でも仕方ないと思っております。
- 支援ニーズが高く、きめ細やかな支援を必要とするため。他機関連携の必要性も高いため。
- 支給決定担当者の判断ミス。個別サポート加算についての判断を前年度までの高度強度障害支援加算と混同されているのではないかと。複数の自治体から利用者さんを受け入れていますが、自治体によって、個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いが違う事も散見されます。
- 施設への聞き取りがないため。ご家族では出来ると答えてしまうケースが多いと思います。集団の中や、場面が変わった中での評価がされていない様子が見られる。
- 紙おむつをしているので、他の利用児童よりも指導員のサポートで、定期的に時間をかけておむつの取り換えの必要があるため。
- 事業所での活動で特に安全面や食事、排泄、入浴等で多くの支援が必要だと感じている。

- 事業所での支援状況との相違があった
- 事業所での調査を行い、個別サポート該当者への保護者との話し合い、説明を行った後、調査票にサイン頂き提出しましたが結果は変わらず。
- 事業所と保護者の見解の相違
- 事業所と保護者の伝え方が不十分であった。
- 事業所と保護者の認識の違い
- 事業所に意見を求めている。
- 事業所は特に進言することは無かった。相談支援事業所や保護者がどう行政に対し調査等を求めたか、又はアクションそのものを起こさなかったのかは聞いていない。
- 事業所への聞き取りがないため、加算対象と思われる児童の情報が少ない中で判定を行っているから。
- 事業所への聞き取り調査はなかった。
- 事業所内で指標に基づき検討し、市町村に提出したが予算の関係でつけられないと断られた
- 事業所内で対象と思われる児童の調査を行い、市役所へリストを提出するも、市役所ですぐに調査してくれず、受給者証の更新時にしか対応してくれない。調査を認定する方の裁量や保護者の訴えによっても差が見られる。
- 児童の実情の把握が出来ていない。介助の必要があるものの、保護者さんの聞き取りにおいて、実情と違う報告がされている可能性がある。
- 児童の実態調査を保護者からの聞き取りのみで終わっているのではないかと思われる。また、更新時に利用している事業所の聞き取り等がないため。
- 児童の特性をしっかりとわかっていない。
- 児童の様子について保護者が市に状況を正確に伝えていない。
- 児童指導員は必要性を感じるが、相談支援専門員が必要を感じていない為
- 時々あるいは部分的に支援が必要であると当事業所で感じている項目が、支援不要と判断されているためではないかと考えます
- 自治体からの保護者アンケート（聞き取り調査）によって、個別サポート加算を算定している為、実態が反映されていないように感じる。
- 自治体から事業者への聞き取りや調査も一切なく、保護者にもサポート加算についてしっかりと説明をした上での聞き取りが

行われていないから。また個別加算対象となる為の定義や指標が不透明で曖昧であるから。

- 自治体から聞き取りがあったが、事業所の意見が反映されずに親からの聞き取りだけ反映された決定になった。
- 自治体から保護者に説明不足で理解していないで、聞き取りをして結果を出している。
- 自治体が事業所等の実態調査（聞き取り、見学等）をしていない。
- 自治体によっては聞き取り調査が保護者のみで行われる為。
- 自治体の調査内容が不明である為、対象要件に当てはまっているのかどうか難しいところがある。
- 自治体の把握・情報提供不足により、登録されていない。利用者・保護者が申請するような、制度の習熟がはかられていない。
- 自治体の判断によるところが大きいので、大きい市区町村になると判定材料が厳しくなっている気がする。一度の面談で判断するのではなく、何度か経過観察を得て判断していただきたい。これから更新面談があるケースがある。
- 自治体及び検査員の見立てや制度上の理解度合などが勘案されたか。
- 自治体主管課職員が本人を直接見ず、保護者に調査票の質問だけで決定しているため。保護者は家では困らないことがあっても、学校や事業所等の集団生活では問題があるケースが多い。
- 自傷・他害があり、会話による意思の疎通ができない児童。車イスで排泄等も全介助の児童がいる。書面上や面談で判定を決めているが、現場での状況が理解できていない。
- 自傷・他害がひどく感情のコントロールが難しい。
- 自宅で生活する上で支援が必要な事と、集団生活である事業所で生活する上での支援が必要な事とのズレがあるため。
- 自分の事が出来ず、動いてくれないため。指導員が1人ついて支援している。
- 自立のレベルは保たれているため
- 実際に家庭で支援をしている保護者と、事業所で支援をしている支援者の考え方や捉え方の認識の違い。家庭と事業所での環境が違うため、子供の様子も変化してくるため。
- 実際に活動集団での確認を希望します。
- 実情が、審査機関に伝わっていないのか
- 受給者証の更新がされてなくまだ個別加算サポート（1）ではなく指標でした。
- 受給者証の更新月が来ておらず、調査書の確認が出来ていない為。
- 受給者証の更新時、保護者だけの聞き取りだけで、事業所への聞き取りがないまた、実際の状態像を見ていない。きちんと子ども

の状態像を伝えない保護者もいるので、正確さに欠ける。

- 受給者証の発行・更新の時に加算対象にならないと、そのままになってしまう。行政は保護者への聞き取りのみで、実地調査に来ることはない。事業所への聞き取り調査がなかった。
- 受給者証を発行している福祉課に再確認の依頼をし見直しを依頼したが、該当にならなかった。
- 受給者証更新の際に加算が付いているかの確認をしているのみで、どのような手続きをしているか不明。
- 受給者証更新の時期の後、本人の様子に変化があったため、その時点では加算対象にならなかったのだと思う。
- 就学児サポート調査を用いての聴き取りの際に、保護者の捉えや解釈の違いによって、左右されると考えられる。個別サポート加算Ⅰが更新時につくとして、自治体主管課職員から事業所に児童状況の問い合わせがない。
- 週5回以上の支援が必要という文言のため、週5回以上利用していないから該当しないと想定されているためか。
- 集団での活動が難しく、視覚的・聴覚的な配慮が必要である為。
- 集団での活動になると参加が難しく個別なサポートが必要であるため。
- 集団で過ごすことに拒否があり、学校も登校拒否により行けていない。叱責に過剰反応を示し、支援者の声掛けを叱責と捉えてしまうこともある。集団で過ごすことにより心身に影響が出てしまうので、個室での個別対応が望ましい。以上の理由により、加算対象になると思われるが、著しい行為や行動がないことが対象にならない。
- 重症心身障害児や車椅子で日常生活に介助が必要だが、なぜだかよくわからない
- 重症心身障害児を対象とする事業所
- 重症心身障害児対象事業所の為
- 重心型放課後等デイサービス事業所であるため、個別サポート加算Ⅰの対象外
- 重心対象として放課後等デイサービスを行っているため加算を算定していない
- 重心単価を取っている為算定対象外
- 小4の利用児童は、10月より対象児となった。知的レベルはある程度高いが、生活リズムが著しく不安定で、身辺自立も出来ない部分が多い。母が市の聞き取りの際に、そのような都合の悪い事は伝えなかった為に、加算対象とならなかったと思われる。高3の対象児童は、方デイの事業所を3ヵ所利用しており、各事業所によって評価にばらつきが見られたことが理由として考えられる。
- 小学校1年生に関しては就学して間もないことから、関係機関とそれらの状況や情報の共有不足。他2名は不登校のお子さんです

が、家庭以外で過ごせる場所としてデイでの様子は重要な情報源と思われませんが、サポート加算について対象児の聞き取りがそもそもないので、加算対象に繋がっていないのだと感じます。また、行動関連16項目のチェック表の解釈も担当者によって判断の相違もあるように感じています。

- 小学校2年生3年生…生活習慣は自立しているが、集団の流れ乗れず協調行動がとれない事が多いため職員が個別に付かなければならないので。
- 情緒的に落ち着かず支援に保護者様との連携を密におこない対象児童の日内変動によって活動ベースを調整しないといけません。個別の支援計画も変動するため活動内容の変更(個別活動移行)に切り替える必要性もあります。よって支援の難易度が高まります。保護者に対しての働き掛けも必要ですが保護者様の受け入れ家族間の関係性に影響するため細心の配慮が必要になります。現状、慎重に対応しております。障害が明確な生徒様は勿論のことですが診断名がない生徒様の方でも個別支援の必要性が高いお子さまが多くいらっしゃいます。現場でしか分からないことも沢山あるため関係機関への聴き取り等を、しっかり行ってほしいです。
- 情緒面や行動面、精神的な波など加味されていないように思われる。
- 情報量と調査(判断)の基準が人によって違う放デイ利用時の様子と学校や家庭等そのでの様子が極端に違う児童の場合
- 食事・排泄面は自立しているが、突発的に外へ出る行為、走り出す行為がある。危険回避できないので、移動の際は常にマンツウ対応
- 新一年生のため、情報が不足していた。
- 申請していない
- 申請時の保護者の方の記載状況だったかと理解した。
- 親
- 親からの申請時の聞き取りのみのため、家族と支援者との認識の違いがある。自治体担当者の知識の違いがある。
- 親からの申請時の聞き取りのみのため、家族と支援者との認識の違いがある。自治体担当者の知識の違いがある。
- 親が困っていないから
- 親さんの過大評価
- 親と職員の考え方の違い。職員は全体の利用者を見て把握できるが、親は良く目で判断するのが多い。
- 親や相談員の判断基準
- 親支援も行うが、親への学習の協力は望めない。学習面においては個人対応が必要である。一人に対しての時間がとられてしまっ

ている。

- 身辺の自立はできており言葉の問題もない。情緒面や多動面でのサポートの必要性については詳細になっていない。
- 身辺自立ができており、コミュニケーションもとれ、読み書き等も出来ることから判断基準の指標点数が加算対象基準に満たない為。
- 身辺自立は基本的にできており、日常動作に対する支援は必要ないこと。また、その利用児の抱える困難さが指標に必ずしも当てはまらない為ではないかと思う
- 制度の内容を保護者が理解せずに回答をし判定が出されている、市役所窓口の説明不足を感じる
- 成長に伴い、最近になって常時見守りの必要でんかん発作が起こるようになったため。
- 生活習慣が自立していない。言葉による意思の疎通が難しい。
- 生活動作も完全に自立しているものはなく、手助けが必要な状況ではあるがついていない。以前の指標該当では該当していた児童だった。
- 生活面や行動面で一人での自立が難しく、職員の介入部分が多いため。
- 声かけでは難しい目が離せない一人で突発的に動く
- 前制度の指標該当者であるが、受給者証の更新時までは加算1の非該当者となっている。
- 全介助はほとんどないが一部介助が多数必要な場合、合計点数が12点で対象になっていない状態などが考えられます。一部介助も全介助も、職員が傍で対応するのはどちらも変わらず、難度等の高低はあれど、対象者に接する回数、時間が多くなりがちな為、サポート調査時の判定との認識のずれが発生していると思われます。
- 全体指示が入る。他傷、自傷、逃走がない。協調性がある。コミュニケーションがとれる。
- 双子で片方のみ加算が対象になっています。二人ともに肢体不自由があり、日常生活においてもほぼ全介助（トイレ、食事、衣服の着脱、車の移乗等）ですが、加算対象外のお子さんはずりばい出来る為室内であれば移動が可能です。二人だけで見比べると…ではないかな？と思いました。また他のお子さんは成長が最近著しく、ごくまれに意思疎通が出来るようになった自閉症の重度でも、保護者にとっては楽になったという思いがあるのかと思います。事業所では意思が通らないと泣いて自傷行為や他害が出ています。その為職員をその子に配置し手厚く支援を行っている現状です。保護者に伝えても、伝わらない保護者も居る為、どの程度の支援が必要なお子さんなのかを理解していただくのが難しい現状です。
- 相談員の本児への理解不足と知識不足。事業所と相談員の法律に対する乖離がある為。

- 相談員支援センターが個別サポートの有無を決定しています。実際に施設を見学したり連絡を密にすることで、支援も難しさを理解し、個別サポートに繋がるのではないかと考えております。
- 相談支援にて評価及びモニタリングをおこなっていない。コロナ禍の影響が大きいのかな
- 相談支援に入っていない為、正しい判定ができていない保護者は高校進学まで考えているが、学校と放デイは今すぐ養護学校に転校するのが本人の為ではないか、と温度差が激しい
- 相談支援員さんが必要ないと判断されてしまった。ご家族が必要ないと思われている。
- 相談支援事業所が計画相談に入る際に、保護者からの聞き取りを行っているが、実際の集団場面での様子が反映されていなかったため、加算対象とすることが遅れた。
- 相談支援事業所が提出した調査票が実態と違っていた
- 相談支援事業所に状況を伝えるが、保護者様が同意しない場合は加算がつけられないとのこと。保護者様の負担分も増えるため家庭によっては加算をつけられない状況。
- 相談支援専門員がチェックをする為、事業所からの視点と多少のずれはあると思われる。
- 相談支援専門員から聞き取りをされましたが、理由は分かりません。
- 相談事業所、及び菊池市役所福祉課の判断
- 他害行為、トイレ介助、指導員への執着等1対1の対応が常時であること。
- 他害行為・学習障害などの程度について、保護者が正しい判断が出来るのか疑問に感じる部分はあります。うちの子に限って・・・という考えを持っている保護者も存在すると思います。そうすると評価が変わってくるのではないのでしょうか？調査結果を見たわけではないので何とも言えないが、事業所側でチェックすると該当するのでは？と思われる児童はいます。
- 多動・他害があり、細心の注意が必要であるにもかかわらず、身辺自立しており介助の必要がないと見なされているため。特に他害については、調査票の他の項目と同じウエイト（点数配分）である点は、見直しが必要だと思います。
- 対応が間に合っていない
- 対称と思われる児童について個別支援サポートの判断を実施する上で関係行政からの相談等を受けていない
- 対象にならなかった児童に関して調査票の記入をする機会がなかった。
- 大きな声出しや過度な注目行動、毎回ではありませんがパニックがある方なので加算対象でない事に疑問を感じておりました。
- 知的水準や身辺自立に問題はないが、特定の職員でないとコミュニケーションできなかつたり、場面緘黙があるなど、コミュニケ

- ーション面に大きな困難を抱えており、一対一以上の対応が必要な児童について、現行の指標では、判定外になってしまうため。
- 中学・高校生では、精神的な不安定さをもつ利用者も多く、支給決定期間中に状態が悪化し支援度が高くなるケースがあるが、更新のタイミングでないと加算対象とできないため。
 - 調査がしっかり行われなかった。
 - 調査がまだ未実施なので
 - 調査の仕組みが不明確。再調査の際はどこに申請をすれば良いか不明確。
 - 調査の対象や内容・方法。保護者に対する調査の他に事業所や関係機関に対する聞き取りが不十分なのではないか。
 - 調査は保護者が行っていた点。事業所や学校では個別対応が必要な児童でも保護者の認識の違いで反映されていない。
 - 調査を行ったのが3年前で、その時より今は状態が違うためだと思われる。
 - 調査員と市町の調査見解の違いだと思います。(子どもの実態を把握していない)
 - 調査員と調査対象者に認識のずれがあるのではないかと？調査員は、どれだけ個別の支援が必要かを調査するという調査の目的や、それにより個別サポート加算が付いた場合、事業所がより手厚い体制が取れるようになることなどを説明し、対象者はそれを理解して回答しているか？また、事業所や保護者への聞き取りだけでは支援の現場は把握しきれないと思う。
 - 調査員の聞き取りが不十分
 - 調査内容によって
 - 調査票の内容について保護者の認識不足。
 - 調査票の領域について、最終評価の段階にでも事業所からの聴き取りを行って評価に反映して欲しかった。
 - 直接支援している児童指導員と、保護者等様と行政での評価では、評価の乖離があるかと思われる。
 - 適切な聞き取りや評価がされていないと思う。
 - 当該児童の自治体では方デイ利用者が今までいなかったため、担当者の専門知識不足が原因かと思われる。
 - 当事業所が重症心身障害児を主に支援をしているため加算対象にならなかった。
 - 当事業所は発達障がいの方を対象としており、困難さが一般的に知られていないと感じる。例えば、保護者であっても常日頃からの生活の大変な部分が当たり前となってしまう、自分の子どもに手厚いサポートが必要だと気付いていなかったり、訴えの必要性を感じていなかったりする。
 - 動きは大きくないが、支援比重は大きい

- 難病指定の病弱児であるが、全てにおいて保護者の多大な介助を要するため、能力勘案でADLを評価されてないため。
- 日常生活動作には問題ないため。
- 認定の調査表をご家族のみで記入しているから
- 認定調査の基準が障がい支援区分ではなく、程度区分の考え方が残っている印象がある。自宅では自由に過ごす故に保護者への聞き取り調査では大きな課題が無くても、事業所利用中など集団場面では課題が多い事例がある。加算に関しては事業所の取り組み収入にも関わるので事業所での支援実態が十分に把握されていなかったのではと考察している。
- 脳性麻痺児てんかん自閉症多動児
- 排泄、食事、着替えにおいて全介助で行っており、車椅子から下りると這って多動に動く為、目が離せないなど人員が必要な児童のため。
- 排泄などの身辺動作が自立できておらず、支援が必要。
- 発語がなかったり、脳性麻痺等の重度的な児童で手厚い支援が必要な方も対象外となっている。保護者様の申請により変わると思われます。
- 発達や発語にかなりの遅れがあり、コミュニケーションをとれない場合もございます。
- 発達支援のソーシャルトレーニングに特化しているため
- 判断基準の明確化がされていないと感じています。聞き取り調査になるため、保護者の受け取り方でも変わってきていると思います。
- 判定する際に、事前の聞き取りがなかったことや自立度としては高いものの、自宅と放デイでの様子の違いがある為。又、市町村によって判定基準にばらつきがある為。
- 判定員の判断基準が正しくない判断マニュアルを理解していない杜撰な聞き取り調査がある
- 判定基準の中で聞き取りだけでなく、スタッフや保護者本人の様子をしっかりと見ていただけると良いのではと思います。
- 比較的手の掛らない場合や、コミュニケーション等が難しくても日頃利用している場所で落ち着いてその場に居れば問題ないと判断されたのかなと感じる
- 必要な児童には再調査を依頼し、再判定を行ってもらっています。又、点数化する中で多少の誤差は生じるとは思いますが、保護者などの捉え方や相談事業所との連携によると思います。
- 評価基準の違い

- 評価時期をサービス更新時に合わせた為。
- 不登校生活自立がまだ出来ていない1対1の支援が必要（集団対応が難しい）言語によるコミュニケーションが難しいトイレの自立が未発達特定の人以外のコミュニケーションが難しい
- 普段の行動や活動する上で、可算対象になっている児童に比べて、変わりがないように思われるし、可算対象になっている児童より重く感じる為
- 普段は多動で他児とのトラブルがあるが、調査員来所時にはそのような行動が見られなかった。そのことを調査員には説明したがイメージが持てなかったかもしれない。
- 普通学校に通っていて、支援クラスに入っていない。
- 普通学校の通常級の在籍と言うこともあり受け答えはしっかりできているからではないかと感じられる。
- 複数の事業所を利用されており、他施設が調査記入を行った為。
- 聞き取りが家族のみに行われており、児童の状態が十分に反映されていない。
- 聞き取りが不十分だと感じています。また、保護者の判断が主だと評価の基準が分かりづらいと思います。個別サポートの意味の理解が出来ていないご家族が多いように感じます。
- 聞き取りが保護者のみになっている点。
- 聞き取りで、保護者が何でもできると答えたようだ。
- 聞き取りのやり方に偏りがあるのでは
- 聞き取り調査にて、調査の項目に当てはまるか当てはまらないかという判定基準のみでは実際に判定にもれてしまう児童が多くいると感じる。（指標該当対象児ではないが個別支援を必要とする児童は実際に数人みられる）また、児童各々の成長速度や環境要因の変化などによっても大きく特性に関しての様子に変化がでてくるので、度々調査・見直しをする必要があるように感じている。
- 聞き取り調査の際、ご家族に説明がない。また、対象児を知らない者が聞き取りをしている。
- 聞き取り調査や判定を障害理解のある人がつけていない。関係機関で実態を共有できていない。
- 保護者、ケースワーカー等、加算対象か否かを調査する人と事業者の児童像の不一致
- 保護者からの情報を行政が鵜呑みにしている。
- 保護者からの調査票の聞き取りのみで自治体が判断しているため
- 保護者からの聞き取り（自由に過ごすことのできる家庭での様子）が重視されている。

- 保護者からの聞き取りだけでは困り感が出てこない場合もある。事業所や学校、自宅での差がでてしまう。
- 保護者からの聞き取りだけによって判断されている部分が多いと思われるため、学校や事業所、相談員からの意見等も入れて判断していただきたいと思います。
- 保護者からの聞き取りで判定を行い、事業所や学校での状態確認が不十分だと思われる。
- 保護者からの聞き取りのみでは、支援側との相違があったため。
- 保護者からの聞き取りのみで算定されているため。
- 保護者からの聞き取りのみをもとにして算定の有無を決めている事業所での様子は反映されていない事
- 保護者からの聞き取りや質問アンケートの返答でのみ決定されている。アンケートの内容も簡単なものだった。実際、自傷行為があり保護者からの訴えがあっても常時ではないと頻度の観点から個別サポート加算の対象にならなかった児童がいる。事業所からの聞き取りや利用時の様子確認を行っていない。
- 保護者からの聞き取りを行政が行っているが、保護者のみの聞き取りだと事務的な聞き取りになってはいないかと思う。本質的な課題などは保護者が理解していないことがあったり、課題として受け止めていない場合もあるのではないか。
- 保護者からの聞き取り結果が主として反映されたため、事業所が把握する実態とずれがあり、加算対象にならなかったのではないと思われる。
- 保護者から見た児童の様子（家庭）と放デイ等、社会生活における児童の样子の認識に差がある為。事業所としても児童の実態をありのまま全て伝える事が信頼関係を築く上で良いとは限らない為)
- 保護者から見る児童と療育など関係機関からみる児童との見方の相違
- 保護者が記入されるからだと思われる。
- 保護者が個別サポートの対象になるという認識がないため。
- 保護者が子ども評価を高めに記入したと思われる。
- 保護者が自治体に行って手続きを行っているので、保護者が自分の子どもを見ているときの考え方が本人に合っていないことが多い。
- 保護者が体調不良のため十分な聞き取りがなされなかった。
- 保護者が調査票に記入した内容を把握していないため、本当のところはわからないが、実際の状態より軽度に記載した可能性が考えられます。
- 保護者が調査票を記入し自治体に提出し、その結果のみで判定されたため。

- 保護者さんのお子さんに対する評価の基準の違い
- 保護者としては個別支援が必要と思われていたが、計画作成時に相談支援が状況をみて判断された。
- 保護者との認識の違い
- 保護者との面談、アセスメントのみで該当、非該当が決まる為、家庭内での行動に限定されてしまう
- 保護者と支援者との困り感等の違い→認定調査を相談支援専門員が行うため、保護者への聞き取りが主になる。事業所は事業所で聞き取りをしてもらった上での判定ではないため解釈に差が生じると思われる。
- 保護者と支援相談員と障害福祉課でモニタリングをするため、事業所での様子が反映されない。保護者の「できる」は事業所からみると「できない」と判断するレベルのことであったりもする。正しい判定ができていない。一番新しい情報でモニタリングがされていないように感じる。
- 保護者と事業所の見立ての違い。
- 保護者にしか聞き取りをしていないため
- 保護者にとって「介助を必要とする」と「配慮の必要がある」は必ずしも一致しないと思われる。「介助」という言葉のイメージも持ちにくい。調査項目前半に行動上不穏さを感じさせる項目が多いため「そこまで大変ではない」と感じさせて今うのではないか。後半の調査項目にスキルのことが出てくるが、そこに目が向きにくいかもしれない。
- 保護者に我が子に対する障害度評価が、どうしても良いほうに取ろうとするバイアスがかかり、実際の生活における障害度を軽く見がちなどところがある。
- 保護者の、障害認知が不足し、お子様の能力を高く評価している。集団生活で、障害の状態が顕著に出るが、自宅では比較的落ち着いているため、評価の指標の申告がなされなかった。
- 保護者の意見だと思われる。
- 保護者の回答が、期待値を含んでおり、実際のスコアより高いものであるため。
- 保護者の見解と事業所での見解に相違があるため。
- 保護者の見方と支援者の見方が違う。調査票には説明が具体的に書かれていないため、認識が違ってくる可能性もある
- 保護者の見立てと事業所の見立ての違い
- 保護者の考えと、事業所との考えの違い。また、デイサービスを利用し始めて、外出時に他害があることがわかったお子さんもいる。家ででの姿と外での姿に違いがある。市役所の聞き取りをデイサービスでもして欲しい。首にカラーをしているお子さんで、転

倒させないで欲しいと言われているお子さんに対して、職員を一人つけているが市役所の指標では、点数が足りない。指標が他害があるかないかに重点を置いている為。

- 保護者の困り感が行政に伝わっていない。または、保護者が児童に対して過信している。
- 保護者の子どもに対する評価が高い。(家庭状況(ひとり親・きょうだい児)によって同レベルの子どもでも行動上の問題がある)指標該当の指標項目が発達障害・知的障害の評価スケールに即していない。
- 保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。
- 保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。実際にお子さんについて判定していないことが多い。
- 保護者の主観で決まっている印象を受ける。担当のケースワーカーによる判断の差が感じられる。実際にお子さんについて判定していないことが多い。
- 保護者の主観と解釈の仕方が大きく反映されること、また、対象児と直接的な接点が無い行政担当者が聞き取る評価方法に、客観性や、調査の設問に対する解釈の一貫性を見出せない問題があるかと思われる。
- 保護者の伝え方、聞き取り調査をする方の受け取り方
- 保護者の認識(家庭内と事業所での実態の差異を認識できていない)
- 保護者の認識不足
- 保護者の判断による。
- 保護者の方がセルフプランを作成して放課後等デイサービスのサービス支給(23日/月)を受けているが、その際、役場の方からそのような指標該当の有無の話がなかったこと、また、以前のような役場からの指標該当の聞き取り等もなく、役場に問い合わせても「ご家庭(保護者)の方から不服申し立てがないと対応出来ない」とのことです。返答あり。まず、保護者の方が指標該当の有無個別サポート加算Ⅰの情報をご存じない方が多いように思われる。
- 保護者の方の評価(主観的な評価)の高さによる対象外。本当は、ついていないと食事動作が不安定だが、自分で食べる事が出来るから自立と答える方などがいる。
- 保護者への説明不足。役所の担当者が電話などで聞き取りをするため、簡単に答えてします。保護者の心理としてできない事を認めるのは難しい。
- 保護者への聞き取りで調査しているため。実態が出てこない。

- 保護者への聞き取りで判定していると思われるが、自宅では家族間での関わりや自由にする時間が多いので「支援不要」の評価になる。事業所では他者との関わりが多いので支援が必要になる。また、保護者が十分に内容を理解できていないこともあるので必要な児童に加算がついていない。
- 保護者への聞き取りによる調査書の項目の頻度のところが判断しにくい振り分けになっている。
- 保護者への聞き取りのみの査定
- 保護者への聞き取りのみの査定
- 保護者自身がチェックをいれる様式だったため、保護者自身の解釈によって加算対象にならない場合がほとんどだった疾患や服薬についての記載項目がなかったため、服薬した状態を記入すればいいかどうか判断に迷った
- 保護者判断に任せている為。
- 保護者様からの聞き取り内容（家庭）と事業所での様子が差異がみられる。（事業所での様子が反映されない仕組みとなっている）
- 保護者様が軽度と思われる（思いたい）。市町村のヒアリングが不十分。明確な基準がないため。
- 保護者様の思いは違っていた（加算がつくような障害だとは思っていない、または認めることができない）
- 保護者様の聞き取りの際に、家庭での様子を中心に回答された可能性があるのではないかと思います。
- 保護者様への聞き取りでの判断の為と思われます。
- 放デイや学校など、日中生活しているところでの聞き取りは全くなく、親御さんにのみ聞き取り調査を行っているから。
- 放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標判定の時には該当した児童が個別サポート加算算定では該当外になり支援が必要だと感じます。問い合わせたら何回か判定会議があり最後まで残らなかったことで外れた可能性があると言いましたが明確な回答はいただけませんでした
- 本人の行動・生活全般を見ずに、一目見てと、項目だけでの判断を、まだ小学生で幼いからと、ひとくくりにされているのではないか。
- 明かに特別な支援を要するが、保護者が認めていないケースが多い。
- 問題行動が調査票の項目に当てはまっていなかった。
- 役所・保護者様の判断
- 理解・表出コミュニケーションの困難さ。周りの人への危険行為。本人自身の危険行為。これらのことから、常に職員の見守りが必要な状況。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 理由がわからない、説明されていない。施設では他児童に危害が及ぶので困っている。 ● 理由については知らされていないのでわからないが、障害の判定点数の相違があったものとする。 ● 療育者の意見を用いて指標該当を決めているのか疑問に思えた。
町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 「放課後等デイサービス指標該当有」のみを対象とされており、その指標判定の調査がご家庭にゆだねられている点。当然のことだが、父兄が児童を評価するシステムだと指標判定で高評価（低得点）になることが多く、該当有にならないことが多い。 ● ADL（日常生活動作）に係る支援内容としてお片付け、衣服の着脱、トイレの後始末、食事のサポートが必要など既存の算定対象児と同じ位の状態であっても加算対象となっていなかったため。 ● あまり障がい特性があることを認めたくない保護者の方に、あまり障がい特性のことをよくわかっていない行政の担当課の方が聞き取りをするため、事業所や学校等の見立てが伝わっていない。 ● そのような児童が利用していない為 ● 加害をする児童ではないから。 ● 加算対象の基準が理解出来ていないのでよくわかりません。 ● 家族や事業所との捉え方に差があるように思う。 ● 家庭での困り感と事業所での困り感にずれがあるため、区分調査の際の評価として表れてこない。 ● 家庭での状況の聞き取りが中心で、当該市町村から施設での個別的な支援（対応）について確認が一切ない。以前から指標の内容がそもそも児童に合っていない。項目の内容が分かりづらく、保護者では判断・解釈がしにくい。（大人の精神疾患対象の項目として捉えるしかないものが多い。日常生活動作について援助が必要な部分が、家庭と施設とでは捉え方の相違があった。 ● 家庭と事業所との児の見立てがズレていること。また、支援をする上で介助配慮の必要性があると事業所が考えていることが、保護者側から、これは、当たり前と捉えられているのか？また、逆に加算対象でないと思われる児に対して、個別加算Ⅰがついていることもある。受給者証の更新時に保護者面談での保護者の困り感の度合いで加算対象になっているのでは？と思われる。 ● 家庭と集団生活では状態が異なりことが多い。家庭では穏やかに過ごせても、集団になるとコミュニケーション不足や他児のと関わり音などでもストレスに感じて他害や自傷になることが多々ある。行政の聞き取りは保護者さまのみで家庭中心にあるため、集団での状況は理解していないと感じる。事業所側の見解も反映して判断して欲しい。聞き取り項目にも問題あるのかと思う。 ● 家庭等では概ね良好に過ごせているが、集団活動になると全く参加できないお子様がいるがそのあたりの情報が不足しているのではないかと感じた。

- 外国籍の子どものため親の意見があまり反映されていないように感じる。
- 各自治体と保護者の認識の違い。
- 基本報酬区分の指標が大雑把過ぎて、軽度の発達障がい児が該当していない。軽度の発達障がい児こそ精神状態が絡んでくるので1：1での支援が必要になる。基本報酬区分の見直しをしてほしい。
- 釧路市、白糠町に、加算の対象であると判断されていないため。
- 現況：重度の自閉児で不登校（月0～1回）児童デイサービス利用（月1～3回）母子家庭で3人兄妹（他兄弟も不登校ひきこもり傾向）対象にならない理由不明
- 個別サポートIに対する事業所の認識と各市町村役所調査員の調査内容認識に乖離がありすぎる。
- 個別サポートIの対象になるのか、ならないのかの判断をするには、実際に関わりを持ち、どれくらいの支援が必要なのかを理解する必要があります。しかし、判断をする市町村は書面でのやり取りや一部分だけを見て判断をする為、誤差が生じると思います。
- 個別サポート加算がついてなかった
- 個別サポート加算について保護者が周知できていないから
- 更新時に対象から外れてしまったので、市の職員と保護者との受け答えの中で対象にならないと判断されたのではないかと考える。保護者の子どもに対する理解度によって、市の職員に話をしたときの受け取り方も違えば、保護者が子どもの困りを上手く伝えられないことで市の職員に理解してもらうことが難しいことがあったのかもしれない。
- 行政が判断をしきれていないのではないかと考えます。相談事業所へ問合せを行い、保護者・行政への確認を行ってもらうよう申し出た。
- 行政の保護者への聞き取りができていない。自傷・他害・奇声などがあっても保護者から行政へ伝わっていない。
- 市町村、保護者によって特性のとらえ方に差がある。
- 市町村の調査の方法
- 支援学校の児童3名であるが、他の支援学校の児童はサポートの対象となっている。支援が難しく支援員が1名必要なので、加算が必要だと思うが必要か否かの基準が分からない。
- 事業所からの調査は一切なく、見切り発車の状態だったため、来年度から事業所も含め再調査するという事だった。時間が無かったと思う。
- 事業所で再調査ができることは知らなかった（そもそも事業所で調査ができるということを知らない。自治体が判定して受給者証

にのってくるものにとらえている)

- 事業所及び学校内での活動では、多動、注意散漫、ASD 傾向と思われる言動が目立つが、医療機関での検査結果ではハッキリとした診断名が付かなかった為。該当児が一人っ子である事により、家庭の中で兄弟間の関わりを通しての社会性の形成を行う機会がなく、また母親がパートタイム就労により、空いた時間を本人の世話に使われるため、家庭でのきめの細かい支援を行う事が出来る半面、家族の困り感の減少につながっているのではないかと。
- 事業所内で指標に基づき検討し、市町村に提出したが予算の関係でつけられないと断られた
- 児童の調査を保護者には行うが、事業所への調査確認はなく既に決定している。保護者のみならず、利用している施設学校等に問合せし調査してもらいたい。
- 自治体から保護者へ聞き取りの際の設問の意味の伝わり方によると思われる。(保護者によっては用語等に対する理解があまりないことや、上手く伝えられない、主観的にとらえてしまうといったことがあり、質問する側の聞き出し方によって結果が大きく変わってくることがあります)。また、それを踏まえた上で、本人の支援に関わる(客観性のある)第三者からの聞き取りがあまりないこともその理由だと思われる。
- 自宅での状態等をご家族が聴取された際に、自宅内と自宅外での様子が異なる状態であり、自宅内での様子を優先して判断されたのではないかと思う。
- 自立度が高く個別に支援が必要である児童と判断されなかった為と考えている。
- 実態調査の不足
- 実態調査の不足
- 主として自閉症、知的障がい児の受け入れを行っている。障がい程度は重度が多いが、日常生活において介助が必要な児童がいない。
- 主に申請の時、更新の時の親御さんとの聞き取りを主にしてサポートが付けられるのと思うので、家での困り感や様子などの伝え方によって対象にならなかったと考えられる。
- 主管課からの連絡対応に保護者が十分に伝えることができなかったことにより対象外となったケースもあった。
- 受給者証の更新がまだのため。
- 受給者証の切り替え時ではなかった為
- 就学児サポート調査のチェックが、保護者と事業所で見解が違う。保護者の意見のみで判断している。

- 重心型放課後等デイサービス事業所である。重症心身障害児対象に受け入れている。
- 小学1年生、2年生児童ともに、多動、他害等多いが母親への聞き取り方、とらえ方に相違があったかと思われる。
- 身辺処理の自立
- 精神手表を持っている子で、しっかりとしている時とそうでない時の差があり、判断がつきにくい
- 前回は、指標該当となっていたが、今回の更新で、個別サポート(I)非該当となった。理由としては、身辺面が自立していたり、言葉での会話ができたりすると、対人関係や言葉の理解度等、支援の困難さがうまく伝わりづらいのではないかと考える。自治体主管課の担当で、聞き取りをした内容に対して、その内容のままで評価する方と、分かりづらかったり、もう少し確認したい内容を、直接相談支援専門員や事業所側に確認をする方とで分かれる。できれば、保護者の方からの聞き取りだけでなく、事業所側の支援の状況も確認して頂けるとよいと思う。
- 対象と思われる児童について、家庭、学校、当事業所での様子に違いがある。
- 対象基準が曖昧で、本児の実態が適切に判断してもらえなかったためではないかと考える。保護者の回答の内容にもよるのかもしれない。
- 対象児童なし
- 対人関係、問題行動（他害、自傷）等に対して手厚い支援が必要で、食事、入浴、排せつ、移動に大きな問題はないため。
- 知的障がい児ではあるが、比較的能力が高いので自立度や学力もいいほうだと判断されている。また、コミュニケーションも会話のできるため第三者からの目線では指標の該当児にあたらないと判断されやすいと推測します。但し、集団生活内においては他人の行動に対してすぐに癇癪を起こして他害行為が激しい。少人数でいる場合は比較的落ち着いていられるが、大人数になると手をつけられなくなる場合が多々あります。このあたりは集団生活の場面をみていないと判断できないからだと思います。
- 調査する際の自治体による、保護者への聞き取り及び聞かれた意味の理解不足・保護者への意味合いの説明不足・認めたくない保護者の気持ち等が考えられる
- 調査を行ったのが自治体主管課であり、児の実態を把握できず現場（事業所）の声が反映されていないから。
- 調査を行っていない。
- 直接センターへの聞き取りがされていないから
- 転居してきたケースであり、こちらに来てからサービスを開始した場合や、小学校1年生であり、児童発達支援事業から移行してきたばかりである場合、個別サポートI加算に係る聴き取り自体が次の受給者証更新時期までなされないため。加えて、母からの

みの聞き取りであった場合には、その内容を字義通りに受け取って進めてしまうため。

- 排尿の失敗が多く、常にタイミングを計って声掛けする必要がある。発語が悪く、意思の疎通が難しい。身体介助が必要な場面が多い。
- 判定のミス
- 普段は落ち着いて行動している児童の場合、感情のコントロールが効かなくなった際の状況を自治体が正確に把握していない場合があるのではないかと思う。加算の対象になるかの聞き取りは保護者のみで事業所からの意見は必要ないと言われた。
- 聞き取りの時に希望されなかったり、困ったことを伝えられていなかったから。
- 聞き取りの内容と実際の姿にギャップがあると思われるため。
- 聞き取り調査時、家族が質問内容を理解せず「できる」と答えてしまっている場合が多いように感じる（親が感じている自宅での不穏行為と集団でのお子さんの状態は同じとは限らなおいので自宅での評価を伝えてしまっているように感じる）
- 保護者が発達障がいへの理解をしようとしていないため特性に気が付けない。と思われる。そもそもどのように決定したのかわからないので憶測でしかないです
- 保護者の申請が、現実と合っていなかった為。
- 保護者の伝え方、市町村としての考え方
- 保護者の特性の受け入れ、受け止め方
- 保護者の方が集団活動でのしんどさを把握していないと考えられる。
- 保護者への調査のみで関係事業所等での調査を行っていないから。過去、指標該当児童について同様のケースがあり、自治体へ確認したら保護者へのアンケート調査のみを行っていたことがある。その時は区分に影響はなかったこともあり、6ヶ月後に見直しを実施して指標該当になった。
- 保護者への調査の回答結果によると思われる。
- 保護者への面談時に特別困っている部分が見当たらなかったのではないかとと思われる。
- 保護者様が診断名を受けようとされない。
- 保護者様が調査票に記入して自治体に提出しているため。保護者様の困り感がない。個別サポート加算について保護者様の理解が出来ていないのではないかと思う。
- 母親への聞き取りの中で、対象児の困り度が相談員へあまり伝わっていないのではないかとと思われる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 役所でのスタッフと保護者での面談時に、サポートの必要性を上手く伝わらなかったのかな。 ● 利用の対象が重症心身障害の状態に限定された事業所のため、個別サポート I の算定はできない。 ● 理由はわからない ● 療育手帳等の取得をしていない為。契約児童数は31名だが、8月利用なし3名の為、実利用人数は28名。
不明	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体の判定基準が曖昧。保護者への聞き取りが、児童の家庭での様子を基準にしているため、集団で過ごすデイサービスの特性を考慮していない。そもそもどのようなアンケートを取っているのかさえも分からない。 ● 調査する時間が短ったため ● 保護者から見た児童の困りごとと事業所内、学校間での把握の違い ● 保護者の評価が、家庭での様子を基準にしていることと、各段階の評価の基準について、保護者が理解ができていない。また、評価について、保護者の記述のみが評価対象となっており、学校、事業所に聞き取りが行われていない。 ● 保護者の聞き取りで決定された。

放課後デイサービス

(4)非個別サポート加算I児数(人)/利用児数(人)の割合を10%刻みの件数で表示 単位(件)

※0%に近づくほど利用児の内、個別サポート加算Iの算定があると思われるが算定されていない児(非加算児)が少ない

放課後デイサービス		小学1 年生	小学2 年生	小学3 年生	小学4 年生	小学5 年生	小学6 年生	中学1 年生	中学2 年生	中学3 年生	高校1 年生	高校2 年生	高校3 年生	合計
0% ~ 10%	2030	713	773	808	807	781	700	680	607	575	507	477	496	7924 非加算児が少ない
10% ~ 20%	281	2	2	3	0	1	1	1	2	0	0	0	0	12
20% ~ 30%	132	6	5	8	14	4	3	12	1	5	3	5	2	68
30% ~ 40%	49	12	13	13	11	12	11	9	4	4	4	6	4	103
40% ~ 50%	18	1	2	3	1	1	2	0	0	0	1	1	0	12
50% ~ 60%	18	41	27	14	26	27	25	17	12	9	10	14	10	232
60% ~ 70%	8	4	4	3	6	1	3	2	0	0	1	2	0	26
70% ~ 80%	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
80% ~ 90%	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
90% ~ 100%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100%	11	138	135	106	84	87	71	65	56	41	51	40	37	911 非加算児が多い
合計	2561	921	963	960	949	914	816	786	682	634	577	545	549	9296

(5)非個別サポート加算I児数(人)/利用児数(人)の割合を10%刻みの件数を合計で割ったもの(割合)

放課後デイサービス		小学1 年生	小学2 年生	小学3 年生	小学4 年生	小学5 年生	小学6 年生	中学1 年生	中学2 年生	中学3 年生	高校1 年生	高校2 年生	高校3 年生	
0% ~ 10%	79%	77%	80%	84%	85%	85%	86%	87%	89%	91%	88%	88%	90%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~ 30%	5%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	1%	0%	
30% ~ 40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
40% ~ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	1%	4%	3%	1%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	3%	2%	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	14%	11%	9%	10%	9%	8%	8%	6%	9%	7%	7%	非加算児が多い

都市区分別

放課後デイサービス
政令指定都市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	80%	75%	80%	86%	85%	87%	85%	87%	90%	87%	87%	89%	94%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	10%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	5%	1%	0%	1%	3%	1%	0%	3%	0%	1%	2%	2%	0%	
30% ~ 40%	2%	3%	2%	1%	2%	1%	1%	2%	0%	1%	2%	1%	1%	
40% ~ 50%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	1%	3%	3%	0%	2%	3%	4%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	
60% ~ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	17%	14%	10%	9%	9%	9%	4%	7%	10%	8%	8%	5%	

放課後デイサービス
中核市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	83%	77%	82%	84%	87%	85%	90%	85%	91%	90%	88%	87%	88%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	8%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	4%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	
40% ~ 50%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
50% ~ 60%	1%	5%	2%	2%	3%	2%	1%	0%	0%	2%	1%	2%	5%	
60% ~ 70%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	16%	13%	11%	7%	11%	6%	11%	9%	7%	11%	9%	6%	

放課後デイサービス
特例市・特別区

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	75%	78%	76%	82%	85%	86%	88%	87%	88%	93%	84%	91%	86%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	13%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	7%	0%	0%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	
30% ~ 40%	3%	1%	1%	4%	0%	4%	0%	0%	6%	0%	2%	2%	2%	
40% ~ 50%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	
50% ~ 60%	0%	5%	2%	1%	2%	2%	5%	3%	3%	3%	3%	4%	2%	
60% ~ 70%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
70% ~ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	18%	10%	8%	8%	6%	9%	4%	4%	8%	2%	10%	

放課後デイサービス
一般市

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	78%	79%	80%	83%	83%	84%	84%	87%	87%	91%	88%	86%	89%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	5%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	1%		
30% ~	40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	
40% ~	50%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	5%	3%	2%	3%	3%	3%	2%	1%	1%	2%	4%	1%	
60% ~	70%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	13%	14%	12%	11%	11%	10%	9%	10%	6%	10%	8%	8%	非加算児が多い ↓

放課後デイサービス
町村

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	79%	81%	83%	90%	93%	91%	81%	90%	94%	98%	95%	87%	95%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~	40%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ~	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	3%	4%	1%	1%	4%	4%	2%	2%	2%	3%	3%	3%	
60% ~	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	13%	9%	6%	4%	11%	8%	4%	0%	3%	10%	3%	非加算児が多い ↓

地域別

放課後デイサービス
北海道・東北

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	81%	84%	81%	88%	88%	89%	86%	93%	95%	94%	91%	92%	96%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	11%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	3%	0%		
30% ~	40%	2%	0%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	0%	0%		
40% ~	50%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
50% ~	60%	1%	4%	4%	1%	1%	3%	4%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	
60% ~	70%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	8%	13%	10%	8%	6%	9%	4%	4%	3%	8%	4%	3%	非加算児が多い ↓

放課後デイサービス
関東

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	77%	71%	75%	81%	84%	84%	85%	87%	84%	92%	85%	86%	88%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	5%	1%	0%	2%	2%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	
30% ~	40%	2%	2%	3%	1%	1%	3%	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	
40% ~	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ~	60%	0%	7%	3%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	1%	3%	4%	1%	
60% ~	70%	0%	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	18%	17%	12%	10%	10%	8%	8%	10%	6%	9%	6%	9%	非加算児が多い ↓

放課後デイサービス
東海・北陸

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	82%	68%	82%	86%	86%	84%	89%	88%	93%	97%	92%	90%	90%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	11%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	6%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	2%	0%	
30% ~	40%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	
40% ~	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	6%	2%	2%	3%	1%	3%	0%	0%	0%	5%	3%	2%	
60% ~	70%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	23%	15%	11%	7%	12%	6%	7%	7%	3%	3%	3%	6%	非加算児が多い ↓

放課後デイサービス
信越

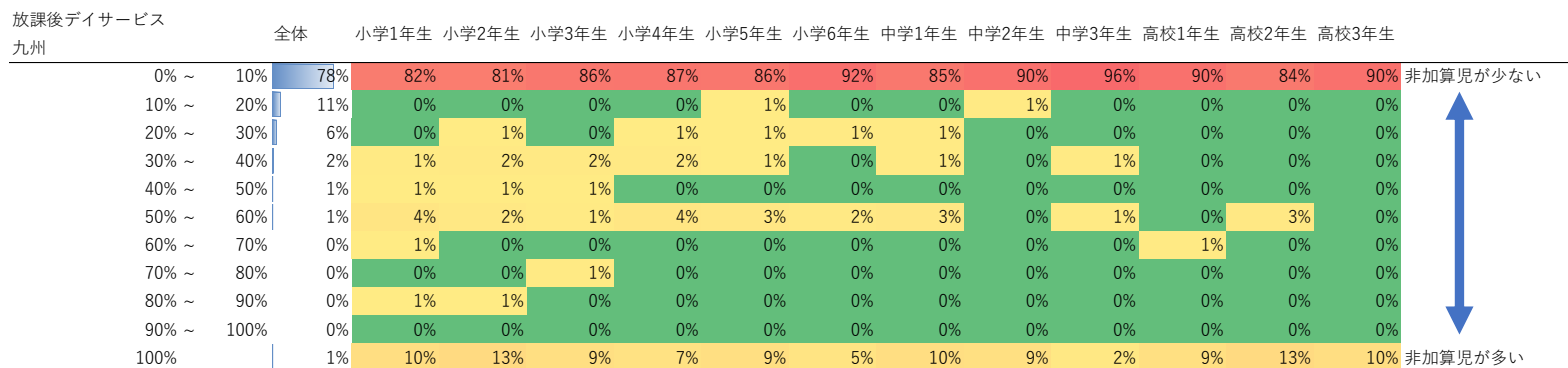
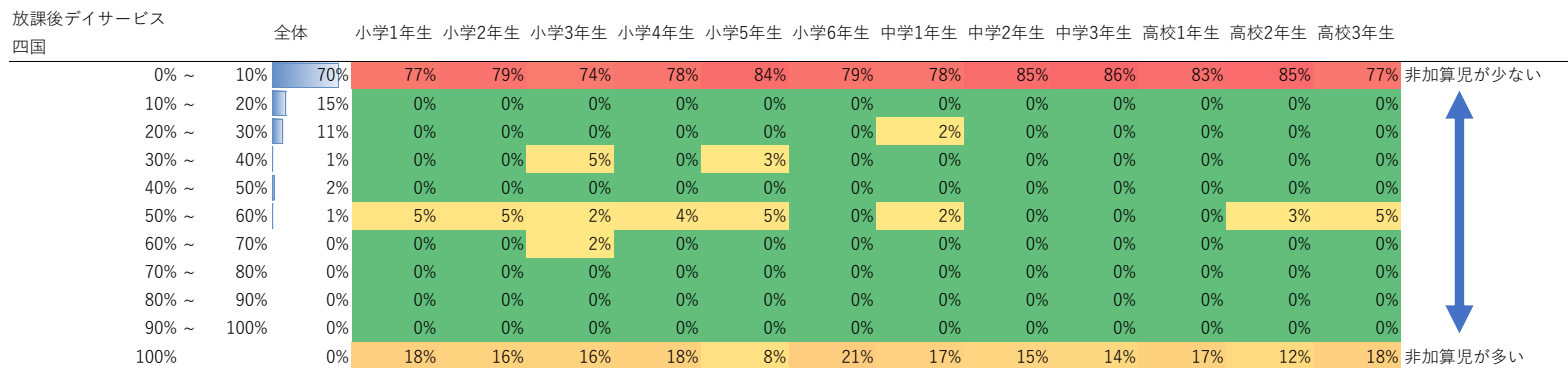
		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	72%	82%	88%	82%	80%	87%	79%	82%	82%	73%	91%	85%	91%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	6%	0%	0%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
30% ~	40%	4%	0%	0%	3%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	5%	0%	4%	
40% ~	50%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	0%	5%	5%	0%	4%	8%	0%	6%	6%	0%	10%	4%	
60% ~	70%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	16%	7%	10%	15%	9%	8%	15%	12%	18%	5%	5%	0%	非加算児が多い ↓

放課後デイサービス
近畿

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	84%	83%	85%	85%	86%	88%	84%	81%	92%	84%	82%	86%	90%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	8%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	3%	1%	0%	0%	1%	2%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	
30% ~	40%	2%	1%	0%	2%	3%	0%	1%	3%	0%	1%	0%	1%	0%	
40% ~	50%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	2%	2%	1%	4%	3%	3%	5%	2%	3%	1%	0%	4%	
60% ~	70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	14%	13%	10%	5%	7%	12%	9%	6%	11%	15%	11%	6%	非加算児が多い ↓

放課後デイサービス
中国

		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	84%	80%	84%	86%	84%	83%	87%	93%	88%	91%	93%	91%	98%	非加算児が少ない ↑
10% ~	20%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ~	30%	6%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	4%	2%	2%	2%	0%	0%	
30% ~	40%	2%	3%	1%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
40% ~	50%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
50% ~	60%	0%	1%	2%	1%	3%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	2%	
60% ~	70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	15%	13%	12%	12%	16%	7%	3%	9%	7%	5%	4%	0%	非加算児が多い ↓



設置主体別

放課後デイサービス 自治体		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	10%	79%	83%	88%	78%	83%	79%	84%	89%	90%	80%	87%	85%	73%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~ 40%	40%	2%	0%	0%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	0%	
40% ~ 50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	0%	4%	0%	0%	4%	7%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~ 70%	70%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	100%	2%	8%	12%	17%	8%	11%	11%	11%	10%	13%	7%	15%	27%	

放課後デイサービス 社会福祉法人		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	10%	79%	76%	80%	81%	84%	84%	82%	85%	87%	88%	85%	84%	92%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	9%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	6%	1%	1%	2%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	
30% ~ 40%	40%	2%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%	0%	2%	1%	2%	
40% ~ 50%	50%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~ 60%	60%	1%	6%	4%	1%	3%	4%	5%	1%	1%	2%	2%	4%	2%	
60% ~ 70%	70%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	100%	0%	15%	13%	13%	9%	9%	11%	10%	11%	9%	10%	8%	4%	

放課後デイサービス NPO法人		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~ 10%	10%	78%	72%	79%	89%	89%	83%	84%	90%	86%	92%	86%	85%	87%	非加算児が少ない
10% ~ 20%	20%	12%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~ 30%	30%	5%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	
30% ~ 40%	40%	2%	1%	2%	2%	1%	2%	3%	1%	1%	1%	1%	3%	0%	
40% ~ 50%	50%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
50% ~ 60%	60%	1%	6%	2%	2%	2%	4%	6%	1%	4%	1%	2%	4%	1%	
60% ~ 70%	70%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
70% ~ 80%	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~ 90%	90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~ 100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	100%	0%	18%	14%	6%	8%	9%	6%	5%	8%	5%	10%	6%	10%	

放課後デイサービス 社団法人		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	77%	85%	81%	86%	84%	89%	93%	90%	89%	91%	92%	90%	89%	非加算児が少ない
10% ~	20%	12%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~	30%	6%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~	40%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
40% ~	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	0%	3%	3%	4%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ~	70%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	13%	16%	9%	9%	5%	4%	10%	11%	6%	8%	10%	11%	

放課後デイサービス 株式会社		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	80%	78%	81%	84%	84%	87%	86%	84%	90%	93%	89%	93%	93%	非加算児が少ない
10% ~	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~	30%	5%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ~	40%	2%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	
40% ~	50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ~	60%	0%	4%	3%	1%	2%	2%	1%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	
60% ~	70%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		0%	14%	13%	11%	9%	10%	11%	10%	7%	5%	8%	5%	4%	

放課後デイサービス その他営利法人		全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ~	10%	79%	81%	81%	82%	85%	87%	91%	89%	94%	90%	95%	89%	93%	非加算児が少ない
10% ~	20%	13%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	↑ ↓
20% ~	30%	4%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	
30% ~	40%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	
40% ~	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ~	60%	1%	5%	1%	2%	5%	1%	1%	4%	0%	3%	0%	0%	2%	
60% ~	70%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ~	80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ~	90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ~	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%		1%	14%	17%	14%	8%	11%	7%	5%	6%	6%	3%	11%	5%	

(3)加算対象にならなかった児童に対しての事業所での再調査の有無と、調査での算定結果の変化

調査はどのような調査を行いましたか。その調査で算定結果は変わりましたか。	決定と同じだった	決定と違った	計
① 児童発達支援「乳幼児等サポート調査」を用いて行った	34	63	97
② 放課後等デイサービス「就学児サポート調査」を用いて行った	63	179	242
③ 再調査は行っていない	1350		
未回答	1645		

	決定と同じだった	決定と違った	
① 児童発達支援「乳幼児等サポート調査」を用いて行った	35%	65%	※母数は①の合計
② 放課後等デイサービス「就学児サポート調査」を用いて行った	26%	74%	※母数は②の合計
③ 再調査は行っていない	80%		※母数は①②③の合計

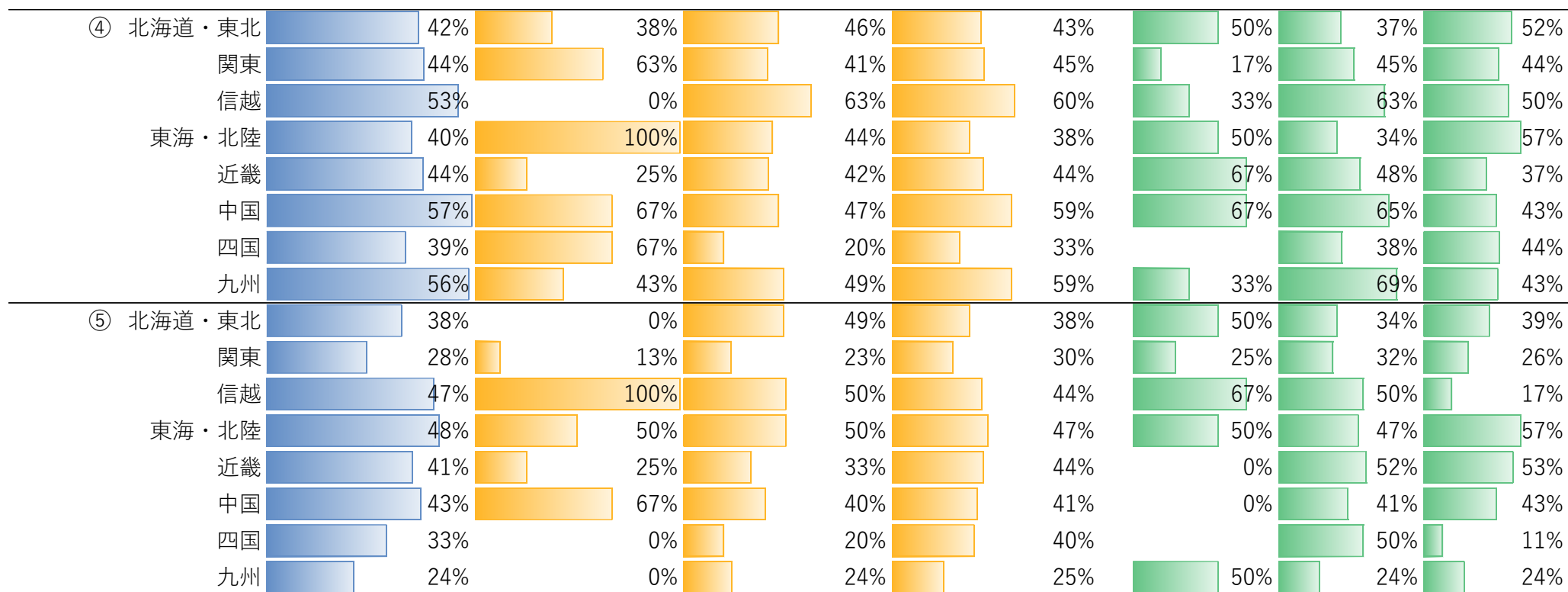
(4) 事業所で再調査を行った結果、決定と違った場合、どうされましたか。

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 自治体主管課に問い合わせた	207	25	95	169	12	81
② 自治体主管課に異議・申し入れを行った	81	5	36	70	5	38
③ 保護者を通じて、申し入れを行ってもらった	107	7	42	93	5	55
④ 個別サポート加算の制度について調べた	265	18	104	236	11	135
⑤ その他（自由記述）	193	6	77	173	10	101
未回答	2694					

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 自治体主管課に問い合わせた	37%	69%	41%	34%	39%	30%
② 自治体主管課に異議・申し入れを行った	14%	14%	16%	14%	16%	14%
③ 保護者を通じて、申し入れを行ってもらった	19%	19%	18%	19%	16%	20%
④ 個別サポート加算の制度について調べた	47%	50%	45%	48%	35%	49%
⑤ その他（自由記述）	34%	17%	33%	35%	32%	37%

都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 政令指定都市	31%	67%	27%	30%	0%	31%	41%
中核市	25%	43%	36%	22%	60%	16%	31%
特例市・特別区	44%	50%	68%	37%	83%	23%	67%
一般市	43%	79%	44%	40%	40%	37%	50%
町村	43%	100%	53%	42%	-	32%	38%
② 政令指定都市	10%	17%	7%	10%	0%	13%	10%
中核市	16%	0%	18%	17%	20%	18%	16%
特例市・特別区	15%	0%	27%	13%	33%	7%	20%
一般市	17%	21%	19%	16%	20%	15%	21%
町村	10%	0%	7%	11%	-	14%	0%
③ 政令指定都市	22%	33%	23%	21%	20%	17%	24%
中核市	25%	14%	18%	24%	40%	31%	16%
特例市・特別区	20%	50%	14%	20%	17%	23%	13%
一般市	17%	16%	17%	17%	0%	18%	11%
町村	10%	0%	13%	11%	-	9%	15%
④ 政令指定都市	47%	33%	47%	49%	50%	50%	55%
中核市	45%	57%	41%	45%	40%	47%	31%
特例市・特別区	44%	50%	27%	48%	17%	57%	27%
一般市	47%	58%	49%	47%	30%	44%	51%
町村	55%	0%	47%	58%	-	68%	46%
⑤ 政令指定都市	40%	17%	40%	39%	50%	42%	34%
中核市	34%	14%	33%	36%	20%	37%	38%
特例市・特別区	38%	50%	32%	41%	17%	43%	40%
一般市	31%	16%	28%	33%	30%	35%	24%
町村	33%	0%	40%	32%	-	27%	46%

地域別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 北海道・東北	35%	75%	32%	32%	0%	29%	42%
関東	45%	75%	57%	41%	75%	37%	56%
信越	53%	100%	50%	56%	0%	38%	83%
東海・北陸	33%	100%	25%	32%	0%	34%	14%
近畿	23%	50%	22%	21%	33%	21%	16%
中国	20%	33%	20%	21%	33%	18%	29%
四国	44%	33%	60%	47%		50%	44%
九州	37%	86%	51%	35%	17%	18%	54%
② 北海道・東北	13%	13%	10%	12%	0%	14%	13%
関東	23%	25%	30%	22%	33%	18%	29%
信越	7%	0%	0%	8%	0%	13%	0%
東海・北陸	10%	0%	6%	11%	0%	13%	0%
近畿	7%	0%	8%	8%	0%	7%	11%
中国	11%	33%	7%	14%	0%	12%	14%
四国	6%	0%	20%	7%		0%	11%
九州	15%	14%	16%	14%	17%	14%	17%
③ 北海道・東北	9%	13%	10%	9%	0%	9%	10%
関東	28%	25%	23%	28%	25%	30%	18%
信越	7%	0%	25%	4%	33%	0%	17%
東海・北陸	12%	50%	0%	11%	0%	16%	0%
近畿	27%	50%	28%	24%	33%	24%	21%
中国	11%	0%	13%	14%	0%	12%	29%
四国	17%	0%	0%	20%		38%	0%
九州	18%	14%	20%	20%	0%	18%	17%



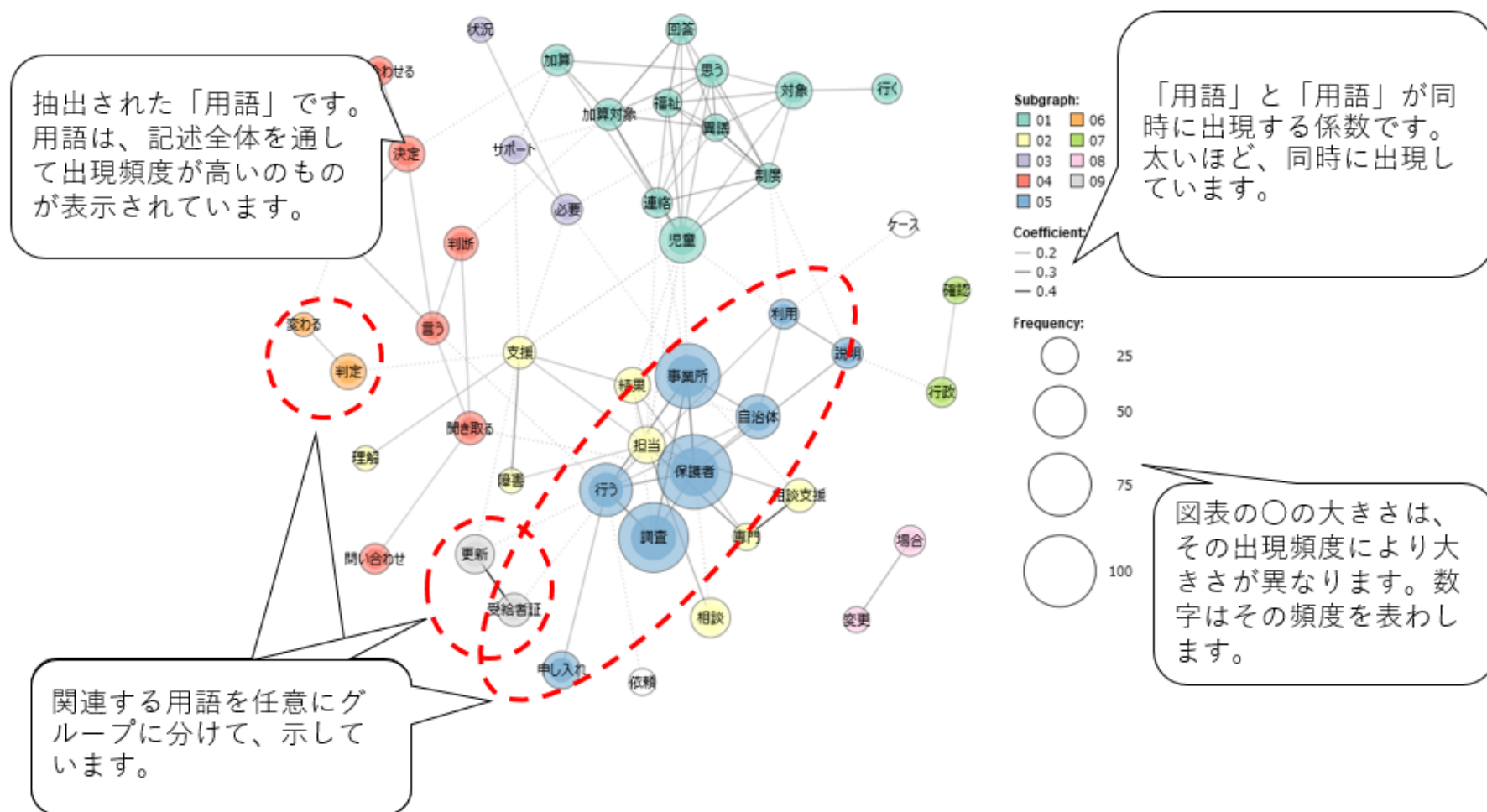
加算されると思われるが 加算されていない児が		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
①	いる	37%	73%	42%	35%	40%	29%
	いない	33%	33%	35%	33%	33%	33%
②	いる	16%	15%	17%	15%	20%	15%
	いない	8%	0%	8%	9%	0%	9%
③	いる	20%	18%	18%	20%	12%	22%
	いない	14%	33%	18%	11%	33%	12%
④	いる	45%	48%	43%	46%	32%	47%
	いない	59%	67%	55%	61%	50%	63%
⑤	いる	36%	18%	35%	37%	32%	39%
	いない	27%	0%	25%	27%	33%	28%

常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 5人未満 5人以上	34%	20%	40%	33%	44%	30%	48%
	41%	77%	41%	37%	36%	31%	43%
② 5人未満 5人以上	15%	0%	18%	15%	13%	15%	22%
	13%	13%	14%	13%	21%	13%	12%
③ 5人未満 5人以上	18%	0%	15%	19%	0%	21%	10%
	21%	20%	22%	20%	36%	20%	19%
④ 5人未満 5人以上	47%	80%	45%	48%	25%	48%	49%
	46%	43%	45%	46%	50%	48%	42%
⑤ 5人未満 5人以上	36%	0%	33%	37%	31%	37%	32%
	34%	20%	33%	35%	29%	40%	33%

非常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 1.5人未満	33%	43%	36%	34%	11%	32%	46%
	1.5人以上	39%	72%	45%	35%	57%	47%
② 1.5人未満	16%	0%	22%	17%	11%	14%	28%
	1.5人以上	12%	12%	11%	12%	14%	9%
③ 1.5人未満	16%	14%	18%	16%	22%	15%	16%
	1.5人以上	21%	16%	19%	21%	14%	16%
④ 1.5人未満	47%	43%	48%	47%	56%	47%	46%
	1.5人以上	44%	48%	43%	46%	29%	45%
⑤ 1.5人未満	36%	14%	30%	37%	44%	41%	25%
	1.5人以上	36%	20%	35%	37%	21%	34%

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

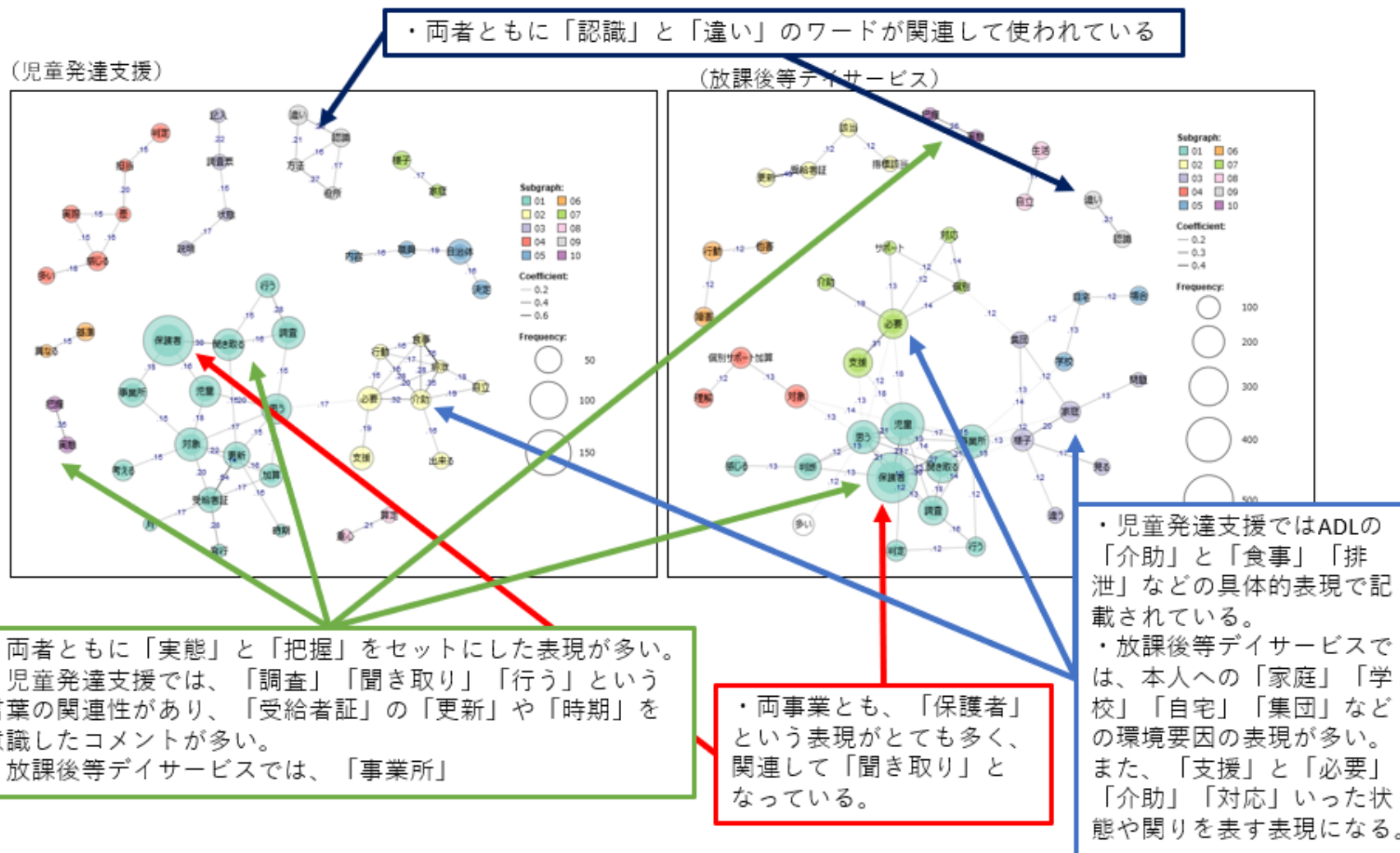


読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

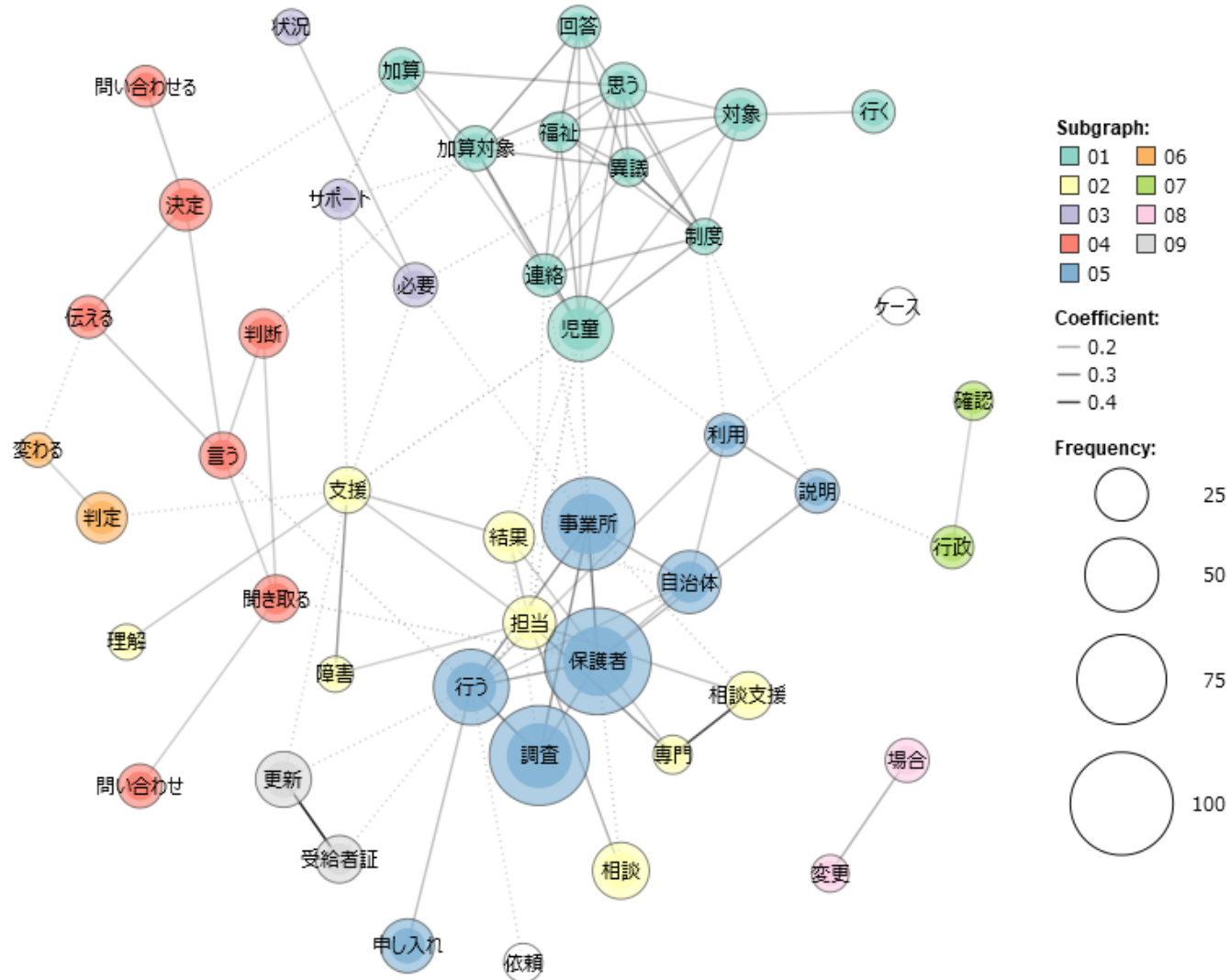
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



その他自由記述

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



政令指定都市	<ul style="list-style-type: none">● すでに支給決定されているケースについて、途中での変更はできないとの返答。誕生日月に合わせた次の受給者証の更新時に加算対象となる見込み。● 違いはなかった● 一度加算を算定したが、指定権者から不可と回答があった。詳しい説明は無かった。● 加算が児童相談所主体になって行われるために動くことが出来ませんでした。● 区役所に問い合わせたところ、市での決定であり、事業所が動くことではないという旨を伝えられた。● 個別サポートという判断が付くことに対して保護者が不快感を感じられるためアクションを起こしていない。● 個別サポート加算について知らないと言えないのでまずは調べた。そこから保護者に説明を同意を得るため。● 個別サポート対象なので、福祉事務所へ申し入れをお願いしたが「うちはちがう」と言われた。また、相談支援員に相談したが、保護者が申請しないと変わらないし、更新時期でないに変更できないので無理だと言われた。● 行政側の返答は次回の更新時(面談時)に再調査して、該当するようならその際対象としますとのこと。● 再調査していない。● 再調査は行っていない。上記に述べた通り、再調査を行えば0、1歳児などは、当然「加算対象」になると思われる。ただし、それが本当に加算に結び付くのが全く分からない。● 再調査は行っていないが個別サポート加算が対象ではないのか、受給者証の記入漏れではないのか管轄の市役所に確認しました。● 再調査をしても、個別サポートIがつかないと思われる。● 最初に必要と出した方もサポート加算がついていないままでしたが、決定通知がないという事は当てはまらないのかと思い連絡をしていませんでした。児童福祉センターさんのお考えで出す出さないを決めていると思っていた為、こちらからはアクションを起こす事は失礼になるのではないかと感じておりました。● 指標の調査票自体もわかりづらく判断しにくい。頑張って支援しての結果で判断するのか、そうでない場合で見るのか。● 事業所では再調査を行っていない。● 事業所で再調査をすることができなのか？初めて知った。● 自治体に問い合わせ現状を伝え理解はしてもらえたが、保護者の受容が難しく決定は変わらなかった。● 自治体主管課に異議申し入れを行っていない。
--------	---

- 自治体職員に電話で伝えたが、本人と会っておらずかつ保護者との面談で決定した内容ですとのことであった。事業所としては、再調査したところで（点数稼ぎ）とみられるのが嫌なため、再申請の手続き等を行わない方針。しかし、来年度放課後等デイサービスの利用になるため、今後の受け入れ先の方でどのようにとらえるかわからないため、近日行われるサービス担当者会議の中で議題に上げる予定。
- 質問の仕方が人によって違い、できているという回答の方へ導かれるため、保護者がどう答えていいのかわからないという声を聞いたことがある。
- 受給者証の発行年で指標該当となったり、ならなかったりしたことがあったが判定基準が判定者によっても変わるようなので、問合せを行い間違いなければ判定に従うほかない
- 制度の説明を続けながらも家族の気持ちを尊重している。
- 前回報酬改定時の調査様式のままで、行政側からも今回の報酬改定による調査目的の変更については保護者に直接的な説明がされていない。
- 相談員と内容の確認を行い、保護者との相談を依頼した。
- 相談員と連絡をとり、他事業所や家族からの聴き取り再調査の申し入れをした。
- 相談支援員がついているかたには相談し申し入れをしてもらった
- 相談支援事業所を通して自治体に問い合わせさせていただいた。
- 相談事業所の担当者に問い合わせ再調査を依頼しました。
- 誕生日月になってから確認する
- 調査経緯基準がわからなく、また再調査を依頼した場合、保護者に不快な思いをさせる場合があるため、なかなか声はあげれません。
- 調査結果を基に保護者相談支援へ個別説明をする予定。
- 調査自体はおこなっていません。
- 転居の際に、受給者証の記載がなかった児童について、区役所担当者様に問い合わせしている。記載漏れである事が解り、再度、発行をお願いしている。
- 都度、加算対象になっていないケースに対し、支給決定を出している行政窓口まで連絡することができない。保護者に対しても加算の説明をしたり現時点で利用児童が加算対象になると事業所から保護者へ伝えることについても違和感がある。

- 当該時の障害への理解、それに伴う問題行動、困っていることなど、障害理解への保護者理解と支援方法を統一して改善できるよう保護者支援中。
- 福祉センターへ意義申し入れを行った際、保護者が言われることに対して決定しているので…という回答で覆りませんでした。質問の仕方が、人によって違うし、出来ているという回答の方へ導かれる為、保護者の方がどう答えてよいか分からないという声を聞いたこともあります。
- 保護者に聴き取りを行ったが、個別サポート加算に対しての理解が十分でないようすで、無理にこちらから勧めることはやめて役所へ問い合わせを行った。役所から次回の受給者証の更新の時に保護者からのヒアリングで個別サポート加算も更新されるとの回答で、現在に至る。
- 保護者に聞き取り時の状況や心境を何人かに聞いた。
- 保護者の気持ちを尊重した。今後機会があれば願います。
- 保護者へこの制度の説明を行い、行政との面談児では、利用児の様子（困り感も含め）を、伝えてもらうように、お願いしている。
- 保護者への理解を深める為に、個別面談等でどう理解を促すかが課題と考えます。
- 保護者面談時に保護者と一緒に調査判定を行った。その結果を受給者証更新時に保護者に持参していただくと同時に、行政の担当者に事前連絡し、事業所内の判定結果について報告をした。
- 保護者様と項目内容についてすり合わせの面談を実施した。
- 報告待ち
- 報酬単位が低くなったことや、障害福祉の人材不足により加算は二の次にせざるを得ない状況だった為
- 本制度が開始になった際に事前に想定される事項として、札幌市障がい福祉課に「対象と思われる児童が加算対象にならなかった際、異議申し立てはだれがどこにすればよいか」という質問をした際に、最初は保護者を通して申し立てをしてくださいとの回答があったが、後日、電話にて連絡があり、事業者、保護者に関わらず異議申し立ては基本的に受け付けないとの回答があったので、事業所としては何もできなかった
- 本制度が開始になった際に事前に想定される事項として、札幌市障がい福祉課に「対象と思われる児童が加算対象にならなかった際、異議申し立てはだれがどこにすればよいか」という質問をした際に、最初は保護者を通して申し立てをしてくださいとの回答があったが、後日、電話にて連絡があり、事業者、保護者に関わらず異議申し立ては基本的に受け付けないとの回答があったので、事業所としては何もできなかった

	<ul style="list-style-type: none"> ● 本制度が開始になった際に事前に想定される事項として、札幌市障がい福祉課に「対象と思われる児童が加算対象にならなかった際、異議申し立てはだれがどこにすればよいか」という質問をした際に、最初は保護者を通して申し立てをしてくださいとの回答があったが、後日、電話にて連絡があり、事業者、保護者に関わらず異議申し立ては基本的に受け付けないとの回答があったので、事業所としては何もできなかった ● 利用している児童が加算対象とならなかったため ● 利用児がいなかったため、なにも行っていない ● 利用児童保護者に個別サポート加算に関しての説明を行い、同意を得たうえで就学児サポート調査を実施。その結果を児の担当相談支援専門員から、自治体主管課に提出した。 ● 利用者の担当相談支援専門員の方や区役所の方と連携をとりながら調査結果の共有及び保護者様への説明を行えたケースが1件。
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ● アセスメント時などに「もしも何の支援も得られない環境だったら判定がどうなるか」と考えて回答するものだと助言をおこなった結果、翌年の受給者証更新時に指標該当有になった児童がいる。強度行動障害についても同様である。 ● サポート加算1の項目で、その子の困り感や必要な支援が適正に評価されるとは思わないので、再調査はしていない。 ● どのように再検査をすべきなのか？また行なって良いことなのかよく分からない。 ● 以前、まだ個別サポートではなく、区分1や区分2という表記だった頃に、盛岡市障がい福祉課認定係に申し入れをおこない、調査をしてもらいましたが事業所に担当の方がいらっしゃった時にはその児童は寝ていておとなしくみえたのか、その調査と一緒に強度行動障害の子も見てもらったので、軽くみられてしまったのか？わかりません。 ● 一度外れてしまったが、問い合わせを行い、再度就学児サポート調査票を送った。 ● 加算対象となった児童についての対応をどのようにしたら良いか伺った。 ● 既にサポート加算無で決定がおりているので、事業所内で本来ならば加算対象児なのでは、と認識するのみにとどめている。 ● 個別サポートに関する案内文を保護者様にお渡しし、数名の保護者様から個別サポートが付いた旨のご連絡を戴きました。 ● 個別サポート加算の基準や要件、システムについて存じませんでした。 ● 再調査としなくても、「人と関わると問題行動が出る」「言葉が出ているのではなくオウム返し」など、明らかに加算対象では？の児童については市に問い合わせたことがある。その時の回答が「聞き取りの結果です」だったので、それ以後は問い合わせしていない。 ● 再調査を行い、保護者へ事業所での様子を説明し、自治体への提出の了承を得て、自治体に調査票を提出し、再判定を依頼した。

- 再調査を行う予定であるが他業務に追われなかなか進まない。
- 昨年度の指標該当児までは、構成比率により、大幅に給付額に影響が出る為、再調査を行って、決定と違う場合は、申し入れている。今年度から個別サポート I に変更された以降、運を天に任せている状態である。
- 指標を含め、判断しづらい制度なので、判定方法も含め改善してからだと考えます。行政窓口も含め余裕がないと思う。
- 支給決定は行政で行っているため
- 事業所所在地に転入予定であったため、対応しなかった。転入後は個別サポート I の対象となった。
- 事前に行動関連項目について事業所での評価を保護者へ伝えるなど助言をしたが、保護者は「そこまでひどくないと思う。」と障害受容できていない部分もあったことと、市の決定事項に対して支給決定内容をそのまま受け入れることとした。
- 次回更新時に変更になる場合有。
- 自治体から児童発達支援は令和3年度更新されるまで全ての児童が算定可能、放課後等デイサービスは旧制度の指標該当児の判定をもって算定可能とする通知があった当事業所利用児童は重症心身障害児（特に肢体不自由児、医療的ケア児）が主であり、個別サポート加算 I に関する影響は少なかった為特に申し入れ等は行っていない
- 支給者証更新前に問題行動や特性などを相談支援事業所へ提示するが判定を下す機関ではないため、網羅されない。現状を伝えても何も変わらない。
- 親御さんの認識と、事業所で過ごしている時の姿を専門性の点から見ての判断との格差が大きく、親御さんの理解が求められず申請をしてもらうに至らなかった。
- 相談員に話して、保護者と自治体に報告した
- 相談員の見解を聞いたが保護者の気持ちを考えると再判定は難しいのではということもあり断念
- 相談支援の方に連絡した。
- 相談支援員に問い合わせを行い、児童の様子を各事業所で聞き取っていただき、再調査の依頼をお願いした。また保護者への依頼も合わせて行った。
- 相談支援員や他事業所、保護者とも話し合いをした
- 相談支援事業所に確認した。
- 相談支援専門員に、この児童は加算対象かどうかを尋ね、後日その児童についての加算に対する質疑応答があった。結果取れないとの事であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 他県の情報も得た。 ● 担当の相談員へ連絡した。 ● 担当相談員に事業所で行った再調査の結果を伝えたが、「家族がそのように伝えたのだから仕方ないですね」と言われて結果は変わらなかった。 ● 担当相談支援専門員、保護者と共に事業所での調査結果を確認いただき、相談員もしくはご家族から行政に意見していただくこともある。 ● 調査には保護者の方の判断が大きく左右されており、事業所の私達が、保護者を超えて調査をしたり指標を出せず支援として判断する。 ● 判断に微妙なケースや判断が分かれるケースがあり、難しいところがあるので、自治体の判断に任せています。 ● 複数の事業所を利用しているケースについては、相談支援事業所を介して、他事業所とも実態把握を行い、市役所への再調査の依頼について協議した。 ● 保護者が申請するため、事業所が必要と考えても申請することができない状況にある。 ● 保護者の障がい受容の過程の場合が多く、とてもナイーブなので、積極的に指摘はしない。 ● 本児の利用している他施設に確認すると、施設で薬を預かり服薬をしてもらっているとのこと。本人が飲んでいるといった場合にも服薬しているとのことで、実際に飲んでいた場合のリスクを考えると、自分たちの施設ではそこまで踏み切れないでいる。 ● 利用児全員が個別サポート加算Ⅰの対象であったため、上記のような再調査は行っていません。
<p>特例市・特別区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● どうすればいいのかよくわからない ● 以前、意義を申し立てた際に自治体から学校と保護者の聞き取りで対応していると言われた為、明らかに事実と異なるようなケースがあっても相談等での解決は難しいと判断している。 ● 加算対象となった方は、受給者証の更新月に記載されると聞いている為、更新月に確認している。 ● 該当児童担当の相談支援事業所に問い合わせた。 ● 決定通知が遅れたため、請求作業に間に合うよう管轄の福祉事務所へに問い合わせた。その際に福祉事務所が保護者へ聞き取った際の説明を受けた。 ● 決定通知が遅れた為、請求作業に間に合うよう管轄の福祉事務所へ問い合わせた。 ● 最初に、この制度？が始まった時に当事業所で個別対応が必要な児童にⅠが付いていない児童がたくさんいたので、区の担当宛に

	<p>詳しく文章で異議申し入れを行ったが、1名のみIになったのみで他はならず。そのうち、受給者証を更新するうちに、どんどんIの児童が減少している。当事業所は知的の特別支援学校の個別対応が必要な児童が多く、愛の手帳の障害の程度も重いが、保護者の方は日々の対応と受給者証の更新の際の調査票への記入が結びついていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所が判定資料を提出することとしている自治体については、資料を提出した。 ● 事業所で再調査を行い、調査票を区に直接提出した。 ● 児童の担当の相談支援員に相談し、相談員と一緒に保護者を通して再申し入れを行った。 ● 自己負担額にも影響するのと、説明は慎重に行わないと保護者に変な誤解や傷つけることになり兼ねないので、事業所単独での動きは危険、連携が必要と考え、すぐの申し入れ等の行動は起こしていない。 ● 自治体に問い合わせたところ、次回更新時に出してほしいとの回答だったので、再調査は行わなかった。 ● 他事業所が保護者様にお伝えし、申し入れを行ってくれました。 ● 調査をまだ行ってないため、今後保護者の方に話をする予定 ● 乳幼児等サポート調査票【児童発達支援及び医療型児童発達支援】を保護者にお見せしました。「乳幼児等サポート調査留意事項」に沿って、各調査項目の「サポート調査判定結果欄」に①～④の4項目についてチェック「介助なし」「一部介助」「全介助」を記入していただきました。3歳以上の場合、⑤～⑪の項目についてチェック「なし」「週1回以上」「ほぼ毎日」を記入していただきました。保護者様の署名が入った調査票を各担当福祉事務所に提出いたしました。 ● 聞かれていないから。 ● 保護者と面談を実施した ● 保護者によっては自分の子どもを悪い方の判定にしたがらない人や利用料金を上げたくないという保護者もいる。判定のやり方がおかしいと思う。 ● 令和3年10月に（地域名）から再調査の取扱いについての通知が改めて行われ、今月から再調査の依頼をしていく予定です。
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「就学児サポート調査」を保護者に渡し、13点以上の場合は市の福祉課または相談事業所に行って、受給者証のサポート対象児に変更を申し出るようお願いした。 ● あきらめている。 ● ケース会議等もあったが反映はされなかった。 ● この制度について知らなかった

- 意義の申し入れは、保護者と、保護者から見た対象児の尊厳を傷つけることになりかねないと思い、控えた。加算による利益より、心情に重きを置いた。対象児が抱える課題については従来通り、都度保護者と連携を取りながら対応しサポートしていく方針を選んだ。
- 意義申し入れができるすべがあることを見落としていた。
- 意義申し入れしても嫌がれるだけなのでしていない。
- 医療ケアの必要な重症放課後等デイサービスを運営しているため、加算対象児は該当しないと判断している。
- 何度か同じ児童に対して調査してみても対象となったりならなかったり判断基準が難しい
- 各市の担当の方に問い合わせをさせて貰うと、担当者が加算の事を把握しておらず、「3年前の情報を元に」と返答があった事もありました。また、保護者のみの聞き取りで、普段関わっている放課後等デイサービスへの聞き取りは一切なく決定されていたので、他の放デイと連絡を取ったり、相談員と話し合いの場を設けたりしました。
- 決定を受け入れて運営した。
- 個別サポート加算について相談支援専門員に相談しました。専門員の方が市役所に尋ね「再調査するらしい」という回答をいただいています、その後何もありません。
- 個別サポート加算の決定について異議がある場合、保護者が市役所に申請する必要があるとのことで、忙しい保護者にとっては申請するメリットが感じられない。事業所としても保護者へお願いすることがためられる。
- 個別サポート加算新設以前の加算基準がそのまま当てられている印象、以前前加算基準については異論を唱えたが却下された経緯がある
- 更新時に再度調査を依頼し、その時点から個別サポート1がついた
- 行っていない。事業所が行うと、「加算の為」と保護者にとられる可能性を考えると、「お宅の子は、判定より軽度ではない」という行動は、事業所としてしづらい。
- 行政に、確認してもらったが、今回は、保護者からの聞き取りのみになり、変更は、されなかったため、期間を過ぎて、再びと思い、今は、行政が説明のまま、該当しているお子さんを支援している。できれば1年の期間を待たずに、確認してほしい。
- 行政に対して、「保護者のみの聞き取りだけでなく、事業所や支援者からの聞き取りも行ってもらいたい」と加算対象となる理由も付け足して提示したが、「次回の更新までは現状のまま」との回答だったため、保護者とも内容確認を行った。
- 行政に問い合わせをしたが相手にされず、決定は行政が行うので意見は聞きませんと言われた。

- 今後申し入れを検討しています
- 再調査の結果が決定と違っていても、保護者や自治体に相談する事には躊躇がある。
- 再調査を行いたい、それに掛かる時間がない。
- 再調査を行う時間的余裕がない。
- 再調査を行う場合の手段が解らない。最終的に相談支援事業所の相談員の判断によっているため、変更がしづらい。
- 再調査を行えることがわかりませんでした。
- 再調査を行えることがわかりませんでした。
- 子どものことがわかっていない行政が保護者からの聞き取りで記入の基準があいまいな中、イニシアチブをとり記入するケースに対しかたくなに結果に反映されず。
- 市に問い合わせを行ったが、保護者からの聞き取り調査のみでの判断と言われたの、伝えるところには保護者にお伝えはしたが、いまだ加算対象になっていない子どもが多い。
- 市町村の判定に間違いはなかった
- 市内の他事業所と調査の仕方を統一するため、自治体と各事業所で会議の場をもちやり方について確認した。その後、更新月を待たずに利用者全員について保護者と一緒に調査を行った
- 市役所担当者への問い合わせにて返答あり。本人を見ておらず、保護者への聞き取りのみで判断しているとのこと。また重度身体障害児へは自動的に加算されるとのこと。
- 支援の実態を伝え、行政担当者とスコア表を見直した。
- 支援員を通して保護者に再調査をしてもらった。
- 施設側の申し入れだけで個別サポート加算が変わると思わなかった
- 事業所からの問い合わせ（異議申し入れ）では対応できないとのこと。保護者へ異議申し入れに行くように促すも、未だに行っていない状況があるため、明らかに算定対象となるであろう利用者に対しても算定出来ていない状況がある。
- 事業所での活動状況からみで明らかにおかしいと思われる児童生徒については、事業としての評価のチェックリストを相談支援事業所に渡して、今後の参考にしようお願いしている。
- 事業所での調査は行っておらず、特別サポート加算に関わる関係機関にゆだねている。
- 事業所での調査結果と決定に相違がある場合、どのような手続きが必要なのか不明である。

- 事業所で再調査はしていない
- 事業所で調査はしないが、自治体主管課に申し入れをした。
- 自治体から聞き取りがあったが、事業所の意見が反映されずに親からの聞き取りだけ反映された結果になった。
- 自治体が判断されているので、指示に従っている
- 自治体での判断に不満があれば連絡するように言われ、担当職員所長を交えた上での再調査後に再度自治体に問い合わせたが、自治体が最終判断基準だと言われ特に変わることはなかった。自治体が最終的な決定をするにしても、こちら側の意見をまるで重要視していないような姿勢に違和感を感じた。最初から調査や保護者への説明を事業所に依頼せず、自治体自身が対象児の検討、保護者に説明を行った後に、利用している事業所への聞き取り等で最終判断をするような形式にするべきだった。調査に職員の時間を割き、制度とはいえ保護者に児童の点数のような数値を暗示させることは、専門家の肩書を持たない事業所がやることではない上に、保護者側はもちろん（事業所の加算になるのであれば利益のためというイメージにしかならない、そりゃそうだろ）こちら側としても心苦しいものがあった。にもかかわらず、その対応である。現場での保護者との信頼関係をイメージできていない制度だと感じると共に、無責任だと感じた。
- 自治体に再調査を申し入れたが、多忙と混乱を理由に断られた
- 自治体の結果に異議を申し立てず、そのまま個別サポート加算を算出せず対応致しております。
- 自治体の裁量であろうし、そもそも再調査等をしている時間的余裕はない。
- 自治体はあくまでも保護者主体であることを強調していた。事業所が実態と違う旨を話しても保護者の返答がすべてであると言われた。
- 自治体主管課より、その対象児童の様子を伺う問い合わせが当事業所へあった時に、当事業所やご家庭での様子、問題点等細かくお伝えし、本児やご家庭に対して手厚い支援が必要である事をお話した。
- 手帳、更新時に、親と話し合い、調査をする。
- 受給者証の記載で確認。
- 受給者証の更新の前に、担当の相談支援員に問い合わせ、対応してもらった。
- 受給者証の更新月でないと決定されないとのことと聞いているため、再調査しなかった
- 受給者証の更新時に対象となると考えている。
- 住所を記載したリストを市役所に提出した。

- 重心単価を取っている為算定対象外
- 障がい児相談支援事業所を経由して保護者自治体主管課に状況説明と判断見直しの必要性を訴えた。その際には、事業所の見立て(点数計算)を示した。
- 申し入れができる事を知らなかったので、今後申し入れの検討をしたいと思います
- 前回の報酬改定時に、指標該当児童の再判定を市に申し出た。保護者にとっては、指標該当が有る無いの意味や内容も理解できていない方が多く、指標に該当すると事業所から示す事で、「うちの子はそんなに手がかかるのでしょうか？」そう思わせてしまう。再判定で、結果が変わった児童もいたが、判定者や他事業所とのやり取りや、保護者への説明など、支援になっていない事に、時間を費やしてしまう事に疑問がわき、再判定を申し出る気力が無くなった。
- 前回異議を申し立てて再調査をお願いしたが、変わらず。今回も同様に加算対象外だった為、再調査のお願いをしていません。保護者からのみのヒアリングだと難しいのではないかと思います。事業所だけの判断だと、必要ないお子さんに対してまで加算が必要だと不正が起こりそうな気がします。事業所にもヒアリングをしてほしいと思いました。
- 相談員の本児の面談の際に、個別サポート加算が
- 相談員へは伝えた。
- 相談員へ直接、問い合わせをしている。
- 相談員支援員に問い合わせた。
- 相談支援員に相談をし、事業所での様子等を伝え、保護者と項目別に再度検討していただくようお願いしている。
- 相談支援専門員に相談し、自治体へ問い合わせてもらったが、「決定してしまったので次回更新時に変更になります。」との返答だった。
- 他の事業所と連絡を取らせていただき状況を共有した。
- 他の事業所と連絡を取らせていただき状況を共有した。
- 対象じゃないと言われたため、何もしていない
- 対象だとしても、次回の受給者証の更新時にしか対象として記載しなくていいと解釈しているのでしないと市町村から返答あり
- 対象児の担当の相談支援専門員の方とお話しをして、再度判定をしていただいた。
- 担当相談員を通じて保護者、自治体に申し入れを行った。
- 調査は市町村が行います

	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査を行ったのみで、特に申し入れは行いませんでした。①事業所が故意に低評価にした。不正だ。と後で言われても困るので。②2018年の指標該当児童調査の際は、事業所への聞き取りがあり、該当児となった児童が数カ月後の受給者証更新で調査もなく該当なしになった。今回該当になった児童に対して、前年前々年は非該当だった。(いずれも状況が改善悪化しているわけではない)経緯もあり、家族の視点と事業者の視点には差があることを感じた為。 ● 判定員によって(当事者に)不利益となる正しくない杜撰な聞き取りがあると、障がい福祉課との懇談の場で意見した ● 変更が認められなかった事例がある。 ● 変更が認められなかった事例もある。 ● 変更が認められなかった事例もある。 ● 保護者に聞いてから、用紙を送った。 ● 保護者に話をして相談支援専門員を通して行った。 ● 保護者様のご理解も必要なため慎重に行なっている ● 放課後デイへの聞き取り調査がないため、再調査を行えない。 ● 本児の利用がある他の事業所が自治体へ問い合わせを行い、結果を知らせてもらった。 ● 役所の判断が覆る事はまれであり、決定内容について問い合わせをすると「加算対象になった場合、事業所として何か得する事でもあるんですか？」と事業所都合で調査を行っているかのように言われてしまう。 ● 予算の関係と言われあきらめた
町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 2名とも、対象になるかどうか微妙なラインだったため、特に問い合わせ等は行っていない。明らかに対象になるケースであれば問い合わせたと思われる。 ● もしかしたら、保護者にとっては、児の成長を喜ばしいと感じているのかもしれないので、再調査や自治体への問い合わせはしていない。 ● 以前に電話で問い合わせた際、事業所からの意見は反映されないとされた為 ● 加害をする児童、多動的な児童については、点数の加点がしやすいが、比較的小となしい児童については、かなりの見守りが必要な場合でも加点にならない場合が多く、例えば排泄がまるでできない子、一人での移動が困難な子は職員の付き添いが必ず必要となるが、基準の点数には満たないケースが多い。あと、情緒面で不安定な子も現実、職員がついていなければ、危ないがそういったケースでも個別サポートの設問だと点数にはならない。あと、親の聞き取りがほとんどなので、親に困り感が少ない、親はでき

るだけ我が子の良い状態を伝えるのでその点でも、実情と相違する部分があるので現在の状況です。

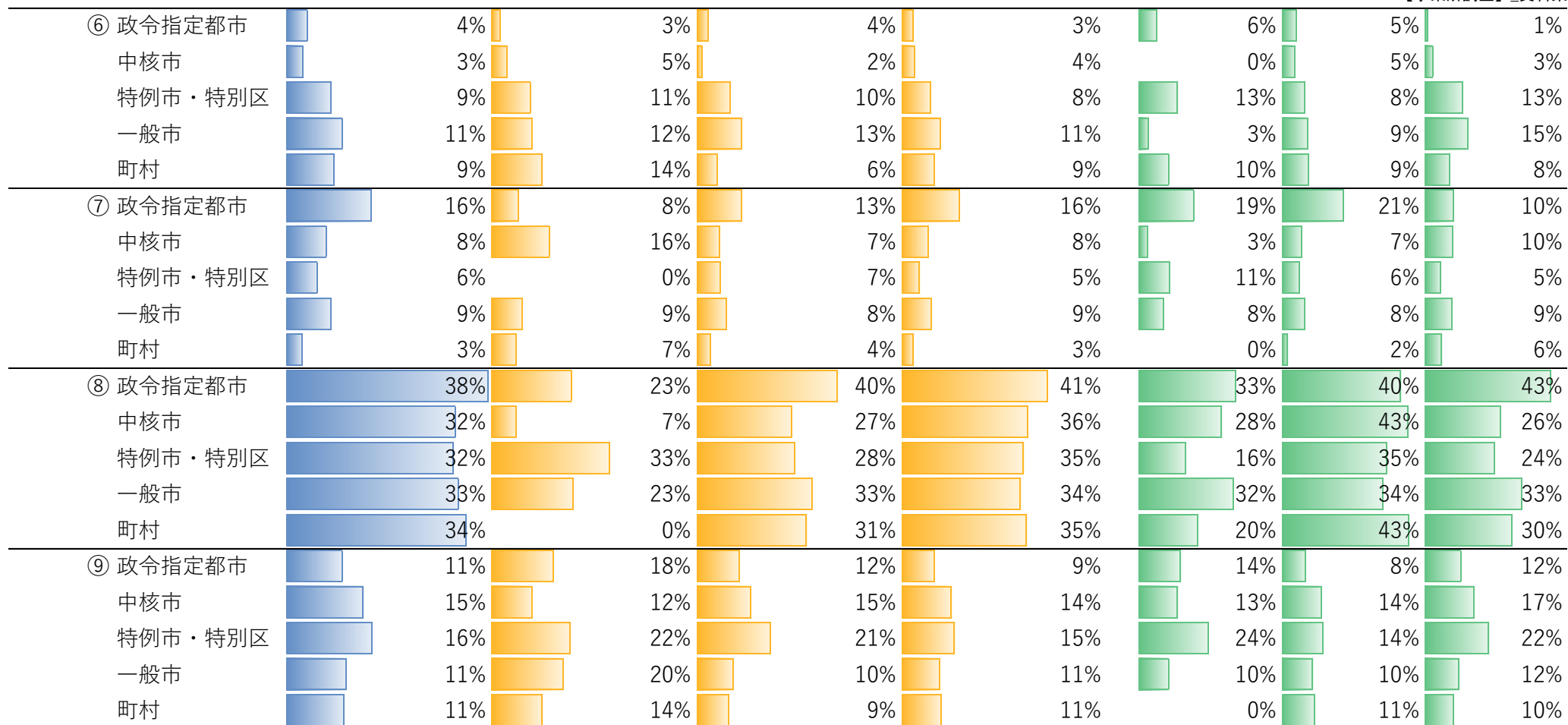
- 各自治体の結果に従ったので、意義の申し立てなどは行っていない。
- 再調査結果をもとに意義申し入れを行えることを知らなかった。
- 再調査出来るシステムを知らなかった。
- 市町村窓口との取り決めにより、“再調査を依頼する場合は保護者から同意を得て事業所が意義申し入れをする”ということになっている。今回、障がい特性をあまり認めたくない保護者であったため、事業所との円滑な関係が崩れる可能性があったため、再調査の依頼を行わなかった。
- 事業所として、「就学児サポート調査」を用いての正式な調査は行っていない。ただ、面談等の際に家族に事業所での現状を伝え、手厚い支援の必要性を理解してもらうよう取り組んだ（圏域のルールで、診断名のない障害児への支給量が受給者証の次回更新より大幅に減らされる事も併せて伝えたが、母親がパートタイム就労をされている事もあり、家族としてもそれを受け入れると今の所言われている）。しかしその時が丁度家族が学校との関係性で苦慮されている時期とも重なり、家族が病院受診に対してあまり積極的でなく、検査等をしてハッキリとした診断名が見つからない状態に変化がなかった。そこで担当の相談支援専門員と情報共有を行い、状況を改善できないか探っている最中である。
- 主に重症心身障害児者対象なので個別サポート加算Ⅰは算定できず。
- 受給者証更新時期まで待ち、事業所で再調査した結果を行政に報告している。
- 就学児サポート調査がある事を知らない
- 就学児サポート調査がある事を知らない。
- 相談支援事業所に一報を入れ、こちらから自治体に連絡を行っていいかの確認を行って返答待ち
- 担当の相談支援専門員に連絡し、自治体主管課に問い合わせを依頼した。
- 島本町は申し入れに応じて再調査を行ってくれたが、高槻市は『再調査はしません。次回更新まで待ってください』と言われた。
- 保護者と共に辞したい主管課へ赴き、担当の方とお話をした。
- 予算の関係と言われあきらめた

3. 個別サポート加算Iの決定手続きは、どのように行われたか。(複数回答)

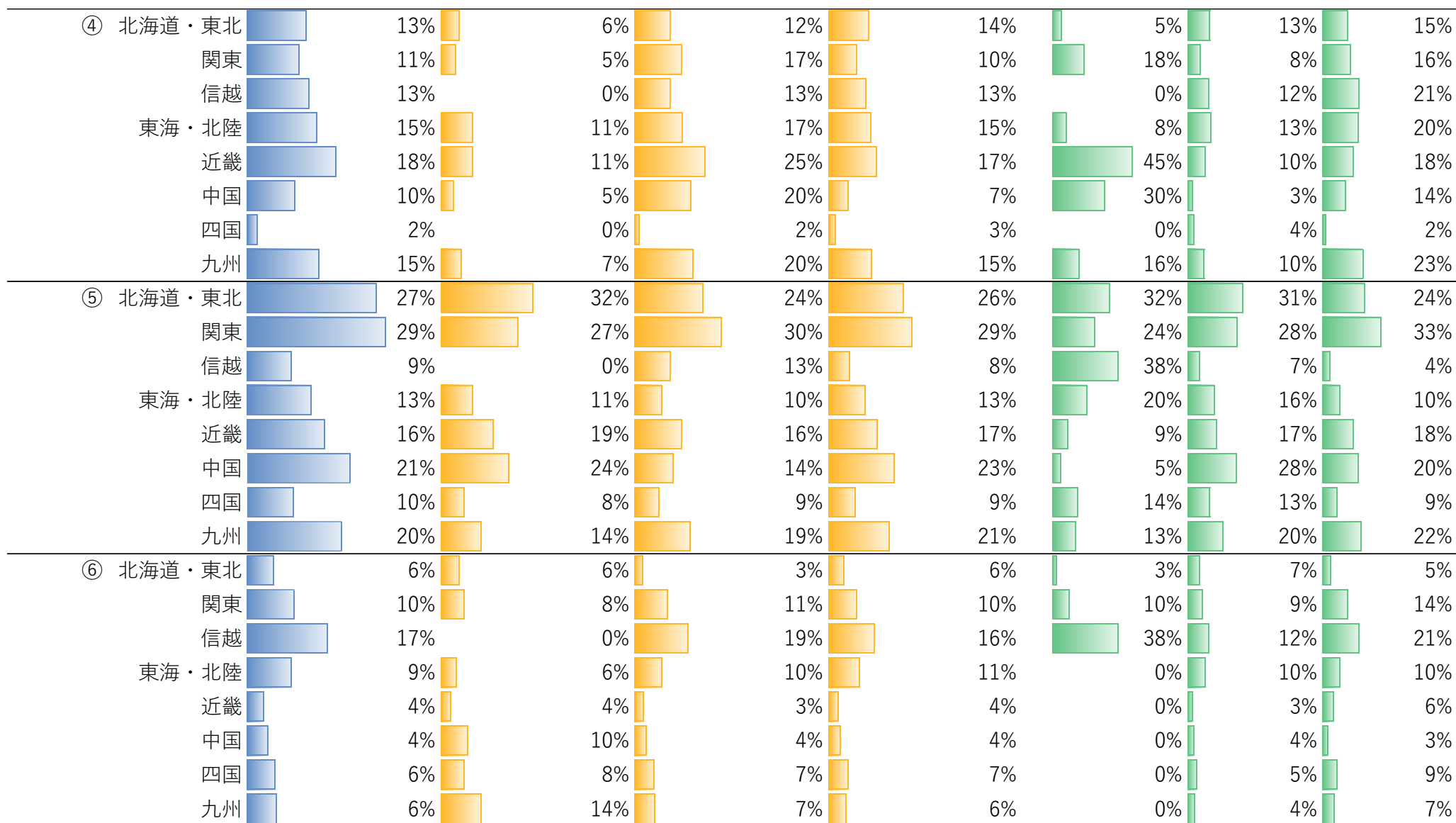
	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取った	866	69	403	696	95	343
② 基幹相談支援センターまたは相談支援事業所が調査票を記入し自治体主管課へ提出した	398	29	164	339	28	186
③ 児童発達支援センターが調査票を記入し自治体主管課へ提出した	103	43	34	53	7	16
④ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が調査票を記入して自治体主管課へ提出した	356	12	205	290	41	117
⑤ 保護者が調査票に記入して自治体主管課へ提出した	593	37	238	503	49	288
⑥ 自治体主管課職員から事業所側への聞き取りが行われた	201	14	84	173	12	88
⑦ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった	262	17	103	217	23	122
⑧ 手続きについては、よく知らない	939	31	391	834	67	474
⑨ その他(自由記述)	340	30	151	267	33	137
未回答	491					

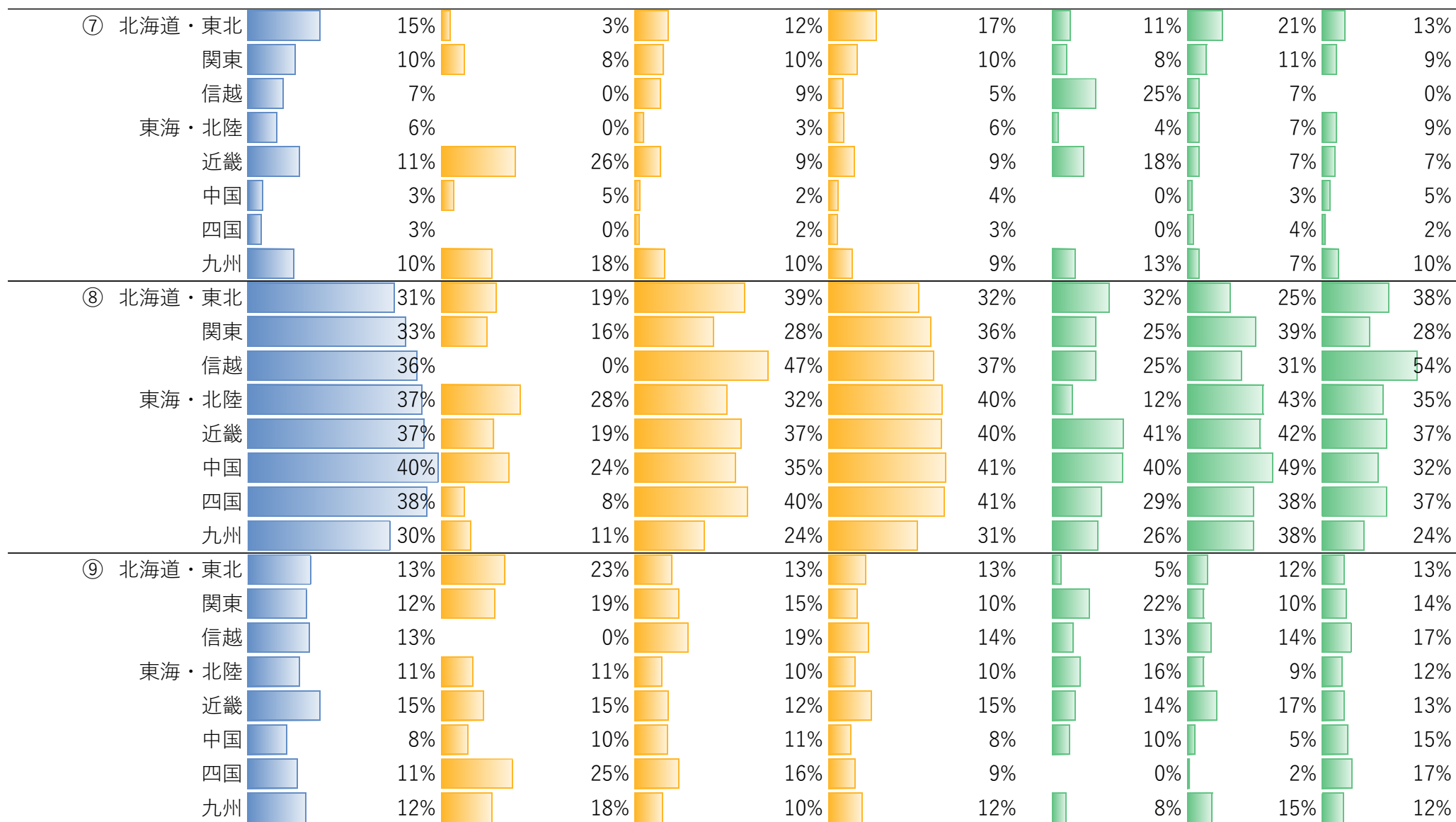
	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取った	31%	39%	34%	30%	40%	27%	34%
② 基幹相談支援センターまたは相談支援事業所が調査票を記入し自治体主管課へ提出した	14%	16%	14%	15%	12%	15%	14%
③ 児童発達支援センターが調査票を記入し自治体主管課へ提出した	4%	24%	3%	2%	3%	1%	3%
④ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が調査票を記入して自治体主管課へ提出した	13%	7%	17%	13%	17%	9%	17%
⑤ 保護者が調査票に記入して自治体主管課へ提出した	21%	21%	20%	22%	20%	23%	21%
⑥ 自治体主管課職員から事業所側への聞き取りが行われた	7%	8%	7%	7%	5%	7%	8%
⑦ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった	9%	10%	9%	9%	10%	10%	9%
⑧ 手続きについては、よく知らない	34%	18%	33%	36%	28%	38%	33%
⑨ その他(自由記述)	12%	17%	13%	12%	14%	11%	13%

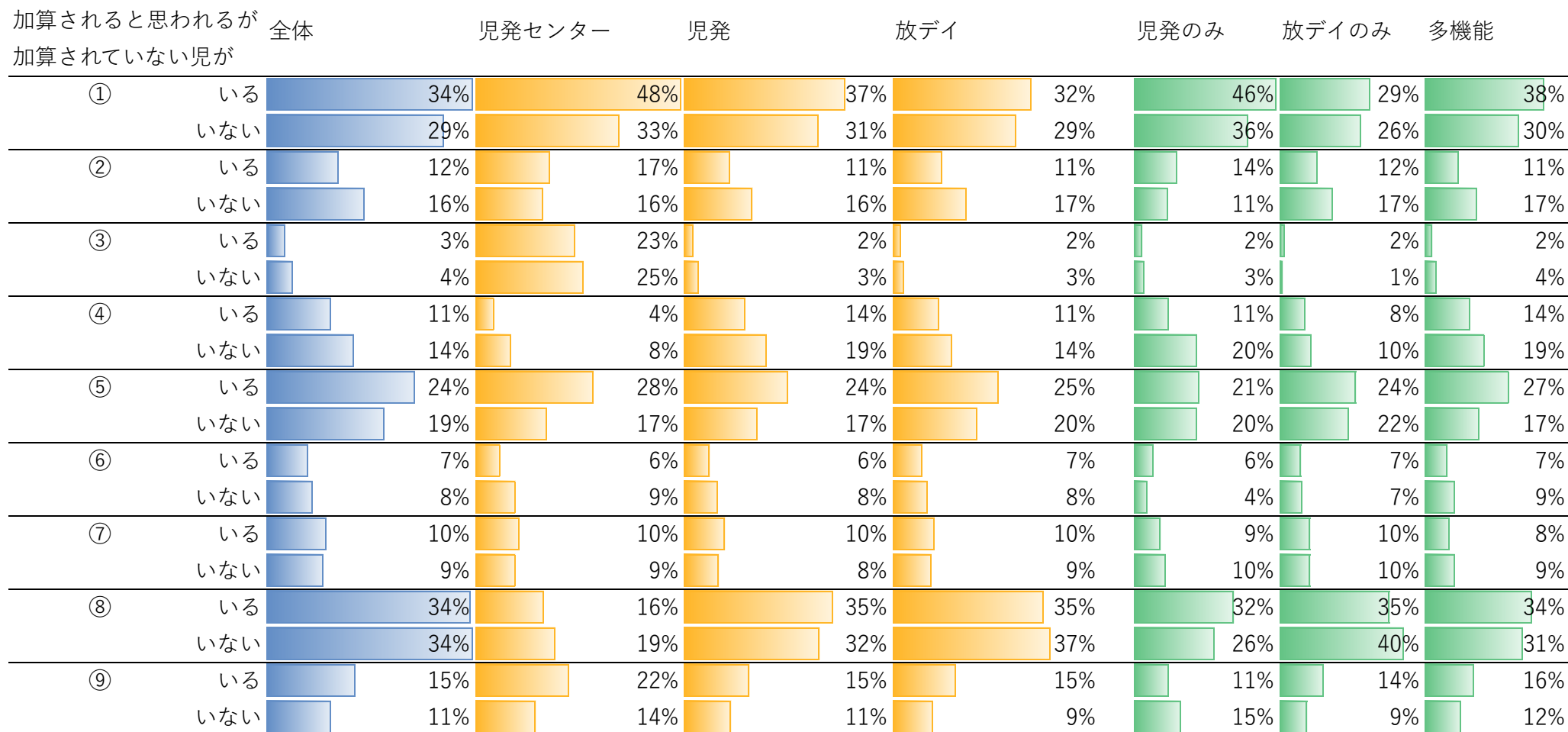
都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 政令指定都市	24%	23%	27%	22%	36%	20%	25%
中核市	29%	33%	32%	28%	37%	25%	30%
特例市・特別区	30%	22%	34%	27%	47%	28%	27%
一般市	36%	49%	39%	35%	42%	31%	40%
町村	37%	57%	38%	36%	40%	34%	39%
② 政令指定都市	9%	5%	8%	10%	2%	10%	10%
中核市	17%	19%	17%	18%	13%	18%	17%
特例市・特別区	12%	11%	11%	12%	11%	12%	7%
一般市	17%	22%	17%	16%	19%	16%	16%
町村	14%	21%	13%	14%	30%	16%	14%
③ 政令指定都市	3%	20%	2%	2%	0%	2%	2%
中核市	5%	37%	3%	2%	6%	1%	3%
特例市・特別区	4%	44%	4%	3%	0%	2%	4%
一般市	4%	19%	3%	3%	5%	1%	3%
町村	2%	14%	3%	1%	0%	0%	4%
④ 政令指定都市	12%	5%	17%	12%	14%	8%	12%
中核市	14%	9%	20%	12%	28%	8%	19%
特例市・特別区	14%	0%	22%	11%	26%	8%	22%
一般市	14%	6%	15%	14%	3%	12%	19%
町村	9%	14%	15%	9%	10%	4%	15%
⑤ 政令指定都市	33%	28%	26%	34%	33%	43%	27%
中核市	15%	16%	16%	17%	10%	15%	20%
特例市・特別区	27%	22%	26%	28%	21%	26%	33%
一般市	17%	19%	17%	17%	17%	17%	18%
町村	18%	21%	18%	17%	20%	17%	18%



地域別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 北海道・東北	32%	35%	32%	30%	46%	31%	30%
関東	30%	35%	31%	29%	34%	28%	32%
信越	36%	33%	38%	35%	75%	33%	21%
東海・北陸	32%	33%	41%	31%	44%	25%	41%
近畿	29%	37%	31%	29%	27%	26%	33%
中国	28%	43%	29%	26%	25%	23%	34%
四国	31%	42%	31%	28%	71%	25%	28%
九州	35%	50%	40%	34%	45%	28%	40%
② 北海道・東北	11%	10%	10%	11%	11%	11%	13%
関東	12%	14%	14%	12%	14%	10%	12%
信越	16%	0%	6%	18%	0%	24%	8%
東海・北陸	12%	17%	12%	12%	20%	14%	10%
近畿	16%	19%	11%	18%	0%	22%	11%
中国	21%	19%	18%	22%	15%	25%	14%
四国	17%	25%	9%	16%	14%	24%	17%
九州	17%	21%	21%	18%	8%	13%	21%
③ 北海道・東北	3%	10%	3%	2%	5%	1%	3%
関東	4%	35%	3%	2%	2%	2%	3%
信越	5%	67%	6%	3%	0%	2%	8%
東海・北陸	2%	11%	2%	1%	4%	1%	3%
近畿	6%	30%	4%	4%	5%	2%	2%
中国	3%	24%	1%	2%	0%	1%	3%
四国	2%	0%	2%	2%	0%	2%	2%
九州	4%	36%	3%	2%	3%	1%	2%





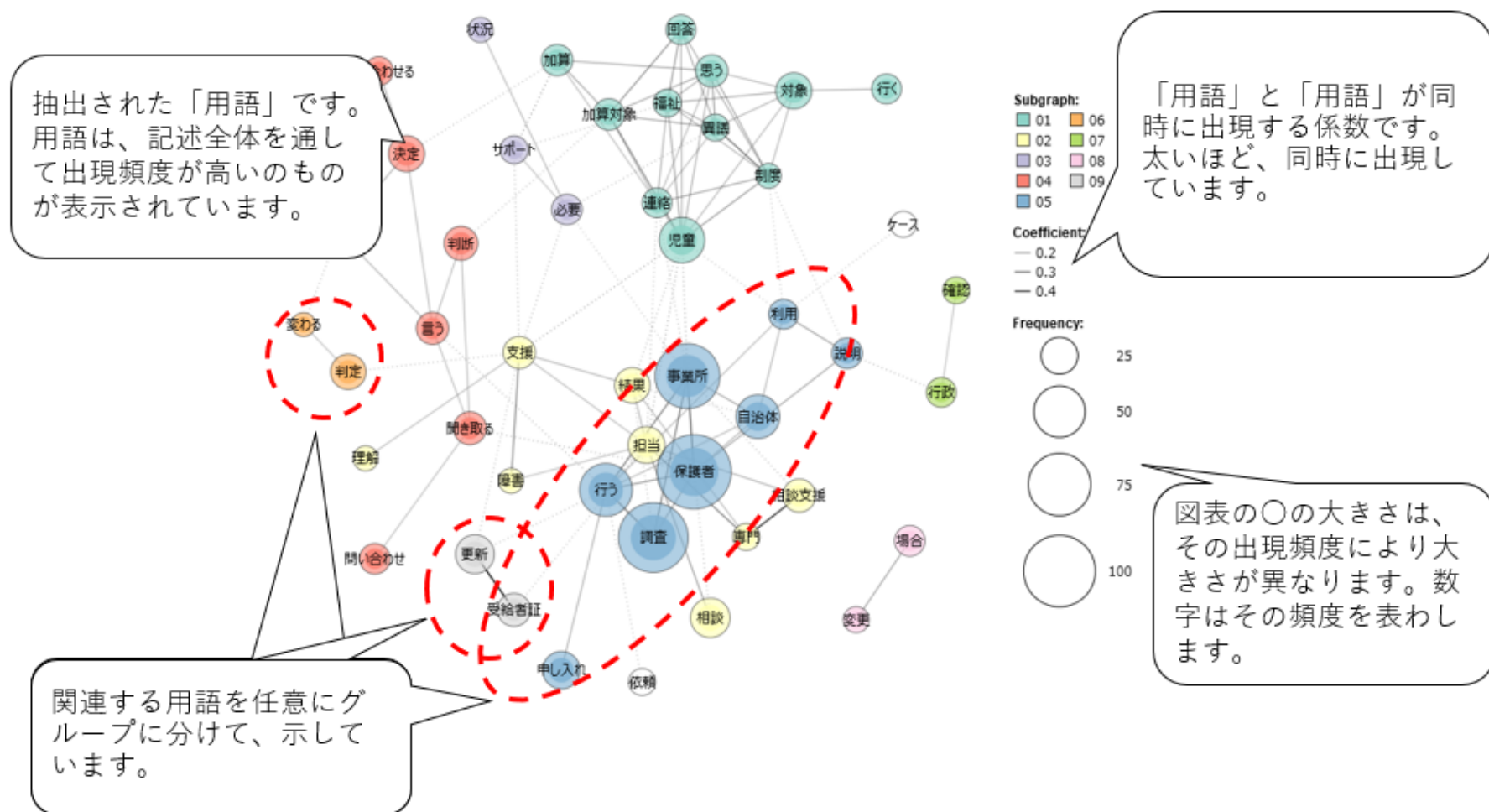


常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 5人未満	31%	31%	35%	30%	42%	28%	31%
5人以上	32%	41%	34%	30%	36%	27%	36%
② 5人未満	13%	11%	12%	13%	12%	13%	11%
5人以上	16%	17%	16%	17%	9%	17%	17%
③ 5人未満	2%	8%	2%	2%	2%	1%	2%
5人以上	6%	28%	4%	3%	4%	1%	4%
④ 5人未満	13%	14%	18%	12%	18%	9%	17%
5人以上	13%	5%	16%	13%	16%	10%	16%
⑤ 5人未満	21%	22%	18%	22%	17%	23%	21%
5人以上	22%	21%	22%	22%	25%	23%	22%
⑥ 5人未満	7%	3%	6%	7%	2%	7%	8%
5人以上	8%	9%	8%	8%	10%	7%	9%
⑦ 5人未満	8%	17%	7%	8%	7%	9%	8%
5人以上	11%	7%	11%	11%	13%	12%	10%
⑧ 5人未満	37%	28%	34%	38%	27%	39%	37%
5人以上	30%	15%	31%	32%	28%	34%	28%
⑨ 5人未満	12%	11%	12%	11%	14%	11%	12%
5人以上	13%	19%	14%	12%	15%	10%	15%

非常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 1.5人未満	31%	33%	35%	30%	37%	26%	37%
	1.5人以上	33%	41%	34%	31%	46%	30%
② 1.5人未満	15%	18%	13%	15%	10%	15%	15%
	1.5人以上	13%	15%	12%	13%	9%	14%
③ 1.5人未満	3%	21%	3%	3%	1%	1%	3%
	1.5人以上	4%	26%	3%	2%	3%	1%
④ 1.5人未満	15%	10%	19%	14%	20%	11%	19%
	1.5人以上	11%	6%	15%	11%	17%	8%
⑤ 1.5人未満	22%	23%	20%	22%	21%	23%	22%
	1.5人以上	22%	20%	20%	22%	24%	22%
⑥ 1.5人未満	8%	10%	8%	7%	8%	7%	8%
	1.5人以上	7%	6%	7%	8%	3%	7%
⑦ 1.5人未満	10%	8%	9%	10%	10%	11%	9%
	1.5人以上	8%	8%	7%	9%	10%	9%
⑧ 1.5人未満	34%	21%	33%	36%	31%	37%	32%
	1.5人以上	33%	16%	32%	36%	25%	38%
⑨ 1.5人未満	12%	13%	12%	12%	10%	11%	15%
	1.5人以上	13%	19%	14%	12%	15%	11%

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

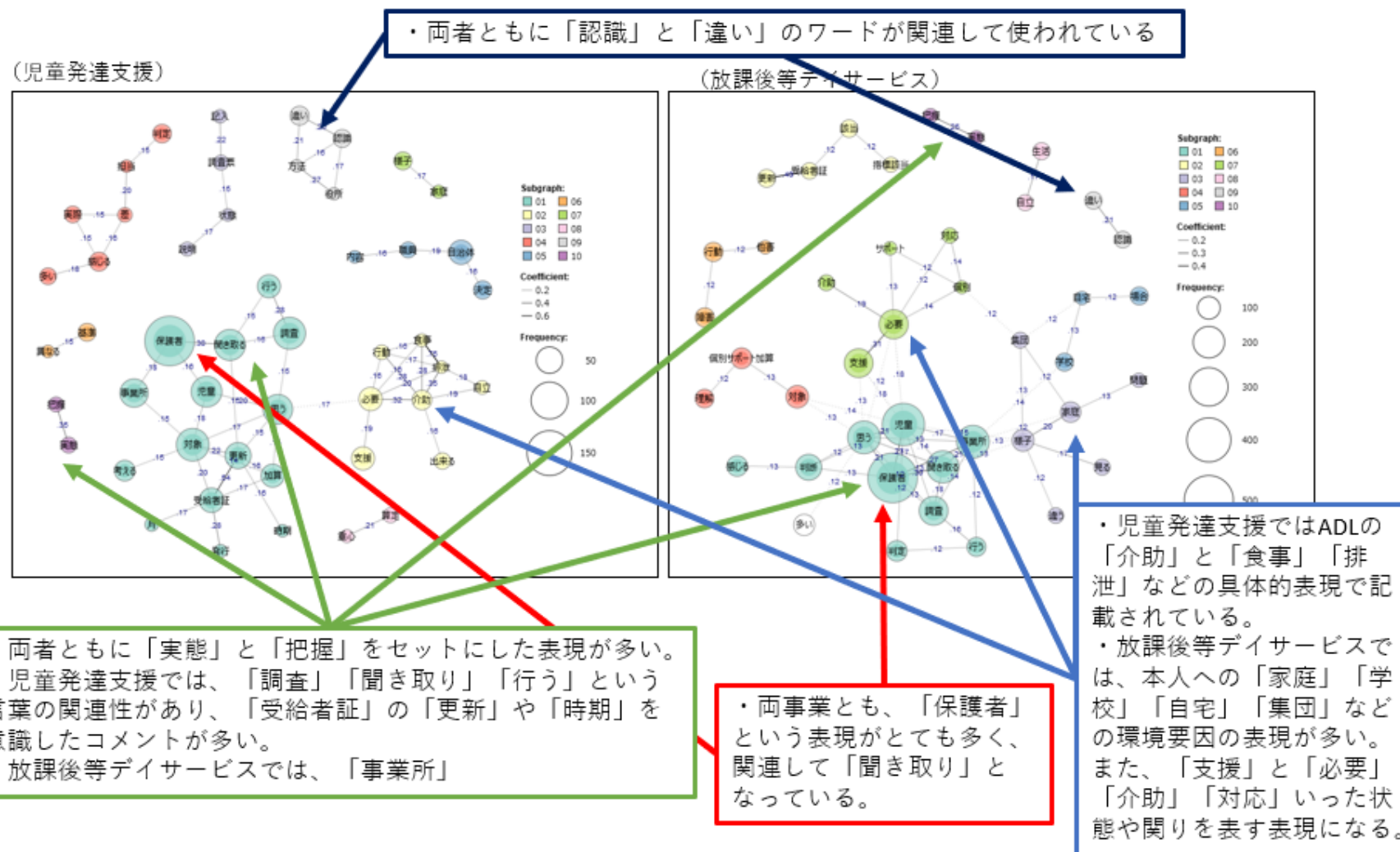


読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

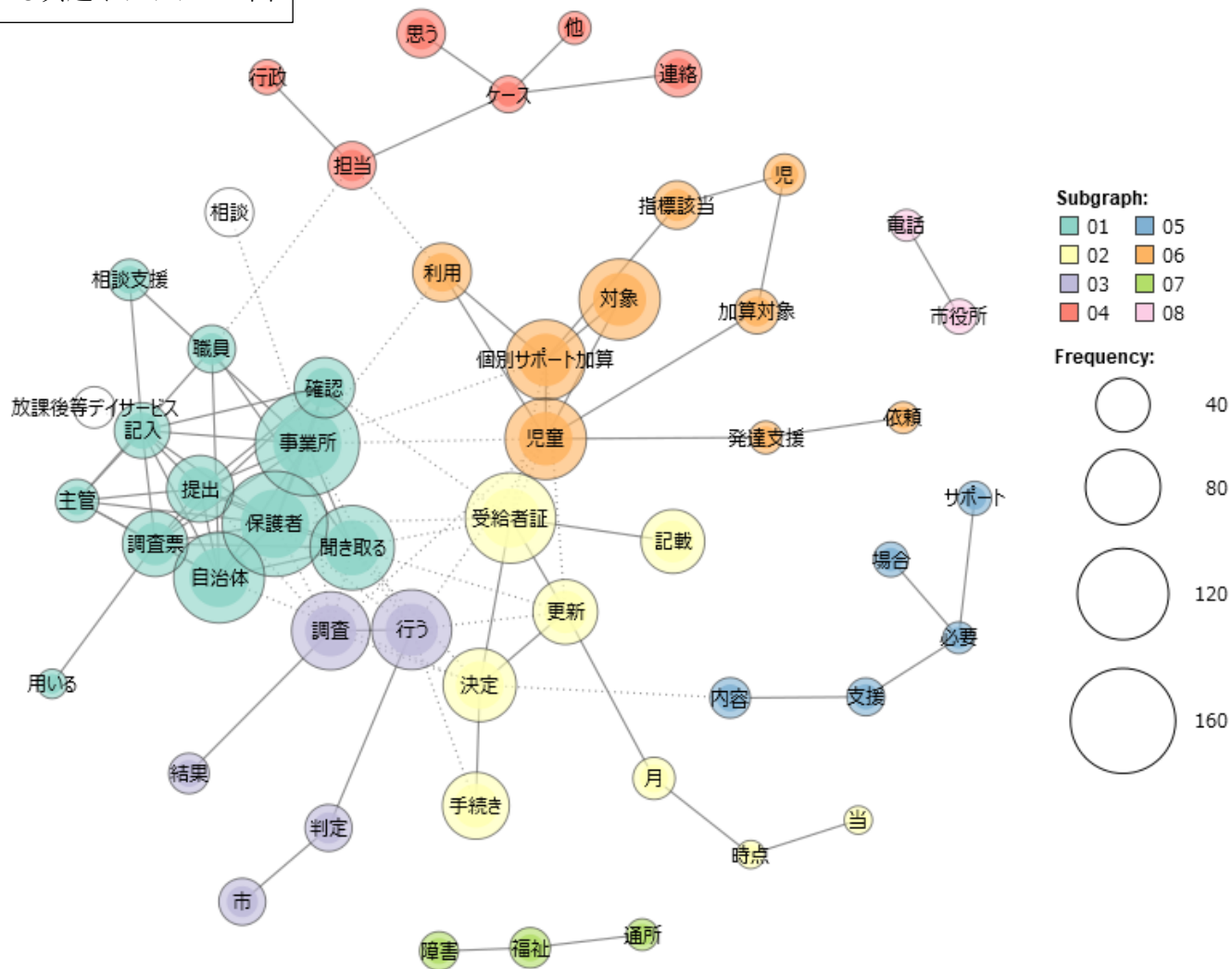
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



加算手続き_その他自由記述

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



政令指定都市	<ul style="list-style-type: none">● 「個別サポート加算Ⅰ」の認定にかかる手続きについては、当事業所としては、現段階では関与しておらず、受給者証の発行にかかる保護者の手続きに一任している。今後、「区分該当」から自動的に「個別サポート加算Ⅰ」に移行した児童のうち、受給者証の更新時点で「個別サポート加算Ⅰ」が外れる児童がいた際には、実際に行っている支援内容と照らし合わせたうえで、保護者や区役所担当部署との協議調整が必要となる場合も出てくると思われる。● 2021年4月～の個サポⅠについては、区役所の担当の方が、直近の受給者証更新時の保護者からの聞き取りをもとに対象か否かを判断したと聞いています。また、2021年度になってからの受給者証更新時に改めて保護者への聞き取りを行い（聞き取り方法についてはわかりません）、加算対象か否かを判定していると聞きました。● 2021年5月1日開所の為、基本的には保護者の方が自治体主管課へ相談している。● ⑤は令和3年4月に実施● セルフプランの利用者や手続きが分からない保護者へは丁寧に説明をしたが、区の窓口では障害特性を知らない職員が事務的対応をしているため放課後等デイサービス職員からみる児童の見立てと障害分野の専門的知識のない区担当者の答えは合致しないのが現状。保護者へ児童の実状をきちんと伝えているが、障害受容のできていない保護者が多いのもある。● どのようにおこなわれたのかはわからない。受給者証に記載されている通りに加算をとっている。● 以前から指標該当となっていた児童に関してはそのまま個別サポート加算Ⅰとなった為、その対象者が多かった。● 加算の対象にならなかった場合、保護者の許可を得て区の担当窓口へ、園から電話で確認したところ、記述漏れ等が数件あった。● 加算は理解しているが、児童相談所が主体となって誕生月にのみ調査が行われる感がある。少しでも早く手厚い支援を行いと思っているが調査が事業所主体で行われないのがもどかしいと思っている。● 加算創設時に既に支給決定がなされている児童については保護者への直接の聞き取りではなく、自治体主管課職員が所定の確認方法で調査し決定した。● 各家庭にアンケート用紙を出して、それを元に事業所で調査表を作成し、提出。● 各行政で手続きの方法が違うのではないのでしょうか？ある行政では事前に用紙を印刷して配布していたところもあるようです。また事前に連絡をして聞き取りしていた行政もあるようです。● 京都市外に在住の利用児については決定通知のみ受け取った● 区分1の決定を受けていた児童が個別サポート加算Ⅰの対象になると区役所の方から説明を受け、算定している。対象者と思われる児童には区役所へ問い合わせをして、保護者の方に手続きをお願いした。
--------	---

- 区分該当からの変更
- 決定手続きの方法やどこの機関でどのように判断しているか明確になっていない。受給者証が更新され、新しい受給者証にて初めて確認できる。保護者もよくわかっていない状況。判断基準など明確に提示してほしい。
- 現在、個別サポート加算Ⅰの対象となる児童は1名在籍しております。当該児童については、複数事業所を併用利用されており、当事業所利用以前に調査を終えていたため、手続きの具体的な流れや調査内容は把握できておりません。また、当事業所での活動においては行動傾向等に対して特筆する支援等のサポートを要していないため、加算請求は行っていません。
- 現在、当施設の利用者には対象者がいません。
- 個別サポートⅠが付いたご利用者様にどのような手続きをされたのか聞かせて頂いた。
- 個別サポートの決定については事業所への聞き取りは一切ないので受給者証の確認の際に、見て知る。
- 個別サポート加算Ⅰの決定に際して、事業所内での積極的な調査は行ってない。(日々の業務の中で、保護者への聞き取りや説明などを締め切りまでに行うのは困難だった為) 現在個別サポート加算Ⅰに該当する児童に関しては、受給者証に記載があるかどうかの確認のみになっている
- 個別サポート加算を設定する事業所ではないため、セルフプランで受給者証を取得した児童においては、どこでどのように判断されたかは不明である。また、設問2で「該当者なし」と回答したが、我々が療育内で実態を把握している限りだと、個別サポート加算対象となっていない児童は多い。
- 今年度になり保護者がこれまでに答えたことのないアンケートが入っていたと伝えてくれたことから調査方法がわかりました。
- 再調査ができるシステムがあることを知らなかった。再調査ができるなら、どのような手順を踏んで行うのかわからない。事業所としては、市が決定した受給内容に沿って支援を行っていく、という認識だった。
- 最初は事業所で記入をし聞き取りもあったが、その後は受給者証で確認するのみ
- (地域名)は、区分1対象児をそのまま個別サポートⅠに移行している。
- (地域名)は、保護者の手元に「個別サポートⅠ」と記載された受給者証が送付されて加算対象の把握ができました。加算対象外となったお子さんについて、申し立て等が可能かどうか居住区に問い合わせた際に「行政が指標に基づき判定したもののため申し立ては不可能」と返答頂いています。保護者が5領域11項目の指標を居住区に提出している報告は受けておりませんので、判定の手続きについては把握できておりません。
- (地域名)障がい福祉課に決定についての流れを確認したところ、各区役所担当部署にて今まで通所支援受給者証の更新時に聞き

取りした内容を元に決定するので制度が始まる段階で改めての聞き取りはしないとの回答があった

- 指標該当児の受給者証更新時に個別サポート加算Iの追加があり変更した。
- 事業所が調査票を記入し、保護者に確認してもらい、保護者が自治体主管課へ提出した。
- 事業説明会などで説明を行った。
- 児童発達支援センターが保護者の調査票記入に対して相談にのった
- 児童発達相談所の発達検査担当の職員が直接事業所に該当児の様子を見に来られた。
- 児童福祉センターの職員が保護者への聞き取り調査を実施
- 児発のセンターではあるが、多機能型の重心型事業所でもあるため、そもそも算出できないと考えている
- 自施設では行っていない
- 自治体からの通知でしか知らされていないので、担当区でどのように聞き取りしたかは不明。
- 自治体によって判断はまちまち。保健師がかかわるケースや受給者証交付担当者の面談のみ、保護者の調査票の鵜呑み。これでは意味がない。
- 自治体主管課が直近の支給決定時の調査結果を用いて、加算の認否を判断した。
- 自治体職員が保護者への聞き取りや調査票を元に判断されていると思っている。児童福祉センターの職員さんが直接見に来られ、判断されるケースもあった。
- 社会調査として、事業所への訪問があった。
- 手手続きを行っていない
- 受給者証に記載されている利用児のみ対象とし、手続きには関与していない。
- 受給者証に表記されていたため、その前の手続きに関しては分からないから。
- 受給者証に明記されたのを受けて加算を付けている。
- 受給者証の記述に従い何もしていない。よくわからない。
- 受給者証更新の際に申請をお願いした。
- 重心デイの為
- 重心型の児童発達支援放課後等デイサービスのため手続きはしなかった
- 上限管理事業所が取りまとめて自治体主管課へ提出。弊社からの提出はなし。

- 新しい受給者証を確認した時に対象になっている子がいるのに気が付きネットで調べた
- 前回の報酬改定時から行政に対して「公平性のある調査判定」を要望しており、発達支援センターや児童発達支援センター、相談支援事業所といった家庭と学校、事業所の様子を客観的にみて判定する仕組みを希望していた。その結果、利用する事業所が保護者へ聞き取りをし調査様式に記入する形となっている。しかし、それでは希望していた「公平性」にはいたらず、現状としても事業所が誘導的に記入している恐れもあり、また、家庭の方で事業所および担当者名を書いて事業所と確認をせず提出している状況もみられるなど、曖昧な手続きが続いている。
- 相談員、療育センター関係者の方も個別サポート加算対象児と保護者も一緒に相談した結果判断されたため、保護者の方も障がいを持っておられたこともあり、再調査となった。
- 相談員あるいは、通園の児童発達支援管理責任者、通園のクラスリーダーが、保護者ひとりひとりに文書とともに口頭で説明しながら聞き取りをしたものを自治体主管課職員に提出した。
- 相談支援員の介入があったうえで事業所が自治体主管課へ提出
- 相談支援事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった。
- 相談支援事業所の相談員から連絡を頂き、電話にて確認を行った。保護者から連絡があり、電話で確認を行った。あくまでも記載は保護者と区役所職員から伺ったため、最終記載は保護者が多かった。上限管理社が他社の場合は、ほとんど相談はなかった。
- 対象と思われる利用者がいない。
- 対象になる子どもがいなく手続きを行ったことがない。
- 但し、保護者と面談を行い、内容については保護者の意見を尊重しています。
- 調査が無く、受給者証の発行で対象であることを知らされた。
- 通所受給者証に個別サポート加算Ⅰの記載があった
- 当事業所は、更新のタイミングで保護者の方が記入されていたようです。保護者等からそのようなご質問を受けたことはこれままでのところありません。ただ他事業所によっては、積極的に促されているところはあったようです。
- 保護者が記入した調査票の為児童本人を見たり事業者への確認などが無い為、どのように判断をされているか分からず実際とは異なっているのではないかと感じています。
- 保護者が自治体からどのような説明を受けているのか、保護者数名に聞き取りをし、把握することに努めた。
- 保護者が自治体職員から電話による調査を受けて決まったと思われれます。私たちとしては、ある日突然決まったという印象です。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が申請したと思われ、受給者証に記載ありのため、手続きについては不明。 ● 保護者に受給者証の確認をお願いした後、市役所への確認を行いその後、保護者には新たに受給者証が届くことをお伝えし内容の説明をおこなった。 ● 保護者の方へ聞き取りを行い提出した ● 報酬改定前の受給者証で指標該当児童が個別サポート対象となった ● 利用回数が少ない児童についてはまだ様子を見て調査結果に違いが出る可能性があるため申請等は行っていない。また、外国籍の保護者様に関してはうまく伝えるのが難しく判断を考えているところです。 ● 利用者の受給者証に、その旨記載されており、会計ソフトで入力しています。個別サポート I について概要は知っていますが適用のために保護者の方から何らかの書類作成の依頼や区役所などから問い合わせや聞き取りは受けたことはありません。 ● 利用相談に来た際には、他事業所は辞めており、相談支援事業所とも縁を切っていたので詳しいことはよくわかりません ● 令和3年4月には前回の更新時の親御さんからの聞き取りをもとに決定されている。令和3年度の更新時には個別サポート I をもとに聞き取りを行っているため、前回対象でなかった児が対象になってきている。 ● 令和3年4月以前の「区分1」の対象利用者が自動的に個別サポート I の決定を受けていると認識しています。
<p>中核市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (地域名)の他事業所へは保護者事業所への聞き取り(調査票かもしれません)を実施しているが、当センターについては自治体担当者や相談し、当センターのモニタリング用紙の提出をもってこれに替えている。なお、自治体担当者も当センターの利用児については「基本的に加算対象児である」との認識を持たれている。 ● ①は報酬改定後一斉に行われたものではなく、受給者証の更新時に行っていると聞く。そのため、最初に指標該当がついて個別サポート I の対象になった児童から、一番遅く指標該当になる児童とは最大1年のタイムラグが生まれている。 ● 4月の導入当初のみ事業所側が調査票を作成し、保護者の確認、同意を得て市に提出した。その後は保護者への聞き取りを行うとのことであったが幾人かの保護者に確認したところ、調査票を用いての聞き取りは行われておらず、通常受給者証の更新時の聞き取りと大差ないため、個別サポート加算の新設、及び調査が行われていることが理解されていない。 ● 8月には開所していないので手続きはしておりません ● こちらに聞き取りを依頼する市には保護者にアンケートを行いました。依頼のなかった市に関しては把握していません。 ● サポート調査があること自体知らされていないが、もし再調査ができたとしても利用料に反映するので積極的に行うことは難しい。 ● どのお子さんも、個別に対応しないといけないお子さんばかりなので、これまでの制度は何だったのかと考えています。現在加算

はとっていません。

- どのように行われたかは、わからない。そもそも受給者証に反映すらしていない市町があった。市町すら認識できていないことに不思議でしかない。
- もう一度判定していただきましたが、調査票を用いたかどうかはわかりません。豊中市は調査票を保護者に見せず、何の為のどんな判定をしているのか保護者にも説明がありません。
- 一人ひとり児童発達支援事業所が調査票を保護者に説明した。又、保護者に記入してもらった書類は、保護者から自治体主管課に提出してもらった。
- 加算対象とならなかった児童は、加算対象となった児童とは異なる市町村在住である。加算対象とならなかった児童が住む市町村からは事業所宛てに特に連絡はなかった。加算対象となる児童の在住市町村からは事業所に連絡が入った。それを受けて事業所からも保護者宛てに連絡を行った。
- 会議で家族利用事業所への聞き取りを相談員が行い、相談員が自治体主管課へ提出した。
- 該当者なしのため
- 各市町村に問合せをし確認。一部市町村からは「当該事業所を利用している児は全員対象」と書面が送付されてきた。
- 個別サポートが付与される相当たる状況であることを行政に確認をとった。
- 個別サポート加算の手続きについての説明がどこでもなされていないし、多くの保護者はまったく知らないの現状である保護者にも、事業所などにも、聞き取りはまったくない「再調査の申し出があれば応じる」と答えているが、知らされていないのだから、再調査の申し出もないのが現状である
- 個別サポート加算の対象かどうか、受給者証への記載がなかったため、直接自治体へ問い合わせたところ、個別サポート加算Ⅰの対象者であるとの回答があった
- 個別サポート加算調査票に基づいて利用者の実態検討を行ったところ、指標該当児であった
- 更新時期になると相談支援事業所へ現状を報告し手厚い療育の必要性を伝えるのみしか行動が出来ない。
- 行政が保護者に対し、口頭での簡単な質問を行い終了していると聞いている。事業所として注意していることは、利用者様の受給者証更新時期を把握し、事前に保護者、相談員に対し、事業所での調査結果をお伝えし、更新に挑んでいただけるようにして入る。
- 行政の方がデイサービスに来られて保護者様同席の元聞き取りが実施された
- 高槻市の場合、保護者と主権者のやり取りで決まる。現場の困っていることや、どれだけサポートが必要か意見すら聞かれないの

が現状。

- 今年度より管理職に従事したため、新たに個別サポート加算の取得を勧めたことが無い。
- 子育て支援センターの、子ども発達支援チームの方だと思いますが「保護者さんより聞き取りをして」だと認識しているが、相談支援員さんは市から聞き取りをされているのかもしれない。
- 市の方針で児童発達支援の児童全員に適用されている。
- 市より「令和3年3月末までに調査を行った児童については新たな基準に基づく調査は実施せず、従来の給付決定時調査の結果により個別サポート加算Ⅰの対象児童を判定する」との通知があった。また、放デイについては「従来からの放課後等デイサービス指標該当が"有"となっている方を対象とする」との通知があったため、手続きは特に行わなかった。
- 市役所から保護者への電話での聞き取りのみ(書式使用なし)
- 市役所の職員が、電話で保護者へ聞き取っている
- 指標該当児は法改正後、個別サポート加算Ⅰへ移行。指標該当は聞き取りと伺っているが詳細は不明。
- 支援会議の際に、他事業所や保護者と調査票の項目を一つずつ確認し、相談事業所が提出した
- 私たちが調査票に記入をして保護者にお渡しし、保護者が自治体へ提出した
- 事業所から、相談員や市役所に確認し、聞き取り調査のお願いをしました。
- 事業所が記入した調査票を保護者に直接確認して頂き、説明と様子の確認を再度行いました。その後、保護者からのサインを頂き、提出しました。
- 事業所が記入し相談支援事業所へ渡し自治体へ提出してもらいました。
- 事業所で再調査したが結果が変わらなかった件以降は、事前に事業所で調査票を作成して保護者に確認してもらった後に、担当相談員を通じて自治体に提出している。
- 事業所には行政、相談事業所から説明や相談はなかった。
- 事業所の判断ではなく、各市町村の判断であったので、決定手続き等はしていない
- 児童発達支援：未就学児については全員が自動的に個別サポート加算Ⅰの対象となっていた。
- 児童発達支援センターが保護者に調査票を用いて聞き取りしながら記入し自治体主管課へ提出した
- 自治体から事業所に対しての聞き取りは一切なく、決定として連絡がきた。
- 自治体が保護者に書類を提出させ、それに基づいた判断をしたと思うが、先に述べたように保護者受容がない親御さんだと、支援

が必要であっても不要と書く保護者がいる

- 自治体の支給決定時に5領域11項目の聞き取りを行っているため、令和3年4月時点では経過措置としてすべての児童を加算対象児童として取り扱うこととなった。次回更新時に5領域11項目の調査を行って支給決定を行う事となっている。
- 自治体より加算対象児童について受給者証もしくは通知にて連絡があった。保護者に聞き取りを行ったところ、自治体からの調査のようなものはなかったと聞いている。
- 自治体より指示があり、受給者証にその旨が記載されている児童について対象とすることを聞いたため
- 鹿児島市より報酬改定がぎりぎりになったということで加算申請が間に合わないため事業所にて調査をお願いしますとの依頼があったため事業所側で保護者の承諾を得て記入し、市へ提出する前に記入内容を保護者と確認してから提出した。
- 鹿児島市発行の受給者証に記載されていた。
- 手続きがどう行われたかは、わからず、ご家族から更新された通所受給者証をお預かりしたことで、報酬改定の情報を収集して個別サポート加算Iへの対応をした。
- 手続きについて存じませんでした。
- 受給者証にある通り
- 受給者証に記載があった
- 受給者証に記載されているものにしたがっているため、経過は不明。
- 受給者証の記載があるからそれを確認するだけで、相談など受けたことは無い。
- 受給者証の更新の際の記載されている内容決定等に従っています
- 受給者証への記載に基づいて確認している
- 受給者証更新のタイミングで、保護者が手続きを行った際の自治体窓口での聞き取り内容によって決定していたので、更新のタイミングとそこでの決定手続きとさせていただいています。
- 重症心身障がい児の事業所で元々医療的ケア児を対象としているので、対象外です。
- 重症心身障害児を対象としているので取れないと思っている
- 重心型のため、対象外
- 重心児対象の施設の為、個別サポート加算の算定はできない
- 初回は新たに聞き取り等なく自治体がそれまでの受給者証申請時のデータをもとに決定したと聞いている。それ以降は、相談支援

の申請内容をもとに定されている。

- 上記記載のように、受給者証更新時に決まる為、受給者証の交付時に「個別サポート加算Ⅰ」の記載があれば加算を算定している。
- 相談員次第のような印象を持つ。放デイ等事業所からも申請ができれば、事業所としては助かる。
- 相談支援事業所からの問い合わせについて回答を行った。
- 対象から外れた児について事業所で調査票を記入して自治体に提出。
- 対象者を役所の担当者に確認してもらった
- 調査が来ると思い準備はしていたが来なかった。
- 調査票を提出した自治体とそうでない自治体があり、個別サポート加算Ⅰが記載されている受給者証を持参された際に知った児童もいた。また、利用開始時にすでに個別サポート加算Ⅰが記載されている児童も含まれる。
- 通所受給者証を発行する市障がい福祉課の窓口での、保護者様からの聞き取りで決定していると聞いている。
- 当施設は主たる対象を重症心身障害児者としている為、個別サポート加算の手続きは行っておりません。
- 当事業所では R3.4 時点で利用者に新制度を周知し、新しくシール（受給者証）が届いた方のみ持参いただいた。上記（放課後等デイサービス該当理由）で記載したように、相談員さんに相談すると、市に問い合わせしても「該当者には R3.4 時点で送付してまです。業務過多で後の方は更新月に順次対応となります」との返事と教えていただいた。現に、R3.10 更新時点で個別サポートⅠが追加された児童あり。
- 当事業所にて、放課後等デイサービス及び児童発達支援において調査票を記入し調べた結果、個別サポート加算Ⅰに該当しない。
- 判定と実態に相違があったため、市に申し立てを行った
- 判定と実態に相違があったため市に申し立てを行った。
- 平成 30 年度に報酬区分判定に係る聞き取り調査が行われ、今回その区分判定が反映したと思われるケースもあります。
- 保護者から質問があった時に、事業所の相談支援専門員と一緒に記入の手伝いをすることがある。自治体が直接聞き取りをしているケースもあるかもしれないが、よく知りません。
- 保護者が手続きしたので不明
- 保護者様から新しく頂いた受給者証に既に記載されていた。
- 保護者様との聞き取りを行い、施設が自治体に提出していています。
- 保護者様や相談支援員と相談をして、当事業所が記入し、自治体に提出した。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後等デイサービス事業所が調査票を元に検討したが、保護者に確認するまでには至らなかった。 ● 放課後等デイサービス事業所が保護者に聞き取りをしながら調査票を記入し自治体主管課へ提出した ● 放課後等デイサービス事業所が保護者に聞き取りをしながら調査票を記入し自治体主管課へ提出した ● 放課後等デイサービス事業所と保護者で聞き取りをしながら調査票を記入して自治体主管課へ提出した ● 豊中市の受給者証の記載に従った。 ● 本社担当が対応した ● 本来であれば市に申し立てを行うが、対象児童に相違なかったため申し立てを行わなかった。 ● 未就学児は全て、又、放デイは以前の区分1だった子が、そのまま個別サポート1として申請するようにと盛岡市障がい福祉課事業所係から指導がありました。 ● 無 ● 利用者が重症心身障害児と重度の医療的ケア児であり、個別サポート加算Iの対象児はいない ● 令和2年度まで指標該当児がそのまま個別サポート加算（I）の対象となり、令和3年8月時点で対象児の受給者証更新がなかった。保護者が自治体主幹課へ提出しているものと認識している。
<p>特例市・特別区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● （地域名）から児童発達支援児は全て個別サポート加算（I）対象になると通知があった。品川区は乳幼児等サポート調査の依頼が事業所へ来たため、調査票を記入して障害者福祉課へ提出した。 ● （地域名）より児童発達支援に関しては全ての利用児童に個別サポート加算Iが加算対象であるとの通達があったため。 ● 2.(4)で回答したが、管轄の福祉事務所へ問い合わせた際に事業所職員に聞き取りが行われ、個別サポート加算Iとなった児童がいる(児童発達支援の児童)。また保護者へはどのような聞き取り方であったかは明確でない。 ● 2021年4月時点で既にサービス利用の児については事業所で調査票を提出しているが、その後の利用時については自治体の担当者が対応しているため詳細は不明 ● このあたりの流れは把握できていない。おそらく①や②あたりだろうとは思われる。 ● どのように行われたか、指標判定の際は自治体から連絡はなかった。問い合わせたところ、「電話による聞き取りを行った」と聞いた。再判定の際は希望者には面談を行った。個別サポート加算1は指標判定のありなしをそのままスライドしたと報告を受けた。 ● 各自治体によって、評価方法や評価者が違っていることが多くありました。（だから、何かが問題ではありませんが） ● 記載が、指標該当児（有無）の頃は保護者、相談支援事業所の担当者での話し合いで決まると利用保護者の方から伺いましたが…

今回の件（個別サポート）に関してはどのような手続きがされているのか把握できておりません。

- 区から受給者証で「指標該当有」と記載されている場合は個別サポート加算Ⅰの対象になると通知があった。
- 決定手続きに関しては、事業所への聞き取り等がありませんでしたので介入する事はなく、受給者証で決定事項を知りました。
- 市役所において、初めての受給者証発行の時に聞き取りをした内容をもとに判定を行ったので、今回の調査票を用いているの評価は、次回の更新（児童発達支援の場合来年の4月から）から適用になるとのことだった。市役所において事業所内での聞き取りを伝えたが、このように決定しているので致し方ないといわれた。
- 指標該当がついていたお子さんがそのまま個別サポート加算Ⅰに移行した印象がある。
- 指標該当児を個別サポートⅠの対象とした
- 事業所からの判断では無い為詳細が不明。
- 事業所としてはサポート加算の申請は今のところ、行っていません。受給者証更新の際に相談支援事業所の方が調査またはセルフで更新手続きをしている。更新後の結果に従い加算取得している。数名の保護者の聞き取りでは個別サポート加算のことを全く聞いていないが今回、記入されていた。など個別サポート加算を理解されていない方がいるようです。
- 事業所の意見も参考にするとあるが、事業所への調査は行われていない。
- 児発→安定的な調査を行うまでの移行期間として調査の結果にかかわらず、4月の時点で全員が加算対象となった。
- 自治体からの連絡で知った。
- 自治体が一律で未就学児を算定対象と判断した（更新時に再調査すると聞いている）。
- 自治体で判断がされて、受給者証の更新が行われた。
- 自治体によって加算を行う方法が違うことに問題があると思う。複数の自治体からの子を受けている事業所であればなおさらである。また、ケアニーズが高いと判断するのは事業所であると思うが、保護者のみの調査で自治体が判断するのはおかしい。事業所からの聞き取りも入れてほしいと思う。
- 自治体によって調査の進め方や支援センターへの通知などが様々であった。センターに通知されていない自治体での調査の進め方や方針は把握していない。
- 自治体の福祉事務所が受給者証の取得や更新の際に判断して決定している。
- 自治体や担当職員（行政側）によって対応が異なることを感じています。
- 自治体主管職員より加算Ⅰを取得可能対象者の連絡があった。

- 手続きについては介入していません。
- 受給者証により確認した
- 受給者証に記載されていた
- 受給者証に記載されているのを確認した。記載がないご利用者様には、保護者様に聞き取る。もしくは、保護者様の同意を得て自治体に連絡。自治体主管課職員様に連絡し、保護者様の了解を得ていることをお伝えし聞き取りました。
- 受給者証に個別サポート加算 I もしくは指標該当ありと記載された児童を対象としている
- 受給者証の記載
- 受給者証の更新で確認している。保護者からの申告も特にない。こちらからも調査はしていない。
- 受給者証更新の際に印字されていた。
- 重心のお子様対象の事業所のため、行っていません。
- 重心事業所の為行ってない
- 相談支援事業所が調査票を用いて保護者に聞き取った
- 相談支援事業所の方で聞き取りなどを行い判定されている。
- 他事業所を、並行してご利用されている方が、他事業所で手続きを行っている為、当事業所では手続きを行っていない。
- 対象になった方からは相談支援事業所と保護者で決めて、自治体主管課へ提出したと報告がありました。
- 調査票への記載依頼や聞き取りなどは特になかった
- 調査票への聞き取りなどの決定手続きに関わっていない。
- 当事業所を利用される際にすでに個別サポートのついた受給者証を持っていた
- 聞かされている話では未就学児は全員、個別サポート加算 I の算定対象だとしか聞かされていない。
- 併用している他事業所において手続きされていたの経緯がわからない
- 弊社には聞き取りは行われておらず、自治体での聞き取りとなっているのか、保護者が直接記入しているのかまでは不明。
- 保護者からの聞き取り以外の判断と、放課後等デイサービスでの様子の両方をヒヤリングした上で、判断をしてほしい。
- 保護者負担、事務負担が増えることを鑑み、提示された受給者証に指標該当もしくは I と記載されている場合、保護者に費用等の説明を行なったうえで加算の算定を実施
- 放デイとしては判定後に受給者証に記載されて初めて結果を知るなので、判定に問題のない人からは特に情報を得られません。判定

	<p>に疑問を持った方に伺うと、「調査表が何かわからない」「調査表があったかわからない」など説明の有無やご理解されていない場合が多くみられました。</p>
<p>一般市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (地域名)は未就学児は全員、個別サポート加算の対象として決定してくれていた。(地域名)に関しては、親御さんへの調査のみで決定された。 ● (地域名)より配布された障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)を用い、主治医の意見書により判定された。 ● 「調査票」と「乳幼児サポート調査票留意事項」及び「就学時サポート調査行動関連16項目)留意事項」を用いて、職員会議内での独自調査を利用児童の受給者証更新前に行っている。そして、該当する箇所にはチェックマークをつけたり補記したそれらの書類を、個別サポート加算I算定を総合的に判断する材料として行政担当者に提出している。 ● ○自治体から事業所宛てに加算対象となる旨の通知が届いた。○受給者証の更新時に、加算についての追記がされていた。※上記のいずれも事業所への聞き取りは実施されておらず、保護者とのやり取りにも事業所は関与していない。 ● 1名のみ行動障害や精神症状について自治体から問い合わせがあり、説明の理解やコミュニケーション、読み書きに関しては聞かれず、行動障害や精神症状が非該当のため加算対象外となったようだ。 ● 2021年2月の設置以降、新規の調査は一度も行われていない以前利用していた他施設で決定された指標該当児のみの決定だった ● 4月中に園児住所の各行政担当課の障害福祉課長より文書「事務連絡」にて、『個別サポート加算I』の対象となる旨のお知らせが入った。 ● 9月開所のため不明 ● ROSELLEで調査を行い障がい福祉課に提出させて頂きました。 ● アセスメントの結果、対象となる児童がいなかった。 ● ある時市役所の方より、該当児童がいることを知らされた。 ● ある日、受給者証に記載されてくるのみ。自治体からの説明も何もない。調査票が来た市と来ない市もある。調査票は保管しておくようにとのことしか書かれていない。 ● サービス更新の際の聞き取りをもとに決定(行政が) ● すべて市町村の判断で決定のケースのみ連絡があった。他の対象と思われるケースについては問い合わせしても取り合っていない状況。

- すべて市町村の判断で決定のケースのみ連絡があった。他の対象と思われるケースについては問い合わせでも取り合っていない状況。
- 以前の指標該当児にあたる児童が、そのまま個別支援サポート I の加算対象児童としてスライドするかたちとなった。
- 過去の情報をもとに、対象であるかどうかを決定している市がある。
- 改正後4月の時点で市町村から決定通知が届いた。更新時期に受給者証への記載されるようになった。
- 各個人の受給者証を確認し判断。
- 確認して自治体に連絡する
- 基本的にモニタリングの時に相談支援、事業所、保護者間で調査票にチェックをして提出している。
- 契約時にすでに決まっていた
- 契約前から指標該当児になっていたのでのどのように決定になったかは聞いていない。
- 経緯が分からない。問い合わせもなかった。
- 経緯が分からない。問い合わせもなかった。
- 決定は自治体の中での調査のみで行われると思っている。
- 決定手続きには関与していない。
- 決定手続きは障害福祉課で行われており、加算対象となる見込みがある児童については、申し出により調査を行うことも可能なものの通知が障害福祉課から通知がないため手続きの仕方がわからない現在どのような動きをされているのか把握できていない
- 決定手続きを行っていない。
- 決定通知書に記載
- 県から個別サポート加算 I の書類が届いた際、事業所管理者と児童発達支援管理責任者能代山本地域の市町福祉課に出向き、説明をし、調査依頼をした。1か所福祉課では、事業所へ調査依頼があり、管理者が実施した。
- 県の福祉課より個別サポート加算についてのメールを頂き、利用児童の受給者証にて対象有無を確認させていただきました。
- 現在算定対象の2名については、他併用事業所が調査書提出を行なったものと思われます。
- 個別サポート加算 I の決定手続きが具体的にどのようにして行われているのか知らない。
- 個別サポート加算 I の対象者はおらず、聞き取りなどの連絡も受けたことはない。
- 個別サポート加算の手続きについては、関与していない。

- 個別サポート加算の導入期間が短かったので、事業所を通して保護者様に説明し、保護者様に記入していただきました。内容の解釈が難しく、市の方に何度か相談させていただきました。判断基準がもう少し具体的に示されると迷わずに済むと思いました。
- 更新された受給者証を確認して決定されたことを知ったので、どのように手続したのか不明な児童もいる。
- 更新時の用紙に保護者が、記入する用紙につけた項目から、国の指針に従って読み取り、判断をしていると、聞きました。
- 行政からの指示以外は受け付けてくれない。保護者との直接のやり取りの為事業所は把握できない。
- 今までの指標該当児をそのままスライドして、サポート加算Ⅰをつけている。今まで指標該当児でなかった児が、受給者証の更新時にサポート加算が付くことがある。どのように決定されるのかは不明である。聞き取り調査員によりさまざまのようである。
- 佐野市から依頼のあった児童発達支援サポート調査は保護者の同意のもと記入し提出した。放課後等デイサービスに関しては、調査の依頼がなかったため事業所としての対応はしていない。
- 市での調査のもと、通達あり。また受給者証記載確認。
- 市によって対応は異なるが、前年度までの指標判定該当児がそのまま個別サポート加算Ⅰの対象児となった。
- 市に確認をとり、受給者証に記述されている【放課後等デイサービス指標該当有】の利用者様を個別サポート加算Ⅰ対象者として手続きいたしました。
- 市に連絡をとり受給者証を見て手続きしました。
- 市の取扱いとして、保護者や介護者による見守りや支援は必要であると判断し、支給決定を受けているすべての未就学児について該当となっています。
- 市の障害福祉課の受け持つ児童については、比較的最適な判断がされている。民間の相談支援事業所は、基準にバラツキがある。
- 市の調査により決定された児童の通知がこちらに来ました。
- 市の聞き取り調査による調査票の結果で、加算対象と思われる児童が加算対象にならなかった場合、事業所からの調査結果票を提出すると市が再検討を行い加算対象となった。
- 市町村独自の検討内容と言われ詳細については聞かされていない
- 市役所からの連絡で対象児童を知った。
- 市役所に問い合わせをすると対応を決めていなかったようで、こちらから調査票を記入して提出してほしいと言われ作成し提出した。その後市役所で検討された
- 市役所に問合せし、4月からの個別サポートを含めたうえで請求を上げていいと確認した。

- 市役所主導
- 指標該当児がそのままサポート加算Iとなった。
- 指標該当有の児童が、対象児童となる旨を自治体より伝えられた。
- 事業所から各市町村の障害福祉課へ問い合わせしたが、受給者証に乗ってる方のみとの答えだけだった。
- 事業所が調査をして、相談事業所に渡した。相談事業者が役所に提出。
- 事業所で記入した用紙を保護者に渡し、保護者は家での様子や調査票の内容を見て相互に確認しながら行った
- 事業所と保護者、それぞれで調査票を記入。2つの調査票を照らし合わせ、結果を出す。結果表に保護者から署名確認印をいただいたものを、自治体に提出している。
- 事業所に対し、個別サポート加算の決定通知が無い為、保護者へ年度初めに個別サポート加算を算定された場合、受給者証の再提出をいただくよう声がけをしているが、自己申告の為、算定が遅れることがある。
- 事業所へ聞き取りを行い、利用者の支援の様子や、支援の必要性を聞き取ってほしい。
- 事前に事業所内で様子を判定し、事業所としての調査として市に提出することもある。
- 児童デイサービスには決定手続きに関する情報は入っていない。自治体がすべて決めているのか。
- 自治体からの通達
- 自治体から事業所の児童の個別の問い合わせに即時回答をいただけた。
- 自治体から配布された調査票を元に事業所で保護者に聞き取り、事業所での利用者の状況と鑑みた上で判断を行いシート状にして自治体に提出した。その後、自治体から呼び出しがあり（他の自治体は電話対応もあった）、口頭確認、自治体の判定が出たとのことで再度来庁、そこで大半の利用者が対象外との通達を受けた。制度の公平性を保つため、調査に多大な時間を割いたが非常に残念な窓口対応であった。
- 自治体から発行される受給者証に個別サポート加算1の記載があり、このお子さんは、認定されたのだと認識した。
- 自治体から保護者に説明不足で理解していないで、聞き取りをして結果を出している。
- 自治体が全ての児童発達支援の利用者に個別サポート加算Iを付けることとした。
- 自治体が独自で判断し、保護者への聞き取りは毎回、電話のみで1年に1度しかない。個別加算サポートの判断をどうやってしたのか謎である。
- 自治体と、通所給付決定（新規、変更、誕生月更新）と同時に決定手続きを行なうとのことで確認している。

- 自治体と保護者間で行われているようだが全体にいきわたっているかどうかは不明。また、保護者目線のみでの判断となり、他の支援者に対する聞き取りがない事に疑問を感じる。
- 自治体によっては、調査票の提出を求められない。
- 自治体によって異なる。
- 自治体に手続きについて問い合わせをしたところ、サポート加算Ⅰについては重症心身障害の手帳を持っている場合のみ該当と認識しているとの返答。サポート調査についても把握していないとの事だったので、今後、3/29 付けの事務連絡と共に事業所が記入した調査票を提出予定
- 自治体へ問い合わせ
- 自治体より通知が来た
- 自治体より保護者へ聞き取りがあったと思います。
- 自治体より未就学児は全員個別サポート加算Ⅰを決定すると通達があった。
- 自治体主管課から調査表記入を依頼され提出したのみで、どのような経過を経て、決定手続きがされたかは知りません。
- 自治体主管課職員が過去に保護者に聞き取った調査結果により決定。受給者証更新時に調査票を用いて聞き取るとのこと。
- 自治体主管課職員が支援区分調査票の項目をもとに判断した（最新の調査項目との話だったが、数年前という場合もあり）
- 実地体でどのような聞き取りがなされているのかわからない。他の受有者証項目も、訂正を申し入れるケースがよくある。8 月以前では、個別サポート加算の該当児が対象となっていないケースが複数あり、自治体に問い合わせで訂正された。
- 手続きに関しては携わってはいない。個別サポート加算対象者として行政より通知あり。
- 手続きは自治体によって違いがあり、保護者も理解できず進めていることがあった。
- 手続きは不明。市町から発行された受給者証で決定を知った。
- 受給者証「支給量等」に記載のある児童
- 受給者証に「指標あり」と記載のある児童が対象だと自治体より指示を受けました。調査、判定については自治体に委ねています。事業所に調査依頼を求められたこともありません。
- 受給者証に記載の為。
- 受給者証の更新時に調査があると聞いた
- 受給者証の新規発行又は、更新発行を見て加算をつけている。

- 受給者証の表示に従っている
- 受給者証更新したばかりで保護者の負担になるので、従来の結果により加算している。(指標該当重症心身障害児)
- 重症心身障害児が対象なので、個別サポート加算の対象事業所ではありません。
- 重症心身障害児対象のため、算定不可。
- 重心単価を取っている為算定対象外
- 重心特化型なので加算の対象にならない。
- 少人数ずつ職員が説明をして保護者に記入をしてもらった。
- 新しい受給者証の交付により知るのみです。
- 制度的な手続きの流れは承知しているが、事業所へ対象児に関する聞き取りはなかった。家庭や学校環境下だけでなくデイにて過ごす様子や支援の配慮事項等も本来であれば聞き取りを行いトータル的な所で適正なチェックを望みたいです。
- 前任の管理者が行っていたので分からない
- 前年度までに「指標該当」が「有り」だった方がそのまま「個別サポート加算Ⅰ」の対象になるケースが多かった。前年度の事になるが、「指標該当」が「有り」と思われるが「無し」だった方に関しては、担当の相談支援員にも相談し、市に連絡していただき、「無し」から「有り」に変わったケースもあった。
- 前年度内に受給者証の更新があった利用者について、4月に市の担当課から対象児の連絡があったが、ごく少数だったので、明らかに対象となると思われるケースについては担当課に申し入れをした。4月以降の更新時に個別サポートが付加されたケースもある。更新が済んでいないケースはそのままになっている。
- 相談支援事業所が調査票を記入しているが、保護者や事業所へ聞き取りをする場合もある。
- 相談支援事業所が直接保護者に調査票を用いて聞き取り、自治体所管課へ提出した。
- 相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所と保護者の三者間で調査票を記入し、保護者が提出した
- 相談支援専門員と自治体がアセスメントして、必要の可否を決定した。
- 他事業所からからの調査で決定した。
- 他事業所との情報のやり取りの上、結果が出たことを保護者に了解を得た。
- 対象になっていない児童で、まだ調査を行っていないので対象となる児童が増える可能性がある。
- 担当の相談支援専門員もしくは保健師が行政に動いた

- 誕生日月の受給者証更新の際に、受給者証に記載あり。
- 調査の基準がいまいち明確ではない。相談支援事業所によって個別サポートをつけてくれるところもあれば、つけてくれないところもある。
- 調査票を役所提出した際、「こんなに加算対象の児童がいるんですか？」と迷惑そうに言われた。
- 調査票を用いたかは分からないが、自治体職員が保護者に直接聞き取りを行った
- 調査方法については詳しくわかりません。
- 通所受給者証の特記事項欄に「放課後等デイサービス指標該当」の記載がある児童について加算申請した
- 通所受給者証の発行の為に聞き取りしか行われていない為、こちらでは把握できていない。
- 当事業所では、次回行われるサポート調査での判定に従うことにしたため、決定手続きに必要な事については調べていない。
- 当事業所は個別サポートⅠの対象児童は受け入れをしていません。
- 当事業所を利用する際には、すでに加算対象となっていた。
- 福祉課職員ではなく、委託職員に調査をしてもたっていると言う話を聞いた
- 聞き取りだけで、本人の実態が分かるはずがない。
- 保護者が記入して自治体へ提出する流れだと思います。
- 保護者の記入に差異がある場合には保護者の記入した調査票に放課後等デイサービスの追加として余白に記入
- 保護者の方自体が個別サポート加算Ⅰに関する知識がなく、事業所からの再三の異議申し入れの要請に対しても「役場に行く暇がない」等の理由を言われ、未だにご対応いただけない状況あり。事業所側としては、保護者の方との関係性の悪化を懸念して、それ以上は要請できない現状がある。
- 保護者集団の場での様子相談員の調査票等を合わせた評価が必要と思います。調査をする人が内容について熟知したうえで調査をする必要があると思います。
- 保護者様に個別サポートについてのご相談を受ける機会はなかった。
- 報酬改定後受給者証へ新たに記載があった為、加算の決定手続きはよくわかりませんでした。
- 報酬改定時すでに受給者証が発行されている利用児さんについてはセンターで調査票の内容に沿って保護者とともにサポート量を確認し、届出書の同意を得て自治体主管課に提出した。新規で支給決定される方については自治体主管課で調査票を記入している。
- 放デイにまでは本人の様子伺いについて何も連絡がなく、受給者証で初めて知ることが多い。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後等デイサービスと保護者で市役所へ申立てをし、再度聞き取りをやり直した。 ● 放課後等デイサービスの指標該当の有無で個別サポート加算の対象が決まり、それぞれの更新のタイミングで就学児サポート調査を行うと市の障害福祉課より説明を受けた。 ● 放課後等デイサービス事業所が保護者に聞き取りを行い記入し自治体主管課へ提出した。 ● 未だ、結果が来ていません。なので、誰が対象者かまだわかりません。 ● 役所職員が事業所を訪問し、職員への聞き取り、児童の観察を行った。 ● 利用児童の保護者より市役所で調査があったと話聞いた方もいたが、よく知らない。市役所より対象となる児童を知らせる電話が来て決定を知った。 ● 療育手帳に記載の有無で判断した ● 療育手帳のがあるが、支援クラスでも、個別サポート外はよくわからない。更衣や食事についての介助が必要でも、個別サポート外。何をどう支援していくか、今後の進学などおいても考慮すべきことが考慮できない状態。 ● 令和3年度からこのような制度があること自体を、保護者との普段のやりとりでご存じないように感じる。お子さんにはより手厚いサポートが必要ですよという旨の進言を事業所側が行うことは難しいと思う。
町村	<ul style="list-style-type: none"> ● (4月当初)自治体からの「個人サポート加算(I)」対象児童について通知及び電話連絡で把握した。(その後)新規利用契約者については、「児童通所受給者証」に「個人サポート(I)」の記載で把握している。 ● ケースによっては、担当の相談支援専門員が同席した上で自治体主管課職員が保護者に聞き取りを行うケースもあるようだ。事業所側としても、加算対象となつてほしいのに対象外となっている利用者の判定にはそのようにしてもらいたい上、事業所での現状も考慮した判定を行ってもらいたいとの思いもあるが、自治体側としては財政的な限界が見え始めている上、放課後等デイサービス事業所間の質の差がある事で判定が事業所側の意思を反映し過ぎたものになる事に留意してか、個々のケースのレベルで事業所側の意見を取り入れてもらうのは難しいのが現状。 ● その他詳細については不明です。 ● どのように行われたかはわかりません。(島本町の保護者の話では電話とのこと)自治体より事業所への聞き取りは1度もありません。 ● 加算対象児の名前が各市町から連絡があっただけなので手続きがよくわかりません。 ● 個別サポート加算の対象者はいるが、市町の方針で受給者証の更新まで行われない。対象児童の誕生月が後半に多いため、それま

で反映されていない。

- 更新でないお子さんに関しては、前回の指標該当児が個別サポート加算 I との連絡があったため、受給者証のみの確認をしている。
- 市町の役場から、順次切り替えているとの連絡をいただいています。
- 市町村によって対応が違うので、手続きが必要な場合は事業所が行い、手続きしなくても親御さんと市町村との手続きでついてくる場合もあり、はっきりとわからない所がある。
- 市町村に問い合わせたが、対象児ではないとの回答のみだった。
- 市町村独自の検討内容と言われ詳細については聞かされていない
- 市役所よりサポート加算がつきます。と連絡が入りました。
- 事業所が直接、決定の手続きの段階で介入した例が現在のところない。
- 事業所への問い合わせは一切なく保護者への聞き取りもないようにおもわれる
- 事業所側が、調査票を役所へ提出し個別サポート I の決定頂いたが、事業所が提出した調査票は役所調査員が保護者様から聞き取った内容に補足記載したのみであり、保護者様からの聞き取り内容でも個別サポート I に決定できる内容は含まれていたと考える。
- 児童発達支援センターの利用者一覧を各市町村へ提出し、加算対象の可否を知らせてもらった。
- 自治体が決定しているがその方法は知らされていないし、保護者も説明を受けていないようである。
- 自治体によって手続きが違い、事業所に対して聞き取りがあった自治体もあれば、保護者に調査票を渡しているだけの自治体もあったようで、詳しいプロセスは事業所へは伝わっていない。
- 自治体主管課より「個別サポート加算（I）対象児決定通知」が送付されてきた。
- 自治体職員が電話にて聞き取り調査を行ったと聞いています。加算が外れた方のお母様が激怒して役場と話をした結果一件加算が戻りました。
- 自治体役場職員から事業所に決定利用者の連絡がきた
- 手続きを行っていない
- 受給者証に記載がされていたのでその通りにした。
- 受給者証に記載されていた
- 受給者証に対象との記載があった為
- 受給者証の更新手続きを行った際に、保護者に対して役所からの聞き取りがあり、更新した受給者証にサポート I の記載があった

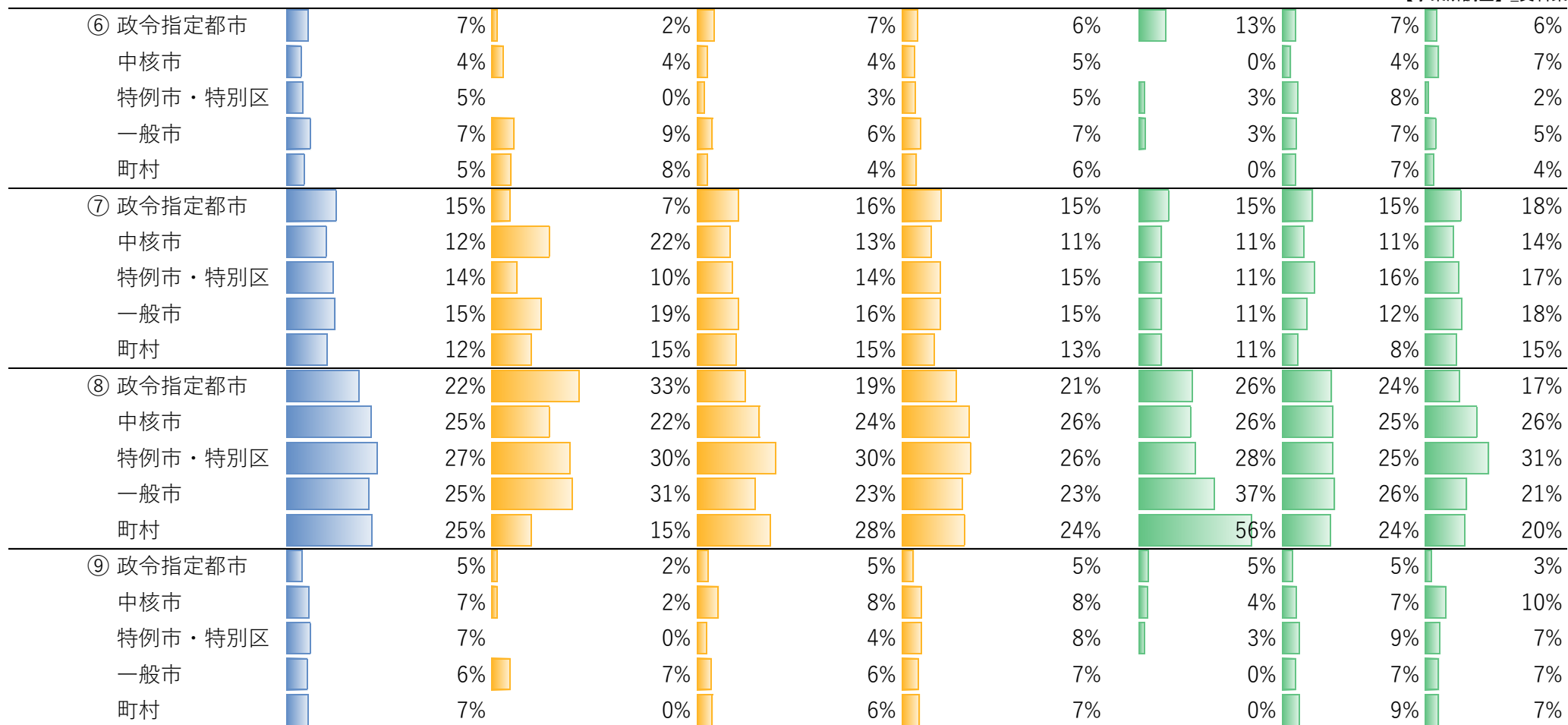
- 受給者証記載のあった「放課後等デイサービス区分Ⅰ該当」の方だけ算定している
- 受給者証更新時の保護者からの提出により把握した。
- 制度が始まる前に自治体に問い合わせたところ、自治体が決定し受給者証に記載されるので、それを確認するように言われた。
- 先に利用開始していた事業所からすでに自治体に提出済みで、自治体に確認し手続き不要との話だったため直接提出はしていない。
- 担当職員が変わってしまうので、真剣に取り組んでくれる自治体担当職員は事業所の意見を入れてくれるが、現在の担当職員は事業所として信頼できない。
- 誕生月での受給者証更新になるため、4月の時点で更新ではない児童らの加算対象についてどうなるのか、町へ確認したところ、誕生月ではない児童らについても調査をして頂けることになった。
- 通所給付者証の支給量等蘭の記載より。
- 通所受給者証に記載があるだけで、どのように決定したかは不明
- 通所受給者証に記載される「個別サポートⅠ」に従い算定しております。報酬改定以前は「指標該当」にあたり、その際は自治体の調査依頼に対して調査を行い、返答しておりました。
- 当該事業所が調査票を記入し、保護者の確認承諾ののち、自治体主管課へ提出した
- 保護者が受給者証を発行してもらう時に該当を役所が決定を出している
- 報酬改定に伴い、手続きが急だったためか、事業所への聞き取りなどはなかった。指標該当などに基づいて、決定したと思われる市町村や再調査を行っている市町村など色々あった。
- 問い合わせをする中で、加算対象になる児童もいたため、調査をする職員が児童の現状把握を適切に行えているかで、対象になるか左右される。

4. 個別サポート加算Ⅰの対象となったことによって、事業所の中の変化。(複数回答)

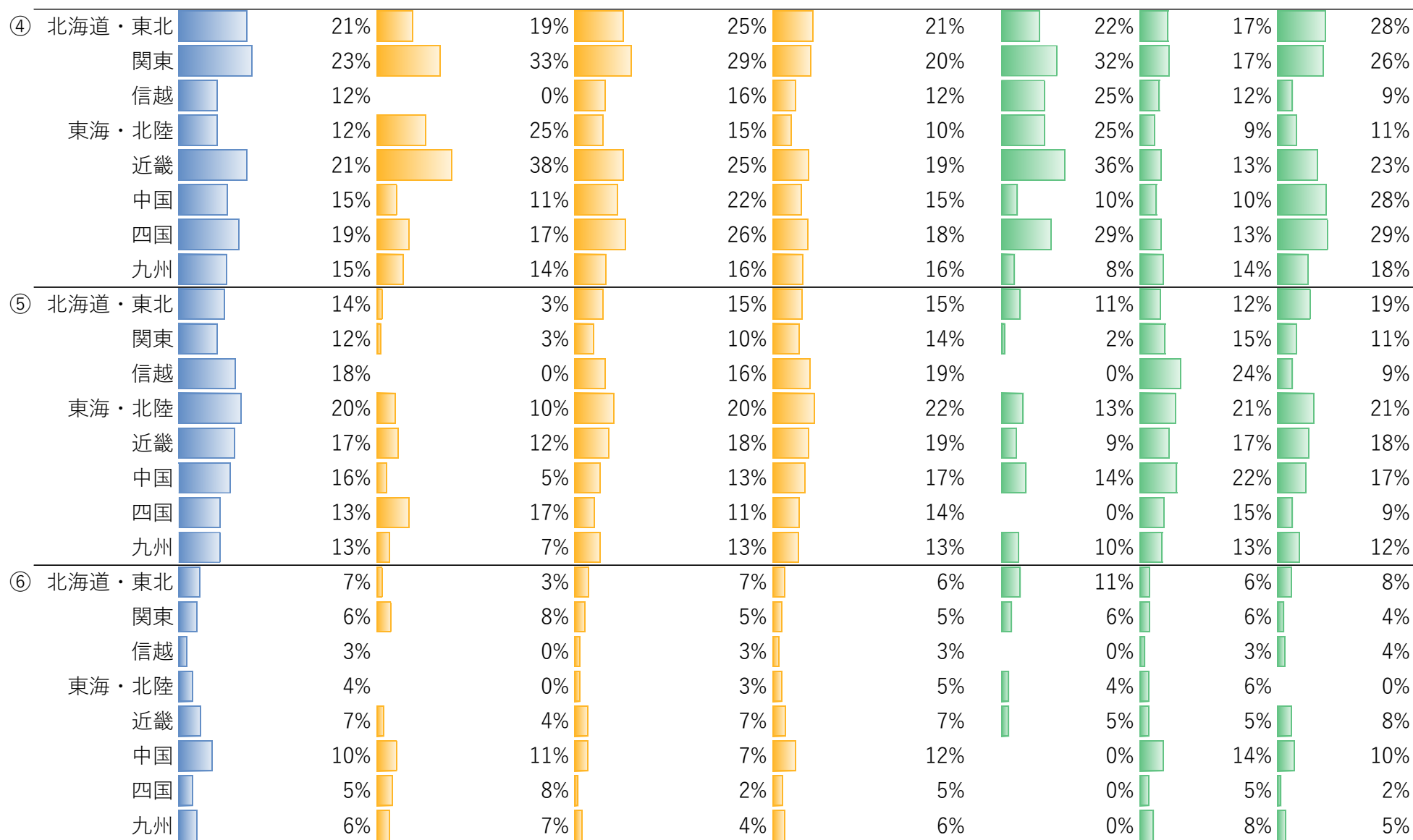
	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 加算対象になった児童に対して、改めて支援内容を検討した	993	45	411	894	52	488
② 個別サポート加算Ⅰの制度について、改めて調べた	1522	114	686	1255	139	636
③ 個別サポート加算Ⅰの制度について、保護者に周知した	945	80	435	750	93	384
④ 個別サポート加算Ⅰについての保護者からの問い合わせに対応した	517	42	277	402	57	175
⑤ 職員体制を手厚くした	411	12	174	375	18	201
⑥ 研修やスーパービジョン体制等を導入した／充実させた	169	10	65	146	11	83
⑦ もともと多く配置している職員の人件費等に充当した	389	30	182	331	29	159
⑧ 特に変わったことはしていない	681	50	280	551	73	312
⑨ その他(自由記述)	169	7	71	151	7	88
未回答	468					

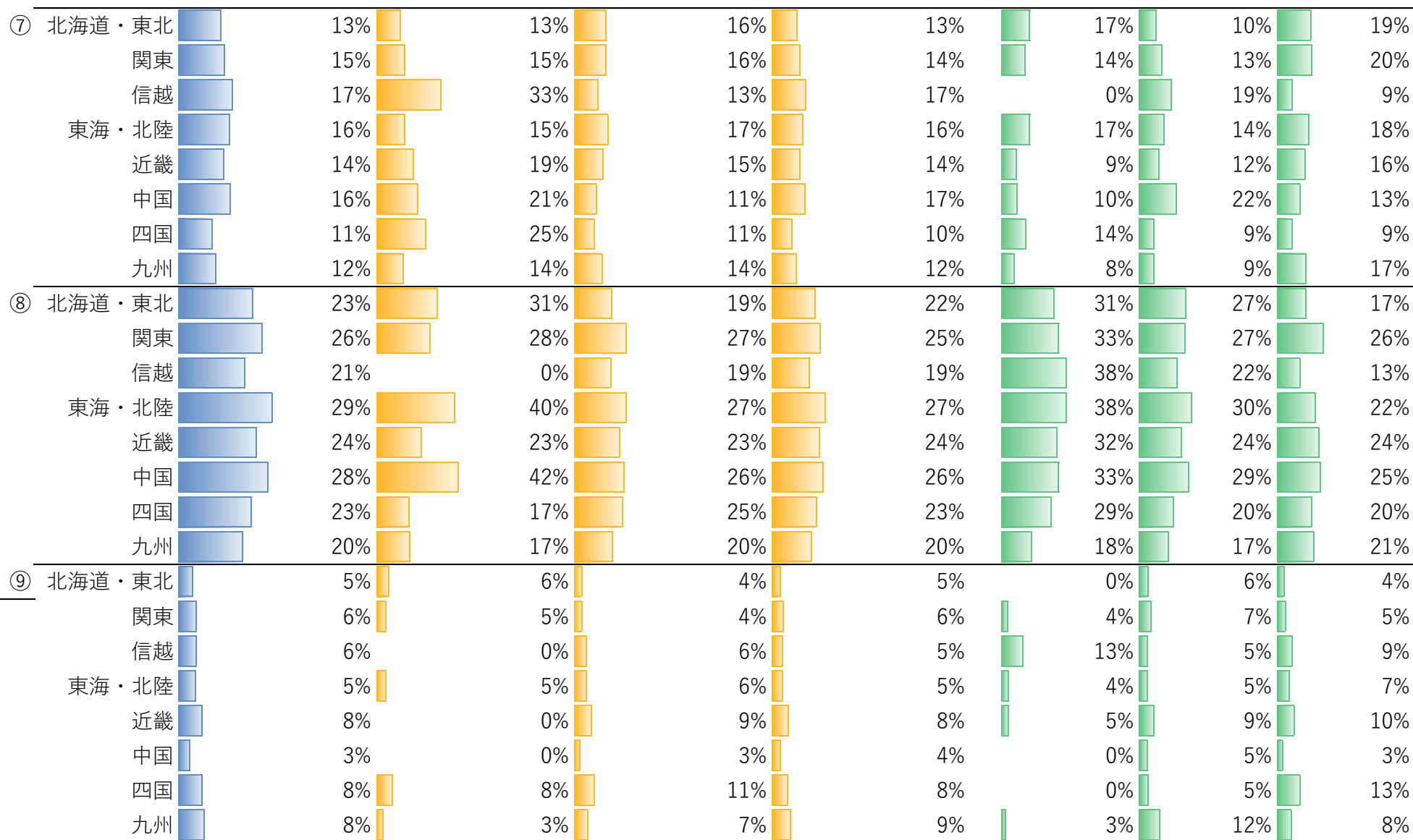
	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 加算対象になった児童に対して、改めて支援内容を検討した	36%	25%	34%	38%	22%	39%	34%
② 個別サポート加算Ⅰの制度について、改めて調べた	55%	63%	57%	54%	58%	51%	57%
③ 個別サポート加算Ⅰの制度について、保護者に周知した	34%	44%	36%	32%	39%	31%	35%
④ 個別サポート加算Ⅰについての保護者からの問い合わせに対応した	19%	23%	23%	17%	24%	14%	23%
⑤ 職員体制を手厚くした	15%	7%	14%	16%	8%	16%	15%
⑥ 研修やスーパービジョン体制等を導入した／充実させた	6%	6%	5%	6%	5%	7%	5%
⑦ もともと多く配置している職員の人件費等に充当した	14%	17%	15%	14%	12%	13%	17%
⑧ 特に変わったことはしていない	24%	28%	23%	24%	31%	25%	22%
⑨ その他(自由記述)	6%	4%	6%	6%	3%	7%	7%

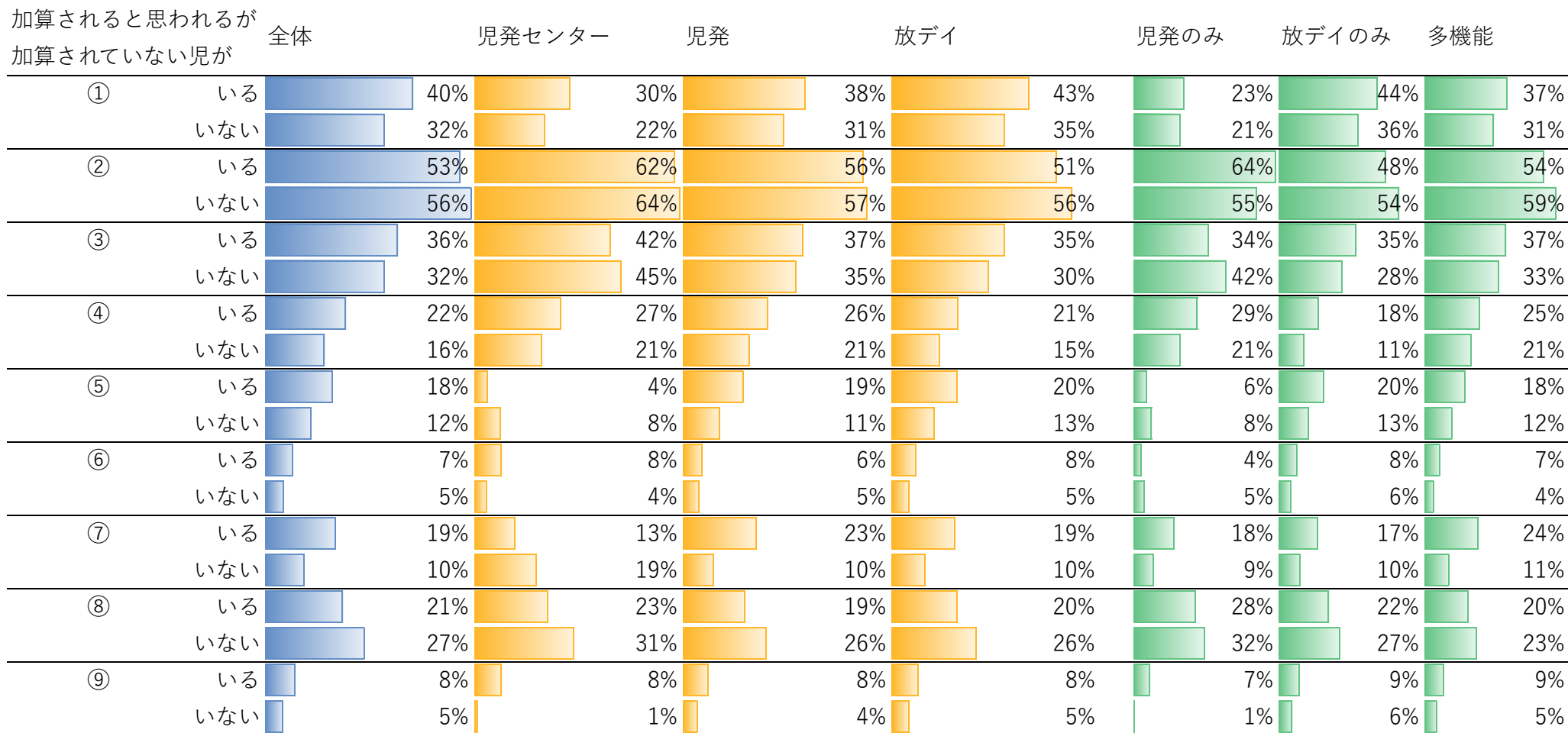
都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 政令指定都市	37%	17%	38%	41%	16%	40%	36%
中核市	34%	24%	35%	37%	27%	37%	34%
特例市・特別区	35%	20%	26%	37%	22%	41%	30%
一般市	35%	24%	32%	37%	23%	39%	31%
町村	37%	54%	33%	39%	11%	41%	38%
② 政令指定都市	54%	48%	57%	53%	52%	50%	62%
中核市	56%	67%	55%	53%	69%	57%	45%
特例市・特別区	49%	60%	58%	47%	64%	42%	52%
一般市	54%	68%	56%	53%	53%	50%	58%
町村	60%	77%	58%	62%	22%	62%	65%
③ 政令指定都市	38%	52%	40%	34%	46%	32%	37%
中核市	33%	40%	34%	33%	31%	32%	32%
特例市・特別区	37%	70%	40%	33%	56%	33%	33%
一般市	34%	40%	36%	33%	32%	32%	37%
町村	22%	38%	21%	21%	22%	20%	25%
④ 政令指定都市	25%	26%	30%	24%	31%	19%	32%
中核市	16%	24%	15%	14%	19%	15%	13%
特例市・特別区	22%	40%	28%	18%	42%	17%	19%
一般市	17%	22%	23%	17%	16%	12%	25%
町村	8%	8%	12%	8%	0%	4%	13%
⑤ 政令指定都市	16%	5%	16%	17%	11%	17%	18%
中核市	12%	7%	11%	14%	6%	15%	13%
特例市・特別区	10%	0%	9%	12%	3%	13%	11%
一般市	17%	9%	17%	18%	8%	17%	17%
町村	13%	8%	11%	14%	11%	16%	7%



地域別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 北海道・東北	36%	25%	35%	39%	14%	38%	36%
関東	32%	20%	26%	35%	15%	37%	30%
信越	36%	0%	19%	41%	0%	49%	26%
東海・北陸	36%	25%	33%	38%	25%	39%	39%
近畿	37%	23%	40%	38%	36%	37%	31%
中国	36%	26%	41%	39%	29%	34%	35%
四国	38%	42%	32%	40%	14%	45%	33%
九州	38%	28%	37%	40%	35%	45%	34%
② 北海道・東北	55%	63%	56%	56%	42%	51%	63%
関東	51%	60%	56%	49%	58%	45%	54%
信越	58%	100%	78%	56%	63%	47%	74%
東海・北陸	48%	50%	52%	49%	54%	46%	57%
近畿	56%	62%	54%	54%	77%	55%	56%
中国	55%	53%	53%	55%	52%	57%	43%
四国	61%	83%	56%	58%	71%	62%	60%
九州	60%	72%	60%	59%	65%	61%	54%
③ 北海道・東北	39%	53%	38%	37%	39%	38%	41%
関東	33%	50%	35%	30%	42%	30%	29%
信越	39%	33%	38%	40%	50%	42%	35%
東海・北陸	30%	45%	33%	30%	17%	28%	38%
近畿	37%	46%	42%	35%	45%	29%	36%
中国	31%	11%	38%	31%	29%	27%	40%
四国	29%	58%	28%	24%	57%	27%	29%
九州	31%	41%	32%	30%	43%	29%	31%





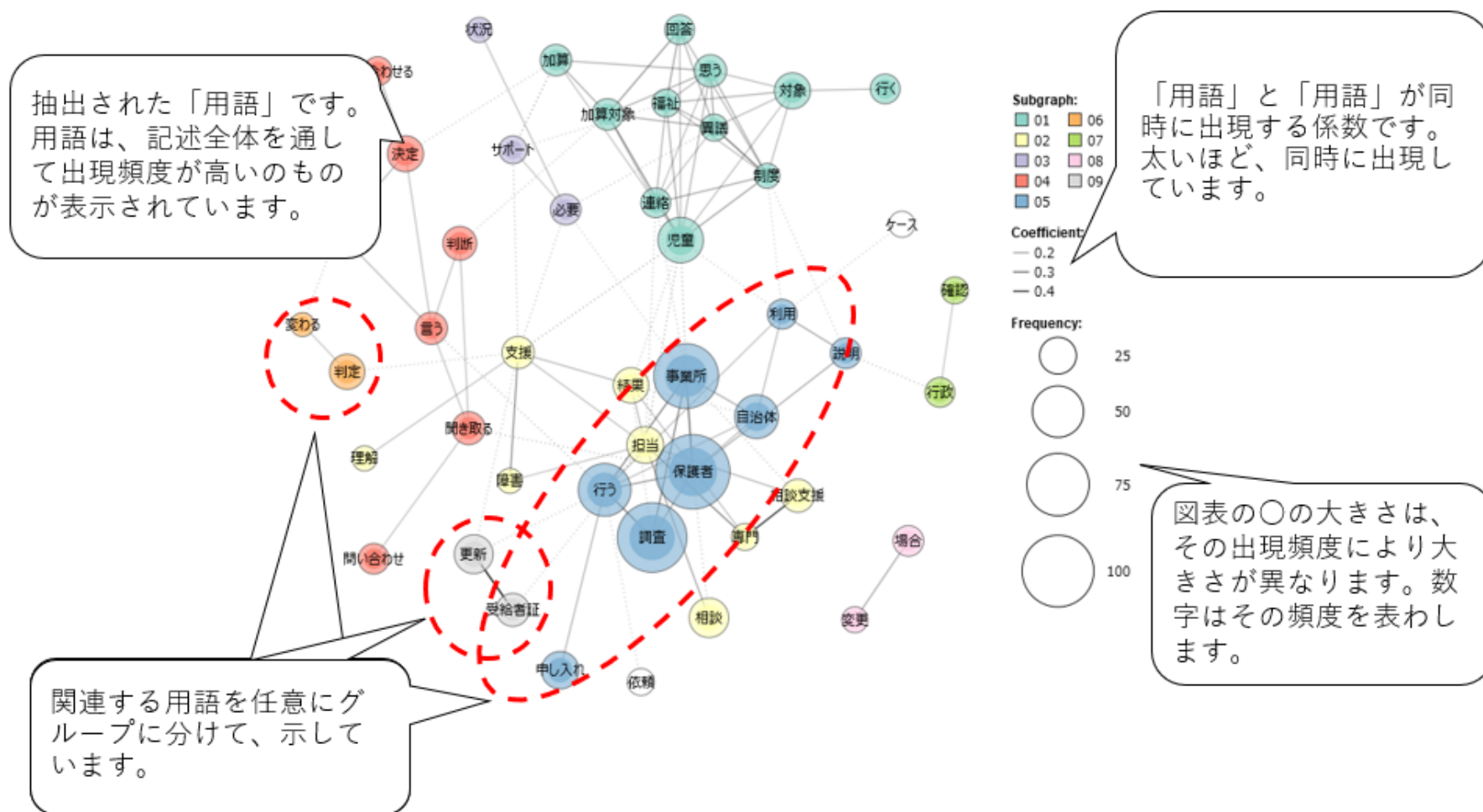


常勤職員数（換算）	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 5人未満	35%	32%	33%	37%	21%	36%	33%
5人以上	37%	22%	35%	41%	24%	46%	35%
② 5人未満	52%	62%	56%	52%	59%	50%	57%
5人以上	57%	63%	58%	56%	56%	53%	57%
③ 5人未満	32%	43%	34%	31%	35%	30%	34%
5人以上	37%	44%	38%	34%	46%	34%	36%
④ 5人未満	16%	24%	20%	16%	19%	13%	21%
5人以上	21%	23%	26%	19%	32%	15%	24%
⑤ 5人未満	15%	8%	13%	16%	8%	16%	13%
5人以上	15%	6%	16%	17%	8%	18%	17%
⑥ 5人未満	6%	0%	6%	6%	6%	6%	5%
5人以上	6%	7%	5%	6%	3%	8%	6%
⑦ 5人未満	13%	11%	13%	13%	11%	12%	14%
5人以上	16%	18%	18%	16%	14%	14%	20%
⑧ 5人未満	26%	30%	25%	26%	30%	27%	25%
5人以上	21%	27%	20%	20%	30%	22%	17%
⑨ 5人未満	7%	5%	5%	7%	3%	8%	6%
5人以上	5%	4%	7%	6%	3%	5%	8%

非常勤職員数（換算）	全体	児発センター		児発		放デイ		児発のみ		放デイのみ		多機能		
① 1.5人未満		38%		33%		36%		41%		19%		41%		37%
	1.5人以上	33%		23%		33%		35%		22%		36%		32%
② 1.5人未満		56%		60%		58%		55%		60%		53%		57%
	1.5人以上	52%		61%		54%		51%		55%		48%		55%
③ 1.5人未満		34%		53%		35%		32%		42%		31%		35%
	1.5人以上	34%		39%		37%		32%		40%		31%		35%
④ 1.5人未満		19%		23%		24%		19%		17%		15%		26%
	1.5人以上	19%		22%		24%		17%		29%		14%		22%
⑤ 1.5人未満		12%		8%		11%		13%		6%		14%		13%
	1.5人以上	17%		6%		18%		19%		11%		19%		18%
⑥ 1.5人未満		6%		0%		5%		6%		4%		7%		6%
	1.5人以上	6%		6%		5%		6%		7%		7%		4%
⑦ 1.5人未満		11%		15%		12%		11%		14%		10%		13%
	1.5人以上	17%		17%		18%		17%		13%		16%		21%
⑧ 1.5人未満		22%		20%		19%		21%		32%		24%		17%
	1.5人以上	27%		31%		25%		26%		29%		27%		25%
⑨ 1.5人未満		8%		3%		8%		8%		2%		8%		8%
	1.5人以上	6%		4%		5%		6%		4%		7%		7%

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

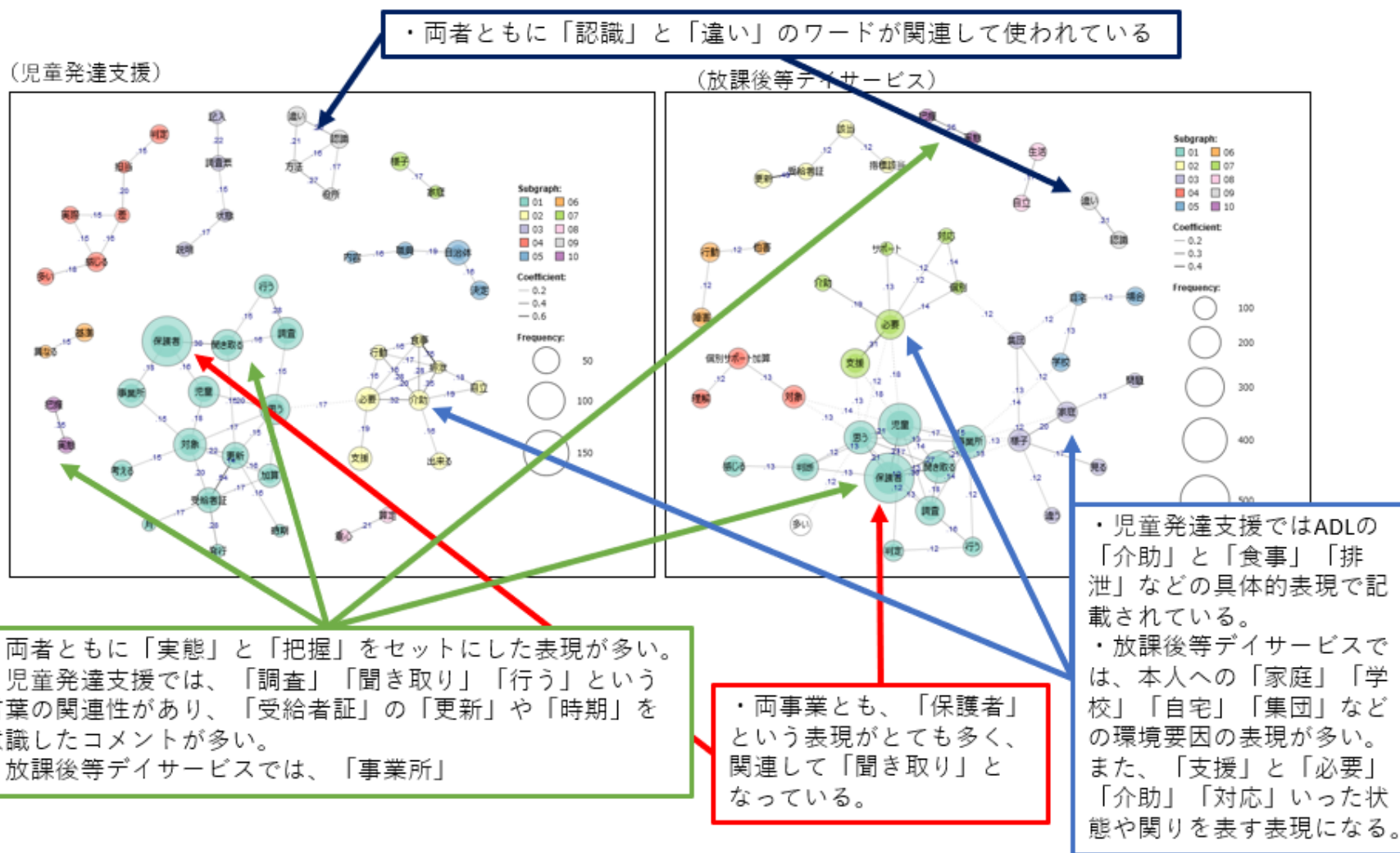


読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

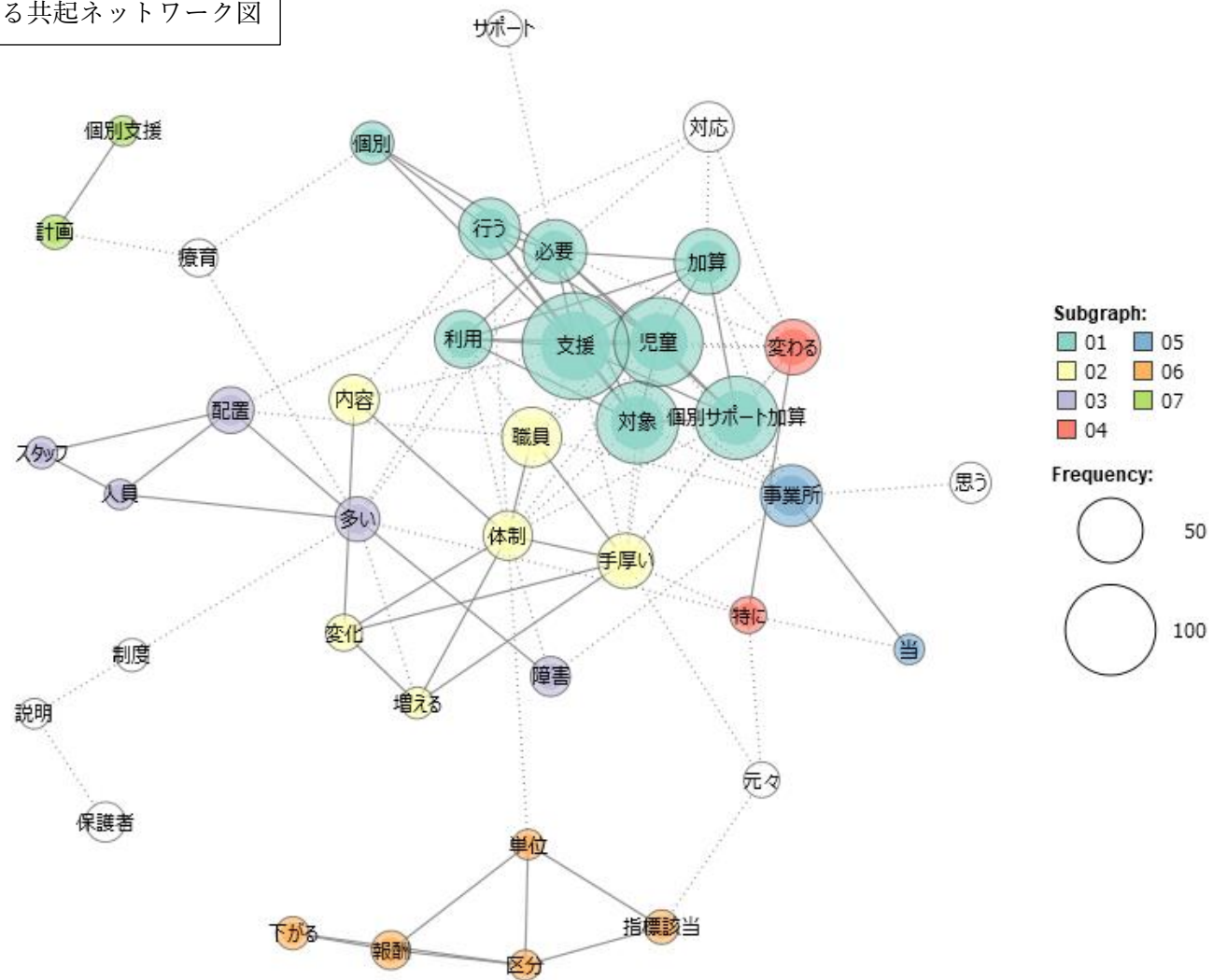
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



事業所内変化_その他自由記述

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



<p>政令指定都市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「個別サポート加算Ⅰ」の制度が始まる以前から、「区分該当」にあてはまるか否かを問わず、個別の対応や補助が必要な場面では、必要な児童にスタッフが1対1の支援にあたってきた。「個別サポート加算Ⅰ」が付いたからといって、当該児童にとって適切かつ必要な支援（当該児童が自力でできることまで奪わないための節度が支援者には求められると考える）の内実が変わるわけではなく、これまで通り、丁寧な行動観察と発達アセスメントを通して、どの児童にも適切かつ必要な支援に取り組んでいく。 ● 個別サポート加算がついた児童は元々、職員体制を手厚くしていたので特に変わっていない。 ● ③について…保護者の方向けに改めて事業所で提供できるサービス単価を掲示した。 ● 5領域11項目を職員で周知するきっかけとなり、支援計画をより詳細に記入したり、5領域の視点ではどうだろう？とより深く考えるようになった ● サポート1の制度が始まったが、加配加算の単価が下がった分をサポート1の加算で賄うことができていない。事業所としては、全体として減収となった。それまでも多めに人員を配置していたが、人件費が経営を圧迫している。 ● そもそも個別サポート加算対象のお子さんは、手厚い支援の状況下なので、特に変わりません。 ● もともと個別で手厚い支援のため、個別サポート加算Ⅰがついたからといって、変わりはない。 ● もともと個別療育の為、どんな状況でも必ず1人は職員がついています。 ● もともと手厚くスタッフを配置し支援をしているので特に変わったことはない。 ● もともと障害が重い（支援が最も必要）お子さまのご契約が多く、実際には今までの支援方法とは変わりませんが制度意味を調べることで対象となるお子さまに対してどの程度、どのような支援が適切なのか再確認できる良いきっかけとなりました。 ● 以前から指標該当児の対応を行っており、大きな変化はなかった。 ● 加算対象になった児童は、元々昨年度まで指標に該当していたため、加算の名称が変わったのみで、支援に変更はない。新規利用児で受給者証更新にあたり加算対象になった児童のご家庭から質問があり、お答えしている。 ● 過半数以上の児童が対象となっている為、これまでの支援内容に変わりはない ● 改めて支援会議を行い、支援計画の見直しと保護者への説明を行った。同時に他児に対する加算対象ではないことに強く疑問を抱いた。いつ、どのように、誰が判断し、加算対象になっているか役所に確認しても曖昧な回答しか得られない。 ● 基から注意をして対応していたので何も変わらない加算がついても他が下がっているのであまり意味がない ● 区分1での事業所形態であったため、指標該当児童が多く在籍していたこともあり、調査票の記入の仕方を保護者に気を付けるよう依頼した。
---------------	---

- 元々、個別サポート対象児となるお子さんを受け入れているため、職員は余剰に配置しています。心理士を配置するなど、保護者支援にも力をいれていたため、加算対象となつての変化はないと感じています。
- 個別サポートを受けて事業所内の視覚支援等を充実させたいと思っているができないのがもどかしい。
- 個別サポート加算Ⅰそのものの意味が不明。障害児に限らない該当項目が多く、曖昧。
- 個別サポート加算Ⅰの事を調べたうえで事業所内で話をしたが「何をもつての加算評価なのか?」「障がいの重さに関わらず、子どもの時期であれば等しく大切にされるのでは?」と疑念を持つようになった
- 個別サポート加算Ⅰの対象となつたからと言って子どもの実情はわかりません。療育とは何かということを理解しているならば、この質問はあまり適当ではないと思います。
- 個別サポート加算Ⅰ型になるお子さんはもとより支援や療育を適切に受ける必要性が高く、配慮された支援が必要です。事業所内でも加算対象になつたから何かすることではない気がします。個別に合わせた支援計画の立案が誰にでも必要ですので、加算対象有無で判断すべきことではないと考えています。
- 個別サポート対象の保護者の方には対象になっているので個別支援計画書に記載させていただきますと伝えていきます。
- 昨年度までの「区分該当」者がそのままスライドで個別サポート加算Ⅰとなつたため、大きな変更はありませんでした。しかし、お一人だけ個別サポート加算Ⅰが外れた方もいましたが、納得できる内容でした。
- 支援計画書に沿って療育行っている
- 事務作業が複雑になつた。「サポートⅡも含む」
- 自治体の職員からの聞き取りや事業所訪問があるため、以前よりも利用者についての共通認識を持つことができているのではないかと思う。
- 手厚い支援が必要なことに対する加算というのが趣旨だと思うが、支援に見合った加算内容になっていないという点で「変わらない」。
- 従来より個々に合わせて個別療育プログラムを行ってきているので、個別サポート加算がついたからといって、その児童にとって必要な内容が変わるわけではないので、プログラムに変化はありません。
- 重症心身障がい児が重心型児童発達支援事業所または重心型放課後デイサービス事業所を利用した場合には個別サポート加算Ⅰの算定対象にはならない為、大きく事業所の中で変わった事はありません。
- 重心型の児童発達支援放課後等デイサービスのため特に変わりありませんでした。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象になろうがなるまいが、児童それぞれに合った必要な支援を継続して行っています。事業所としての収入は増えるどころか大きく減収しています。 ● 調査結果を共有いただけると支援にもつながると思います。 ● 当事業所は重症心身障害児専門の施設のため元々人員配置を手厚くしてあるため、特に配置を変えてはいません。 ● 当事業所は他の事業所で支援が大変でお断りされてきた方も受け入れています。(現在はベテラン職員がそろっているので)しかし、1対1対応の利用者さんが増えれば職員数も多くしなければならず、人件費はかかりますので、加算は必須です。 ● 当所は旧報酬体系では、区分1の事業所だったので、基本報酬が大幅減となり、個別サポート加算Iがつかなかった子どもの分は、報酬が下がった。 ● 特段、個別サポート加算が必要ではないと思っていた子が加算対象になったケースがあり、他事業所と当事業所での様子が全然違うことを知った。 ● 配慮が必要な児童には、すでに対応していたので変わらない加算がついても、基本報酬が下がっているのも何も変わらない ● 報酬単位が低くなっているため④⑦は困難。 ● 利用が決まった時にサポートがついていなかったケースはすぐに相談支援員に相談した。体験や1カ月利用されただけで対象に値するとすぐに判断できるケースだったので支援内容を含めてサポート加算を申請した
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ● 加算に意義、内容に納得していない。 ● 本来対象となる子どもが通ってくるのが児童発達支援センターと捉えているため、もともと集団の中で個々に必要な支援を組み立てており、継続して取り組みを続けている。 ● サポート加算が付いた事で、やはりこの利用者さんはもっと専門性の高い支援が必要なのだと考えて支援員の専門性を高めるべく研修や検討を強化していこうと考えた。 ● どうしてこのようなことを行うのかという疑問を抱く保護者への対応を行った(学習会説明会)。職員での制度学習実施。 ● もともと、全利用者に対して1対1～2対1(大人：児)で支援を個別で実施しているため、個別サポート対象、非対象に関係なく全利用者個別に実施しているため。 ● もとより支援が特に必要に感じる児童には加算がついていた為、極力その児童が利用予定の-日には、対応が可能なように職員を多めに配置するようにしていた。事業所の職員数が多くない為、安全に見る事が難しいと判断される場合には、保護者へその旨を伝え、利用を検討していただく場合もあった。

- 以前より加配をつけている児童や、側での見守りを行っている児童のため大きな変化はなく支援をしている。
- 加算の有、無にかかわらず事業所で行える出来る限りの支援、対応をしている。
- 加算の有無で支援や対応を変えることは無い。私たちは、利用者様個人を正しく評価し、必要な支援を行っていると考えている。加算対象となった時には、私たちの支援内容が認められていると感じる程度です。
- 該当の有無にかかわらず、支援の質や手厚さは変えていない。
- 基本的に外れた子が多く出ているので、変更等はしていません。引き続き今まで同様の療育の提供に努めています。
- 契約時やサービス内容変更時に説明した。
- 元より指標区分該当者だったので、手厚く対応は以前より変わらない。
- 元々、個別対応の支援を行っていたので、その支援内容を再確認して行っている。
- 元々、手厚い個別の支援を行っている。
- 元々指標該当の対象になる児童は手厚い支援を必要とする児童なので、最初から手厚い支援を行っている。マンツーマンでなければ支援できない児童も多く、特に他害や自傷を持つ行動障害者、衝動性の強いADHDの児童などはマンツーマンでも足りないことが多い。
- 個別サポート1になったからといって変更は特にありません、より良い支援をと毎日試行錯誤しているので加算の有無で変わることはありません。
- 個別サポートの対象となることを想定し職員の配置を行っていたから
- 個別サポートの対象の児童がいない為わかりません
- 個別サポート加算Iかどうかで支援の質は変わりません。加算がなくても、どの子にも必要な支援はしています。
- 個別サポート加算Iの対象になった児童以外にも、個別のサポートが必要な児童がたくさんいるので、加算対象に限らず、それぞれの児童にあった支援ができるようにしている。
- 個別サポート加算Iの対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援をおこなっている。
- 個別サポート加算Iの対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 個別サポート加算I対象児童のほとんどがADL全介助児童である為、スモールステップで生活機能の向上を図れるように支援し

ている。

- 個別サポート加算のあるなしに関わらず、どのお子さんにも同様に支援している。
- 個別サポート加算の考え方がどうしてできてきたのか、よくわかりません。これまでのどの子に対しても丁寧な支援活動ではないのでしょうか？
- 個別サポート加算の対象でもその特性が環境や対応に大きく変わり加算のあるなしに関わらず支援が大きく変わることはないと思われる
- 個別サポート対象児童が利用する際には、スタッフを多く配置する。
- 行政に問い合わせをした。「加算が必要であれば、保護者に申請に来てもらってください」との回答だった。
- 今までと変わったことはしていないが、職員の人件費に充当した。
- 児童発達支援（小集団）は10人利用児に対して、5人以上を確保するため、常時6人～7人を必要とするため、その人件費となった。
- 自治体からの説明がないとの質問が多かったので、制度について調べて説明をした。
- 従来より、児童の状況に合わせて支援しておりやっと制度（報酬）ができてよかった。
- 重心児対象の施設の為、個別サポート加算の算定はできない
- 重要事項説明書の金額修正が生じたため、抜粋の書面を作成し、説明をした上で署名をいただいた。個別サポート加算の金額が1人当たり1000円程度になり、明らかに報酬が下がってしまった。手厚くなどできるわけもなく、今まで通りに支援をしている。
- 職員が受講したいと希望している外部研修や職員の資格取得のための講習に参加できるように参加費及び交通費を支給している。
- 職員間で周知をした上で、改めて障害特性や対応について話し合った。
- 対象と思われる児童がいなかった。
- 日頃から支援ニーズの高い児童が利用していたため、常に児童の支援内容について職員間で情報共有検討している。
- 普段、行っている何気ない当たり前の支援を相談支援センターや他事業所、保護者に伝えるようにした。モニタリングの時に対象時に変化がなくても「変わりないです」と伝えず、「〇〇の支援をしている」等、具体的に伝えるようにしている。対象児を把握していない相談員も多数いるので、対象児に事業所で会うように声かけをする。
- 普段からの支援で話し合いによってフィードバックしながら改善を繰り返している。
- 保護者に対して受給者証が新しくなった時に説明をするぐらいで、特に詳しくは何もやってない。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後等デイにおいては児童指導員等加配加算Ⅱの分がなくなり、その代わりに個別サポート加算では経営が厳しくなったと感じています。 ● 利用時のほとんどが肢体不自由児なため、研修や職員体制は、もともと重度障害児に対応できるように努めている。
<p>特例市・特別区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重心型の施設なので特段変わりはありません。 ● 臨床心理士を非常勤に入れ、個別支援をおこなっている。 ● 9月以降の契約児童に対象者がいましたが、8月時点では当事業所に対象者がいなかったため、8月時点での問合せ対応をしている ● この加算申請を利用していない ● スタッフ間で問題行動のある児童に対しての情報交換を行い、関わり方を変える個別対応する見守りの強化などを実施した。また、問題が生じた場合は都度改善策について話し合った。 ● そもそもサポートが必要な方が多く、人員配置以上のスタッフで対応していたので、特に変わりありません。 ● もともと個別性高く、個々の支援に取り組んでいるつもりではあるが、加算制度と対象児童について、職員への周知を行った。 ● もともと中度から重度の障害児を対象としたデイを運営している為、該当しない児童の方が珍しく、もともと行なっている研修に上乘せできることはなかった。報酬単価も手厚くスタッフを置けた児童指導員加配加算Ⅱがなくなり、今まで以上に軽度の利用児を集める施設が増えるように思える。個別サポートⅠの制度自体は悪くないが、専門職員として理学療法士を勤務させたとしても現場では資格を活かせないケースが多い。それよりも普段よりもスタッフ体制を確保し、直接支援を行なう為に未経験でも少しずつ経験を積めるように、人員加配加算を再び手厚くしてほしい。 ● 以前の制度で職員を増強していたのもかわらず、今回の措置で経営が圧迫された。 ● 元々、個別対応は手厚くしているので特別増員等はしていない。 ● 元々「指標該当あり」の児童が50%以上利用している状況があったため、支援内容については大幅な見直しは行ないませんでした。 ● 現在の当事業所の対象児童は基本的にマンツールの支援が必要であり1日100単位で職員体制を手厚くすることは出来ません。事業所の中ではこの子がついてる、ついていない…の意識の変化はありそうですが加算があることで支援の内容が変化したことはほぼ無いと思います。 ● 現時点で途中から加算対象になった利用者はいません。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象になった児童には以前から個別対応を行っている。先程も述べたが個別サポート加算Ⅰに該当すると思

	<p>われる児童が受給者証更新のたびに対象ではなくなっているため、職員が個別対応をしても加算にならない。そのため変わったことはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別サポート加算の創設以前から、ひとりひとりを細かく観察し対応してきているので、大きく対応を変えることはしていない。あえて付け加えるならば、今回の加算対象となった児童については、生活面での困り感を通常より細かく聞き取りしアドバイスするようにしている。 ● 支援員の9割が強度行動障害または行動援護の講習を受けているので、そのままの体制で行っている。 ● 単価が下がった分、サポート加算でなんとか同額をキープしたが、今後誕生日に加算が外れるであろう児童が何名かいるので、給付費が下がってしまう。そうすると子どもの人数は変わらないが、アルバイトさんの人数や日数をキープできなくなってしまうことが不安。 ● 通所開始後、本人状況や家庭状況を考慮し、原則週1回利用であるが週2回利用へ切り替えた。 ● 南さくら工房は、重身型放課後等デイサービスとして運営しており、重症心身障害児は個別サポート加算Ⅰの算定対象にはならないと自治体から説明があったため、対象となる児童はいませんでした。 ● 報酬改定により、赤字経営の為、以前より人出が少なくなり、職員を手厚くなんてできない。加算の意味がない。
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「就学児サポート調査」の内容の確認を保護者に行った。(保護者と支援者とは認識が違っていた) 行政からの聞き取りがあった場合には、支援者側の意見も反映させてほしいと、保護者に更新の際には行政と情報共有して良いかの確認を行った。 ● 「保育士加算」などが廃止になった分、「サポート加算」が追加になったので、大きな経費削減などせずすんだ。 ● もともとが個別支援計画と職員への教育の時点で細かく指導して療育していたので、療育方針は変えていない。そもそもが4月末に、市役所から加算を取ってよいとの返答の為動きが取れなかった。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象有無にかかわらず、計画にある内容のとおり支援を実施している。 ● ⑤と⑦に関してもともと多く職員を配置していますが、人件費体制は脆弱です(適正な給料を払っていません)このままでは質の高い必要な療育が出来なくなります ● アセスメントのポイントがある程度搾れるようになり支援に手厚く反映出来ている。個別支援計画への記載 ● アセスメントの結果、対象となる児童がいなかった。 ● うまくいかない事に対する不安や不満を暴力的な行動で表していたので、加配が必要な児童として把握し、すぐに体制を整えた。母親へは利用時の様子を伝える、学習サポートのアドバイス等も行い、連絡体制を密にしている。

- これにより変わった事はない。
- サポート加算がつく前から、子どもの状況に応じて職員体制は手厚くしている。放課後等デイサービスに関しては、個別対応をしている。
- もとから個別サポート加算Ⅰの対象児含め、個別対応での療育訓練をしています。研修やスーパービジョンについても、以前から行っています。
- もともと加算対象児についての区別はなく、人数配置も多く支援の仕方には変化はない。集団療育、個別指導において差別するものではなく配慮する点が多いことだけである。
- もともと個別サポート加算Ⅰの対象となっている児童に対しては、スタッフをマンツーマン的な配置にしており、ご家族とも密に連絡を取って対応にあたっている。
- もともと支援の必要なお子さんには加算の有無に関係なく、支援を行っている。
- 以前から配慮すべき分はしていたので変わりない。
- 加算の対象外であって時点でも、全面的に支援が必要な児童さんだったので担当の職員はついていた。
- 加算対象が増えたとしても、現状の体勢、支援内い様になんら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 加算対象であることについて同意書を頂いた
- 加算対象児が半数以上のため、全体として支援について検討をした
- 外部の講師を招くなどして、学習会を開き支援内容を深めた。
- 該当される内容に基づいた支援計画を策定し支援ができた。
- 該当している支援の内容については、もう一度丁寧に行うように見直した。
- 基本的にスタッフの配置は手厚い方だと思って（事業所の構造も含め）日々の支援を行なっているため⑧のような回答になった。
- 元々、個別サポート加算がついていた子供は、支援が必要だったので、手厚く（異食があったり、どこでも登ったりして危なかったので目が離せず）サポートしていたので、加算がついたからといって、特に変わったことはありません。
- 元々指標ありの児童のみで新たに個別サポート加算Ⅰと判定された児童はいなかったため特に変わりはありません。
- 元々指標該当有の子どもが半数占めておりそれが個別サポート加算Ⅰに移行しましたので数の変更はほぼありません。1対1で対応しています。
- 現在は1名のみ対象だが、他にも対象と思われる児童がいるため、自治体に申入れができるように、事業所で調査を行う事にした

- 現状の支援体制で十分対応できている。
- 個別サポート I の該当であろうが、なかろうが、在籍児童全員他放デイより手厚く支援している自負がある。
- 個別サポートがある前から個別対応をしていたので変わらない。
- 個別サポートがつかないから、個別のサポートが不要なんて事は無い。
- 個別サポートの有無にかかわらず必要なことは個別支援計画に載せているので、個別サポートが付いたからと言って特に変わることはない。当事業所はコミュニケーションに困難さがある自閉症スペクトラムの児童が多いため、ADL や行動障害の支援より、関わりの支援の方が多く、調査票による個別サポートの対象になりにくい。元々個別サポートが少ないので、体制等に反映しようがない。
- 個別サポート加算 1 の対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 個別サポート加算 I に該当する児童がいない。
- 個別サポート加算 I の児童が多いのに、新しい制度になり減算になってしまい、気持ちの面でも職員の負担がさらに増えたと思います。
- 個別サポート加算 I の前は該当、非該当の比率による区分分けだったので、その際に支援の検討は行いましたが、現在は加算対象であるが故に検討をするということはなく、必要に応じて支援の検討を行っています。
- 個別サポート加算 I の対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 個別サポート加算 I の調査項目をアセスメントの視点として取り入れた
- 個別サポート加算がつく、つかないにかかわらず、必要な体制を整え、個別支援を行ってきた。
- 個別サポート加算が付いたからといって、前より収入が増えた訳ではない。むしろ減っている。
- 個別サポート加算の導入前から、必要に応じ個別で対応は行っていた為、引き続き各児童にとって必要な支援を行っている。
- 個別サポート加算対象の家庭へ加算の同意を得た。
- 個別サポート加算等だとかでは無く本児の特性に合わせた支援を心がけながら（会議）を常に行い支援をしてきたので特に意識することはなかった。
- 個別支援計画の見直しを行いました。

- 昨年度までの指標該当児が個別サポート加算の対象になっているため、改めて変更した点はない。ただ、指標該当児が50%以上だったのが、区分1の1で事業所全体に加算がついたが、今年度は加算対象の利用者だけに加算がつき単位も155単位から100単位へと少なくなったので、かなりの減収になっている。昨年度までの手厚い職員体制が維持できるか心もとない。
- 指導員に周知し対象児童に対しての課題を、より深く分析することができました。
- 指標該当児童が個別サポート加算Iの対象児童になっただけです。もともと指標該当児童は手厚い支援や職員配置が必要なので、個別サポート加算Iの対象となったからといって職員配置や支援に変わりはありません。
- 事業所では、物理的構造化（発達障害知的障害の児童が多いため、導線を意識したワンフロア指導訓練室）視覚的構造化及びワークシステム等を基本とし支援を行っている。全体の指導訓練室の中で、個別サポート加算I対象児童への個別スペース確保の占有率が15%程となっており、他児童の訓練スペース及び導線の確保が課題となっている。また、不穏時に「投げる叩く」等が散見される。他児童の安全の確保等を考慮すると、より個別化された環境が望ましいと考える。
- 自治体として加算を計上するかどうが見解が定まっておらず、計上していない。
- 従前より個別の支援内容体制環境を整備しており、当該児童に対しては改めて支援内容の検討を行ったが、サポート加算該当による大幅な変更はない。また、既に行っている個別支援に必要な人員配置に対して加算によって十分に賄えるものではない。
- 重症心身障害児が対象なので、個別サポート加算の対象事業所ではありません。
- 重心単価を取っている為算定対象外
- 障がい重い児童さんを断る事業者が減る事なればいいな。と、この制度を見て最初に感じた事です。
- 常時職員体制は整えており、加算が付いていない時から常に補助につくことは行っていた。
- 職員会議などでサポートしていくポイントを共有している。
- 人員を多く配置したいが、個別サポート加算I程度の加算では、新たに人を雇用する収益にはならない。
- 前年度まで区分1の事業所であったため、基本報酬が下がった上に、加算が個別につく形となり、減収となっている。
- 相談支援事業所へ児童及び保護者様の状況をこまめに伝え、連携を取っている。
- 対象となっていないためアクションをとっていない
- 対象となる児童には、これまで通りのマンツーマンによる支援を行っている。
- 対象児でもそうでなくても、利用児さん全てにおいて、保護者面談を行いながら、支援計画をしっかりと立て、療育内容を決めており、支援体制を整えているため。

- 対象児の困りを事業所内で共有できるメリットと、日頃から個別に配慮していた支援の根拠にもなるので専門性の発揮に関してモチベーションにもなる。
- 対象児童に対しての対応が変わることはない。アセスメントをもとに常日頃から、必要な人員配置を行い適切な療育を行っている。
- 当園は重心型の事業所で、非重心の利用者を1名のみ受入れている。そのためもともと手厚い体制をとっているため、支援の見直し等は行わず、個別サポート加算の概要等について、職員間で周知を図った。
- 当事業所では加算の有無にかかわらず、それぞれの児童の発達に合わせた支援を十分な職員数をもって実施することを徹底しているため、特段以前と変わった特別な支援は導入していない。
- 当事業所では対象のこどもがいない。他に運営する事業所で対象の子どもが来るときには職員体制を手厚くするようにしている。
- 等事業所は全員重症心身障害の児童が通っているので、算定対象外となります。他の障害児対象の事業所を併用している児童の受給者証には、個別ケアサポート加算Ⅰの印字はされています。
- 平成30年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和3年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるというのも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。しかしながら、常時見守りが必要なほどの強度行動障害がある方について、1日あたり100単位が常時ついたところで運営側にとっては負担が多いのは事実であると言えます。私どもの法人では、休校時であれば朝から夕方まで(約7時間滞在)、登校時であっても下校後から17時半までと対応させて頂いています。常時見守りが必要な方に職員を1名つけるとすると計算するまでもなく、加算額では補えないのが現状と言えます。分け隔てなく利用選択できる利用者の受け入れをより進めていくためにはこの件に関しての枠組みが必要かと思います。例えば、個別サポート加算の(Ⅰ)に段階を設ける。個別サポート加算の算定を利用回数単位ではなく、時間単位にして、個別サポート加算対象の児童に対応した時間に加えて職員配置をした場合において算定を可能とする。などといった枠組みが必要ではないでしょうか。まだまだ、支援量が多い方に対する万全な支援体制があるとは言えない状況であり、課題であると感じています。児童の支援区分を障がい児通所支援事業において加算に影響する枠組みを組むなども賛同できる場所です。障害者手帳や、支援区分と同等に個別サポート加算の対象であるかどうかを認定する、若しくは、支援区分等念入りに調査された結果をもってそれに順ずる加算の構造にするなどの手だてが必要だと考えます。

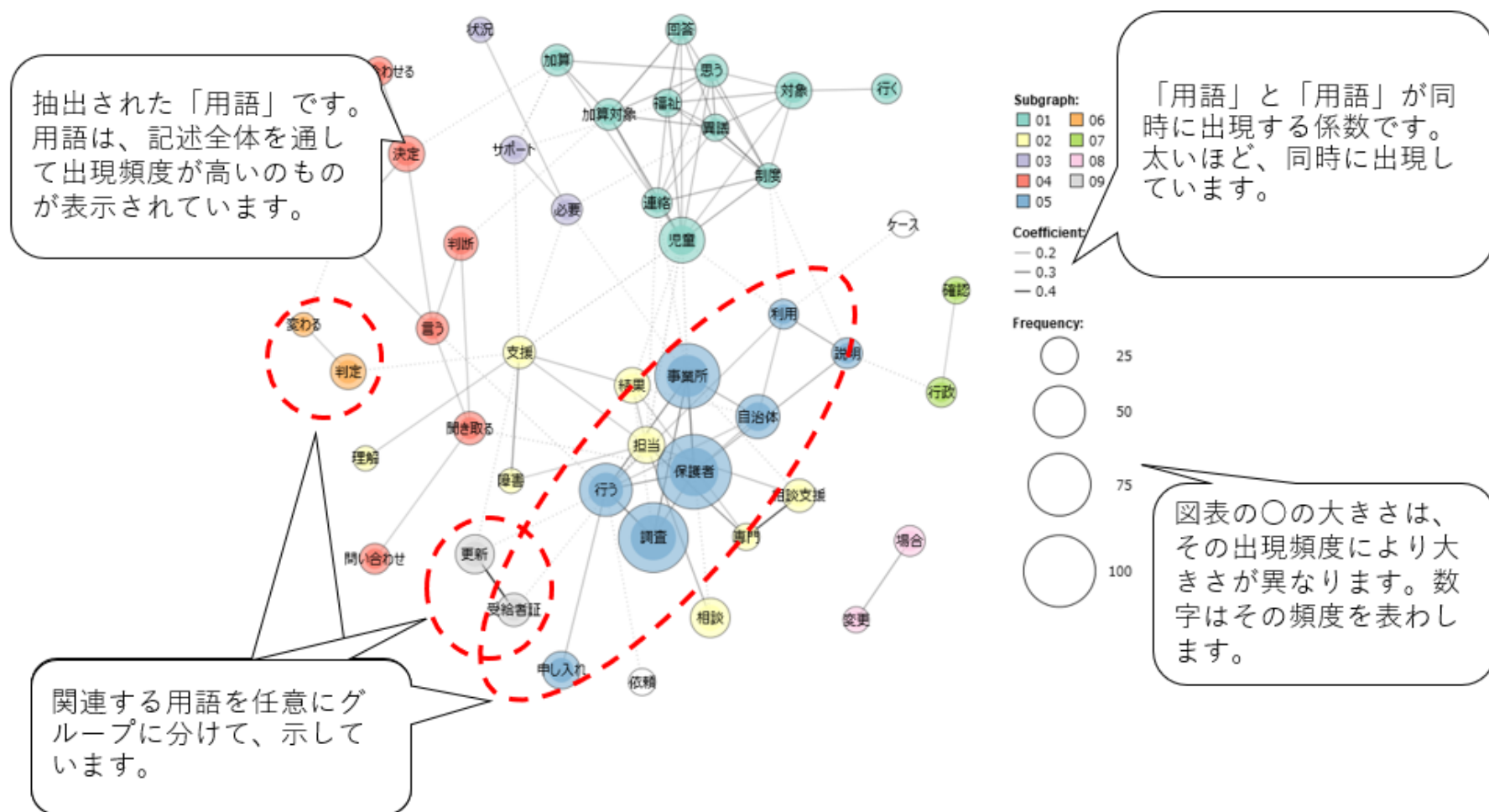
	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者様から、通所受給者証を提出して頂いた際に、今までの指標該当がなくなり、新たに個別サポート加算と加算内容が制度上変わったことを説明しています。 ● 放デイ算定区分が1-1だったので、個別サポート変更後も人員配置等、変動は無し。 ● 本来マンツーマンの支援を行っており、元々厚い支援だと思っている。 ● 利用者少ないので、手厚く支援している ● 利用者全員が支援学校の生徒なので個別の配慮が必要な為、加算の有無にかかわらず個別支援を行っている。支援をする上での参考として就学児サポート調査（行動関連16項目）の確認をしたが、全職員の周知には至っていない。 ● 療育手帳をとり特別支援学校へ進むことも提案する材料になった ● 令和2年度まで区分1-1で旧名指標該当児が延利用数の半数を推移していたため、大きな変化はなかったが、令和3年からの報酬改定に伴い、十分な支援人数を確保することが困難になった。 ● 令和3年3月開所の為最初から個別サポート加算については認識の上運営して支援している。 ● 令和3年度に基本報酬が下がった事による、減収分の補填する形ですが、
町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 今までも、指標該当加算の対象児童に対しては、個別支援計画の中で、個別の対応等詳細に記載し、支援を行ってきているので、個別サポート(I)になっても、その支援を継続して行っている。 ● その子にとって必要な支援がなければ、支援にならないので、加算がついた・つかないで支援の内容を変えるという発想にはなりにくい。研修やスーパービジョンについても同様である。 ● もともと、職員配置は手厚く行っており支援内容も児童それぞれに合わせた内容となっている為、今までの支援内容と何ら変わりがなく支援を行っている。 ● もともとから対象の子が利用の際は、人員を多く配置していた。 ● 個別サポートが施行になる前からの利用児童の為、支援に変化はありません。 ● 個別サポート加算が対象になる前から、利用対象児童には元々手厚いサポートが必要であった。 ● 今回、報酬改定で基本報酬が下がっているし、その他加算も下がっているので、個別サポート加算Iがついても、報酬自体が全体的に下がっているため、何かに出来る訳でもなく、職員体制を手厚くしたくても、その費用がない。 ● 児相主催の会議に出席した。服薬の様子を保護者に電話で連絡し、連絡帳と合わせて様子を報告した。 ● 児童のみならず家庭丸ごと支援の件数が過半数を占めており人件費が収入を大きく超えている為、加算単位がほぼ一定なので、障

がいの重い子どもの支援を当たり前にしようとするれば赤字になっていく。単位の種別を細分化して、手厚い支援出来る体制を作ってほしいです。

- 職員を募集しているところ
- 対象となっている1名については個別対応を増やしできることを行っている車いすの児童なので車いす専用送迎車を用意するなどの対応をしている
- 対象児はいないが、勉強会及び体制について考えた。
- 通常の支援（対応）を評価されることは当然だと思っている。しかし職種事業所の質対応方法がどこも同じだとは到底思わないので、その部分をどう精査するかは疑問である。
- 通常の支援に加えた支援を考えて提供したり、より気を配るようになった。
- 本児は現在8歳であるが、3歳児より現在まで当事業所で療育を継続しているので、対応する上で特に変わりなし。

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

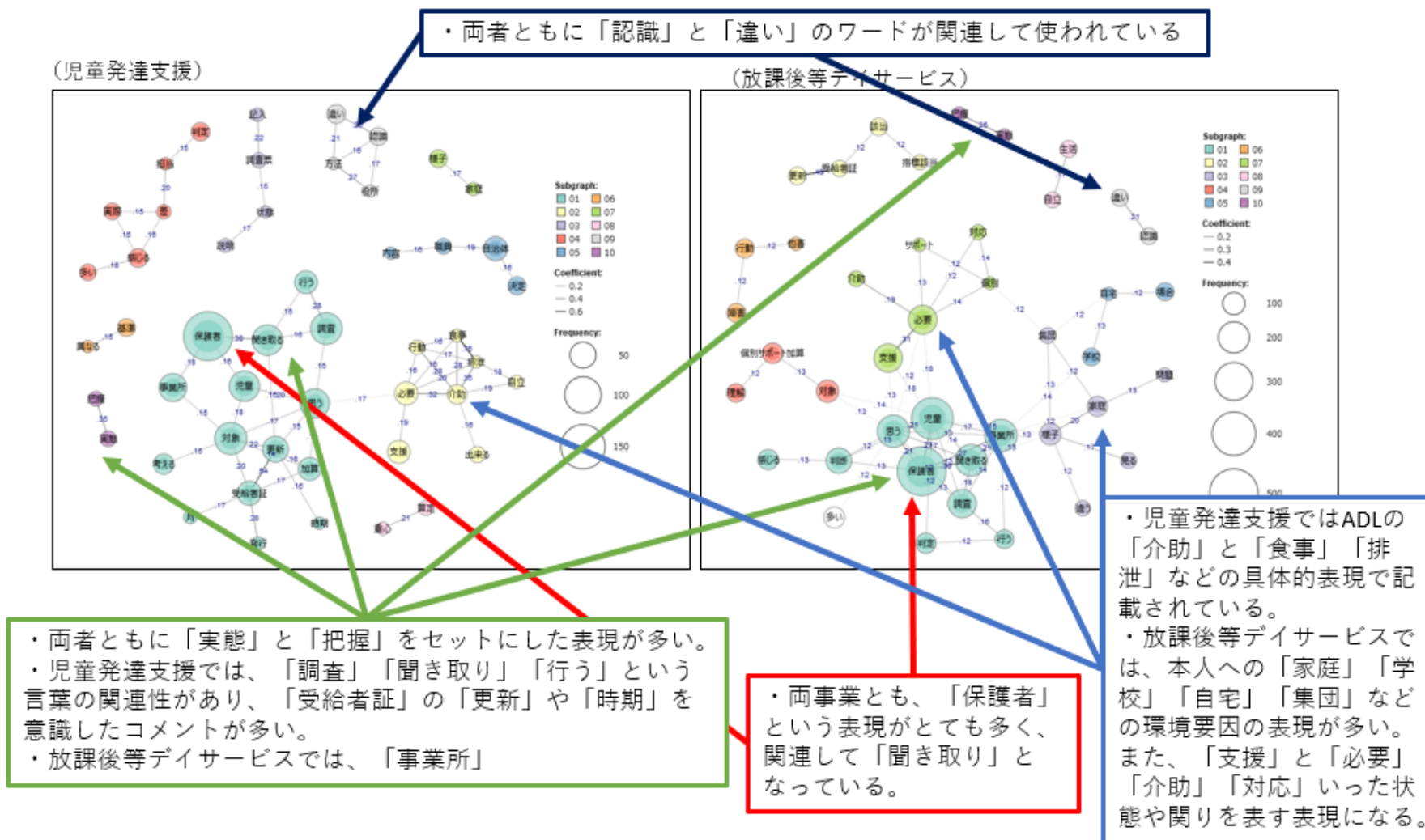


読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



政令指定都市	<ul style="list-style-type: none">● 「個別サポート加算Ⅰ」の認定にあたっては、身体機能や認知機能の面で、独力でさまざまな行為や生活動作の遂行が困難と評価される児童が対象範囲となっているが、必ずしも心身機能の面では障害が重いとみなされなくとも、多動性や衝動性が強く、対人関係の面で大人の介在なしには落ち着いて他児とコミュニケーションをとることが困難な児童に対しては、現行の調査項目では十分に支援の必要性を把握できていない。他害や器物破損の防止のためには、感情や行動のコントロールの力が当該児童にどの程度育っているか、子ども同士の関わり合いにおいて大人の手助けをどこまで必要とするかを、単なる心身機能の度合いだけでなく、生活場面での実態に即して評価できる指標へと改善されることを強く希望するものである。● 2-(2)にも前述した通り、保護者様によっては、障害需要をされていない場合もあり、保護者様主体での評価による決定判断は統一性がないと感じる部分もあります。● ケアニーズが高い…とありますが基準がどこにあるのかが明確にわかりません。児発で、あるお子さまとないお子さまを見た場合、何の違いなのだろうと思います。● このようなアンケートありがとうございます。この件に関しましては、自治体の対応に差があり、しっかり保護者に対しお話をしたケースと単純に書類を郵送して送り返させる場合もありました。意味を知らない場合、本人のみならず、事業所も手間がかかりしっかりと国への支援策につながりません。そもそもですが、個別サポート加算のように（加算）方式が必要なのでしょうか。基本的な報酬額をベースに減算方式にするや一律にすべきであると思います。このようなことを毎年のように申請や確認をすることは、現場での支援時間に影響も出ると思います。また、自治体職員も本来の事業所への指導や支援もままならないと思います。このような（加算方式）の撤廃と基本報酬単価のアップを要望します。放課後等デイサービスでも過去に区分①②がありましたが、結果的に廃止。都度、振り回されるのは現場です。国保連請求の方ですが、個別サポート加算ⅠⅡの入力が手間があります。受給者証情報を入力しているにも関わらず、毎月、画面の方に入力せざる負えません。本来ここでお伝えするようなことではございませんが、現場は大変困っております。様々な現場での困ったことを伝えるすべがなく、どのように上に伝えることができますでしょうか？特に仙台市の場合セルフプランが多く利用されており、73%のお子さんが未だ相談支援事業所につながっておりません。つながっていても相談支援専門員のスキルが無く、保護者に対しての言動や行動の悪さ、会議等の未開催等（委託）事業所でも横行しているのが現状です。特に仙台市においては、サービス担当者会議自体が開かれないため、小学校との連携も取りにくい状況にあります。基幹相談支援センター、自立支援協議会、自治体や第三者委員会、に働きかけても動かないのであれば、事業所も保護者も動かなくなります。何を言っても無駄だからです。このような状況を打開するべく方法をお教えいただければ幸いです。● この制度自体矢継ぎ早に決まった感がいなめず、自治体の対応が追い付いていないように感じた。一度判定したものはただ単純に継
--------	---

続されているように感じるため、事業所側からも声をあげる必要があるかもしれないが、実態がよくわからないため、そのままにしているのが現状。判定をするというのは本来、難しいことで慎重に行わなければならないと思うが、特に児童に関しては、そもそも調査項目や判定についての取り決めなど、十分に検討されていないのではないかと感じる。

- これまでずっと対象だった児童が突然年度途中で対象ではなくなったり、必要と感じない児童が対象になるということが最近多くある。何を基準に決めているのか知りたい。理由が分からない。
- これまでの指標該当指標非該当の仕組みが名称を変えただけで、報酬単価としては下がっている。
- ご利用者様お一人お一人により適した支援を行っていく事に改めて、事業所一同で話し合い考える機会となりました。状況に応じて、今後も随時見直しを行いより利用者様にとって適切なサービスとなるようにしていきたいと考えております。
- サポートが必要となる対象がどこにあるのか、判断基準がわからないのでご家庭へのお話がしにくいと思います
- サポート体制でより細かく見ていこうとする方向は理解できるが、実際には適正に児童の実態を把握できておらず、職員を配置して丁寧に児童を支援しようとするほど経営的には苦しくなる。サポート 1 の決定に現場の意見を反映させる制度を周知して欲しい。静岡市では、どこで決まったのか分からないし、児童の実態に合っているのかどうか疑問がある。医療行為が必要な児童についても、看護師等の職員配置等に係る費用と実際に支払われる加算とがマッチしていないので、新たに受け入れるには二の足を踏む状態である。
- センターは重度のお子さんを受け入れている為、加算自体はとてもよいと思う。加算の判定材料が保護者の意見のみに偏りがちなので、事業所や相談支援事業所の意見や、療育手帳なども参考にしたうえで、子ども自身の現状を判断してほしい。
- できないと答えるしかない項目が多い中、保護者が戸惑ったという声がある。「行動」の特徴に偏った項目で、児童発達支援を必要とする子どもの「支援の必要度」が十分に把握できるのか。支援の必要度は低くなることは成長の証ともいえるが、その結果が事業所の加算を減じることにつながるという仕組みは、事業にゆがみをもたらさないだろうか。自治体ごとに、また区の窓口ごとに対応のばらつきが起こるのではないか。センター以外の収入「その他の事業所」の平均収支差率が著しく高い、と聞く。児童発達支援の公設、公設民営を自治体の努力でやってきたが、それがこの収支差率にどう反映していくのか。
- どのような調査票が用いられているのかを知りたい。
- プラスの加算ができ現場としては助かっているが、保護者に障害を受容してもらうことの難しさを痛感する。対象児でも保護者で加算が受けれていない。こういう児童には他の児童より手がかかるケースも多く事業所としては葛藤もある。保護者の意見が最終決定ではなく事業所と保護者で相違があれば、最終判断をできる資格者等の創設があればと思う。他の加算に対しても同じ考えだ。

- より支援を必要とされる方に加算がつくのは良いと思いますが、調査や支給決定の時に保護者に子どもが出来ていないという印象や、出来ないといけないという印象にならないように配慮が必要かと思いました。
- 以前の指標該当が個別サポート加算に変わっただけだと思っていたが指標該当児以外の方も個別サポート加算に該当となった。内容も分からずに4月から始めたが、該当する項目や事業所で再判定できるなど詳しく解説をして頂けるとよかったです。
- 以前の指標該当と同様、保護者の方にとってメリットを感じる点が少なく、また認知もされておらず積極的に取る仕組みにはなっていないと思う。現場では支援の必要性を感じている児童であっても、家庭内での状況は落ち着いている児童もあり、保護者（ご家庭）さんへの聞き取りだけでは対象にならないことが多い。学校や療育機関への聞き取りも行った上で、加算対象かの確認を行ってほしいと思う。手厚い支援が必要な状況として、知的状況の確認項目が少なく、他害や自傷といった行動面に対する確認項目が多いことから、知的には重く理解力の面で個別支援が必要な児童であっても、不適切な行動の少ない児童は該当しづらい状況があると思う。
- 以前の指標該当児童を決めた時もそうですが、個別サポート加算1も療育の結果、子どもが成長発達し、行動の改善が見られた場合には、該当しなくなるのでしょうか？仮にそうであるのなら、一生懸命に療育をして、その子が落ち着いて行動できるようになった場合は、単価が下がることになります。もしくは、重い障がいの場合や身体障がいの場合は、ケアニーズが高いままで育つことが考えられます。報酬改定の折に毎回思いますが、本体報酬を下げて、新たな加算を創設し、それが取得できれば全体的にみて報酬が下がらないことになるという作り方自体を見直していただきたいところです。ケアニーズの高さの判定が一定しないのだから、個別サポート加算1とせず本体報酬に組み込むことが良いと思います。
- 以前までの制度と違い、個別に加算がつくようになり、支援度の高い児童に手厚く支援をしやすくなりました。ただし不登校や家庭内での問題など軽度の児童についてもサポートを要する事象が多く、そういった加算も検討していただけるとありがたいです。
- 加算そのものに意味が理解できない、該当判断の基準が曖昧。
- 加算のあり方のみで言えば、指標該当の児童の利用率が50%以上か以下かで、区分1と2が一年間分けられ、翌年の給付費に大きく影響する仕組みよりは、該当の児童の利用に比例する仕組みの方がよいと考える。
- 加算の増額を求める。
- 加算は取っていません。よくわかりません。
- 加算をつける事で、利用児がどんなメリットがあるか、わかりやすく保護者に伝えられるツールのようなものがあるといい。
- 加算算定要件の詳しい説明がほしい。

- 加算対象となるケースでは、外出時や学校自宅以外の場所（放デイなど）で問題となる行為や行動が見られることが多いが、調査が保護者になっている限りは正確性に欠けると思います。また、相談支援事業所も、忙しい中で書類を作成して役所に提出してもらえなかったり、本人さんの事をあまり理解されていない事業所の方もあり、調査票が正確に作成できない事もあります。再調査をしうる区の窓口もあるので、何度も家族の方に行っていただくのは申し訳ないこともあります。せめて、学校など公平性のある所の意見書なども考慮していただければと思います。
- 加算対象の判定には、事業所への聞き取りも行ってほしい。保護者の意見のみで判定しているため、必要な児童に加算が付かず、必要のない児童に加算が付いているのが現状です。
- 家庭内の様子だけでなく、学校や事業所内での様子も加味したうえで決定を行ってほしいです。また、指標の内容がもう少し具体的になると事業所でも納得できる部分が出てくるかもしれないと思います。
- 我が子の障害受容期の保護者に対して、聞き取り項目が「強いこだわり多動パニック田あるか」「睡眠障害、自傷他傷があるか」など、行動障害や精神障害の者の判定項目が盛り込まれている。また、身辺自立の項目もできるかできないかなど、乳幼児期はみな達成しにくい項目が具体例に提示されている。障害受容期の不安な保護者への心理的不安、負担感への配慮に欠けているように感じる。障害児の子育てや発達支援をすることの本質を見えづらくさせると感じる。保護者目線での報酬改定ではなく、事業所主体の報酬改定のように感じて違和感がある。
- 各自自治体により、個別サポート I の判断基準格差は、依然ある。
- 株式会社が経営しているのであれば、特にとは思いますが、会社はお金が第一に考えるので加算の取れる児童を優先するように言うであろうと思います。しかしながら、現場にそういった強度行動障害であったり、個別サポート加算の児童がいたとして、会社からの何かしらの配慮などないと思います。福祉は入れ替わりが激しくスタッフの定着もしません。個別加算があるからといって給料が増えるわけでもなく、キャリアのあるスタッフが来たわけでもなく、加算対象児童を増やす事への負担だけが増えたのが現実です。バタバタした喉元を過ぎれば会社も個別加算の事は言わず。家庭連携加算などの手堅い、効率な方に目を向けます。本来はサポートが必要な児童に必要なサポートをとという思いからの個別サポート加算だと思いますが本当にそういった形で機能しているのかと言われると会社の生き残りのために利用されただけに過ぎない気がします。そういった意味での加算でもあるかもしれませんが。こういった数年に一度の報酬改定で会社もバタバタし、区役所も理解が追い付いていない状況だったり現場の混乱を招くだけのものでしかないと思うので報酬改定を10年単位などに伸ばせるよう安定したものにしていただければと思います。
- 基準として受給者証に個別サポート I と記入してあれば加算対象になると、確認を取っていたので特に意識はしていなかった。前

年指標該当で本年は指標該当が外れた児童も居るため、判定が変更になる場合、事業所に日頃の様子を確認する方が現状に即していると思われる。本年に個別サポート I の判定を受けた児童については請求時に確認があったが、外れる児童については問い合わせや確認が無い。総合的な判断で個別サポート I の判定が出ているとは思う。該当児童の保護者自身が特に今までと変わりが無い又は、前年より状態が悪くなっていると話しても、判定が変更になると聞いている。事業所での判定については受給者証の判定結果を参考にしか方法が無いのが現状と思われる。

- 基礎疾患を記載。または加点をしてほしい。指定分類ごとの点数ゴーハム病 1 2 点難治性てんかん 4 点等行政のハンコ押し忘れも多く、請求業務の際、修正しないといけないケースがあるのでハンコ以外でこちらが確認できるようになってほしい。多動についての点数を多くしてほしい。保護者支援が必要なケースも個別サポート 1 に含めてほしい。2 では取得が難しいケースが多いため。個別家庭支援加算等の名称で一つにまとめてほしい。
- 気になる利用児がいないわけではないが、個別サポート加算のつく方、つかない方の判定基準の勉強不足により理解し得てないため
- 近隣のデイ様から「教育関連の支援は申し合わせによってやってはいけない支援となっているのでやらないように」と、口頭で伝えられております、そのような事はあるのでしょうか？あれこれやってはならないと言われて何もできておりません。
- 区役所の支援課に個別サポート加算について問い合わせたことがあるが、保護者の申請が必要とのことで、難しかった。当事業所は比較的グレーゾーンの児童が多く、「障害ではないけれど」と言う前提で通わせる保護者もいる。受容が十分にできている保護者は、児童も支援級に在籍していたり、支援に困難なことは少ないが、障害受容ができていない保護者の児童は、無理に普通級に在籍しているため、社会性を身につける機会がなく、ストレスが溜まっている状態で事業所に通所する。集団行動から離脱したり、他害行為や奇声もある。長期的に児童と保護者に関わって少しずつ改善していければと考えているが、1対1で支援が必要となる。保護者からの申請だけでなく、事業所からの申請で行政が審査し、支給決定をしてもらえるととても助かる。
- 現場に向けて、決められたフォーマット及び具体的な日常支援について調査してほしいです。
- 個別サポートの基準を年齢に合わせたものにして、どこで決定していくのかを一つの機関にしてほしい。保護者のみではなく、教育機関や放デイの参考資料を一つの意見として取り入れていく帆が好ましいと思う。児童のサポートの方向性が見えてくるため。
- 個別サポートの判別は障がい程度の重さに比例し、その加算がいただけるのはありがたいです。ただし個別サポートの付かない軽度の知的障がいの児童などでも問題行動や強度の引きこもり、家庭内での問題など手が掛かることも多いです。サポートという意味では、そのような児童への加算も検討していただきたい。

- 個別サポートの範囲を身体にだけでなく、内面(心理的な所)も含まれてもらえるように思います。
- 個別サポート加算Ⅰ、及び個別サポート加算Ⅱに対する保護者への説明、同意に難しさを感じている。保護者の心情がある為、事業所として算定を躊躇することがある。
- 個別サポート加算Ⅰがついてないお子さんの中には、ついているお子さんより、情緒面での支援の必要性が高いお子さんがおられます。基準についての曖昧さ、保護者の主観任せであるのか、どうなのか教えていただきたいです。
- 個別サポート加算Ⅰが該当すると考えられる児童が該当していなくて、該当しないと考えられる児童が該当していることに矛盾を感じます。
- 個別サポート加算Ⅰと強度行動障害児対応加算について、「受給者証を発行する窓口の担当者が申請者の面接の中で聞き取りをすることにより決定していく」という不明な根拠の元決定される点に不信を抱いている。
- 個別サポート加算Ⅰについては、内容がとても曖昧。指標となる基準や判断資料についても目を通しましたが、そもそも児童発達をご利用されるお子さんは発達がゆっくりであったり療育の必要性があるため通所していると思います。定型発達のお子さんより支援が必要であるお子さんに何故ばらつきがあるのか分かりません。また県レベル、市町レベルで調査や確認の仕方が異なるのは避けて頂きたい。
- 個別サポート加算Ⅰに関して、事業所としては対象にならないと思っていた児童が加算対象になっていたりした。また、未就学児に関して日常生活に課題がある為に受給者証を取得して利用しているので8割～9割の利用児童が今後対象になるような調査が出た場合は、個別サポート加算Ⅰを廃止して基礎単価を80単位程度上げたほうが良いのではないかと思います。
- 個別サポート加算Ⅰの申請について、基本的に事業所が調査を行った結果を保護者にお伝えし自治体へ申請を行ってもらう形式となっておりますが、障害受容の難しい保護者の方など、中には負担に感じられる保護者もおられました。障害区分認定調査のような仕組みや判定方法があれば負担の軽減につながるのではないかと思います。
- 個別サポート加算がついている児童がいるが、どう見ても必要ないと思う。行政には公平な調査をしてもらいたい。
- 個別サポート加算ができた事により、さらに個別の支援の明確化詳細化していくことに注意していきたいと思います。利用者様の個別の必要なニーズを事業所ご家族でより把握していくことがいかに大切かと感じました。
- 個別サポート加算が該当する支援の中身にもグラデーションがあると感じます。一律100単位の加算では推し量ることができない支援度がもっとあると感じます。
- 個別サポート加算について聞き取りや意見を保護者だけではなく、学校教員や事業所、相談員にも聞いてほしい。相談員がおられ

るかたは、家庭の様子や学校、事業所まとめて理解しているのが相談員なのだから保護者と相談員に聞き取り、セルフプランの方は、保護者、学校、事業所にしたらよいと思います。なぜなら、ご自宅では手がかからない児童もいるが自宅外では自傷、他傷などを含めて個別対応が必要な児童も多い。勿論、逆の児童も時にはおられるので聞き取り調査員のみさじ加減で対象児童になるかが変わってくるのはいかがかと思えます。

- 個別サポート加算の対象となる基準が曖昧で厳しすぎるので検討して欲しい。
- 個別サポート加算対象者はいるが、加算は取得していません。
- 個別サポート制度が始まる前から個別訓練、個別にあった支援を行ってきた。事業所で明らかに他児と比べて支援が必要と感じ実施していても加算対象とならないと複雑な思いになる。もう少し現状を踏まえた加算体制になることを期待します
- 個別サポート対象と思われない児童にもついているのが不可解。
- 行政に問い合わせたところ、今般の調査は児童発達支援においてであり、放課後等デイサービスは従来の区分該当をそのまま読み替えるので調査は不要とのことでした。しかし、現実的にはこの区分該当が、実態に則しているかについて、一定の違和感があります。近い将来、放課後等デイサービスについても調査を行うべきではないかと思えます。
- 行政の調査方法を統一してやっていただきたい。個別サポート加算がついている児童がいるが、どう見ても軽度の障害児です。意見書も児童本人を見て診断しているのか？行政も児童と面談しているのか？不可解な児童もいます。
- 行政側から保護者への説明がないケースがあったので、どういうことかという問い合わせを頂戴したが、中には、「障害程度が重いということなのか？」と問い合わせられることもあり、回答に苦慮した。
- 今年から新設された個別サポート加算ですが、昨年までは京都市では指標該当という名称で、指標該当児童の利用割合に応じて報酬の差があったと認識していますが、指標該当や新設の個別サポート加算について思うところは、障害の種別や必要なケアの量や種類に応じた適切な判定とは思えません。ただし、障害の種別において適切な判定をすることが、結果として事業所が受け入れをするかしないかの判断基準になってしまうのではないかと懸念しています。(地域名)では重心児さんが通える事業所が少ないのですが、個別サポート加算により、手厚い人員配置を可能かどうかと考えた時十分であるとは言えないと感じています。
- 今年度より導入されたが、児童や県によって決定のやり方や判定基準が大きくちがうと感じている。判定基準をしっかりと設けて、どこの県もどの事業所も同じであってほしい。
- 今迄の指標該当児の代替えとなる解釈として認識しているため、特に変化がございません。
- 最も大変なお子さまは普通学級に通う多動もしくは情緒不安定、ご家庭が不安定なお子さまです。また学習支援ではLDのお子さ

まへの指導や学年相応の学力ではなく、かつ保護者の方がお子さまに対し認められない場合です。

- 指標が曖昧で、解釈によって対象になったりならなかったりしている。行動障害や全介助が必要な利用者に職員配置を手厚くできるほどの金額ではないので、利用を増やしたいと申し出があっても現状では難しいケースもある。ADHDで二次障害を発症している児童の場合、施設の破壊や職員への暴力行為等があるが、サポート加算の対象にほとんどなっていない。
- 指標該当と比べて加算の対象になっている利用者とならない利用者の違いが分かりづらい。これを機に個別サポート加算の制度や基準を調べてみたいと思う。
- 支援の必要な子に対し、充実した支援が行える適切な加算だと思います。
- 支援をさせて頂く中で食事介助やトイレ介助など援助がおおく必要な利用者様が個別サポート加算がとれない利用者様がいます。再調査の依頼も保護者様の気持ちを考えると中々できないこともあります。認定調査の際しっかりお子様の障がいの特性や様子をお話していただきたいと思う。
- 事業所として、必要と思われる児童には独自に調査票を用いて調査しそれを伝えればいいのだと思うが、直接自治体に連絡した場合保護者へはどのように伝わるのかなど知りたい。
- 事前に制度について研修があるとよい。個別サポート加算について、どこが中心となりチェックしていくのか、わかりづらい。申請の方法等についても周知できる場を設けていただけるとありがたい。
- 児童よっての個人差が大きく、基準の決め方がよく分からない。
- 児童の状態の聞き取りは保護者のみに行われますが、家庭と事業所では児童の状態が異なることが多いのが現状です。実際2人の児童について、保護者の聞き取りでは個別サポート対象外でしたが、事業所での状態で判断すると十分過ぎる点数で個別サポートの対象になりました。聞き取りは保護者のみではなく、事業所にこそ行うべきだと思います。
- 児童発達支援と放課後等デイサービスでの、加算に該当するかどうかの判定基準があまりに差がありすぎるのはいかがなものかと思う。現在の基準では、幼児特に3歳未満はほとんどの子どもが加算に該当するが、逆に、放課後等デイサービスでは、障害の状態が重度ないしはかなり行動障害がないと加算の対象にならないのは、判定基準として妥当ではないと考える。従前に比べて詳細な留意事項が示されたが、実際に各現場でどれぐらいその留意事項に基づいた聞き取りや判定がなされているのかは、まだ不十分に思うところもある。
- 児童発達支援については個別サポート加算Ⅰが対象にならない利用者さんは当事業所には一人もいません
- 自治体で取り扱いが違うため、同じ市でも区役所によって対応が違う印象。統一した見解で保護者にも必要性がわかりやすく説明

する手立てが欲しい。

- 自治体によって個別サポート加算Ⅰ決定の基準に違いがあるように思われる。全国で統一にしてもらいたい。
- 自治体の決定方法が保護者への聞き取りのみになっており、一人ひとりの子どもへの決定理由が不明である。個別サポート加算Ⅰの対象となった場合に、事業所向けに決定理由を伝えてもらえると支援に役立てることが出来るのではないかと。措置児童について、個別サポート加算Ⅰの対象可否の判断を行う機関が児童相談所になるのか、自治体になるのかが分からない。放課後等デイサービスの利用の決定は自治体で行っているが、他の子どもたちのように受給者証でないため有効期限が明記されていない。個別サポート加算Ⅰの対象可否の判断を実際に行ったのかどうかも分からない状況であるため、分かるように提示をしてもらえたらと考えている。
- 自立に向けて関わり、達成されると加算が軽減する事に矛盾を感じている。児童発達支援の本来の狙いと加算の内容にズレを感じている。
- 趣旨は素晴らしいものでありますが、運用面として判断の基準が曖昧であり、本当に必要な人にそのサービスが届いていないのかなあと感じました。
- 受給者証が更新された際、個別サポート加算Ⅰが記載されていて気づくことがほとんどで、保護者も受け取って初めて「これなんですか？」と事業所に問い合わせがある状態です。行動障害がかなり強くなり(水の過剰摂取で水中毒になる等)、次の更新時には個別サポートが付くかと思われたのに記載なく、保護者の方に、更新時の聞き取り調査の際、しっかり訴えた方がいいのではと伝えました。個別サポート加算Ⅰの決定について、自治体主管課から下されるものという認識しかなく、保護者や事業所が調査票等で申請できるものとは知りませんでした。調査票の存在も知らなかったです。
- 受給者証に記載がある事で加算対象と知る。どこでの判断で加算対象となったのか知りたいと思う。
- 受給者証の決定どうりに、請求しています。利用者の実情と合わないことがあっても、不服申立て、再調査の方法がわかりません
- 受給者証の更新時に保護者と事業所からの両方の調査表提出を義務化してほしい。事業所内に相談支援事業所を持っていない事業所は相談支援が入っていない児童が大半で、相談支援事業所のことを知らない保護者が多い。
- 受給者証更新時には、通所している事業所にも意見書という形でもよいので聞き取りを行ってほしい。
- 就学に際し、普通学級か特別支援学級かを悩み相談される親御様が多い。結果、普通学級への進学を選んだが、学校にも障害の特性やケアニーズの高さを知ってもらいたという希望がある。個別サポート加算Ⅰの対象児童であるということを伝えることでケアニーズの高さを訴えやすくなり、学校側も配慮する必要性が理解しやすいと感じている。

- 集団に入りたて、もしくは入る前の未就園児と年長児が同じ調査項目で行うには差がある
- 重症心身障害児が21名登録中13名で過半数を超えている。個別サポート加算を頂いても、人材の補充自体が厳しい。
- 重心のお子さんのご利用があり、個別サポート加算Ⅰの対象になるのではと思い、市役所に問い合わせたが、あくまでも受給者証に記載があるかで判断するので、対象外受給者証の更新時に判断するとのことだった。更新の際、対象になると思っていたが、対象とならなかったケースが1件あった。
- 重心型の事業所なので個別サポート加算は対象にならないと思います。利用者はほぼ医療的ケア児で、看護師を多く配置しています。
- 重度の子たちを中心に10年間活動をしてきたので、やっと認められた感じがして嬉しく思います。
- 重度の知的障害児と重複障害児を対象としたものと感じました。しかしながら、1番大変なことは、自由度の高い軽度発達障害者でオンラインゲームでのつながりや夜間であってもかまわずに外出をすること。支援員はご家族と協力し対応をするが、親御さんが発達障害だとそれもできない場合がある。心配事がつきない子どもさんは、個別サポートがついていない障害児に多いことをわかってほしい。コロナウイルス感染予防もありながら、時間を問わずに支援が必要になることがあります。調査票では現れないことが多いです
- 障害の程度が個別サポート加算がつく児童はいない
- 職員が日々環境や支援を考え、行なっているから落ち着いて過ごせている部分も多くあります。支援はどの子にも必要で、少しの事がきっかけで日常生活が困難になることもあります。それは、小学校で生活している子どもでもあり得る事です。また、集団でかかわって過ごすことによるお互いの影響力も大きなものです。そう考えると、個別ではなく全体的にサポートがあるとありがたいです。
- 職員の感じ方とサポート加算Ⅰの取得状況に差があると感じる。加算対象にならないけれど、問題行動、言動の多い児童がいる。人員を割かないといけなかったり、個別でサポートしなければいけない児童はいるので、そこは拾っていただきたいです。
- 職員配置を手厚くでき、より個別に応じた支援が提供できるようになった。
- 新しい制度でよくわからない。
- 新規に7月開所で、コロナの件もあり、なかなか児童への広告の周知ができていません。自立訓練と併設のため、現在は、放課後デューサービスには児童は在籍していません。それに伴い、上記の質問にはお答えできません。
- 身体障がいや重度知的障がいを持つ児童に主に焦点が当てられ個別サポート加算Ⅰを受け易いが、情緒障がいを持つ児童も、自傷

行為、引きこもり、自律神経失調症、起立性調節障害、不眠、暴言、他害行動、狂言、万引き、不登校、いじめ等の問題を抱えている子が多く支援がとて難しいので個別サポート加算Ⅰのような、もっと彼らに焦点を当てた手厚い支援が必要だと思われる。

- 制度が理解できるような説明が欲しい。
- 制度についての情報が少ない。保護者に対してもう少し発信してほしい。保護者自身が調べて勉強しないと、存在すら知らなかったというケースが多いように感じる。事業所向けにも情報発信、勉強の機会(研修等)をしてほしい。
- 前回の報酬改定から採用されている指標判定での点数化を現場の評価として反映している自体がナンセンスかと思われます。その子、その子の障害の程度を把握するのは支援においては大切なことは理解できます。しかし、それを事業所の評価として加算などの報酬として反映する方法を続けている以上は、今後も「どうやったら加算をとれるか」という利益を発想から離れられずになってしまいます。ただでさえ、報酬改定ごとに基本報酬が下げられ(放課後デイサービスですが)何かしらの加算をとらないと前回報酬改定と同等水準まで採算がとれない現状を考えると「事業所を存続するための理由で何とかして加算をとる」という本来の目的とは違う方向に向いてしまいます。というより、すでにそのような方向に向いていますので、個別サポート加算Ⅰのように、子ども達を点数化するツールを使って事業所の報酬に直結する加算自体廃止を望んでいます。もし、この加算を残すのであれば、現状指標判定の見直しで進んでいるのですが、障害種別ごとに判定項目を考慮のようにすることと、判定方法は「公平公正」になるよう自治体や児童発達支援センター、相談支援事業所など保護者や利用する事業所に聞き取りをし判定することを望みます。在り方検討会も然りですが、どうも障害福祉の議論をする公的会議の様子を伺いますと「発達障害」の視点だけで議論を進めているように見られます。もちろん、今年度医療ケア児に関する制度がつけられたこともあり、その話も少しはされておりましたがまだまだ足りません。また、現場の事を熟知した人の意見をもっと聞いたうえで検討するよう願います。
- 前提として、受給者証の更新の際に個別サポートの対象になったかならなかったかがわかるので、理由等はハッキリとわかってはいない。その中で、再調査等は行っては行いませんが、「この子が対象なのに、何でこの子が対象ではないの??」という疑問はあります。
- 前年度までの、放課後等デイサービスでの指標該当含め、個別サポート加算の内容に関して、保護者も含めて十分に周知理解されていない印象がある。通所支援受給者証更新の時期などに、自治体より個別サポートに対する広報を行ってもらい、利用事業所や相談支援専門員等を通して、保護者に個別サポート加算についての周知を図ってもらえるよう検討してもらいたい。
- 全自治体での役所体制のもとに行われrのではなく、親御様と事業所も含めての調査を行ってほしい。
- 相談支援事業所がプランを作成している場合は、相談室でのアセスメントにもとづいて判定すべきと思います。セルフプランの場合

合は、通所支援事業所の評価結果を確認して判定すべきと思います。保護者へのアンケートでは、主観が強く、実際は支援が必要なお子さんが、サポート加算が該当になっていない場合があります。お子さんの負担額に平等性が欠けると考えられます。

- 捉え方が解っておられなくて結果、加算が付かないこともあります。実際の支援の状況と違う事もあります。
- 他害行動、誤飲の可能性あり、コミュニケーション能力もままならず、1対1で個別に対応している児童に対しても対象にはならなかった。保護者に説明し、再度調査票を提出してもらい、事業所から再調査を依頼し、児相の方が事業所に見に来られましたが、対象児童と関わる事もなく、職員から話を聞いて帰られ、結果は総合的な判断で対象にはならないとお返事でした。対象の判断基準が全く分かりません。ケアニーズが高い児童に対して支援を行う事に対する評価のほが、学校ではできているので対象にはならないというケースもありました。学校とデイでは態度が違う児童もいます。放課後等デイサービスにおける支援で判断して頂けないのが疑問です。ケアニーズが高い児童には、個別に対応する事が多いです。個別に対応しなければいけない児童(ケアニーズが高く、調査票に対しても常に支援が必要項目が多く、明らかに対象基準である)に対しても対象外になっているので、こういった児童が当てはまるのか判断基準が分からなく、個別サポート加算1も2も、取れない加算という印象になっております。
- 対象となるであろう児童が対象となっていなかったり、対象とはならないだろうと思われる児童が対象になっていたりしているため、基準が不明瞭に感じる。実際に支援をしている事業所の意見も反映してもらいたいと思う。
- 対象児童であると思われる児童に対しても、対象外であった為、保護者の方にも再度説明し、児相の方にも再調査のお願いをした。児相の方が見に来られたが、対象児童の1人は欠席の日であった為、その児童は見てもらえず、職員から状況説明をした。他の児童をいていたが、関わる事もなく、様子を見て帰られた。結果は総合的な判断という事で、全員が対象外という事でした。調査票においても、常に支援が必要という項目が多い児童に対しても対象外だった為、判断基準が全く分からない。放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い児童に対して支援している事に対する評価ははずなのに、総合的な判断。事業所での児童の様子や支援の事では判断してくれない事について疑問を感じる。個別対応の支援をしているからといって、取れる加算ではないです。というお返事を頂いたが、ケアニーズが高い児童には、個別の対応が必然である。ケアニーズが高い児童に当てはまると思っていた児童が対象外だった為、どういう児童が対象になるのか疑問です。実際に必要とする児童に対し、手厚く行っている支援を評価して貰えない印象を持ちました。
- 調査における保護者様と調査員とのやり取りの中での判定とは思われるが、必要と思われる児童に判定がなかったり、不必要と思われる児童に判定されているケースが数件あり、何が判定の決め手になっているか、知り得たいところである。
- 調査方法が不明確で、利用している事業所によって差が出ている。調査を誰が行なうのか、どのような方法で行なうのかを明確に

して公平に評価されるべきだと考えます。知的だけでなく、情緒面の課題を抱える児童に対しても現場では個別のサポートが必要となっています。そのような場合でも個別サポート加算の対象となる様検討して頂きたい。

- 直接支援を行っている事業所が調査を行い、保護者や教育もしくは医療と連携して
- 通園しているお子さんに支援を手厚くする事が出来るので、個別サポート加算Ⅰが出来て良かったと思う。入園児に受給者証の記載がある事を確認しながら、保護者に説明出来ている。記載漏れ等があるので、その都度問い合わせる等、連携は必要になる。
- 通所受給者証の判定が適正でないと考えられる。
- 当事業所では、現時点では、個別サポート加算Ⅰについては、未検討である。
- 当事業所は重心対応型で加算サポート加算はあまり対象にならなく、医療ケア児で重心の子供に対して十分に対応はしているのに重心以外の事業所の対応の方が加算額が大きく公平性に欠けるように思う
- 当事業所周辺には2キロ平方に放課後等デイサービスが10カ所近く事業所があります。支援学校が2校あるためニーズも多いのだと思われます。ですがうち10カ所のうちの7事業所の半数は療育手帳をもっていない児童が大多数と聞いています。当事業所の利用者の療育手帳保持者の割合は9割を超えます。ですが今年度の報酬改定で事業所の収入は減産されています。療育手帳の有無で支援の必要性が判断されることではないと思いますが、軽度の発達障害の児童を中心にしている事業所と、強度行動障害の認定児童を多数抱えている児童と一緒に捉えている報酬改定には憤りしかありません。報酬改定が行われる前年度で区分2の事業所では、個別サポート加算①の児童が半数いると報酬が上がる試算になります。区分1の事業所は、人員を手厚く配置していたところは大幅な減収になります。今回の報酬改定は、重度の方や、強度行動障害を抱える児童の支援を切り捨てにつながるような改正だと感じます。
- 当方、個別サポート加算の概念を充分理解した上で、的を得た支援を行おうと、区役所へ指標判定の内訳を問い合わせたが、区役所からは「個人情報守秘義務により開示が難しい」という返答をいただいた。保護者に伺おうにも個別サポート加算が一体何なのか、また、どの項目がどのように該当しているのか等の理解に至っていない事から保護者サイドからの聴き取りが難しい。保護者の同意を得られれば行政から開示が可能程度の導線は実装していただければありがたい。
- 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでて、こちらから保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。
- 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでて、こちらから

保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。

- 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでて、こちらから保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。
- 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでて、こちらから保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。
- 判定基準が不明である。身体に障害がある児童は、ケースに応じた加算という想定であると思われるが、相当するサービスを行っていない場合、結果的に報酬算定ができないが、個別サポート加算対象児童と同等かそれ以上の支援を実態としては行っている。
- 判定基準は5領域11項目の指標に基づいてとありますが、実際に対象児と対象外のお子さんを受け入れている中で判定基準に疑問を感じざるを得ない状況です。対象外のお子さんに関しても、利用事業所からの情報提供や不服申し立てにも応じない姿勢にも疑問を感じました。
- 判定結果が公表されないのでどういう基準で判定されたかが不明瞭である。
- 評価の基準があいまいで、捉え方がはっきり行政から指導がないため、保護者が分からないでいます。就労や受験に影響があると思われる保護者もあり、判断に苦慮しています。0.1.2の評価表の基準では、当てはまらず正確性をかけてしまい、事業所によって、差異が生じていると感じています。相談事業所によって、記載の認識がまちまちなので、利用児童で記入の仕方が、違ってきます。サポート加算はとても改善あれたいと考えておりますが、評価の基準が正確でないため検討が望まれます。
- 弊社では、本アンケート対象の事業所の他、複数の事業所を運営していますが、各事業所に共通している印象として児童発達支援に比べ放課後等デイサービスでの個別サポート加算の付与が進んでいないことと、加算決定基準の曖昧さを感じさせられます。未就学児に対しては障がい程度に関わらずほとんどの児童に対して加算が付与されている一方、就学児童に関しては通常級に在籍し障がい程度が比較的軽微で身辺自立などもある程度確立している児童に対して個別サポートが付与されていたり障がい明確で、養護学校や特別支援級に在籍し支援に特別な配慮が求められる児童なのに個別サポート加算が付与されていなかったりと、加算決定基準に関して疑問を感じる人が多いので、見直しにより客観的で公正な判断を希望します。せめて、療育手帳をもっていたり特別支援級に在籍している児童に対しては、個別サポートを付与すべきではないかと思います。

- 保護者が一人で記入してしまうケースがあるので必ず事業所と一緒に相談して記入するようにして欲しい。目に見える問題行動(他害、奇声、不適切な行動)は無いので個別サポート加算Iに該当はしなくても、活動に対して不安を感じて活動に入ることができないために職員が一人かかりっきりになってしまうケースもあり、調査票だけでは測れないと感じてしまいます。
- 保護者に児童の「できるできない」の判断をさせることに疑問を感じている。児童発達と放課後等デイでの基準が違い、児童発達は多くの利用者が該当し、放課後等デイの利用者には該当者がほとんどいない、ということが起きている。保護者の判断によるためか、該当すると思った児童に加算が付かず、該当しないと思っていた児童に加算が付く、という状況が見られる。
- 保護者の個別サポートの理解は得られにくい。支援は手厚くしているが算定できない児童が多数いる。
- 保護者の方が聞き取りの際、困っていないと回答されていますが、実際、デイを利用の際、1対1対応でないで支援できない利用者の方がおられます。家庭では、TV、DVD、タブレット、携帯を見せていることでおとなしくしていることが出来るので、保護者の方からすれば手がかからないという評価に至っているのだと思います。デイサービスでは、療育や質が求められているので、様々な課題、訓練等を実施していますが、集団生活の場で手がかからないというようなことは、ほとんどありません。反対に、軽度の障害でも(手帳の発行がない、精神手帳のみ等)個別サポート加算Iが付いている方もいらっしゃいます。(自力で学校に通えている。ほとんど支援の必要がない…等)しかし、保護者の方の回答なので…と保護者の意見で決定されています。事業所への問い合わせはいまだに1回もありません。判定に納得がいかず、問い合わせを何回かさせてもらいましたが、相談員を通して、「サポート加算をつけたがる事業所の〇〇さんだと言われているから気をつけた方がいいよ」と言われたことがあるので、それ以来連絡はしていません。必要な利用者に加算が付かず、必用のない利用者に加算が付いているのが現状です。
- 保護者様への個別サポート加算の説明が不十分です。指標該当児の時も保護者様への説明不十分で業者側への問い合わせが多くありましたが、皆様「何だかよくわからない」が一言目でした。国が新しい制度を設けているのはわかりますが、サービスを使う側の方々が把握していなければ全く意味がありません。そこは役所の方等がしっかり皆様にご理解いただけるよう働きかけが必要です。現在大変不十分に感じています。業者に丸投げしすぎていると感じております。また、調査の仕方にも問題があると感じております。回答IVの2(2)で答えました通り、聞き取りの仕方が対応する方によりかなりバラつきがあり、ましてや出来る出来ないかの2択の聞き方ではしっかりとした調査とは言えません。口頭聞き取りだったとのことで保護者様はその調査(質問)の内容が書面で欲しいとのお声もありました。(もちろん解説付きで)また、家だところだけだと外(サービス利用場所)もしくは学校だところだった場合の答え方そしてそのケースの反映させ方を明確にして欲しいとのご意見もありました。やはりサービス利用する為の加算なので家の状態だけでの調査だと疑問視されるケースがあるようです。こういったアンケート調査を行うということは改善してい

ただけると信じております。

- 放デイから保護者に対して、個別サポート加算1に該当しているのではないかとはいえにくいですが。排泄の介助など、サポート加算がなくても当たり前にしてもらえるものだと思っている保護者の方に、加算手続きを勧めたら加算がないとしてもらえませんか？と質問がありました。加算がなくても介助も支援ももちろんしますが。障害程度が重度でははいお子さんにも自傷行為、パニックの対応、トイレ介助、大声奇声の対応は強いられます。障害受容されていない保護者の方は、「こどもってそんなもの」と認識されており説明すること自体に難しさがあります。初めて受給者証を申請する時に障害程度に関係なく、サポート加算ⅠⅡについての説明を自治体でお願いしたいと感じています。
- 放デイの場合、保護者の意向での決定である為、加算を拒む保護者がいたりする為、現実、サポートしている児童でも加算が取れていません。決定基準の変更求む。
- 放課後等デイサービスにおいて人員として換算される保育士や教員、精神保健福祉士や社会福祉士は児童と関わることや活動準備等について知識はあるが、排泄の介助パニック時の対応等に関しては実状現場で戦力になるまでに数年間要する。しかし、障害福祉関係で数年勤務してきた介護福祉士は即戦力になるが配置基準の中に入っていないことに関して厚労省は無知と言わざるをえない。介護福祉士イコール高齢者（介護保険）という間違った考えを役人が修正していく必要があると思う。居宅介護事業に関しても、高齢者と障害児者は分けて考えなければいけないということに早く気づいていただけないものか。高齢者（介護保険）分野で働いている方々ですら低賃金といわれているにも関わらず、障害分野で働いている人間は報酬単位が下がったことでさらに低賃金になり、辞めていく人材があとを絶たない。この現状を理解してほしいものである。
- 放課後等デイサービスへの聞き取りが全くないため、対象となりそうな児童がいても調査を行える状況でもなく、かといって保護者に訴えることも出来ず、他害や飛び出しがありマンツーマンで対応している児童でもそのまま次の更新を待つ事しか出来ない現状です。
- 本制度に関して、行政から保護者への説明が不十分であり当事業所に通所するほぼ全ての保護者が内容を把握しておらず、保護者から事業所に質問がきており、その都度、説明対応に時間をとられた。まず新しい制度を始めるのであれば当事者の保護者には制度の大枠だけでも保護者が理解できるよう説明をしてほしい。それに加え、保護者からの意見では、行政は、児童への面談等を行わず、保護者への電話での聞き取りのみで決定するケースが多く、保護者に対して本制度の聞き取りであることも伝えずに聞き取りを行われた為、真剣に対応せずに「はい。はい。」と言われたことに流すように返答してしまった（本来は保護者も真剣に対応してほしいが、、、）との意見が多くあった。また、基本的な価値観として、障がい受容が不十分な保護者に対して聞き取りのみを行っ

たところで、自身の子供の出来ないところには目をつぶる（認めない）、また、出来ていないことも出来ていると思いたいという心境が働くことが多くあり、正確な決定がくだされているとは考えにくく、ましてや事業所等の意見や申し立ては受け付けられないという行政のスタンスは、真に保護者や障害児に寄り添っているとは考えにくく、疑問を感じざるを得ない。

- 本制度に関して、行政から保護者への説明が不十分であり当事業所に通所するほぼ全ての保護者が内容を把握しておらず、保護者から事業所に質問がきており、その都度、説明対応に時間をとられた。まず新しい制度を始めるのであれば当事者の保護者には制度の大枠だけでも保護者が理解できるよう説明をしてほしい。それに加え、保護者からの意見では、行政は、児童への面談等を行わず、保護者への電話での聞き取りのみで決定するケースが多く、保護者に対して本制度の聞き取りであることも伝えずに聞き取りを行われた為、真剣に対応せずに「はい。はい。」と言われたことに流すように返答してしまった（本来は保護者も真剣に対応してほしいが、、）との意見が多くあった。また、基本的な価値観として、障がい受容が不十分な保護者に対して聞き取りのみを行ったところで、自身の子供の出来ないところには目をつぶる（認めない）、また、出来ていないことも出来ていると思いたいという心境が働くことが多くあり、正確な決定がくだされているとは考えにくく、ましてや事業所等の意見や申し立ては受け付けられないという行政のスタンスは、真に保護者や障害児に寄り添っているとは考えにくく、疑問を感じざるを得ない。
- 本制度に関して、行政から保護者への説明が不十分であり当事業所に通所するほぼ全ての保護者が内容を把握しておらず、保護者から事業所に質問がきており、その都度、説明対応に時間をとられた。まず新しい制度を始めるのであれば当事者の保護者には制度の大枠だけでも保護者が理解できるよう説明をしてほしい。それに加え、保護者からの意見では、行政は、児童への面談等を行わず、保護者への電話での聞き取りのみで決定するケースが多く、保護者に対して本制度の聞き取りであることも伝えずに聞き取りを行われた為、真剣に対応せずに「はい。はい。」と言われたことに流すように返答してしまった（本来は保護者も真剣に対応してほしいが、、）との意見が多くあった。また、基本的な価値観として、障がい受容が不十分な保護者に対して聞き取りのみを行ったところで、自身の子供の出来ないところには目をつぶる（認めない）、また、出来ていないことも出来ていると思いたいという心境が働くことが多くあり、正確な決定がくだされているとは考えにくく、ましてや事業所等の意見や申し立ては受け付けられないという行政のスタンスは、真に保護者や障害児に寄り添っているとは考えにくく、疑問を感じざるを得ない。
- 本来個別サポートが付く必要がない子に対して付いているケースも目立つ。例えば、双子で通っている児童で、一人は知的障害もあり付く必要があるが、一人はほぼ定型発達なのに加算が付いていて、ひとくくりになされているケースがある。また、ほとんどがセルフプランのため正確な発達検査などが行われておらず、受給者証が更新されているのが目立つ。個別サポートに関するだけでなく、受給者証の支給決定にも疑問を感じるケースがある。デイサービスを卒業する意味でも発達検査を行い、必要無けれ

ば更新できないなど、返納制度があっても良いのでは、と考えることがあります。

- 未就学児（児童発達）と小学生以上（放課後等デイ）でこの加算に該当する基準が異なっているのが何故か分かりません。
- 未就学児のサポート加算Ⅰの基準が分かりにくく、評価をしたところによって該当になったり、なっていなかったりするため、そこが分かりにくかった。
- 明らかに必要と感じる児童が対象となっていないケースが多くある。しかし、こちらから保護者に対してどのように打診してよいか、伝え方に悩む。保護者によっては伝えることにより、不快に思われる保護者がいることが想定される。
- 幼児までは、ほぼ全員が加算対象になるような基準なので、幼児までは全員を対象にすればいいのではないか。あるいは年長児だけ、調査を行ったらいいいのではないか。
- 幼児期の子どもさんは当然、危険認知も難しく、大人のサポートは必要。5領域11項目のスコアを保護者の方に聞き取りをするのはとてもしんどい内容だった。特に3歳未満児の発達を考えると、項目の内容があっていないように、感じられた。障害受容のされていないかたが児童発達支援事業にやっと足を踏み入れた時点で、この質問をするのは配慮がなさすぎると感じた。この加算があることは確かに職員配置の充実にもつながるが、加算ではなく、単価の上乗せでやるべきと思う。今回、京都市はこの対応に右往左往した感がある。事業所として、短期間に加算の国の提示が遅すぎるので仕方なかったと思うが、国もそこを考えて発信すべきではないか。また、相談支援事業で学童のサポート加算をみていて、当然ついていい状態の知的のこどもさんが加算が付いていなかった。保護者がかくと家の状況になることが多い。集団では大変な姿を出していても家では見えない子供もいる。
- 様式第13号の内容がなぜ「行動援護」と一緒なのか疑問がある。療育手帳をもらっているのに個別サポートはなしというのもおかしいと思っている。療育手帳の更新も検査等をして発行されているわけなのでそれを基準としてほしいと思う。支援する側としては個別サポート加算に該当しなかったとしても支援が必要で利用している（課題がもちろんある）児童がいる。だが言い方は悪いが個別サポートに該当しないのであれば支援が不必要、自宅または児童館等での対応を充実させてもいいのでは？と思う。
- 利用時間が長時間になる場合、個別サポートの対象となる児童の支援は、完全に職員が一人つきっきりになるケースがあります。個別対応で1時間ずつの支援をしているデイと比べると、労力が割りに合わないという思いもあります。「支援時間に応じて加算額も増やす」などあれば嬉しいです。また、個別サポート加算は、保護者の方が受給者証の更新の時に、よく分からないままアンケートに適当に答えてしまっている傾向が強いのと思います。また、他のデイでの調査で、あきらかに必要ないのについていると思われるケースもあります。相談支援員さんにおいては、「それは放デイで調査することであって、うちは全く関係ありません」とおっしゃる方もいらっしゃいます。制度的には関係ないかもしれませんが、支援の連携を図るうえでは相談支援員さんも含めて調査を

	<p>すべきだとも思います。実際に保護者の方にしっかり聞き取りをして出した結果でサポート加算がついても、次回の更新の時に自治体の窓口で簡単な調査のみに終わり、サポート加算が外れてしまったこともありました。こちらからの働きかけが大切なのは理解していますが、自治体の窓口でも「放課後等デイサービスなどでちゃんと調査をしてもらってください」のように勧めていただけると、とても助かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 療育の充実のために使いたい。 ● 令和3年4月から対象となるはずの児が、4月からは加算が付かず、「次の更新の時期に合わせて行う」となったため、その間の加算分の報酬が不足していると感じる。
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ● (地域名)では、指標該当が初めて導入された時から、判定の仕方が職員によってまちまちで、保護者は判定されている事すら知らない方が大多数であった。判定時には判定の用紙を隠して実施し、制度の説明などはされていなかった。そのため、事業所で制度の説明会を行い、子どもの問題行動の回数を聞かれているのではなく、支援の量を着かえている事を説明した。しかし、保護者によっては「該当にならなかつたら事業所を使えない」と役所職員に話をする方もいたという。また、「(事業所名)に通っていると色々できる事が増えました」と、支援があるからこそできる事が増えているのだが、「できる」と答えたが為該当から外れる子どももいた。その都度、保護者には説明し、もう一度判定してもらおうようお願いしてきた。今年度の判定の留意事項が発出されたことにより保護者にも渡し、判定時にはこの用紙を見ながら役所職員と一緒に行ってほしいと保護者をお願いをした。当事業所は全国放課後連にも所属し、制度について学ぶ機会もあるが、他事業所によっては制度自体の学びも少なく保護者の意思を尊重している事業所もあるようです。 ● (現状)福島市は、誕生月で受給者証を更新するシステムをとっている。そのため、4月より利用している児童で個別サポートI加算対象であっても、誕生月を迎えるまで対象とならない。3月生まれの利用児は1年間対象とならないことになってしまっている。しかし、他の市町村は4月に加算対象児は全員認定された。(要望)福島市についても他の市町村同様、今年度は初年度なので、4月より利用している児童で加算対象児であれば4月にさかのぼって認定していただきたい。 ● 「ケアニーズの高い障害児」をどう判定するかが大きな問題。「行動」の特徴のみで判断し、子どもの「支援の必要度」を明らかにするものになっていないのではないかと。また、障害受容ができていない保護者にとって、子どもの「できなさ」をつきつけられて辛くなってしまうのではないかと心配がある。 ● 「指標該当」や「個別サポート」の言葉に過敏になる保護者がいるため、言葉を換えてほしい。 ● 「就学児サポート調査」というのを今回のアンケートを回答するにあたり、初めてみたものである。これまでの指標該当もそうで

あるが、この個別サポート加算Iの判定基準については、市町村によってばらつきがあるのではと感じています。

- 4の質問に対して基本報酬が下がったことにより、収入は大幅な減少となりました。何をどうやったら体制を手厚く、充実、充当できるのでしょうか。しっかりとした説明をお願いいたします。
- 4月下旬に唐突に連絡を受け、未だ趣旨や基準がわからないままスタートした感があります。他の事業も同様でした。
- 8月の利用人数ですが、夏休みも含んでいるためいつもと利用児や利用頻度が違います。当事業所では、個別サポート対象の方がいらっしやらないため、記載できない項目が多くありました。
- ADHDの特性を持つお子さんの判断がつきにくいと感じます。コミュニケーションのところなど表出の場面をとらえるのに慣れている場所でも支援が必要な場合があります。しかし、2にする程でもないで判断に困ります。目的から反れるのか、否か判断しかねますが、睡眠や思春期の支援（気持ちの部分、体の変化等）や集団でのかかわり、就労支援等もあるといいと思います。
- ADLが自立していても、子供の場合、精神上で行動の妨げになることが多く、そこに支援を多く必要とします。
- ADL全介助の児童と行動関連項目該当児童とでは実際に介護にかかる「手間の時間」が大きく異なる為、同じ加算ではないと考えられる。行動関連項目該当児童に対しては、適切な行動や理解力の向上が図れるように手厚い支援を実施するが、頑張れば頑張るほど、個別サポート加算Iの対象から外れることとなり人員の加配が難しくなる。
- ASDの方や知的に高い方も共存し、それぞれに必要なサービス提供、各々に合っていると判断する療育サービスの提供を実施している中、個別サポートが付いているから手厚くしない、手厚くするというサービスにはならない。ASDの方で、知的に高い方にも、個別サポートの加算要件を満たす事項があるけれど、一部介助なのか、全介助なのか、その頻度は？という選択では要件を見たくないこともある。
- お子さんの様子や支援が必要なところをきちんと保護者と確認しあえるので良いと思います。
- この児童は加算がとれるのではと思う児童が何人かいたが、その点数の指標をはっきりさせていただきたい。
- コミュニケーション等、項目の1つに該当するだけでも、学校や地域で生きづらさ困り感を持っている子もたくさんいる。何点以上が特に支援が必要という評価をする必要あるのか疑問に感じる。1人1人に課題があり、その課題に対して日々サポートをしている事をしっかり評価してほしい。
- これまで、個々の児童に丁寧に接して、それぞれの課題や問題点などを考えながら取り組んで参りましたが、突如個別サポート支援加算が出てきました。これまでの支援は何だったのかと改めて考えさせられます。そんなわけで加算はとっていません。内容に関してもあまり理解ができません。なぜ、数年前の制度ではだめなのかが理解できておりません。実際問題、デイによって質の差

は大きいと思います。質の差で加算があるのはよくわかりますが、個別サポートはどの児童にも当てはまるものであると考えています。それは、障害を持っているからであって、どの子にも等しく個別のサポートが必要です。そのサポートが放課後デイや児童発達支援なのではないでしょうか。自分自身、特別支援学校で20年ほど勤務し、障害については誰よりも的確に理解していると思っています。そしてその経験や知識を現在生かして子供たちに接していますし、後進の指導にあたっています。デイは、子供の将来のためにあると信じています。そんな中、さまざまな加算が生まれては消え、また新しく加算が生まれるを繰り返していることに疑問を抱いております。

- ご利用児童全ての方が、支援学校に通学している。しかし、個別サポート加算Iに該当している児童が少ない。健康面や日常生活動作において、配慮や留意しなければいけないマンツーマン対応の児童もいるが、当てはまる項目がなく、該当になっていない。現状だと、健常児に近い児童や多動等の児童が個別サポートIの対象となっている場合が多いと思われる。その為、明確な判断基準を設定して欲しい。(例) 特別支援学校に通学している児童は個別サポート加算Iの対象となる等。保護者の方からも、相談は無かったが反対に「何でうちの子は加算対象にならないのですか？支援学校にも通っていて身体的にも、コミュニケーションの部分でも介助が必要ですし、発作もあってマンツーマン対応をしていただいているのに。」と話しがあった。しかし、該当する項目がない場合もあり点数も満たない旨等を説明した。
- サポート加算があってもなくても、支援が必要な利用児には手厚い対応をすることを常としてきた。加算の有無で支援の在り方を変化させることは難しい。幼児教育無償化対象の子供以外は、加算がつくことで利用料が上がってしまうため、手がかかるからといって、見直しを訴えることは情動的にしにくい。ただ、指導員を多めに配置している分、報酬改定で単価が下がって運営が厳しくなったため、加算が付くことで人件費に当てることができている。
- サポート加算は、受給者証を発行する自治体の調査員が決定していると思っていたので、仕組みを学んだ方が良いと感じました。申請することが出来るなら、行いたい。
- そもそも、乳幼児期は生活面においても基本的な力を獲得していく段階であり、すべての子どもが対象となると考えられるが、このような選別的な考え方を導入するのではなく、どの子どもにも丁寧な支援ができるように、事業運営費が確保される必要があると思います。同じ園で、重度、軽度というような差別が生まれていくような加算であり、本来なら、加算方式ではなく、乳幼児期の取り組みには保育所のような運営費の考え方が必要だと思います。子どもの権利条約に即して、障害の有無にかかわらず、同じ子どもとしての考え方こそが必要だと思います。
- より支援の必要な児童が個別サポート加算対象でないケースがあることについては、以前から不思議に思うところがありました。

個別サポート加算対象の保護者に、利用開始の際説明をすると、調査票を記入したことを覚えていない保護者がいることも多いので、申請の際にもう少し説明をする必要があるのではないかと思います。

- 加算が入ったことがありがたいが、現実には職員1人の賃金にも満たないことが多い。最低賃金×時間数(児童が過ごす)分の単位は必要ではないか。また、学校休業日でも、単位数が同じなので、不公平さを感じる。
- 加算における調査内容に対して、保護者からの確認および同意を得る作業については、「できないこと」を1つずつ確認される保護者の気持ちを考えると胸が痛みました。事業所を利用している子どもたちは、なにかしら個別のサポートを必要とする子どもたちなので、加算対象か否かは関係なく日々できる限りのサポートをしているつもりです。できれば調査など必要なく、すべての利用児に加算をつけていただきたいというのが正直なねがいです。加算適用の時期についてサポートは、加算の対象か否かで質を変えているわけではないので、令和3年度からの新設加算であれば、受給者証の更新時から適用ではなく、更新時から遡って4月から適用していただきたいです。また、加算を使って職員配置を厚くしたくても、人件費にあてるには大変不安定な財源なので難しさがあります。
- 加算の対象要件がわからない(何を基準にしているのか)加算対象の保護者への説明が不十分(保護者から「これは何ですか?」聞かれることが多かった。加算を取る場合、保護者への了承を得るように書かれていたと思うが、何故、対象児なのか内わからないのに保護者への説明はできないし、承諾を得ることはできるはずがない。個別サポート加算以外にも、国からの報酬改定決定情報が3月末では遅すぎる(4月当初、時間がなく行政も混乱していて受給者証発行時の保護者の聞き取りを参考にしているようだった。事業所も年度末、年度初めは忙しく急な変更で書類提出は事務量が増え負担が大きい)当園は集団での療育を行っている。個別への配慮は行った上で、加算対象児と非対象児を分けて療育することは難しいしできない。障害確定ができていない中で、保護者へできるできないの基準で対象児となった時の保護者の気持ちは傷つくことは想像できる。傷ついたことで子育て不安、悩みから虐待につながるケースが十分に考えられる。
- 加算対象の調査に、保護者だけでなく担当の相談員をはじめ事業所や通っている学校等への聞き取りがもっと必要と思われます。療育手帳A判定を受けている児童や発作等を抱える児童については、それだけの支援がいるということを考慮いただき、加算の対象に含めることと同時に、それだけより多くの職員を配置していることを鑑み、人件費に充当できるよう加算単位や区分等による基本単位の見直しをご検討いただきたいと思います。
- 加算対象の調査に、保護者だけでなく担当の相談員をはじめ事業所や通っている学校等への聞き取りがもっと必要と思われます。療育手帳A判定を受けている児童や発作等を抱える児童については、それだけの支援がいるということを考慮いただき、加算の対

象に含めることと同時に、それだけより多くの職員を配置していることを鑑み、人件費に充当できるよう加算単位や区分等による基本単位の見直しをご検討いただきたいと思います。

- 家庭での聞き取りではなく、学校や放課後等デイサービスへの聞き取り、見学を行って判断を行って頂きたいです。個別での対応が必要な児童に対し、加算対象外になってしまうと加配の職員を配置する事が出来ない事も考えられます。また、保護者の方が個別サポート加算などの認識が低いと思われれます。自治体などから前以て説明を行って頂きたい。
- 外面的に判断されていると思われる。見えない障害に対して配慮して欲しい。
- 各市町村役所の調査員が、保護者様から聞き取った内容だけで個別サポート1について決定する事は難しいと考える。
- 各市町村役所の調査員が保護者様から聞き取った内容だけで個別サポートIについて決定する事は難しいと考える。
- 基準は示されているが、加算対象になると思われる児が該当していないこともあり、判定基準が曖昧であるように思う。
- 基準を明確にしてほしい。結局、個別サポート加算Iがついていなくてもその利用者の特性に合わせた体制で対応している。
- 基本的には、個別的なサポートが必要な児童がこのような福祉サービスをご利用になると思うので、全員に個別サポート加算があるべきだと思います。当事業所では、個別サポート加算がついているお子さんも、ついていないお子さんも、区別することなく等しくサービスを提供しています。実際のところ完全に個別対応というわけではないので、サービスを区別することも難しいです。そのため、現段階では、加算を頂いている方と頂いていない方は料金的に不平等感が生まれてしまっています。このようなことを防ぐためにも、受給者証を申請する段階で全員に加算をつけるような仕組みになるのが、一番良いのではないかと思います。加算が必要であれば、保護者に伝えて申請に来てもらうよう行政から話がありましたが、児童発達支援は「福祉サービス」ではありますが、「療育施設」「保護者の拠り所」という要素も大いにあるため、支援を行っているこちらからそのような加算のお話はお伝えしにくい、という現状があります。他の市外のお住まいの方で、4月時点で加算がついていなかったが、のちに加算がついた受給者証が行政から送られてきたケースもありました。このように、再度見直しをしていただき対応をしていただけることを望みます。
- 強度行動障害の対象になっている児童が個別サポート加算の対象にならないケースがあることに疑問を感じる。自治体に問い合わせるとそういうケースが稀にあるとの回答であったが、個別サポートの項目を再度確認すると対象ケースである児童がいた。強度行動障害対象が個別サポート加算の対象にならないケースをご提示いただきたいと思います。
- 区分表記と個別サポート表記による違いがわかりません。もう少し詳しい説明などがあると助かります。
- 経営的に大きく影響を及ぼす報酬改定を、直前まで知らせずに変更されると、事業を継続できなくなることを認識の上、検討頂きたい。軽度な利用者を選別してサービス提供することを抑制する意味で、障がいの軽重により給付額に差をつけることには賛成で

あるが、個別サポートⅠの適用は、令和2年度報酬の改悪をごまかすような制度である。

- 決定手続きがある事、制度が変わる事について行政から利用者への説明(お知らせの手紙等)を行って欲しい。
- 現在の指標該当基準では手厚いサポートを必要とする児童を全て網羅するのはむづかしい。強度行動障害者やその予備軍以外にもかなり多くの行動障害者がいたり、衝動的に他害が発生する障害児も少なくない。又、保護者の尺度がまちまちで、全ての保護者が的確な回答を出せていないように思う。もっと、放課後等デイサービスなどの支援現場からの声を参考にすべき。
- 現場では、基準が曖昧で、このお子さんに個別サポート加算Ⅰがついて、絶対に必要なお子さんについていないことなど不思議なことがあります。
- 個別サポートⅠのチェック項目は、重度の自閉の特性がある利用者に対してのものである。実際には、それ以外の利用者で、個別対応を求められるケースも多く、個別サポート対象を広げて欲しいと考える。
- 個別サポートⅠを算定するまでの点数には至らないが、不適切な行動が見られる児童がいます。そのような児童に手厚く支援を行っていけるような算定方法になれば、より職員配置を多くできるのでご検討をお願いしたいです。
- 個別サポートが必要な児童は職員を常に1名以上配置し対応しなければ支援できないが、今の点数では新たに1名雇用できる点数ではない。最低賃金でサービス提供時間に払える賃金分の点数を付けて欲しい。
- 個別サポートが必要な児童や生徒は、現在の状況よりももっと多く存在するように思う。もっと、相談員に周知して、事業所が対応しやすいように制度を考えていただきたいと思います
- 個別サポートに書かれていた内容のことは対応しておりましたので、そこに加算されたことがとてもありがたいです。生活スキルはまだまだ確立途中でありますので今後もしっかりと対応していきたいと思います。
- 個別サポートの決定がどのようにどこでされているのかが見えてこない。個別サポートがついていない場合、どこに異議を唱えればいいのかかわからない。行政が判断した結果と現場の支援の違いを誰に伝えればいいのかわかりません。相談支援員がどこまで理解しているか？何の連絡もない相談員や計画書が送られてこないことも多々あります。相談支援員との連携がとれていないことに問題があるのではないのでしょうか？
- 個別サポートの判断基準に沿ってキチンと対応をしてほしい。お子様が利用している事業所への聞き取りがほとんどないのが現状。
- 個別サポート加算Ⅰについては、各自自治体で調査をして頂き受給者証に表示されている状況で、加算の有無については各自自治体で差が激しいと思われる。
- 個別サポート加算Ⅰに関してではないのですが、個別サポート加算Ⅱについて、保護者様の同意を得ることができないため、加算

をとることは出来ておりません。

- 個別サポート加算Ⅰに対しての基準が分かりにくい
- 個別サポート加算Ⅰの算出の経緯に至ったデータ（検査結果？）等あれば共有をいただきたいです
- 個別サポート加算Ⅰの判定基準での意見ではないが、発達障がい特性によっては衝動性などが強くでており児童指導員数人が対応しなければいけないケース場面が多々あるにもかかわらず加算もないので指導員の増員もできず、対応困難となる。そういった児童の受け入れ先がなくなって、家族も相談員も悩み困っている現実をしっかりとサポートできる仕組みを考えてほしい。
- 個別サポート加算Ⅰを含め、処遇改善もそうですが、全体的に加算が少ないと思います。世の中の流れと反して加算改正をされましたが、最低賃金の引き上げ加算が下がるといったような形ですと、存続もままならなくなる状態であると思います。事業所の売り上げが下がれば職員の確保も難しくなり、なおかつ品質に問題が生じてくる形となると思います。（品質とは、職員のレベル療育のサービス）いろいろな意見を並べるときりがないのですが、真面目に療育施設として遂行している従業員をこれ以上苦しめたくないの正直なところです。児童の支援はもとより、保護者のケア学校市役所と連携して弊社は邁進しています。それに反した事業所もあるでしょうが、ひとつのくくりで一緒にしないでほしいと思います。
- 個別サポート加算Ⅰを取得するには、鹿児島市においては、受給者証申請時に市の窓口で5領域 11項目の聞き取り調査が行われています。調査の内容自体が、「〇〇ができるできない」を聞かれ、特に生活面以外の質問においては、「自分や他人の身体を叩いたり傷つける行為又は器物破損行為」「強いこだわり多動パニック」「睡眠障害又は食事排泄に係る不適切行動」といった項目があります。これらの項目は、「できなさ」「問題行動」へ注目した項目であるため、それを突きつけられる親たちにとっては、子どものがんばっていることや子どもの育ちの姿よりも、「だめな部分」や将来への不安を抱いてしまうようです。また、事業所側も、子育てを前向きに支える役割とは真逆のことを提示しなければなりません。特に、気づきの支援から児童発達支援（以下療育と表記）の利用が始まっている段階の低年齢児の親は、障害理解や受容もまだまだ先の段階です。そこに上記のような質問項目は不安を抱かせるだけになりかねません。そもそも乳幼児期ほどの子も一様に丁寧な支援を必要としています。そしてまた、問題行動も私たちは、子どもの“発達要求”であると、保護者にお伝えしています。「行動」の特徴に偏った項目での支援の必要性のなど図れるとは思えませんし、子どもの成長を願い療育に通っている親の心情に寄り添った内容であるとは到底思えません。例えば、多動で目が離せない等、小集団療育の中で個別に配慮の必要があるお子さんや低年齢のお子さんに、より手厚い支援を行うために人員配置基準の見直しをしていただきたいと思います（例えば、保育園の0歳児は3対1であるので、同様の発達段階であるお子さんの集団は、同じ人員配置基準にする。また、加配職員への加算という考えではなく、子どもの実態に合わせた人員配置の基準をつくり、

その段階に応じて基本報酬体系をつくるなど)。また、手厚い支援が必要なお子さんは、毎日の生活とあそびが保障されることが必要です。毎日通園への基本報酬単価を引き上げるなど、強く改善をお願いしたいと思います。療育の場は、子どもの発達支援と親への家族支援をする施設として、集団生活を安心しておくれること長時間安心してお友だちや先生と過ごせる場であることなどは欠かせない支援です。個別のリハビリテーションとしての訓練型の児童発達支援とは、生活やあそびや集団生活を送る場とは全く別物としての人員配置や報酬単価、加算の見直しを強く強く求めます。『子どもの最善の利益の保障』に基づいた見直しがなされることを願います。最後に、子どもの成長発達には環境の中で育っていくものです。生活やあそび、コミュニケーションの力が豊かに育つためには必ず集団が必要です。すべての子どもに集団を保障しなければならないのに、個別支援だけが一人歩きしている今の療育の在り方は、子どもにとっては集団の中で育つ権利を保障されていないことにつながるのではないのでしょうか。そもそも子どもは社会的な存在です。個人の契約自己負担に頼る応益負担のしくみそのものが「子ども支援家族支援」の視点からみてふさわしいとは思えません。すべてに子どもに丁寧な療育を平等に手渡していきたいものです。そうできないのは、子どもの発達の問題ではなく社会的な問題であると思います。

- 個別サポート加算 I 対象児童の基準が分からない。
- 個別サポート加算がついているからと、個別サポート加算がついていない子との対応や支援についての変化はない。人員も個別サポート加算がついているから増やしているのではなく、必要な支援がいきわたるために体制を作っている。やはり、個別に対する加算ではなく、事業所単位での加算に戻してほしい。また、加算対象になるための聞き取りが実際に対応や支援を行っている事業所、利用計画等を作成している相談支援事業の意見が反映されないままに決定がおりるのは違うのではないか。実際に子どもの姿をみておらず、たった15項目程度の内容をその場の聞き取っただけでどこまでわかるのか疑問である。支援を実際に行っている事業所のことを考えた制度づくりを行ってほしい。
- 個別サポート加算に関して、保護者がどのくらい理解しているのか不明。更新時に市役所(支所)担当者は、どのように保護者に説明して聞き取りを行っているのか？一度交付された受給者証を申し立てて“加算対象にならなかった児童”の保護者に対し、事業所が説明し理解を得られないケースの場合はどうすればよいか？
- 個別サポート加算の基準がよくわかりません。ADHD（主に注意欠陥等）や自閉症スペクトラム等の外面では障害が見えにくい児童の支援は大変難しい。
- 個別サポート加算の決定は保護者のみでなく現場の様子や利用児の様子も聞き取りをして頂きたいです。
- 個別サポート加算の決定手続きは保護者が調査票を記入し提出する形式をとっている。現段階で、個別サポート加算対象者と実際

支援にあたる中でサポートが必要と思われる利用児に違いは感じられないが、家庭での様子と集団の中での様子に違いがある場合は、決定のたびに再調査を依頼する必要があるので、事業所での様子確認の対応もあればよいのではないかと思う。

- 個別サポート加算を算定するにあたり、どのような対応が必要かが分かりづらい。個別支援計画や他記録等に、個別サポートに対する内容を記載するようにはしているが、どの程度の内容が必要なのか、詳細がわからない。
- 個別サポート加算制度は非常に事業者としてはありがたい制度です。但し、強度の ADHD やてんかんなど人材配置を厚くする必要がある利用希望者も多くいらっしゃいます。加算制度がないと、受け入れに躊躇する事業者があると感じています。
- 個別サポート加算対象となった場合の保護者様への説明が事業所との所見の相違がある為伝え辛い部分がある（保護者さん所見からの調査表で対象となる場合はスムーズだとは思いますが保護者さんと事業所の所見が違う場合は誤解を招いてしまったり受け取り方も様々である為、説明が難しい場合がある）
- 個別サポート加算対象になっている児童生徒については、従前から手厚いサポートが必要であったため、特に支援に変更はなかった。
- 個別サポート加算対象者は行政で決定しているので、どのような手続きを行っているのかわかっていない。行政から説明されるとわかりやすいのではないかと思う。
- 個別に加算がつくという点で、昨年度までに比べて公平感がある。*マンツーマンに近い形での支援に対する加算としては、評価が低すぎると考える。
- 個別対応電話相談を行った
- 行政の担当ケースワーカーによって子ども状況理解の違いが大きい。特に保護者の話しに重点を当てすぎると実態との乖離が生じる可能性が高い。子どもの状況を直接観察し、関わる中で判断することが大切。決定後に事業所側と調整することで、変更などを行ってほしい。また、加算額としてはもっと大幅に図学すべきである。
- 行動障害のある児童生徒への配慮が必要。指標該当の付いていない行動障害の強い児童生徒への特別なサポート加算の体制を整えてほしい。自傷他害、奇声を発する、多動を持つ子に関しては受け入れるだけ損するイメージです。施設見学にきた保護者からも敬遠されがちで、利用児童もその子たちの行動で嫌になり事業所をやめていく。行動障害の強い利用者一人に職員一人がとられるのは事業所の負担になる。そして個別サポートの加算もつかない事が多い。近年、学習特化やプログラミング学習、原則自力通所を掲げ、行動障害のある児童生徒のこなさそうな事業所づくりが増えてきているのも気になります。放課後等デイサービス事業は報酬単価も下がり、厳しい状態です。手のかからない子どもを集めて、少ない職員で対応しないと売り上げにつながらない現状も、

こういった児童生徒が敬遠されがちな理由の一つかと思います。心暖かく、できる限り行動障害の児童生徒も受け入れやすくなるような個別サポート加算になってほしいと思います。私の事業所は行動障害の強い子も受け入れています、人件費の問題等が課題で経営が大変です。

- 今回のアンケートで、個別サポート加算について、事業所からも問い合わせ等ができるような印象を持つが、現実問題、相談員の考え方のように感じている。事業所からの申請が可能であれば自治体にも周知していただきたい。
- 市では受給者証の更新の時に、個別サポート加算Ⅰが新たにつけられているようなので、誰が個別サポート加算対象なのか全員が把握しきれていないが、現時点では、加算がついている子がこういった基準で対象となったのか、ついていない子がなぜ対象とならなかったのか、事業所側には問い合わせがなかった。対象とならなかった子の中に、加算がつくといいと思われる子がいるが、それを今後どうしていったらいいのか方法がよくわからない。
- 市町村によって、判断基準が違うような気がする。
- 市町村によって対応が異なることについて疑問を感じる。また、受給者証に突然「個別サポート加算」とプリントされたため疑問に思う保護者も多く、説明するのに苦慮した。中には自分の子だけ何か特別な支援がいるくらい悪い状況なのか、と解釈する保護者もいた。それでも「個別サポートⅠ」はまだ説明できるが、「個別サポートⅡ」はさらに説明に苦慮すると感じる（現在対象はいないが。）
- 指標では、周りや本人の困り感を考慮しておらず、客観的事実のみで判断している。極限までパニックになる行動のみ記載しており、状況や周りに影響があり個別に対応しないとイケない現状を鑑みていない。様々な現状で、スタッフの個別的な支援が必須の行動や言動もあることを考慮してほしい。
- 支援の難易度を図る基準が、知的障がいや身体障がいの方を対象にしている聞き取り内容であることに疑問を抱いています。知的障がいを持たないASDの方への支援は、目には見えない相手の思考の特性を読み取る技術が求められ、それはASDの特性を知っているというレベルでは、十分は支援がなされることはないと考えています。知的障がいがないが故に、その思考の中にあるASDの特性を無視されることも少なくないのではないのでしょうか。現状の評価では、質の高い支援を受けている児童は落ち着いているので、個別サポートに該当しないが、適切な支援を受けていない児童は、事業所や家庭で状態が悪いので、個別サポートに該当するといった現状が起きていてもおかしくないのでは。利用される方に十分で適切な支援を、と考えるのであれば、事業所がどれだけ障がい特性を理解し、専門性の高い支援をしているかを図っていただきたい。
- 支給決定される前に、もう少し直接支援にあたっている事業所の見解も含んだ上で支給決定されればよいと思う。保護者は、個別

- サポート加算Iがどのような場合につくかなどの認識はなく、家庭という手厚い状況でできるできないの判断を自治体に伝えるが、事業所内では家庭のような手厚い支援は難しく、家庭での状況とは異なっているため、そういったところの配慮はお願いしたい。
- 肢体不自由児は一部介助であっても全介助以上にケアの量と質を求められることがあり、食事排泄入浴移動が3つ全介助であることが要件になることが理解できない。また、発達の支援により一部でもできる部分が増えることで加算が取れなくなることに矛盾を感じる。加えて、知的に低い肢体不自由児は行動の障がいによる点数も低い場合がある。以上のことから身体的ケアに専門性が求められる実情と合わなくなる恐れがあると考えます。
 - 事業所としては報酬が増額したためよかったが、子どもに対しては「支援が大変な子ども」とレッテル貼りをしてしまうかのようなイメージがある。子どもの必要とする支援は何かというところからの出発の方が望ましいように思える。
 - 事業所にも聞き取りをして欲しい
 - 事業所側への聞き取り調査も行ってほしい。
 - 事業所内で就学時サポート調査など行った場合該当する判断した場合市に問い合わせを行った。市からは保護者が児童状況が一番わかっている、事業所は事業所でしか児童の行動はわかっていない。市は適正に保護者から聞き取り行っているのでは、問題はないとの回答を得た。勉強になりました！
 - 事業所内で他害がひどい児童に対しての再調査を依頼しても、再調査とはなったものの判定は変わらなかった。家庭で過ごすのと集団でのせいかつにはもちろん違いがある中、家庭での状況を優先して判定が下りるようではデイのためのサポートとはいえないのではと疑問を感じる。実際サポート加算とならなかった児童が来る日には通常より職員を多く配置、整備している中サポート加算が受けられていない状況に疑問を感じる。また、判定項目にかんしても曖昧さや、極端さがある。指標にないところのしんどさがあるためそういったしんどさを書く項目を増やし判定の判断材料としてもらえたらと思います。また調査する人によって判定の可否に差が出ると思えます。今回判定がおりた子より、更に他害や問題行動のある児童が判定おりないという事があったため、療育手帳の判定を元にサポート加算体制を整えていただけると、主旨に沿った制度となるかと思えます。
 - 児童との直接面接を行い適正な判断をしていただく。
 - 児童はその環境ごとの顔があり、一つの環境だけでの判断では気付けられない事もたくさんあると考えられる。放デイは集団の中での活動が多く、家庭とは環境が違う。集団行動故に発生する問題、必要なサポートもあると考える為、利用事業所や学校等の意見も踏まえ総合的な判断をお願いしたいです。
 - 児童発達支援での個別サポート加算で、10月に3歳になったばかりの児童で対象にならない児童がいたので、調査票を用いて保護

者への確認を行い提出しました。まだ結果はきていませんが、適切な児童に加算がつけられるといいと思っています。

- 児童発達支援のお子さんに関しては全員対象になる内容だと思います。
- 児童発達支援のご利用者様に関しては、1名を除いて個別サポート加算（I）の対象となっております。調査票を見る限りでは、就学前のお子様で対象にならない方は非常に少ないのではないかと感じました。
- 児童発達支援の方の基準は、療育に通っている児童であれば全員が該当するような内容であり、調査自体必要なのか疑問。一方、放デイの方は明らかに手厚い支援が必要と感じる児童でも該当しないことがあり、調査内容が現場に即していないと感じる。また、上記で回答したように再申請を行った児童が出ており、そのたびに保護者への説明や書類作成等の業務が発生。更に再申請までの期間によっては取得できたはずの加算が取得できず、事業所にとっての不利益を被る為、憤りを感じる。
- 児童発達支援を行っている小集団（弊園）では、保育園よりも人手が必要です。なぜなら、食事、着脱、基本的な生活習慣すべてを集団で行うことで、本児が分かりやすく理解できるように手厚く配置しております。それを個別や〇〇特化型等で同様に、サポート加算を付けられることが分かりません。障害療育に必要なことは、基本的な支援と生活習慣を身につけることです。その中で、プラスアルファ課題やプログラム、季節に応じた対応等を取り入れることにより、本児が無理なく療育を行うことが基本とされていることで個別サポートをつけることは分かります。だからと言って個別や特化型短時間1時間も満たない（1時間と言いながら40分しか行わない個別療育）他施設併用しても、その本児に加算がついてるのだから、個別サポート加算が付くというのは、きちんと行っているところとして違うのではと感じます。それならば、児童発達支援も保育園と同様に手厚くしている施設はそれないのサポート支援をお願いしたい。児童発達支援は放課後等デイとは異なり、設備や保育士や支援ができる方を配置しなければ児童への支援ができません。私は、生きていくうえで基本的なことを支援をしていくことが今後の児童発達支援に求められると感じます。また個別のあり方についても考える必要もあると思います。個別こそ、医療連携チームを必要とするサポートを作ることを増やし、療育のあり方を支援していくべきだと思います。なぜなら、個別では基本的な生活習慣を教えていないので、食事や着脱、衛生管理についても必要とせずに療育を行うことがあるからです。（医師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の方はおむつ交換はしませんよね？保育士はやるんですよ。その辺り考えて欲しい）小集団は、基本人員配置よりもさらに人材を手厚くしているため、本児に基本的な生活習慣を緩やかに支援ができるのです。特性がある児童が穏やかに過ごすことができるようしている為です。また、小集団では幼稚園、保育園を退会させられる家庭が多いため、児童発達支援に通園する児童が年々増えています。幼稚園や保育園でできない集団でも、小集団ではできる子どもたちです。手厚くするとはそういう意味を込めています。そこから、小学校に入学しても何ら問題はありませんでした。弊園は親御さん支援も手厚くしており、困り事などがあると相談を行っております。個別サポートとはそ

ういうところではないのでしょうか？一人ひとり加算付くこともありますが、それとは別なサポート加算もつけていくことを望みます。

- 児童発達支援児童には取得できているので妥当だと思われるが、放課後等デイサービスの児童で、支援、補助は基本必要な児童に対しても加算がつかなかった。事業所に対しての聞き取りも全くなく、自治体から決定してからの連絡だったので納得がいかない。実際に支援している事業所にも現状の聞き取り調査を行ってほしい。
- 自事業所は、言語の遅れに関する未就学児の利用の割合が多く、おむつを着用している児童が多くいます。排泄に関する解除だけではなく、手洗い、衣類の着脱、日常生活を営む上での必要な行為全般を指導員が児童に行っています。それに伴うトイレトレーニング等も療育の一環と思っているので、今年度の個別サポート加算は事業所として業務上必要だと感じています。また、報酬が増えることによって療育の教材や教本を購入することができています
- 自治体からの説明があまりなく、自分たちで調べて行うことが多かった。
- 自治体から保護者への説明が不十分であると感じている。
- 自治体で受給者証が切り替わるとき（誕生日）から個別サポート加算をしても良いという地域があります。加算対象かな？と思っても受給者証の切り替わるときでないのだめだよ。と言われました。自治体で考え方が違うので困るが対応していくしかないです。
- 自治体によってはA判定の子はほとんど個別サポート加算Iに該当するのに自治体が違えばほとんどの子がいとうしないというのはおかしい。
- 自治体によって違いすぎます。「できない」で評価されるので、保護者の思いとして、いいように評価したいという思いがある。事業所で、いろんな支援をしてやっとできるようになっているのに、それが評価されない。「できない」や障害の重さだけではなく、支援の必要性で判断するものではなかったのか
- 自治体や自治体の対応職員等により、地域によって対象者の増減が顕著にならないように、適切な基準であるか適宜見直しをお願いしたい。また、自治体に申し出た事業者が極端に対象児が多くなっていないかも数値的に確認可能かと思えるので、自治体で徹底した管理も合わせて必要と考えられる。
- 質問にありませんでしたが、事業所所見では対象外と思われる児童が対象になっているケースもあります。判定基準の不明確さが最も気になります。
- 実際に、個別サポート加算の有無でサービスが変わるわけではないと思う。どのお子さまに対しても必要な支援を検討し、行っている中で、より質の高い支援を提供するための、スタッフの処遇を賄えない現実がある。サポート加算については、その一つに過

ぎないのではないのでしょうか。専門職員を入れるかどうかよりも、現在従事しているスタッフの士気をいかに高め、支援の質の向上につなげるかがとても大切であると思います。残念ながら、決して専門スタッフを入れる事だけが質の向上になっているとは到底考えられません。

- 実質的に難しいとは考えていますが、現状に合った制度の導入を行っていただけるとありがたいと感じています。実際に感じているのは、行政の方での人員不足。色々と頑張らせていただいていると感じていますが、実際調査等調査員目で何度か見てもらったりしていないのに、その日その時の状態だけで判断されてしまっている。と感じています。もちろん日々の成長があり対象から外れる子も居ますが、「この子が外れるの！」という場合があります。導入前の期間が短かったのでは？と思います。
- 手帳がない、診断のみの場合は軽度に見られがちではあるが、実際には苦しんでいることも多いです。支援級や支援学校には該当しない、普通学級ではついていけないといった狭間の子どもたちは、軽度と判断されるが実際には個別について学習支援や「適切な」コミュニケーションを習得する必要があるため個別指導に近くなります。福祉的介助だけが指導員の仕事ではなく、教育的介助が必要な「軽度」と言われることで適切な支援を受けることが出来なくなってきていることに不安を感じています。「軽度」と言われている子どもたちのみを集め、事業所として「報酬」を受け取っているだけの施設があることからこうした基準を設けているのも納得はする反面、こうした制度になってしまっている狭間の「発達障害児」が「障害者」とならないための適切な指導や支援を受けることができるような仕組み作り、制度作りを考えてほしいと感じてしまう個別サポート加算でもあると感じています。発達障害についてはこうした診断や判断は難しいと思うのですが、基準を設けなくてはいけないと思うのですが、「重度」「軽度」は障害の度合いではなく、生きづらさの度合いとして見ていくと違ってくると思います。
- 受給者証の給付決定を受けている幼児児童は何らかの困難さがあって給付を受けていると考えられるので、加算という形ではなく基本報酬に組み込んでも良いのではないかと感じる。保護者が自治体主管課に行き調査を申し込んでも、対応する職員によって結果が違った例もあり、それに対して保護者が事業所に問い合わせたり、来所して調査票の記入に対し相談してまた自治体主管課に提出に行くという、何重の手間になり保護者の負担が多かったと感じる。
- 受給者証の更新時に個別サポート加算1が外された、事を知った時は少々驚いた。最初に児童に対して調査を行ったのは事業所であるのに、その事業所の意見も聞かずの変更決定だった。さらに言えば、変更にも異論があれば再調査できることについても、注意を促して欲しかった。
- 受給者証更新のタイミングで個別サポート加算対象と思われる児童が外れることがあります。保護者へ市の方でどのような聞き取りが行われたか確認すると簡単なものでこれで大丈夫なのかなと思う事があった等の意見が聞かれました。

- 就学時期は発達のスピードがそれぞれに違い、問題となる行動の様相も時間の経過とともに変化するにも関わらず、個別サポートの判定に関してはその発達段階の実態を反映していないことが多く見受けられます。医療機関などからの客観的かつ合理的な判断基準に加えて、支援の現場からの意見なども参考に実態に即した判定をするシステムづくりと柔軟な体制づくりをしていただきたいです。
- 重症心身障害児に該当しないが、手厚い支援が必要な子ども達により多く算定してもらいたい。一方で同じ個別サポート加算Ⅰの中でも必要な支援の度合いは全く違う。身体的には重症心身障害児に該当する子どもでも、知的機能が比較的保たれている場合は個別サポート加算Ⅰで当事業所は対応しているが、行うケアの内容は重症心身障害児も個別サポート加算も全く違いはない。ケアに必要な人材も変わらずである。(例：移乗は必ず二人介助、移動はバギーのみ、飲食も完全介助等)医療ケア部門については新たな加算等が創設され、徐々に整っていくのであろうが、通常の放デイでは受け入れが困難な身体障害のある子どもを、加算Ⅰがついたからと言ってそれで良しとするのは適切なケアを行う点において不足であると言わざるを得ない。そういった子ども達は重症心身障害児対応型の放デイでは重症心身障害児の認定が無いため利用を断られ、一般の放デイはケアが多すぎて活動への参加が困難となり、利用しても放置されている現状がある。もちろん、知的に最重度で身体障害は一切ない…という場合も想定されるため、身体障害の重度児にだけ焦点をあてれば良いわけではないと思うが、必要な心身のケアという点においては重度の身体障害がある子どもを重症心身障害児対応型の事業所が気持ちよく受け入れられる環境が、現状の制度の中では必要であると思われる。
- 上記でもふれたが、聞き取りの仕方によってどうにでも変わるが為に、加算を認めたくない方の視点で見ると点数は下がる。私自身行政側で、高齢者の方の調査員をしていたが、調査員によってばらつきがあるのも否めなかった。医師の判断を中に組み込めば、ある程度は公平に近づくのではないかと思う。また、これほど該当者が少ないのであれば、制度としては？がつき、手間をとるだけで、費用対効果分析も行った方が良く思う。
- 上述のように、今回の改定で新しい名称で加算がつくようになったことぐらいしか知らないです。何故この子はそうなり、何故あの子はそうではないのか？等その根拠となるものがどこにあるのかもよく分かりません。アンケートを見て、事業所に相談等があるのだと初めて知りました。
- 常に個別でのサポートや支援が必要な状態であっても、自治体の調査での保護者の回答によって加算対象にならない。こちらから保護者に対して指摘がしにくいケースが多い。
- 神経質なお家族が多く、再調査や該当した際に不快感で苦情などになり得る、また、該当した際に、手続き等、ご家族の負担が生じるため、再調査の依頼をしにくい。

- 全介助でも、一部介助でも、どちらも個別に対応せざるを得ない事かと思う。報酬単価が下がった中で、より手厚い支援を設けるための加算なのかな？と考えていますが、加算の有無を問わず、個々に必要と感じる支援を行っている為、可能であるならば報酬をあげていただき、支援に還元するように努めたいです。
- 相変わらず、人員の要件や手続きが分かりにくい。報酬単価が低い。
- 対象となるお子さんでも市町村によって支給開始時期が異なる。入園時から支給開始の市もあれば、受給者証更新時期から開始の市もある。
- 対象になるであろう子どもが対象にならず、対象外であろうの子どもが対象になるケースもある。指標の検討及び調査方法も改善が必要だと思う。事業所の意見も大切だと思うが、事業所のレベルで見立てが変わることもあり、本当に難しいと思います。とりまとめして頂きありがとうございました。
- 対象児のことをもっと把握して調査してほしい。調査の際に保護者の意見だけではなく、必ず通っている学校や事業所の意見の聞き取りを行ってほしい。通っている事業所が複数ある場合は、全ての事業所に聞き取りを行ってほしい。
- 調査対象時期の8月以降、受給者証の更新時に個別サポート加算I対象と思われる児が対象から外れていることがありました。その際、サポート調査を用いて保護者に再度聞き取りを行い、変更申請を提出しました。市からの聞き取り内容について保護者に確認したところ、かなり簡単な内容であったようでした。また、保護者によっては、市からの聞き取りの意義を理解しておらず、児の今後（就学など）に不利益がないようにと出来ないことを隠している例もありました。調査の意義を理解し、スムーズに対象者を判定するには、事業所から聞き取りを中心にした方が良いのではないかと感じました。サポート調査は未就学児に関してはほぼ対象となる内容だと思います。全員を加算対象としても良いのではないのでしょうか。就学児のサポート調査に関しては、未就学児とは逆にかなり対象者が限られます。対象者とならないケースでもかなり支援を必要とすることがあります（自傷や他害のない多動、学習障害など）。もう少し対象を広げても良いのではないかと感じます。
- 通所受給者証に個別サポート加算Iの記載がない利用者で、実際には個別サポートIに該当する児童がいる時の申請方法を詳しく知りたい。
- 通常学級在籍の児童が加算対象になっているのに、特別支援学校在籍で身辺整理等に支援が必要な児童が対象になっていないので、決定の仕方を見直して頂きたいです。
- 当施設は主たる対象を重症心身障害児者としており、個別サポート加算は非該当となっております。
- 当事業所の放課後等デイでは前年度までの児童指導員等加配加算IIの対象となっており、登録児童の60%が重度の障害を抱えてい

ます。昨年度の児童指導員等加配加算Ⅱの加算額は年間500万円程度であり、今年度は、改正によって児童指導員等加配加算Ⅱが個別サポート加算に変わったと考えておりますが、年間100万円程度にしかならず、職員削減を考えざるを得ない状況です。やはり軽度の児童より配置を厚くしたいところ、あまりにも極端な減額に落胆しております。他事業所は分かりませんが、重度児を抱える事業所が少なくなるのではと危惧しております。再度検討をして、個別サポート加算が配置加算の役割を果たせるような金額になるようにしていただきたいと切に願っています。

- 当事業所は児発放デイ合わせて5名の重心対象型となっており、個別サポート加算の対象外となっている。複数事業所を使う場合、重心型でない事業所が使われる場合もあり、その場合は個別サポートⅠの記載がある方もいる。
- 当方のご利用されている利用者（児童）の保護者様の殆どが、個別サポートⅠ等の意味を把握しておられないのが現状です。又把握されている保護者様の中で、「うちの子供はサポートを受ける様な子供ではありませんと抵抗を示される方もいらっしゃいます。深く説明等が今後必要になってくると感じました。
- 日常生活動作について介助の必要がない場合には、合計点数が低く出るため個別サポートⅠに該当しない場合が多いが、そういった日常生活動作に問題のないが故に（自力で行動できるが故に）、他害や粗暴行為のあるお子さんに対しては職員の特別の配慮、手厚い支援が必要になる。沈静化が困難なパニックが起こると職人何名かが付きっきりにならざるを得なかったり、他害や粗暴行為の多いお子さんからは目が離せなかったりするが、そういったお子さんに個別サポートⅠはつきづらくなっている。また、強度行動障害の判定も、上記のような該当するのではないかと思われるお子さんでも判定されていないことが多いため、個別サポート加算と同じく、もう少し判定の方法や基準を検討して頂きたい。
- 乳幼児サポート調査を用いて聞き取りをする際、乳幼児の保護者にとっては、調査票に書かれている文言がまだ子の実態を受け止めきれない段階にいる方々が多いため厳しいのではと感じました。
- 年度当初よりさかのぼって適用される市町村と、サービス更新月に適用される市町村とがあり、加算額に大きな差が出ている。
- 平成30年の報酬改定で「区分1」の事業所となり、高い報酬をいただくのなら専門的な支援をするべきだと考え、全職員専門職で揃えて支援を行ってきた。たった3年間で報酬体系が大きく変更され、揃えた専門職の人件費が支払えないほどの減収を強いられている。個別サポート加算Ⅰの報酬が1000円というのはあまりにも少なすぎることに、Ⅱのケースは簡単に判定がおりないことから支援度の高い児童が通所している当事業所のような元区分1事業所はコロナウィルスの影響もあり、早くも運営の危機を迎えている。先月、元区分1の事業所が廃業になった。強度行動障害をもつ児童の受け入れ先はなかなかみつからないようだった。当事業所にも強度行動障害児が3割弱通所しており、事業所の存続に頭を悩ませている。個別サポート加算、強度行動障害児加算

が令和6年の報酬改正でも継続されるのならば単位の増加を見直してほしいと考えている。

- 保護者、学校、デイ、医療など、それぞれの場所と児童との関係性や関わり方、関わる支援者の主観など、その場その場で違ってくるので、それを判断する相談員も含めて、どれが本来の児童の本質部分かというのを、誰もが納得するように「加算あり」「加算なし」を決定するというのは難しいのではないか。
- 保護者がみる児童の様子とデイサービスがみる様子は違うことが多い。デイで、支援をしていて加算が必要と申請したならば、速やかに聞き取り調査をしていただきたい。
- 保護者が子どもの障がいを受け入れ又は気づかなければ子どもの最善の利益を保障することにはならないと思われる。また、児童発達支援では、自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取りを行っているもようであるが、保護者の気持ちを踏まえつつ、子どもの最善の利益を保障する観点で対応することが、子どもの生涯にわたる生活に影響を与えることについて心して対応することが重要と思われる。事業者は、個別サポート加算の対象者であってもなくても、その子どもの最善の利益を保障する観点で対応することが望まれる。子どもにとって有益と思われる生涯にわたる支援や資源について保護者との共有に向けて、子どもとその家庭を取り巻く環境にも配慮しつつ支援を継続することが重要と思われる。一方、制度の面では、個別サポート加算の目的を達成するための一定の指針（ミニマム）を示すことも必要と思われる。
- 保護者が評価をする場合、主観評価のため、実際の児童の状態と結果に乖離があると感じる。
- 保護者に個別サポートについての話をすると「わからない」「聞かれていない」と答える人が多いです。もう少し丁寧に説明、調査をして頂けるとありがたいです。
- 保護者の調査のみではなく、必ず事業所にも調査を実施して頂きたい。また、児童と面識のある職員に調査をお願いしたい。
- 保護者の方のお子さんの家庭での様子を自治体窓口でお伝えする内容で、個別サポート加算Ⅰの決定が更新した受給者証に記載されていますので、受給者証更新時の自治体決定に添っています。
- 保護者や判定機関から見た児童の様子と、終段の中にいる時の児童の様子では、大きな乖離がある為、現場の声を最重視して判断していただきたいです。Ⅳ（3）加算対象にならなかった児童に対して事業所で再調査を行いましたか？となっていますが、事業所で調査できることを知りませんでした。
- 保護者自体、個別サポートについて何か問う事は無い事が多い。無償化対象であると尚更であった。
- 保護者主体の聞き取り中心となっているように思われるが、実際の現場（事業所）からの意見も聞き取って頂きたい。
- 放課後等デイサービスの利用状況をみるかぎり、個別サポート加算(Ⅰ)の該当基準を満たしていると思われるが、加算対象になっ

ていない児童がいる。相談支援員のモニタリングで状況を伝えるもすぐに進展がない。その児童に対して、デイサービス中は常に一人のスタッフが付き添い、トイレは二人で誘導する。送迎中は危険を感じる事が多く、シートベルトを外し運転手がハンドルをとられるような状況もあった。どのような経緯で、個別サポート加算(I)の有無が判断されたのか、適切な支援を行うためにどのような手続きが必要なのか詳しく知りたい。

- 放課後等デイサービスをご利用の児童で強度行動障害の認定の方にはサポート加算Iはだいたい算定できる。衝動性が強い、自分の気持ちの優位性が高いお子さんにはなかなかサポート加算Iができない。しかし、実はその子たちの支援にエネルギーがかかっている状況がある。身辺処理等はある程度できるようになっているため①～④の3つ以上が全介助となることはあまりなく13点以上についても11点等であり、サポート加算に至らない。
- 本来、個別サポート加算Iの対象となる子どもが、児童発達支援を利用するものと考えている。対象とならない子どもに支給決定が下りていることに疑問を感じる。
- 未就学のお子さまへの調査内容については、定型発達のお子さんでも該当するような内容であるため、一律加算対象にして頂く方が調査や保護者様に対する説明の時間が短縮でき、業務負担軽減につながられるかと思えます。
- 未就学児のお子様の支援には元々スタッフがしっかり目を行き届かせたり、個別支援またトイレ介助などで人員が必要となるので、加算制度は非常に有難く思います。
- 面談を含むしっかりとした調査(審査)を行なっていただきたい。
- 役所からも制度や個別加算サポートの説明を保護者から行い、判定票を見せながらしていただきたい。また、この判定で子どもが利用する場所は放課後等デイなので、デイの職員にも聞いて欲しいです。保護者は家の様子しか知りません。放課後等デイと安心できる好きな場所の家庭とは違います。そこを考えて判定を職員にもしてほしいです。
- 幼児の場合は、新規で契約される方については、すでに受給者証発行の時点で、サポート加算がついて発行されているので、手続きをとらなくてよいので、途中から助かった。
- 来年度以降もこの制度の継続を希望します。
- 率直に本来は該当するお子さんが該当していない現状を感じています。上記で記載したように、保護者さんの認識次第で初期申請が進むこと(特にセルフプランの児童発達支援)や、後日に検討申請するハードルの高さ(保護者さんに「ここが苦手だから、このように支援していきます」とは言っても「ここが出来ないから、個別サポートIの加算に該当すると思うので」とは言いづらい)対応としては、相談員さんに助言いただいたよう、モニタリング時に出来るようになったポジティブ面ばかり話すのではなく、支援

	<p>があることによって成立していることも必ず伝えていくようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば保護者が指標判定をする際に、希望的観測により本来の様子よりも低く区分する場合があるように感じる。逆に第三者が児童の事を把握せず高く区分していることもあると思う。難しいのは承知だが、もっと各児童の事をよく知る人がフラットに区分してほしいと強く思う。
<p>特例市・特別区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「なぜこの子には個別サポート加算がつかないんだろう？」と思うことはしばしばあります。逆に「なぜこの子には個別サポートがついているんだろう？」と思うことはあります。 ● 2021年4月からすぐにサポート加算の加算が始まった方々は、簡単な説明書類と加算を表示した受給者証添付用のシールが送付された形になっており、お母様によっては個別サポート加算と言う名称のイメージから「うちの子重いんですか?」「特別に手がかかるといいますか?」とご不安になられていた方がいました。 ● 2021年の法改正以前で区分1の事業所でしたので、児童指導員等加配加算Ⅱまでありましたが、法改正後はその加算がなくなりスタッフを減らさないといけない状況になりました。他の事業所では個別サポート加算の対象ではない子が参加日を減らされたという話も聞きます。本当に必要な人が困らないようにお願いします。 ● 5月に保護者に聞き取りしながら調査票を記入し加算が算定されたケースであっても、受給者証更新時に算定が外れるケースが見られ始めた。セルフプランだけではなく相談支援事業所を利用している利用者の場合もある。事業所で留意事項を参考に丁寧に聞き取りを行い調査表を自治体に再提出することで加算も再度算定されている。何の説明もなく調査票の文言だけを読んで保護者が記入すると対象外になってしまうと思われる。 ● かなり手のかかるお子さんも多く、困難事例や泣いて手の付けられない子供への対応など、職員のスキルアップを図れるような研修など開催していただくと有難いです。 ● ケアニーズが高い児に支援を行い、個別のサポート加算Ⅰがつくことは良かった。実態として、一般事業所で、重心医ケア児が多く通い、必要なグループに看護師が入りケアをしているので、看護師の一定時間の配置になっていないので、報酬単価が上がらない状況で、加算Ⅰでは少ないようにも感じられる。支援状況によってサポート加算Ⅰの点数が変わることや、重心医ケア児＝長時間の預かり利用のモデルで報酬単価が設定されているので、重心医ケア児の短時間利用に応じた看護師配置をしている場合への報酬単価や加算の検討がされると有難く思います。 ● ケアニーズの高い幼児の療育実績を、個別サポート加算Ⅰにより、報酬面で配慮いただけてありがたいと考えています。ただ、当事業所は、いわゆる通園事業ではなく、1時間程度の個別指導を主とした事業をおこなっていますので、ケアニーズの低い児童で

あっても、それなりに別の面での支援の手のかかり具合がありますので、児童によって手をかける量は変わりません（そのような児童に加算を求めているわけではありません）。

- ご家庭のみの聞き取りだと支援内容も違う。事業所の加算なので、事業所にも聞き取りをしてほしい。
- サポート加算1を作ってください、ありがとうございます。やっと認めてもらったようでうれしく思います。
- セルフプランの利用者も多くいるため、保護者が調査票を記入するにあたり、内容をもっとわかりやすいものにして欲しい。【項目1～4】どのような状態が「自立」／「一部介助」／「全介助」であるのか、具体例を記載するなどして欲しい。【項目5】全体的に、具体例をもっとわかりやすく記載して欲しい。7) 読み書き可能なお子さんは確かに多いが、そもそも対象が幼児であるのに、「読み書き」に関する項目があるのはおかしいと思う。読み書きが困難か、という問いに対して保護者が回答し兼ねるのは当然だと思う。
- そもそもセルフプランのママが多いので、しっかりとした実態把握はされていないことが多い。
- そもそもセルフプランのママが多いので、しっかりとした実態把握はされていないことが多い。
- チェック項目の課題は上記のとおりですが、葛飾区の場合は相談支援事業所が区の所管課に提出しているため、放課後等デイサービスでの実態が把握できていないと感ずることがあります。
- どういう算定方法や基準があるのかを知りたい。
- どういった方が個別サポート加算Iの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- もう少し明確にして欲しいです。週に1回ご利用の方の判断が難しいです。
- 以前の指標児や、個別サポート加算は、事業所での行動に対しての評価ではないのでしょうか。子供の評価にあたり事業所での子供の様子を聞かれたり、調査票等を役所から示されたりしたことはありません。子どもたちからの暴力や（パニックや、他害を止めるための行動に対しての）暴言に耐えながら、優しい心で支援している職員たちに申し訳ないと思っています。申請時のサービス利用計画案にはあまりマイナスのことを記載できないこともあり、事業所から役所へ提出する調査表でもあれば、マルチな子供の姿をとらえられるのではないかと思います。
- 一度算定された児童について、受給者証更新で判定が変わった（つかなくなった）人の説明、根拠が不十分に感ずる。
- 加算Iの創設は昨年度までの仕組みに比べ改善されたと評価できるが、加算IIの設定の仕方やIの客観基準が現実的に定まらないまま開始された状況から、熟考した仕組みと感ずられない。収入の多い世帯にとって障害が重いと費用負担も重くなる制度設計にも疑問を感ずる。加えて、事業者側からは支援が奏功して加算がつかなくなるケースもあり得、支援の質向上に影響するとは考え

にくい。該当者が一定数に達したら加配職員を安定して配置できる従前の仕組みと現行の仕組みを選択できるようにするなど更なる改良が求められる。

- 加算対象になる児童、ならない児童の算定結果に疑問を感じる人が多い。調査と現場レベルでの算定にかなり開きがあるように感じる。
- 家庭での過ごしは自由に出来るので問題行動も少ない。集団での活動は時間の制約もあり、問題行動を起こしていても丁寧な対応が難しい事が多々ある。安心、安全で過ごすためには経験や専門知識のあるスタッフの確保や環境の整備など資金も必要になってくるので加算は必要。安易に困り感のある子供として加算を付けたいとは思っていないが、実際の現場では大変な思いをしている。当事業所では個別サポート加算制度改定のタイミングで再調査を行い、自治体主管課に申し入れを行った結果、数名の児童が加算の対象となった。主管課も改定作業で忙しい中対応してくれたが、次回の誕生月に見直すことになった児童もいた。再調査をする期間を設けてから制度の改定を行っても遅くはないと思った。
- 改正前の指標該当もそうですが、判定にばらつきがあると思います。保護者への聞き取りも十分でないように思えます。判断基準を統一させるために療育手帳での評価などが良いのではないのでしょうか。その他必要児童は申請により判定をして欲しいです。
- 該当する児童に加算が付いていないことを不思議に感じていた。事業所から保護者に申し入れることはしにくいと感じている。
- 学校、ご家庭、関係事業所で本人に対する見立て方が異なり、本人の状態を正確に共有しておくことが大切と思っています。しかし、保護者からの報告や申請の仕方、例えば「加算がつくから重く申請したい」「本人の状態を重く見てほしくないから、そういったように報告したくない」などによって本加算の適用の有無に係ってしまっている印象が強く、「この判定はどのような意見や報告によって出されたのか？」と疑問に思ってしまう事がありました。利用児個々に算定されるなどの加算方法についての疑義は特にありませんが、その判定方法に疑問を感じているところです。個別サポート加算がほしいために受け入れは行っても障がい程度の重い子への支援がほとんどできていない（ずっと寝ている、事業所の中にいるだけ、他の子は屋外に行っているのに連れて行かない等）事業所があると多方面から聞いています。本来の制度の目的とは大きく異なるため、加算自体が悪いように活用されてしまうとそのようになるのだと思います。逆にそういった加算が無くなってしまうと職員を手厚くする事ができずに受け入れが困難と言われてしまう子が生じてしまうのだと思います。
- 管轄の自治体のやり方では、「乳幼児等サポート調査」に一つでも○がつけば個別サポートⅠをつけるとのこと。調査票を見れば、就学前の子どもなら○がつくと考えるが、「できる」の基準が家庭によって違うので、チェックをつけず加算もつかない子が数名いる。それに対して、事業所からは、何もできない。また、加算がつかなかった家庭に対して、再度調査票をつけてほしいとお願い

したが、福祉事務所によっては、「必要ない」と却下するところもあり、この加算ができた意味は何なのか、再度、自治体や利用者に周知してほしい個別サポート加算Ⅱに対して、必要と思われる子がいたので、どのような手続きを取ればよいのか自治体に相談したが、わからないとの返答。児童相談所発なのか、事業所発なのか、子ども家庭支援センター発なのか？マニュアルを提示してほしいと思う。

- 元々区分1事業所だったので、マンツーマンで見ている子供が多く、基本報酬が下がってしまっただけに、個別サポート1の加算額では厳しい状況です。
- 現在の対象者（当事業所）はマンツーマンでの対応、集団での生活が不適應など、資源、人が必要な方々ばかりです。しかし一日100単位での、職員体制強化、支援の向上は非合理だと感じております。今後も現指標が維持となるのであればサポート加算の単位を上げることが必要なのではないのでしょうか。でなければ、今後の新規サポート対象者の受け入れは難しくなってくるでしょう。
- 個々の決定に関して不安定さがありますが、自治体も話を聞き、再検討して頂いています。
- 個別サポートが必要な児童には、人件費や設備等のコストがかかるため、運営が厳しくなるか、職員負担が増えるかのどちらかになるので、加算単位数をもっと高くしてもらいたい。
- 個別サポートという制度導入で当社は停滞してしまった。肢体不自由児童が7割近くいます。負担ばかり増えた。
- 個別サポート加算Ⅰがついている児童よりも、困難が多いと思われる児童に算定されていないケースが散見される。
- 個別サポート加算Ⅰがついている児童よりも、困難が多いと思われる児童に算定されていないケースが多い。
- 個別サポート加算Ⅰにつきましては、どのような子どもにつくのかよくわかりません。明確な基準を教えてくださいたいと思います。放課後等デイサービスの事業所が、調査に加われることも知りませんでした。
- 個別サポート加算Ⅰの対象かどうかで利用の可否を判断する事業所が増え、本当に支援が必要な児童が利用しにくくなるのではないかと懸念しています。また、常にスタッフを1人配置する必要がある児童を受け入れる場合、個別サポート加算Ⅰでの算定額とスタッフの人件費が割に合わないため、同様のことが発生すると考えられる。個別サポート加算Ⅰの判定がついていた児童を支援した結果、加算の判定がなくなった場合、事業所はその成果に対して算定が減ることは事業所の支援のやる気を喪失させることになりかねないと思う。成果を出した事業所に対してきちんと評価をもらえる加算（制度）を検討していただきたい。
- 個別サポート加算Ⅰの対象の基準が明確ではない。保護者に対して個別サポート加算Ⅰの対象になる様、再調査のお願いを事業所側からは言いにくいと思います。
- 個別サポート加算Ⅰの判定が出ている児童が利用予定であり、職員を多く配置した時に、体調不良や通院等により利用欠席が行わ

れた場合、欠席時対応加算しか請求できない。事業所としては、利用を前提に職員配置を行っている為、人件費のみ負担がケースが多々あり、安定した職員配置を行うことが難しい点がある。

- 個別サポート加算Ⅰは、障害の重い子を対象とした加算であり、障害が重い子を預かることで加算がつくというものです。言い換えれば、重いお子さんを預かれば預かった分、加算が増えるという仕組みです。これには、様々な問題があります。まずは、子どもに金額を付けているような制度であり、人権を害してしまっている点。障害のある当事者はもちろん、我が子の障害を受け入れることも難しい親に対して、「あなたのお子さんは障害が重い、軽い」と天秤にかけられているような気持ちになる制度では、親子に精神的苦痛を与えかねないものと考えます。同様に、放課後等デイサービスは「子どもの成長」に向けた様々な活動を行っています。障害の重い子も少しずつではあれど成長していき、そこに支援者も喜びを感じています。しかし、成長してできることが増えたら加算は外れてしまい、施設運営は厳しくなってしまいます。そうすると、成長してほしいと思う反面、加算が外れるなら現状をキープできればいいといった本来の目的と反する方向に考えがいつてしまう事業所も出てくるのではないのでしょうか。さらに、問題点は障害の軽い子たちの対応があたかも簡単かのように取り上げられている点も問題です。障害が軽いがゆえに、健常児との違いに気づき、苦しみ、問題行動が激しく出てしまうこともあります。こうした背景から、障害の重さによる加算の判定には問題があるように感じます。また、現行サービスでは誕生日に受給者証の更新を行っており、そこで加算の対象かどうかの判断がなされておりますが、それでは年度途中で給付費が下がることも考えられ、支援者の数を減らすなどの対応が求められてしまいます。これでは、年間通しての安定した施設運営ができません。私たちは、障害の重さに関わらず、子どもたちの成長に寄り添い、ともにその背長を喜び、そして障害を抱えながらも社会に出てのびのびと暮らせるように支援していくことが、放課後等デイサービスのあるべき姿だと思います。そのためには、安定した報酬体制と、手厚い支援体制（人材）が必要不可欠です。制度の抜本的な改正も含め、早急に検討していくべき課題であると考えます。
- 個別サポート加算がなぜついているのかわからない児童がいる一方、職員を配してサポートしている児童に加算がついていないケースもあり、サポート加算の基準が曖昧に感じられる。サポート加算に関して決定機関から相談や意見聞き取りをされたことがないため、どのような基準で決定されているのか理由を知りたいと思うことがあります。
- 個別サポート加算されて、収入の補填に充てられた（人員を基準を超えて配置しているため）加算の判断の調査方法が自治体によって異なる場合があったので、統一された方法があった方がよりの確に判断できると思った。
- 個別サポート加算の対象児童1人1人に人員を配置して対応するには今以上のマンパワーが必要となります。埼玉県は最低賃金は令和3年10月から956円となりました。開所時間に1人のマンパワーを増やすには1日4000円以上は必要となります。現

在の加算の単価でマンパワーを増やすのは難しいと感じます。

- 個別サポート加算児童については、個々のファイルに注意すべき経過の内容などを記入し、職員共有を行っている。
- 個別加算Ⅰがまだ、よくわかっていない。
- 行動関連16項目でのコミュニケーション、説明の理解、対人面の不安緊張集団への不適応に常に支援が必要、ただし他傷、自傷や異食、多動性の行動はないので点数は10点程度で対象にならず、安全に見守っている分には問題ないが、療育を行う際にはマンツーマンでのサポートが必要な児童も少なくない。放課後等デイサービスは療育を提供するサービスとなっているはずなので、集団で療育を行う観点からサポートが必要かどうかという点も考慮される判定基準になってほしい。
- 項目へのチェックが保護者の基準になってしまうと標準値ではなく、主観的な判定になってしまうのではと感じる。
- 今回、虐待で児相と連携をとっている利用児でも母親と一緒に通所している場合には、個別サポート加算Ⅱの対象ではなく個別サポート加算Ⅰの対象になるのではと、市役所から言われたお子さんがいました。放課後等デイサービス利用児の場合、チェック表ではかなりの重いお子さんでないと対象にならないと思われたのですが、虐待によって暴力暴言が事業所内でもあり、手間がかかるお子さんの場合そのような対象になるのかどうかお聞きしたく思いました。
- 今回、対象児童全てに加算算定されることで、必要な投資（教具や人員への補填）が可能となりました。その反面、対象者の評価方法についての的確な基準がないことで、支援者側保護者行政で評価についての相違があったかと思います。また、個別サポート加算を算定した結果、利用者にとってどのような形でサービスとして還元されているか明確にする必要があるかと思います。
- 今回の改正は、私共は重度の方々を70%以上受けやると加算を取っていた事業所であり今更、利用者制限ができず運営が困難となってしまった。全介助の利用者のため職員を常時6名以上上つけているので経営が大変となった。もともと自立できている利用者を集め、職員が3名でも事故が起きないデイはあまり変わらず運営できていると感じている。
- 算定する際に保護者からの回答だけではなく、事業所内での児童の様子も反映されるようになると良い。客観的な意見として参考にして頂ければ…と思っている。
- 子どもの実態をきちんと把握しきれていないとは言い難く、対象児であろうと思われる子どもが対象外となっていることがある。そもそも支援を多く必要とする子どもの人数で加算が左右されるような不安定なものでは運営が安定しないし、子どもの状態が良くなることで対象外となり、加算が減らされるという仕組みそのものが矛盾している。極端に言えば、「子どもに何も支援を行わずに、支援を多く必要とする状態のままであれば加算を減らされずに済む」ということが、事業の目的とはかけ離れたものになっている。

- 市町村によって判定基準が違うことがあるため、統一をして欲しい。埼玉県草加市は保護者申請のみに対応しているため、まずは保護者の方に説得と説明が必要になる。保護者が納得しなければ、加算を算定できない。できたとしても保護者と施設に溝が生じる危険性がある。そもそも個別サポート加算の申請用紙の内容を見て記入しようとしたら、大体の利用者さんが支援が必要に当てはまる。支援の手が必要で、療育的支援が必要な子供達が通う施設のため、個別サポートなどという加算を新設すること事態が間違いである。悪徳な施設を減らす方法なら他にも色々な方法があるのに、なぜ真面目に施設運営をしている施設が苦しめられるのか、理解に苦しむ。
- 指標判定のやり方には自治体ごとに大きな差があり、問題がたくさんあり、変更するべきと思います。学校、家庭、放課後、いろんな観点から子供のことを総合的に判断してほしい。相談支援員や役所の方が各関係機関に聞き取りを行い、保護者の了解をえて判断するなど、するべきと思います。加算の付け方にも問題あり、100単位では人を一時間も雇えません。手厚い人員配置をもっと評価してほしいと思います。
- 事業所として自治体に異議申し立てをしたが、はねのけられた。すぐに同区の発達支援センターに連絡すると「そのお子さんに関しては、うちでも同じ考えです」とのお答えだったので、発達支援センターからも（地域名）に異議申し立てをしてくれるようお願いする。すると、ほどなくして判定が覆された。このようなことは、以前の放課後等デイサービスにおける区分認定の際にも同様の扱いがあった。株式会社が母体のところと、発達支援センターやNPO法人のところへの自治体の扱いがあからさまに違う。（地域名）も（地域名）も共に、事業所への聞き取りはなく、家庭からの調査票の結果のみが判定基準。自治体の方々は、事業所に顔を出すこともなく、お子さんに会ったことも一度もないまま、世間一般という大きな枠の中から、障害児という線引きをし、そこからさらに区分をしていっている印象。個別サポート加算というものの根底に、ソーシャルインクルージョンとは真逆のソーシャルエクスクルージョンの考えがあるように感じる。さらに、（地域名）も（地域名）も、相談支援がまったく機能しておらず、自治体からも「セルフでやってください」と、すすめられるらしく、福祉の流れと全く逆のことになってしまっている。気がついて熱意がある人が、時間を削って「何とかしなければ」と取り組まないと、けっきょく何も変わらない。システムだけはあるが、本来果たすべき役割をはたせていないのが現状。
- 児童によって異なる事は重々承知であるが、個別サポート加算Ⅰの対象に疑問を抱く。補助が必要な児童に指標はつかず、ある程度個人で行える児童に指標が該当している。セルフプランや相談支援事業所を介していると保護者の方や相談支援事業所職員の方の判断になってしまう為、受給者証更新に合わせて実際に通所している事業所への聞き取りも行って欲しい。
- 自治体が保護者との面談等で、個別サポート加算が付いたと思われませんが、なぜ付くようになったのか詳しく説明が聞けたらあり

がたいと思います。保護者もなぜ付いたか分からないといった方もいるので。

- 自治体によって対応方法が異なるため（区から親御様へ聞き取りに事業所へ連絡がある、文書やFAXで依頼が送られてきて説明等無く事業所スタッフが聞き取りを実施するなど）、期日など余裕をもって判定いただいたり、説明があると良いと思いました。この加算が算定されたことに対しては届けている支援を適切に評価いただき、事業運営や支援の質の向上など必要なことに向け取り組みめるとも良い精度だと思います。
- 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取って判定を行っている。保護者が手がかからないと答えても、実際に強度行動障害の対象と認定された利用者もいたので、デイ側や学校側の様子も踏まえて、包括的に判断してもらいたい。
- 重症児対象の事業所であり、個別サポート加算は利用していません。
- 上記にも記載したが、個別サポートⅠによってプラスに働いたことはない。個別サポートⅡのケースは少数だが世の中にあるかもしれないが、適用する為にはハードルが高い。基本条件が厳しく、放デイでは加算できることの方が少ないのでは？今後も個別サポートがあって補填されることよりも、施設として人員を確保し、手厚い支援を行なえるように報酬を人員配置加配加算に当ててほしい。
- 食事介助排泄介助等、個別対応が必要なことも重視していただけたらと思います。
- 新型コロナウイルス感染症対策の中だったこともあり、なかなか相談支援が児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所も含めて連携ができなかったのかと察します。コロナ感染も落ち着いてきたいま、改めて再調査をおこなって見直しをおこなっていただくと前向きに考えます。
- 全保護者に個別サポート加算についての周知して頂けると、良いかと思います。調査をする際にスムーズに進めることができると思います。他児業所で個別サポート加算が算定された児童についての情報を共有することは、難しいのでしょうか？例えば、5月に個別サポート加算が算定されることになったことは、他児業所には更新日がくるまでわからない為、5月の時点でわかった時点で区役所から教えて頂ければ、保護者に同じ調査をしなくてもよくなると思います。
- 相談支援事業所が判断して所管課に提出する方式になっているが、該当と思われる児童は全員対象となっている。
- 調査項目に合わせて判定をした際に、結果として支給決定対象に該当しない児童の中にも、職員が一对一对応する等、個別の配慮が必要な児童も実際は存在している。その要因として、調査項目の点数が全て項目で同じことが挙げられると考えられる。例えば、「大声奇声を出す」と「対人面の不安緊張、集団生活への不適応」を比較すると、最高点数は同一の2点である。経験上、後者の方が圧倒的に環境的配慮や個別対応を必要とすることに繋がるのが考えられる。このように、個別のサポートが必要な状況に

繋がりがやすい行動項目の点数を高め設定する等、調査項目自体の考え方も見直しが必要かと思えます。

- 通所施設の聞き取りや調査も反映してほしい
- 判定事務の負担を考えて事業所や相談支援事業所に資料提出を求めている自治体もある。判定に要する事務的なコストや給付決定に要する時間（支援の開始までに要する時間）はデメリットであり、それを上回る成果が得られる制度にならなければ子どもたちに還元できるものにならない。
- 必ずしもではないが、特別支援学校、支援学級に通っている子たちが加算対象になっている傾向があり、行動に対する手間が評価されているのだろうと理解できます。（分かりやすい）ですが、発達障がいを抱えているお子さんたちの中にも、行動や関わりに大変さ、課題を抱えているケースはけっこうあります。意思是伝えられても適切ではないし、頑なで変更が苦手であったり、説明に伴った行動は出来るけど余計なことをしたり…など、細かな実態の把握とそれを調査票に反映できるシステムが必要かと思えます。正確な対象児童の情報が必要となれば、サービス提供事業所も活用してほしいと思えます。私は喜んで協力します。
- 弊社に対象家庭からは質問などの問い合わせはないのですが、説明納得はされているということですね。
- 保護者の説明と児童の実態がかみあっていない、集団における児童の問題点や課題を保護者が正しく理解できていないことが多いため、実際に相談支援員が児童の様子を確認したり、難しければ電話などで確認したりすることが必要だと思います。
- 保護者の方の調査票の記入だけで加算Ⅰを決めるのではなく、児童の持っている手帳の程度や事業所や相談支援専門員からの聞き取り（調査表の記入。）や事業所で支援を行う上での個別対応の内容など、1人で利用している事業所の各々からの聞き取り（調査表の記入）、
- 報酬改定で出て来たもので今年度開始なのでわからないことが多い⇒誰が何の情報を基に決めているのか？（新宿区はセルフプラン）*そもそも、個別対応が必要なお子さんにつけられているケースが多い。稀に、つけられた経緯がわからないお子さんもいる。
1
- 放課後等デイサービスにおいては保護者のみが調査票を記入するため、本来個別サポート加算対象と思われる児童に限って、個別サポート加算になっていないことが多い。そのため事業所では個別対応が必要とする児童が多い。個別サポート加算の調査の方法として「保護者の見立てと事業所の見立てを合わせて検討する」または「愛の手帳2度～3度の児童には個別サポート加算が付く」などの検討をお願いしたい。また、個別加算調査項目の表現が保護者には受入れできず（認めたくない）躊躇してしまう傾向もある。併せて保護者には個別に個別サポート加算についての説明を行う必要性を感じている。
- 本件加算については、概ね児童の実情を反映して付与されていると感じる。スタート当初は、現状との乖離を自治体主幹課で把握

	<p>し切れいていない事例もあったが、通所事業所からの情報提供等も加味されて、今は改善して頂いていると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明らかに対象だろうと思われる方と、当事業所を利用するに際して、すでに個別サポート加算対象となっている方については、なぜ対象になったのだろうか？と疑問に感じるほど、特に個別に対応すべきではないお子さんもいます。手帳の度数では安易に決められず、実態に沿うなら、少しずつれているような印象も受けます。 ● 令和3年8月時点で、当事業所で個別サポート加算Ⅰの対象になっているのは、言語的コミュニケーションの取れない児童が3名（うち1名は器物破損等の行為あり）、情緒不安定な児童が1名で、1対1対応が必要な場面が多い児童です。加算の設定前から、そのような児童の利用はありましたので、職員配置等は変わっていません。加算が設定されたことで、多少は評価されたのであろうと考えておりますが、人員配置を拡充するには不十分です。また、保護者に負担を求めるのことは疑問を感じます。個別サポート加算Ⅰの支給決定に際しては、実際にサービスを利用してみないと判断できないこともあるのではないのでしょうか。事業所への聞き取りは、1件もありませんでした。また、この調査ではじめて、事業所側から再認定調査の依頼ができることを知りました。自治体から周知されておられません。ある程度の言語的コミュニケーションが可能であるが、対象児童と同程度に1対1対応が必要な児童や、家庭環境により本来なら個別サポート加算Ⅱの対象ではないかと思われる児童も、当事業所を利用しております。攻撃的な行動の見られない児童は、個別対応が必要な時期、場面があっても、見落とされがちではないのでしょうか。すべての児童が同様の負担で、同等の質の高いサービスを受けられるような制度設計を求めます。
一般市	<ul style="list-style-type: none"> ● （地域名）は以前まで診断書もなく、電話の聞き取りや子どもに自治体担当者が会うことなく受給者証が発行されており、デイサービスも障がいのほとんどないような子どもさんを入れ、障がいの重い子どもさんが断られるような状況が続いていた。この加算制度で、障がいの重い本当にサービスが必要な児童にデイサービスのサービスが届くことは期待してる。個別加算サポートⅡのほうで現状とあっていない。ネグレクトの親御さんに代理受領書などでネグレクトの加算を算定しているのがわかってしまう。 ● 「個別サポート加算」については、放課後等デイサービスを通所するにあたって、全通所児童に対して加算を付けて頂きたい。 ● ①受給者証に記載なし令和3年10月末で新規申請者ですが、2名が自分で食事の介助は無で問題なく飲食できるがスタッフ来所児童外出先での他者の飲食物に手を出してしまうので食事中はマンツーマンで対応しています。 ● 1対1での対応場面が多い子どもには加算を付けてほしい ● 2021年8月にご利用者さんに新型コロナウイルス感染者発生のため2週間閉所していました。利用者数は普段の半数程度になっています。 ● 3歳未満児3歳以上児で、5領域11項目の中で、一部介助である項目が1つ以上…で、対象になるということは、利用児の大半

が、排せつ時は、介助をしているので、その判断でいうと、加算対象児の判断基準が、よくわかりません。あと、利用児の保護者が、個別サポート I について、理解していないので、説明が難しいです。

- 4月のスタート時にはサポート対象ではなかった子が、9月になって対象と判断された事例がありました。判定する人によって判断が異なるのは問題かと思えます。もっと判定基準の明確化が必要かと思いました。
- 8月までは個別サポート加算が付いていた利用者様が9月より加算が外れていた。特性は強く他の個別サポート加算が付いている利用者様より個別度が高い児童なのですがなぜ外れたか分からない。現在保護者様の聞き取りの身であるが授業所などの直接支援している場所で調査を行ったほうが良いのではないかと考える。
- オムツを着用し排泄の自立ができていない児や内服は継続しており状態に変化がなく支援者が必ずつかないといけない児が個別サポート加算がなくなったケースあり、市役所に問い合わせたところ、保護者からの話から判断したがギリギリだったと言われた。保護者が家では困ってなくても、障害児は集団生活や社会性に問題があるケースが多いため、学校や事業所での状況も把握したうえで判断して欲しいと思えます。事業者としては、自治体が決定したことに従うしかありません。
- ケアニーズの高い児への個別サポート加算 I は報酬の増加になり大変ありがたい反面、調査項目が児童発達支援の対象である乳幼児にふさわしい内容であるかどうかは疑問ではある。
- このたび個別サポート加算 (I) が配置され、特別支援学校に在籍するお子さんを多数預かっている当事業所では、人員配置に単価が下がった中少し手厚くすることができました。
- コミュニケーションに関することに課題があり、登校拒否などによって学校に居場所がない児童が、唯一の居場所として放課後等デイサービスを利用している場合がある。その場合、ほとんどが個別対応を必要とする時期があり支援者も限られることが多い。しかしながら、日常生活において行動上に著しい行為行動などはみられないために、個別サポート加算 I の対応にはならない、という現状がある。なので、行為行動だけではなく精神面についての項目など追加をしていただきたい。
- コロナ禍で大変な時期でしたが、バタバタしてしまい確認手配が遅れてしまいました。まだ理解出来ていない所があると思えます。話を聞ける機会があれば良いと思えます。
- サポート加算の点数に該当しなくても手厚い支援の必要な子供さんもみえるので、段階別でのサポート加算があれば良いと思えます。
- サポート加算の有無で対応の変化は無い。発達に課題のあるお子さんが利用する事業所であり、サポート加算はおかしいと思う。「手のかからない子どもに手を掛ければ手がかかる」と思っており、一見、集団行動が出来、指示が通るお子さんであっても、そ

これは発達の課題であることが多く、一人ひとりの発達課題に応じた取り組みが必要であると思う。他の事業所では加算によって利用拒否があると聞いた。そもそも発達成長する子どもに判定を行う事がおかしいと思う。また、市町村の判定格差が大きい。もしも判定が避けられない状況があるのならせめて全国統一の判定を行ってほしいと思う。障害の有無や重さの違いによって、子どもの幸せまでも区分される制度であってはならないと思う。

- そもそも重症心身障害児を対象としている放課後等デイサービスでは、個別サポート加算をつけることができません。利用者さんは新しい受給者証が発行されるタイミングで「個別サポート加算」とついている方もいますが、事業所でそれについて対応することは何もありません。重症心身障害児以外を対象とした施設ありきの施策だと思うので、特に興味はありません。
- トイレが漏れた時は、便を触ったり暴れるので職員3人が必要です。個別サポート加算がついたといえど、点数は少ないですが、以前よりは評価されたものとは思いますが。
- どういった方が個別サポート加算Iの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どういった方が個別サポート加算Iの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どういった方が個別サポート加算Iの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どういった方が個別サポート加算Iの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どのような方法、経緯で加算対象（または加算対象外）となったのか不明であり、支給決定に関して事業所の見解に相違がある場合にどのような手続きが必要なのか知りたい。家庭での様子と事業所での様子に違いがある児童も多く、保護者からの聞き取りだけでなく事業所の方で調査票を記入するなど、実情に合った加算となるようにして頂きたい。
- どのように対象者が決定されるかなど詳細について情報が得られない為詳しく知れる機会が欲しい。また、県内の状況（どの程度の割合で対象となっているか）など知りたい。
- バラつきがある（認定調査をする相談員の解釈なのか）
- マニュアルがありそれに沿って事業所、保護者、第三者が共通の理解の共に行う必要があるのではないのでしょうか。家庭、学校、事業所と子ども達の様子は違うと思います。困り感もそれぞれ違うと思いますので、そのことも考慮してほしいです。
- もう少し細分化し、見守りの程度や指示理解などによって区分を分けて欲しい。0歳時と3歳児では、哺乳や離乳食捕食の介助、寝かしつけなど職員の手のかかり方が異なるため、一律での加算設定では不足していると思われる。
- わたしが無知なのだと思いますが、4月から新設されること以外、よくわかっていないまま、始まった感じでした。必死に調べたり、自治体に問い合わせたりしましたが、なんか文の解釈としては…みたいな感じで、それぞれの解釈が違ったら、こちらは罰せ

られるかもしれないのに…と恐怖でした。何をどうして、どういうことを必ずすることが求められるものなのか、もちろん事業所側で考えることは大事ですが、基本は教えてほしいです。それぞれの事業所で、人手が足りない中、たくさんの書類をきっちり作ることを求められているから、そこに必死になっていて、優先順位がわからなくなります。利用者のニーズにこたえるためにも、今まで無料で行っていた支援も加算の対象になることで職員のモチベーションもあがり、支援の質を落とさないためにもありがたいことですが。逆を言えば、そんなに簡単に加算をいただけない方が、真剣にやるということもあると思うのですが、利用児のことを一生懸命考え、支援に取り組んでいると、しんどくなります。。もちろん、保護者の方にはしっかり説明はさせていただきました。はて？という感じの方が多かったですが…

- 以前からスタッフが個別で支援していた人に対して、個別ポート加算Iが付いたので、支援を変えていない。
- 以前の調査票よりも手厚い支援が必要な児童（生徒）に合っていると感じますが、点数を満たしていると聞いていても個別サポート加算の対象ではない方がいて驚きました。
- 衛生面での配慮が必要（マスクができない、唾を吐く、落ちているものを口に入れる、壁を舐めてしまうなど）な場合も要検討項目であると思います。また、事業者側から申告できるような整備や周知がされるとさらにいいと思います。ただし、悪用される恐れもあると思いますので、調査が徹底されることを望みます。コロナ禍では調査のやり方も限られる為、現状は差異があっても仕方ないとも考えています。この制度では決まりと違うのであれば、新たな制度があってもいいとは思いますが、その分どこで財源を削るのかも併せて考える必要もあるかと思えます。手厚いのはありがたいですが、持続可能かどうかも含めて、長く支援をできる体制が整うことを最終的には望みます。
- 何度も書いているが、該当者非該当者の判断に専門性を持たせるなどして、制度を明確にしてほしい。ある自治体では事業所の意見を優先、ある自治体では自治体側の判断が絶対等、自治体ごとの制度への認識に大きな差がある。試験的に導入された制度であり、今後変化を加えながらのものだとは思いますが、検討時にはもう少し想像力を働かせてほしいと切に願う。
- 加算がつくことは事業所としてはありがたいが、対象か非該当かの判断基準が明確ではない。
- 加算が分かりにくいので、研修や資料、フローチャート等でより詳しく学べると助かります。
- 加算なので、何か特別な書類や支援上の補足資料等が必要となるのではないかと不安。
- 加算についてチェックするにあたり、服薬した場合、服薬していない場合、補聴器使用時など具体的な項目があると、チェックする際に書きやすいと思う
- 加算基準について上記で記載した通り、前加算基準に準じた配置がなされている。実際本人を見ると落ち着いているように思われ

るが、それまで様々な支援プロセスを実施した結果であり、その点を考慮して頂けないのが残念である。特にその場ではある程度落ち着いていても違う環境では不安定になりやすい利用者さんであっても加算認定が居りにくい。また加算が出た場合には集団支援が難しい方が多く、その方の場合は個別対応（行動援護）での検討実施を行っており、放デイ単体での恩恵があるのか疑問を感じる。集団支援での支援が難しい方に加算が降りているものの、結果的に人員を必要以上に配置しなければならず、人件費など考えると他の工夫も必要と感じる。

- 加算対象だった利用者の方が、問題行動が調査項目に当てはまらないとして対象から外れるということがある。調査票では、全体的に見て点数が付けられているがバランスよく、調査項目に当てはまれば加算の対象。1つの項目が原因で多くの支援が必要でも、その他の項目が良ければ加算対象外。となっているように思う。個別サポート加算により、重度の方が利用しやすく、質のいいサービス提供を受けるために出来たものと思われるが、法の改正により報酬単価が低くなったり、児童指導員加配加算Ⅱなどの廃止により資格保有者の確保の難しさ等もあり、質の向上は難しいように思う。
- 加算対象と判定される基準が不明と感じている。対象と判定されている児童以上に問題行動がある児童が判定されない事が疑問である。現場の声が反映されていないと思う。
- 加算対象になるのはどのような児童なのか、全く分からない。自治体は基準を示さないし、事業所に調査にも来ない。
- 家庭での様子だけでなく、集団の場での子供の様子も評価に入れて頂きたい
- 我々は通所受給者証に記入してある結果のみを知らされる。個人の状況について自治体からの聞き取りはない。あまりにもという場合には、相談事業所に問い合わせをして、相談事業所から自治体に連絡してもらったことはある。保護者からの聞き取りだけでは、不十分であると感じる。（昨年度までにかかなりの人数、見直しをお願いしたので、今年度については気になるケースはなかった。）児童の場合は、日々様子が変わることもあるので、更新時の見直しが必要であると感じる。その際、変化のあったケースについては、保護者だけでなく、相談事業所や放課後支援に当たっている事業所からの聞き取りもぜひお願いしたい。
- 改正前に比べれば個別サポート加算Ⅰの新設により、現場の人員配置にかかる経費負担はいくらかは補填できるようになった。個別サポート加算Ⅰの該当非該当の判定には疑問がある。明らかに個別対応が必要な児童であっても非該当であることがある。また、保護者への聞き取り調査のみによる判定で、実際にサポートを行う場面での対応の難しさや困り感、個別対応の必要性等は、聞き取りも行われず判定に反映されていない。家庭における児童の姿とサポート場面での児童の姿は情緒行動共に多少なりとも異なることを前提として調査内容や方法を考えていただけると有り難い。非該当児の保護者に対して、申し入れを行ってほしい旨の話をすることや事業所から申し立てを行うにしても保護者に相談が不可欠な事もあり容易ではない。サポート場面では非該当では？と

思われる児童もいる。保護者が調査を以ってサポート加算の判定が行われていることをあまり知らない。

- 各市町村役所のちょうさいんが、保護者様から聞き取った内容だけで個別サポート I について決定する事は難しいと考える。
- 各市町村役所の調査方法が調査員によって、役所によって違う事には疑問を感じる。
- 学校や事業所では、出来る事や出来ない事が違う子も居るので、聞き取りをしっかりと、判定して欲しい。
- 基準を明確にして、保護者に何の目的で、このような加算があるのかをしっかりと説明してほしい。事業所や、相談員から促すことは難しい。支援を必要な児童に、適切な人員を配置するための制度だと思いますので宜しくお願い致します。
- 強いこだわりや他害などの行動等に対して、個別対応をすることや、構造化のための環境づくりをすることが多くあるため、事業所の収入が増えたことは経営の視点でとてもありがたい。スコア表を付ける事で、客観的に本人の様子を見ることができ、見直す機会となった。
- 強度行動障害の加算や指標該当の有無など今までの制度も、事業所の支援に合致していない結果が多くみられた。今回の個別サポート加算も名前が変わっただけで同じ。家庭での様子と事業所の様子が常に同じとは限らないため、事業所にも評価させてほしい。
- 近隣の他事業所との会話の中で、かつては児童発達支援管理責任者がお金でヘッドハントされていき、自事業所が減算を免れないという憂き目に遭い、今回の改正では理学療法士で同じ現象が少なからず起きているという話になる。個別サポート加算に関して言えば「3、」のように行政側が保護者への説明や聞き取り、きちんとしたスケールで判定を行っているのか甚だ疑問を感じる。事業所側がこの手の話を持ち出すと、お金儲けのために言っているように思われそうで伝えることができない。どのような経緯で個別サポート加算ができたのか、それによりどういったメリットや安心感が生まれるのかをしっかりと各ご家庭に説明して頂きたい。
- 区分の時と同様、子供に区別をつける事には賛成出来ない。療育する上ではどの子も一緒である。しかしながら障害の特性やその子自身が持つ性格によっては、周囲の理解が欠かせない。特に特別支援学校に通う児童（小学生は成長過程でもある為）には手厚い支援が必要なので今後もこの制度を継続していくならば、一律に個別サポート加算1を算定することも検討して頂きたい。放課後等デイサービスでは利用者10人に対して支援員2人との基準があるが、国が虐待防止に注力している現状を鑑みると矛盾を感じる。（例えば利用者のトイレ介助に1人がついてしまうと、残りの利用者を支援員1人で見るとか）また自治体主管課が放課後等デイサービスの実状を把握しきれていない事から、事業所への聞き取りにも温度差を感じることもある。
- 軽度の発達障害児の利用者が多いため、加算の対象となる児童はいません。
- 決定する上で保護者はもちろん、事業所側へも対象児童の聞き取りを行なっていただき、加算の決定をしていただきたいです。

- 現在、個別サポートIがどのような判断基準なのかが分かり難いようにも感じています。自事業所においては発語もほとんどなく、行動障がいも見られ、日常生活的に常に支援が必要である児童が対象となっています。療育手帳であればAが重度と判定されるのかとも思っていたのですが、同じ療育手帳の等級でも加算がある児童とない児童がいます。昨年までは加算がなかったので、どうしても個別対応が頻回になる児童に対しての加算はありがたいとは感じています。もう少し判断基準の明確化と、何段階かに分けた報酬単位があればわかりやすいとも感じます。
- 現場のことが全く理解できていない方が作ったことにより、各自治体の担当者が振り回されていると市役所の方が言われてました。
- 現状の基準(ガイドライン)では加算対象から外れてしまうケースでも、家庭基盤の弱さや地域生活上の困り感に助言介入が必要な事例もある。加算対象者と同等かそれ以上の支援度合いだと感じる事もあるので障がい程度ではなく、どのくらいの支援が必要なのかが基準になるような見直しをしてもらえばと思う。
- 個々の児童の状況によって必要な加算だとは思う。(ケースによっては常時マンツーマンになる) 調査票の内容がADLと行動障害に特化されていると思う。(ADLが自立している軽度の自閉症スペクトラムでも困難なケースもある) 聞き取りは計画相談員と市の担当職員が行っているが、事業者が直接その場に関わることはまれ。相談員からの聞き取りはあるが、保護者に実態を理解してもらうのは難しい。調査の中で「出来る」の内容を細分化しないとんでも「できる」になってしまう。明らかに個別サポートが付くと思われるケースなのに付いていないケースと逆に付くことに疑問を持つケースもある。客観的視点と聞き取る方のスキルも必要だと思う。
- 個別サポート(加算)についてご家族の方が知らないことが多い。
- 個別サポート1もさることながら、個別サポート2についても、詳しくしっていききたい
- 個別サポートがつく前から、手厚く支援していたので変わらない。
- 個別サポートの意味は分かりやすく、良いと思います。後は、調査者によって偏りが無いようになつたらより素晴らしいと思います。
- 個別サポートの子どもは、子ども一人に対し職員が一人必ずつかないとならない状況です。その子供たち数名の利用日が重なりますと、他の子どもたちまで手が回らなくなり、人員が不足気味になります。3時間のサービス提供時間の中で、加算点数100では人員を確保できません。加算点数をあげて職員を雇用できるようにして頂きたいです。そうしないと、個別サポート加算の積極的な活用は進まず、重度の障害を持つ子供たちは、ますます居場所が無くなってしまわないでしょうか。
- 個別サポートは良い取り組みだと思う。児童一人にスタッフが一人つかないと受けられない児童は断れる事があり、行き場所がな

くなる状況もあります。そのような児童は特例で別の枠があればいいと思います。

- 個別サポート加算Ⅰについては、保護者問診で市が決める様で、放デイの意見は反映されていません。受給者証の更新時になりますので、半年とかの間算定されない人がおります。
- 個別サポート加算Ⅰが付いた事が受給者証でしか確認が取れない。保護者への聞き取りのみで判断され、どの部分で対象となったのか施設側に何も説明がない為支援の検討が難しい。
- 個別サポート加算Ⅰと判定を受けた利用児に対して、1対1の支援を要している現状があり、加算がもらえることで支援の充実が図れている。
- 個別サポート加算Ⅰについては、算定基準となる指標該当の有無がご家庭判断による判定が多いように思われます。障がいをお持ちの方は、ご家庭で見せる表情、学校等で見せる表情、施設事業所で見せる表情がそれぞれ違うと思いますので、もう少しご家庭以外の関係機関等の所見意見を反映させてもらいたく思います。相談支援事業所をご利用中の保護者の方、また、セルフプランを作成されている保護者の方によって、その点に対する意識にも差があるように思いますし、本来、個別サポート加算Ⅰの算定対象と思われる支援度にも関わらず、算定を受けていない障がい児がいることで、事業所側は加算を算定することが出来ない現状がある。相談支援事業所を利用してサービス提供を受ける…セルフプランを作成してサービス提供を受ける…同じサービス提供を受けることに対して、“差”が生まれてはいけないように思います。その“差”が今後無くなっていくように願います。
- 個別サポート加算Ⅰについては特にはないが、個別サポート加算Ⅱについては、自治体の判断でも可となるよう検討してほしい。
- 個別サポート加算Ⅰに該当しないが「知的に重度」「食事内容の変偏向」等、特別な支援指導技法や理論に基づき支援指導を行った場合の評価が必要であろう。放デイ児における学校の教科学習困難でその理解能力を育てる特別支援を行ったり、外国人母によるバイリンガルによる集団不適應、日本語未取得、誤習得児に対する指導である。自治体職員による保護者聞き取りによる評価では不十分である。
- 個別サポート加算Ⅰに該当しないが「知的に重度」「食事内容の変偏向」等、特別な支援指導技法や理論に基づき支援指導を行った場合の評価が必要であろう。放デイ児における学校の教科学習困難でその理解能力を育てる特別支援を行ったり、外国人母によるバイリンガルによる集団不適應、日本語未習得、誤習得児に対する指導である。自治体職員による保護者聞き取りによる評価では困難である。
- 個別サポート加算Ⅰに該当するかしらないかではなく、どのようなことに困難さやサポートを必要としているのかを明らかにして、そのニーズに合わせた支援を行うことが重要だと思う。そのため、保護者の聞き取りと相談支援の計画作成がリンクすると良いの

ではないかと思う。しかし、支援の手厚さが必要なお子さんについて評価をし、そのことを報酬に反映してくれることは事業所としては大変助かる。事業所としても収入が安定すれば人材の確保や育成を行うことができる。加算対象児童に対して必要かつ適切な支援を提供できているかの評価については、今後の課題ではないかと思われる。

- 個別サポート加算Ⅰに該当するであろう児童がいる旨を自治体へ提出したが変わりがなくもどかしさを感じている。子どもの成長は著しいので、3年ごと程度で再調査、更新があるといいと思う。
- 個別サポート加算Ⅰに関して自治体の判断材料に事業所の意見を反映させて欲しい。自治体によっては、福祉の経費削減を洗面に出してくる所もあり、保護者への威圧的態度をとる所もある。支援が必要なため申請するのであるから、保護者、事業所の要望に寄り添った支給決定がされる事を希望する。
- 個別サポート加算Ⅰに関して自治体の判断材料に事業所の意見を反映させて欲しい。自治体によっては、福祉の経費削減を洗面に出してくる所もあり、保護者への威圧的態度をとる所もある。支援が必要なため申請するのであるから、保護者、事業所の要望に寄り添った支給決定がされる事を希望する。
- 個別サポート加算Ⅰに関して自治体の判断材料に事業所の意見を反映させて欲しい。自治体によっては、福祉の経費削減を洗面に出してくる所もあり、保護者への威圧的態度をとる所もある。支援が必要なため申請するのであるから、保護者、事業所の要望に寄り添った支給決定がされる事を希望する。
- 個別サポート加算Ⅰの決定に関しては、療育手帳の判断基準や、事業所での様子を重視した内容で判断してもらいたい。現状、判断の曖昧さを感じる。
- 個別サポート加算Ⅰの決定に関して児童発達支援の児童は市役所から決定となったことを聞きました。放課後等デイサービスの児童においては、放課後等デイサービス指標該当の児童と強度行動障害の児童についていたのみで、指標該当に相当しない児童についての再調査などなく経過している状態です。指標該当児に関しては受給者証の更新とともに外れてしまい、個別サポート加算も外れました。調査の仕組みがわからず、実際に療育をしている事業所への聞き取りなども判定の参考にしてほしいと感じています。宜しくお願い致します。
- 個別サポート加算Ⅰの指標判定について、判定者からその目的や意味について、保護者への説明が足りていない。目的が変わっているのなら説明する義務が生じるのではないか？
- 個別サポート加算Ⅰの指標判定について、判定者からその目的や意味について、保護者への説明が足りていないように感じる。目的が変わっているのなら説明する義務が生じるのではないか？

- 個別サポート加算Ⅰの制度について勉強不足な点もあります。加算対象となったお子様へ充実した支援を行っていきけるように考えていきたいと思っております。
- 個別サポート加算Ⅰの対象のお子さんが、成長や支援によって落ち着いて生活を送れるようになった場合、加算が外されるのみで、落ち着いて生活を送れるようになったという事への評価はありません。支援に成果が出れば出るほど減収になるというシステムは何とか変えられないでしょうか。
- 個別サポート加算Ⅰの対象者が多い事業所には、何らかの加算が必要だと考えます。職員の頑張りが反映されていないように感じていることが実情です。
- 個別サポート加算Ⅰの判定の手続きや結果および理由について、市役所の担当課から一切の説明がありません。判定の基準や手続き等について、文書等で説明をして欲しい。
- 個別サポート加算Ⅰの有無にかかわらず児童に合わせた支援を提供できるように心掛けている。指標該当児となっているより個別サポート対象児となっている方が保護者が受ける印象は良いのではないかと感じる。
- 個別サポート加算Ⅰは新設されたということもあり、加算対象になっていない児童について問合せをしたが、対象児童の決定手続きについては、自治体主管課職員も十分に理解ができておらず、あいまいな回答であった。情報を収集するなかで、市町村によっても対応が異なるように思われた。加算としては大きい加算となるため、対象児童への支援内容について改めて検討をしているが、その一方で、加算対象になっていない児童（事業所としては対象と思われる）についても同様に支援内容の検討が必要である状況であり、対象児童の決定手続きについて、明確におよび事業所の様子も反映される仕組みの構築がされるとよい。
- 個別サポート加算Ⅰは毎年調査でしょうか
- 個別サポート加算Ⅰ対象者について、算定対象と予想していなかった利用者が算定対象となっているケースが数件ある。自治体主管課職員に確認を行うと、保護者からの聞き取りの結果、算定対象となったとのことであった。どのようなところで算定対象となったのか詳細（1の設問では2点の評価だった等）を把握することが利用者の支援対応に繋がると考えるが、密に連携と情報共有ができていないことが実情である。個別サポート加算Ⅰの対象となった利用者については、特に支援が必要な利用者として認識し、支援にあたるようにしている。
- 個別サポート加算Ⅰがまだよく理解できていないので、どういうものなのか、今度の集団指導の資料などに入れていただけると助かります。
- 個別サポート加算Ⅰに関しては、施設側の判断で自治体に相談し、その加算つけてもらえることは知りませんでしたので、今後は

実際の支援の中で、そういう方がいらっしゃいましたら、自治体に報告させて頂きたいと思います。

- 個別サポート加算Ⅰの利用児については、強度行動障害における自傷行為や他害、トイレの全介助が必要など職員が1人に対して1人以上必要な場合が多いが、現在のサポート加算の単価では職員を増やすことや、機能訓練室の改修の対応がしにくい。
- 個別サポート加算がつくかどうかの段階で、自治体や相談員と対象児童の状態像の確認を行うことが大切である。開始の際に、電話等で、自治体と相談員に何度も児童の状態像について連絡を取りました。自治体の担当者が違ったり、相談員が違ったりすることで、個別サポート加算がつく児童とつかない児童ができる。担当者会議等で、確認し合うことが良いと思います。個別サポート加算がつく事で、より細かな支援内容を検討し、計画書に具体的な支援目標及び支援内容を記載し、職員間で統一した対応を行っている。
- 個別サポート加算が付くことで人員配置やお子様に必要な物品の購入の検討が出来るようになりました。小さな事業所では加算は重要だと思います。
- 個別サポート加算が利用者全員についても月に30万円弱の報酬にしかならず年間でも360万円弱となる。職員を1人雇えば年間でのコストは400万を超える。これでは、いくら加算があったところで今までよりもより手厚くするなんてことは出来ない。そうでなくても全体としては、報酬が下がっているので一気に下げ過ぎないように、調整しているようにしか感じられない。
- 個別サポート加算と療育手帳（たとえばA）の評価を一致させるべきだと思います。
- 個別サポート加算について、全く知識がなく受給者証の更新時、利用者に見せてもらった時に初めて知ったくらいでした。
- 個別サポート加算については、受給者証に該当の有無が記載されているが、どの点で判定されたのかは不明。
- 個別サポート加算について福祉課が理解をしていないのと、本人を理解せずに大半をただ重度の身体障害の方を対象としていること自体が意味をなしていない現状がある。コロナ前から本人の面談を行っていないケースが多いので、指標を用いて判断する体制が取れていないことが問題化と思われる。そして、保護者からの聞き取りのみの判断では、個別サポート加算Ⅰの意味がないと思われる。実際に本人を調査し、保護者や関係機関への聞き取りをして初めて対象となりえるかの判断がされるのが本来の意味かと思えます。その上でどのように療育したらよいか決めて取り組む必要がある。現状はただ新しい加算ができたので、対象基準をこれにしておけばよいと決めて一方的に判断を下しているのでは正しく必要な加算が取れるようにしていくべきではないのか。指標対象児の時同様、福祉課に必要な人員体制と運営ができていないので、今後も同じ状況が続くのかと思われる。
- 個別サポート加算には該当しなくても、例えば職員との関わりを求め、特に何度も質問してくるお子さんなどは、それ相応に人と時間を割いて対応しているケースもあるので、事業所側にとって、正直十分な加算かどうかはよくわからない。ないよりはあった

ほうが良いと思います。

- 個別サポート加算に対する調査をする際は事業所も含め行ってもらいたい。事業所の見解は受け入れてもらえない現状がある
- 個別サポート加算に伴う受給者証の中身についてほとんど知らない保護者が多い。また厚生労働省による「13点規定」を知らず、行政から提供された簡易調査票で判断した相談支援事業所がほとんどで、制度内容が相談支援事業所に徹底されていないことが明らかだった。私たちの指摘で「13点規定」を知った相談支援事業所が複数あった。
- 個別サポート加算の算定条件がわからない。現状は市が調査を行っているのだと思うが、どのような算定条件になっているのか知りたいと思う。
- 個別サポート加算の指標について、もう少し改善が出来たらと思います。
- 個別サポート加算の指標を記入する時に、何歳でおおむね何ができるかの定型発達の例があると記入しやすい。例：5歳児読み書き→ひらがなに興味を持つ自分の名前がなんとなく読める鉛筆を持って文字や形を書くなど学習障害があってできないのか、知的な障害があってできないのか、学習障害の診断がついていないケースもあるので判断が難しい。
- 個別サポート加算の新設は大変助かります。もとより児童の状態増像については個別サポート調査票に類するアセスメントを行い、支援に見合う職員体制（児童1.5人に対し職員1）を確保してきたため、支援体制強化に向けた専門職員（ST）の確保を行った。加えて、支援力量の充実に向けて有料WEB研修の年間利用契約を行った。
- 個別サポート加算の制度を熟知し、より一層支援の充実を図りたいと思います。
- 個別サポート加算の制度対象とならない利用児のなかにも、人的配置を増員する必要がある利用児が多くいます。この点をご理解頂き、将来の制度設計をお願い致します。
- 個別サポート加算の対象になるかどうかの基準が自治体によって変わっている。細かな聞き取りではなくざっくりとした質問アンケートに答えるだけでは本当の困り感が出てこないと思う。何のための個別サポート加算なのかが分からない。多動で落ち着きがなく目が離せないという状況だけでも個別サポート加算の対象になりえると思うし、自傷行為他害行為排泄の管理等々も頻度の問題にせずそういう行為がある場合は加算対象にするなどの対応をして欲しい。
- 個別サポート加算の対象児童は、特に手厚い指導や関わりが必要と感じている。この子は加算対象なのに、さらに手厚い指導が必要な子についておらず判定に疑問を感じる。受給者証に記載がないと算定できないのであれば更新時を待たず早急に全員を調査し、加算の対象になったら受給者証を保護者へ発行してほしい。
- 個別サポート加算の調査書を保護者のみでなく、相談員やその他の関係機関などの関わりのある専門性のある支援者たちの意見も

取り入れたうえで判定してほしい。

- 個別サポート加算の判定について、市町村の担当課の職員による保護者への聞き取り調査では、保護者の意識の違いによって大きな差が出ると思います。現に、事業所としては個別サポート加算の対象と考えられるような児童が対象外であったり、この方は対象外だろうな？と思っていた方に加算が付いていたり、と、4月当初の段階では対象者が3人しかいませんでしたが、相談支援専門員さんのお声がけのおかげで、事業所として2人の方の再調査を行ったところ、その点数に達した為、その2人も個別サポート加算の対象になりました。このように、判定の基準が曖昧なので、療育手帳のA判定、B判定を基本的な判断材料にして、手帳の無い方やB判定でも特に配慮を要する方々には特別枠で、具体的な内容について判定してもらうようなかたちで行うことができれば良いと思います。
- 個別サポート加算は取っていない。基準が曖昧であり、低年齢のお子さんはほぼ加算の対象に当てはまると思われるが3歳未満は利用料の自己負担があるため、公立の施設として保護者負担が増えることが適切なのか悩む。ほかの地域の公立の施設はどうしているのか知りたい。また、3歳以上になると、今度は障害受容がまだできていないケースや加算の対象であることが保護者の心理的負担になるのではないかという懸念もある。
- 個別サポート加算をつける基準はあるが自治体も相談支援に任せているため、放課後デイの事業所から相談支援事業所へ伝えても伝わりづらい面がある。相談支援も個別サポート加算の内容を保護者様に提示しないといけない面があることや、加算分の負担が保護者様にかかるところがやや伝えづらい面がある。個別サポート加算は重度の児童に比重があるが、発達（自閉症ADHD）の児童も小学1年生から小学3年生までは個別対応が多い。知的の障がいありきではなく、社会性の程度の基準をもう少し広げて欲しい。
- 個別サポート加算を請求ソフトに入力する際、自動入力されない為毎度手入力で行わないといけないので不便さを感じます。
- 個別サポート加算対象決定までに自治体がどのような調査をしているのかわからず、受給者証が更新されたときに個別サポート加算対象かを初めて知ります。家庭や学校、放課後等デイサービスなど、環境によって様子が変わる子どももあり、保護者への調査だけでは不十分だと感じています。実際に、令和3年4月時点では対象になっていなかった児童について、保護者に事業所での様子を日々伝えていたところ、6月の受給者証更新で個別サポート加算対象となりました。保護者だけでなく、放課後等デイサービスにも個別サポート加算対象決定の調査票記入や聞き取りを実施して、決定に反映させてほしいです。
- 個別サポート加算対象児は、実際にスタッフが1名マンツーマンで対応する必要があり、加算の増額を求めたい。
- 個別サポート加算対象児童と思われる児童がいるが、対象になっていない。

- 個別サポート対象が、どのような基準で決定しているのか？（保護者の聞き取りが主なのか？）知りたいです。それと、同じような特性を持った兄弟によっても、個別サポート対象、対象外となっている（違いがある）理由も詳しく知りたいです。
- 個別サポート調査の項目の中、行動関連 16 項目のうち、とても難しい項目があり、個別対応の必要性のある児童がいるが、なかなか 13 点をみることが出来ない。そのため、実際の支援では、ほぼマンツーマンに近い状況にあるのに加算がつかない実態がある。体制上手厚くしていかないと難しい児童がたくさんいる。そこを何とか理解して報酬につなげていていただきたい。
- 個別サポート調査票の留意点に、『調査対象の状態は適切な支援や環境が整っていない状況（例：保護者や慣れている支援者がいない状況、初めての場所等）とあります。私たち支援者は、将来を見越し、環境を整え、好ましい行動に移せるよう適切な支援を心掛け提供しています。利用者様の周りには、常に、保護者様、学校の先生、支援者のいずれの大人がおり、施設利用期間が長くなる方ほど、環境が整っていない状況の回答が難しい場面が多く出てきています。個別サポート調査票の提出の際に、特別児童扶養手当認定診断書等の提出が可能になると助かります。
- 個別で加算して下るので、とても助かっております。
- 個別加算対象となる為の定義や指標が不透明で曖昧になっている。療育手帳保持者が該当するかと思えばそうでもない。（そもそも療育手帳発行についても根拠に疑問を感じる部分がある。小さい頃に発行され当時は必要性があったであろう児も現在は成長に伴い必要ないように思える場合もある。）また自治体から事業者への聞き取りや調査も一切なく、どのような判断をしているのか全く分からず事業者としては困惑している。実際に保護者が家で困り感がないと言っているが、集団で活動する場面において支援者が困り感を抱えている場合が多数ある。
- 個別支援サポート加算が必要と思われる児童について加算が付いてない児童がいるので、付けてもらいたい。
- 厚労省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設事業所調査」においても同様の質問項目があり、しかし記載月が異なる等の違いがあるため再確認の必要があり、二度手間です。その辺りの統一をお願いします。
- 攻撃的ではないので、個別サポート加算調査にチェックがつかないが、支援学校の在籍児なので支援が多く必要な現状がある。
- 更新時に申請窓口で保護者が回答すると上記IV-2-(2)の理由により加算の該当にならないことが多い。加算は保護者負担に直結するため、保護者への確認では「できる」と回答する可能性があるため、第三者による評価が望ましい。放デイについても介助が必要な児童は、職員の稼働が大きいため行動面だけでなく、ADL面などの自立度(介助度)も判定に含めていただきたい。
- 更新時に申請窓口で保護者が回答すると上記VI-2-(2)の理由により加算の該当にならないことが多い。加算は保護者負担に直結するため、保護者への確認では「できる」と回答する可能性があるため、第三者による評価が望ましい。放課後等デイサービスに

についても介助が必要な児童は職員の稼働が大きいいため、行動面だけでなく ADL 面等の自立度（介助度）も判定に含めていただきたい。

- 行政、保護者の支援の認識によって対象になるかどうかの問題。調査票の説明を保護者にしないと対象にならないだろうという利用児が多い。行政も例としてしゃべれることができる子はコミュニケーションができるというバカな認識をしている人もいる。文字が書ければ、無条件で読み書きできるという評価をしている担当者もいる現状にあきれる。こういう事態なので強度行動障害児支援加算のハードルはさらに高い。重度の障害児の利用者が多い事業所と軽度の利用者多い事業所の差が 100 単位しかなく、さらに加算の対象にならないと評価されない点は、国は重度の知的障害児、支援学校の中学部や高等部の支援に対する本気度が低い。ガイドラインにも卒後の障害福祉サービス事業との連携が記載されていないので、分かっていないのであろう。国の各委員会の大学の教授等も現場の実態をしらないのであろう。支援ニーズの高い重度の障害児の支援に対する報酬の評価が低い状態が続くと、重度の障害児を受け入れる事業所がなくなります。弊社が運営している地域ではすでに、支援ができない、支援の配慮ができないといったことで対象児を選んでいる事業所が多く存在している。ありえないことがすでに起きている。昨年度から指標該当児を 50% 以上を受け入れし、支援を行っている事業所に対する今年度の報酬改定は評価されていないと思うしない。このような結果になったことに対して最低です。人員基準等も言いたいことがたくさんありますが、個別サポート加算Ⅰについては、しっかりと支援を行っている事業所に対しての評価にしてもらいたい。
- 行政から事業所への聞き取り等の措置をしてもらいたい。直接行政に連絡しても相手にされない。相談支援事業所の業務が成り立っていない為、(モニタリング等も全く聞き取りなしの状態ですら 1 回も連絡もない事業所もあり、連携できていない事業所が多い) 相談しても個別サポート加算を理解していないので話にならない。
- 行政と保護者と事業所で、個別サポート加算で見解の違いがある各市町村によって、個別サポート加算の決定に違いがある個別サポート加算Ⅰと個別サポート加算Ⅱの確定に各市町村で差がある個別サポート加算Ⅱで保護者の確認がとりにくい
- 行政の判断が、保護者のみの聞き取りのみでおこなっていることに疑問を感じる。本加算が事業所に対するものであるとするならば、事業所に対し聞き取りをおこなってほしい。重度の児童を受け入れることが負担になってしまい、軽度の児童を選ぶ傾向に再びもどってしまうのでなからうか。せめて以前のように療育手帳を考慮してほしい。
- 国は加算制度を用いて、現場の職員の給与アップを目指している。そのためには職員の研修体制を整えて、人を育てておかないと制度ができたときにすぐに手を挙げるできないことを痛感した。
- 今までの事業所区分から個別の加算に変更になったのは大きく前進である。今後も障害特性からくる行動面、情緒面、不安定な一

面を調査内容に組み込んでもらえると思う。また、保護者への調査だけではなく、相談支援事業所やサービス提供事業所への聞き取りもあってよいのではないかと思う。

- 今回、行政側の受給者証の書き換えで、特に、現状のまま行っているケースが多々ある。また、それぞれの行政によって、再調査を前向きに行っていくところと、現状のままいくところと差が激しい。再調査の用紙を取り寄せ、保護者に説明をし、スムーズに言ったケースでも請求の時に2か月は遅れていく。夏休みなどは、特に、利用が激しく、事業所も人を多くしているため、なるべく、長期休み前に、変更をかけてほしかった。今も変更をかけてほしく、待っている状態である。現状確認に、行政もとお願ひしたが、今のままである。行政に決定を言われると、その現状で行っていくしかない。どうかしてほしい。児童時期の精神科受診のハードルは高く、なかなか保護者も認めず、わからずで、丁寧な説明と、つながが必要。事業所だけが、その説明をしたりすることに限界があるので、しっかりと行政も把握に努めてほしい。再調査、変更は、お願ひしたいケースがかなりある。
- 今回のアンケートで個別サポートIは事業所側からの問い合わせで申請できることについて周知がされていないと感じたがもしくは地域によっても差があるのか？事業所も混乱しているので教えてもらいたい。
- 今回のアンケート内容とは逸れてしまいますが、併設している相談支援事業所が別の放デイを利用している児童の事業所から相談支援事業所で個別サポート加算Iを算定できるようにしてほしい。相談の仕事である、難しい場合は契約を終了する方向で検討するという話が今回の報酬改定してから早々にありました。客観的に判断し、個別サポート加算Iに該当する児童ではありましたが、利益追求することが全面に打ち出され、本人、家族の利益を考慮し、サポートした結果、加算対象となりました。本来を目的とした
- 今年度の事業所説明会は資料のみであったが、オンライン（できればオンデマンド）で説明会を開催していただきたい。
- 今年度より新設された個別サポート加算I以前の制度、平成30年度に制定された基本報酬区分における指標（該当児）調査票の判定について、当事業所と自治体主管課の結果が違ったため問い合わせをしたところ、自治体主管課が改めて放課後等デイサービス事業所に聞き取りを行い、その内容が反映されることとなった。その後は自治体主管課が受給者証の発行更新のタイミングで調査を行い判定をしている。今回の個別サポート加算Iはその結果を引き継いだものとなっている状況です。上記にも記載しましたが、市役所担当職員より適切な説明がされておらず、保護者の間違っただけでの回答、判定が出ているケースもあります。また、学齢期や思春期の子の不適応や行動障害等に関する様子や集団場面での様子としての評価が出ずらい評価指標になっている（重度の障害の子は出来ない事が多いので該当になりやすいが、出来る事が多いが故に支援が必要な場合も多い、しかしその場合はあの指標だと数値として出ずらい）。学齢期思春期に入る頃には保護者の方もご家庭で子どもに対して適切な支援をし、日常が回るようにな

っている＝日々支援をしている状況という説明、認識がないので数値が出ずらい。事業所に毎日来ている子に関しては“常に支援が必要”という事に該当するが、週に数回しか来ていない子に関しては割合で“支援が必要な場合がある”に該当となってしまう（通っている日数での評価になる事が不公平に感じる）。

- 最近では不登校児童が増えており、抱えている問題点が多岐にわたることから、もう少し情緒面での評価内容を増やすか、評価者が大変であればいじめに該当する項目や不登校に対する項目にチェックが付けば支援体制の評価をして頂きたい。個別サポート加算Ⅱについては家児相との連携ケースなど限られた対象となることから、予備軍に該当するお子様の評価がなされていないと感じる。
- 算定に関して市町村でのばらつきがあるので複数の事業所を利用している方に関してはそれぞれしっかりと聞き取りを行って頂きたい。基本報酬が下がったいま、個別サポート加算Ⅰの有無にかかわらず、他害行為が見られる方に関しては職員体制や利用調整を行っているので現場職員の為にも算定のあり方を統一して頂けたらと思います。
- 子どもに加算がつくことで、より運営上どの子が利用すれば1000円プラスとよぎるようになった。しかし、実際の現場では、個別サポート加算Ⅰの支給決定がない子に1対1対応を行っている。子どもの“できない”部分を判定することが保護者の精神的な負担となる。さらに、子どもの“できない”部分の判定では、子どもが育ち発達していくと加算対象でなくなるため、事業所としては支援をすればするほど減収となる。基本報酬で運営が出来るようにして欲しいが、個別の加算で対応を続ける限りは、子どもの目先のできるできないではない、総合的な育ちを支える加算にしてほしい。
- 子どもの出席が昨年より5%以上落ち込んでいる。原因の一つはやはりコロナウイルスの関係がある。この加算は運営面大きい。
- 子どもの出席が昨年より専門性が15%以上落ち込んでいる。原因の一つはやはりコロナウイルスの関係であると思われる。この加算は運営面で大きく、職員を一名採用した。
- 市によって、判定に差があると感じる。
- 市町、担当者によって対応が異なるので、それぞれの市町の対応や書式を把握しながら、対応していくことに大変さを感じることもある。保護者が利用者、事業者それぞれが、どのような受け止め方をするのか、課題がありつつ、把握できるツールの一つともいえる。一様の判断基準にもなるため、改善の余地はあるが、助かっている。
- 市町によって対応が異なるので、それぞれの市町の対応や書式を把握しながら、対応していくことに大変さを感じることもある。保護者様がお子さんの状態をどんな風に受け止めているのか把握できるツールの一つになっており、お子さんやご家族への支援を考えると時のヒントになることもあり、助かる。

- 市町村によって加算が付く度合いが違っていると感じる事がある。指標該当の調査の時から、市町村でどのような調査があって決定しているのか不明な部分が多かった。これまで重度障害のある児童さんの支援を行ってきたが、今回個別サポート加算として、個人個人への支援に加算がついたのは有難いと思った。
- 市町村福祉課の方の項目の内容と実際のお子様の状況での把握や評価の差が大きく、電話等での状況説明や再調査を行う事での対応時間がかかった。また、実際の申請や制度に関しての周知に差があった。
- 市役所からの聞き取りは保護者だけではなく、事業所にあっても良いのではないかと考える。相談事業所と市役所が連携をし、モニタリング内容を市も把握したが良いのではないかと思う。
- 指標該当調査について、保護者と施設側と状態等による可不可の捉え方が違うため、食い違いの部分に際して保護者から不快感を抱かれる恐れがある。
- 指標児が付いているのに、サポート加算がつかないのはどうしてでしょう。
- 支援に困難さを来す利用児童も受け入れているため、個別サポート加算が取得できるようになったことで給付費収入が上がり、職員のモチベーションの向上にも繋がっている。これまでも一人一人の個別支援計画に基づき適切な支援を行ってきたが、更に個別サポート加算の該当児童については支援内容を改めて見直したり、職員間での共通理解が図れるよう事業所努力をしていきたい。
- 支援関係では、加算の算定基準の微妙な曖昧さがあり算定に関しては悩むときもあった。単位数としてはもう少し高くても良いと思われる。
- 支給決定は、市町村の判断によるのでしっかりと加算について熟知して判断してもらえないと事業所として動く限界がある。当初は担当が知らない場合も多かったので先回りして問い合わせしても無駄であった。せつかくの良い加算制度なので市町村と事業所が気持ちよく使えるものとなってほしいと思います。
- 支給決定は、市町村の判断によるのでしっかりと加算について熟知して判断してもらえないと事業所として動く限界がある。当初は担当が知らない場合も多かったので先回りして問い合わせしても無駄であった。せつかくの良い加算制度なので市町村と事業所が気持ちよく使えるものとなってほしいと思います。
- 支給決定担当職員への周知を再度、しっかりと行って頂きたいです。自治体職員は異動も多く、個別サポート加算（I）のみならず、制度全体の知識継承が行われていない状態も散見されています。
- 施設において個別のサポートを必要とする利用者が、自宅や学校においても同じ状況であるとは限らず、家や学校だけの様子を保護者から聞き取るだけで、放課後等デイサービスが個別のサポートをおこなう必要の有無を判断するのは、難しいのではないかと。

また、すでに人員などを裂き個別にサポートを行っていることで、課題となる行動が見られない場合もあるので、加算を算定する根拠を簡単なスコアや聞き取りのみで行うことの難しさを感じる。

- 私どもの認識不足かと反省していますが調査や手続きについての情報が無かった？少なかつたと思います事業所として何をどう対応したら良いのか？受給者証の更新時に確認をしています。個別サポート加算の対象になると思わなかつた児童が対象者になっていたりこちらの担当者が退職に伴い点数の改正について引継ぎが上手くできていなかつたと反省しています。
- 事業所が調査を行った際は20点以上となつたのですが、該当しない児童がいます。この児童らは同じ自治体に住んでおり、保護者の聞き取り、相談からの調査票の提出で対象か判断しています。利用している事業所全てに調査票の提出を求めている自治体ではその様な結果になることはありません。また、指標の内容の捉え方も差があるように思います。該当であろう児童がこのまま非該当であり続けると、卒業後の進路、認定調査の結果にも影響が出て本来必要な必要な支援が受けられなくなるのではないかと心配しています。
- 事業所は3月まで指標該当児が50%以上の区分1で、児童に対応するため職員は2人以上の加配を行ってきました。現在も利用児童の半数以上は個別サポート加算Iの対象児です。今回の報酬改定で加配の算定が可能な職員は1人になりましたが、事業所では引き続き2人以上の職員を加配して対応しています。児童の安全確保の面からも職員の減員は難しく、こうした体制を報酬で評価していただけるようにしてほしいと思います。
- 事業所へも調査聞き取りをおこなってほしい。
- 児童の過ごす場所により変化もある為、一定の場所や判定者により検討した方が良いのではないかと思います。(療育手帳などを基準にした方が公平ではないか) また、サポート加算が付くことによる保護者感情も心配ではないかと感じます。
- 児童の実態と合致した決定になるために、保護者以外の関係機関へも聞き取りの実施が望ましいと思います。
- 児童や保護者の方は、日々の生活や集団生活においての困り感を抱え、特に保護者については我が子の育てにくさや関わりにくさを感じながら日々苦勞して生活をされている上に、さらに加算料が利用料に上乘せされ、経済的な負担を課せられるのには、理不尽さを感じます。また、自治体の聞き取りの仕方によつても加算対象となるかが変わってくると思いますし、保護者の方が療育の必要性を理解して我が子への対応を継続しているからこそ、困り感が軽減し、個別サポート加算の対象からはずれるということもあると思います。児童や保護者については、力が発揮できる状況となり喜ばしいこととは思いますが、丁寧な支援の積み重ねの中でのことであり、事業所としては精いっぱい努力をして児童や保護者と歩んでいるのに、児童が力をつけてきたことで加算対象からはずれて収入が減るとするのは納得ができません。

- 児童一人ひとりに加算をつけたことで、加算対象外の児童を受け入れないデイサービスがでてきている。児童を支援すればするほど加算対象外になってしまう(問題行動が改善されると加算対象児童ではなくなる)のには納得がいかない。「職員配置が多く必要な児童(端的に言うと大変な児童)には加算をつけますよ」ということなのでしょうが、制度そのものに無理があると思う。役所が親御さんに話を聞いたうえ、加算対象児童を決めているようだが、あまりにも実情と違いすぎる(実際に手がかかる子には加算がついていなかったり、その逆もある)
- 児童発達であればほぼ全員に個別サポートⅠがついている市町村があるので、自治体によって対象か否かの基準が異なる感じを受けます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する子供たちは、障がい名が同じであってもここで生活環境も違い、成長過程も異なる。その為、個別支援計画があると考え。療育の必要性があるから自治体も受給者証を発行されると思うが、旧制度の指標該当なしの判定なし、今回の個別サポート支援対象なしの判定は矛盾していると考え。児童の将来を見据えて、今療育が必要と考えるのであれば、手厚い支援が必要と考える。もちろん、現場の支援の向上、スキルアップが一番と考える。*手厚い療育を受け、成長し、社会貢献し、社会がうるおい、住みやすい地域作りができる事を願う。
- 児童発達支援事業の児童に個別サポートⅠの加算されたことで、もともと多く職員を配置していたので、報酬が少しでも保証されると事業継続の上で運営しやすくなる。未就学児の児童発達支援では子供の障がいについて受容が難しく、母集団(幼稚園、保育所)等の併用を希望される保護者が多く、一定の療育期間で発達が促されると、即母集団へ完全移行する状況である。この時期は子供だけではなく、子育てが初めての親や兄弟児もいて子育て真っ盛りという家族への支援も必要であり、親子共大切な時期と考えている。そのため職員を手厚く配置しているが、その年によっても利用状況が違うため職員を確保し安定した運営をするためには、報酬のが上がることは事業所としても望ましい。無償化の対象児では負担がないので良いが、対象外の児童では若い世代の保護者にとっては1割負担は大きいと思う。
- 自治体からの返答が帰ってきていないので、どうしたらよいかわからずにおります。
- 自治体から保護者へ郵送でのアンケート形式で調査をし、個別サポート加算有無の判断をしているが、保護者が該当加算に対し、内容等を理解していないまま回答していることがあると考えられる事例がある。そのため、保護者や相談支援員、事業所からの聞き取りにより総合的に判断するのが望ましいと感じる。また、アンケートの質問内容が理解判断し辛いのでは?との意見を相談支援員から伺っている。
- 自治体によって、大きなばらつきがある。判定基準の大きな違い。また、再調査等問い合わせると、すぐに対応される自治体と、

更新時しか対応できないと言われる自治体と様々。当事業所は、様々な自治体からの利用があるので、統一してほしい。

- 自治体によって加算のつけ方が異なるのではなく、全国共通にしてほしい。保護者だけではなく発達支援センターや事業所の声もきいてほしい。
- 自治体によって対象となる判断が大きく違う。放課後等デイサービス利用児童のほぼ全員が対象となる自治体や、4月の開始時点で調査がなされておらず、再調査の依頼を何度か行い対象となった（そのため数か月は加算取れず）自治体など。何が違うのかよくわからず、公平性が感じられない。
- 自治体によって調査の仕方が異なるため、統一した方法の設定や、内容についても具体的な事例を挙げてもらうなど、事業所にも保護者にもわかりやすいとよい。
- 自治体の個別算定に関わる項目の評価がどうされているのか？共有できるといい。当センターは重症心身障害児の報酬算定のお子さまが8月時点で8名いたため、8名は算定対象外でした。
- 自治体の担当者が利用者本人と面談して対象になるかどうか確認するのが理想だが、そこまで手が回らないと思う。せめて、保護者、事業者双方からの聞き取りをしてほしい。
- 自治体の判断基準が明確になってくれば、事業所側も納得して児童に対応できるようになるのではないかと思います。実際の児童の状況を、利用している障害福祉サービスにご確認いただけると判断もしやすくなるのではないのでしょうか。
- 自治体や聞き取りを行う職員によって個別サポート加算を算定するかの判断基準に大きく違いがあると感じる直接支援を行うのは事業所なので、保護者のみでなく事業所職員からの聞き取りを算定基準に含めてほしい
- 自治体主管課職員の聴き取り方によっては、保護者の障害受容の状況に影響されると考えられます。療育に繋がったばかりの保護者の子どもの捉えについても、まだこれからのところの方もおられます。「できないこと」を聴き取りされることは、保護者の心的負担が大きいと思われるので、専門的知識を持って対応されることを望みます。調査内容については、子どもの『支援の必要度』を明らかにしているものではないと懸念しています。児童の発達状況について行政と事業所が話し合う場がある方が望ましいと思います。
- 自治体主管職員が来所し、本児の様子確認と職員の聞き取りが行われたが、調査に来られたその日の本児の印象で判断されたように感じるため、普段の様子を知っている事業所の職員が記述した「就学児サポート調査」を判断材料として用いて頂きたい。
- 自治体職員の方による聞き取り調査時に、保護者の方がお子さんを庇い特性を伝えなかったため、職員の方が理解できず、サポートが必要なお子さんを見逃してしまう場合が多かった。また、保護者の方が家庭以外の場所でのお子さんの様子を把握していない

方もいらした。また、今まではそれほど支援が必要でなかったが、引っ越し等による環境の変化や年齢、特に思春期におけるお子さんの場合、様子が変わっていることを気が付かない保護者の方もいらした。他、この支援体制を理解していない保護者の方が多くいる。

- 実際にこどもの状態をよく知らない人が、聞き取りだけで判断したのではと思われるケースが何件もありました。そもそも、児童の加算要件では年長さんのかなり知的レベルが高いお子さん以外はもれなく対象になってくると思われます。お家の方が、どこをもって支援しているとかんじているかなど、判定基準の理解面が十分に伝わっていない可能性、さらに自分の子をよく見せたいという思いなども重なり、適切な対象につながっていないように感じられます。受給者証更新時にはその都度きちんと確認を取るなど、今後の改正を期待します。
- 実際には該当するような児童に加算Ⅰがついていなくても事業所側から該当するのではないかとは言いきれない。家族が過大評価しているときもあるので保護者を傷つけてしまうため。
- 実態に応じて算定できるように、定期的な見直しと、申請にあたっては関係機関すべてから調査票の提出を求めてほしい。保護者や相談支援事業所のみなど、普段の事業所での実態が事細かに分からないところからの判定が、どれだけ実態に見合ったものとなっているかと感じます。
- 手厚く支援するための加算だと思っているので保護者だけではなく、支援現場への聞き取りは最低限お願いしたいです。
- 手続き、特に調査対象をどこまで広げるか（保護者のみか、事業所や学校にも聴き取りをするかなど）について、自治体で異なる。特に保護者のみ聴き取りの場合、保護者の理解度や解釈により実態に応じた結果が出ない場合があると思われる。調査するかどうかも任意の自治体があり、加算が手厚い支援に結びつく、またその必要性があるということの説明理解が自治体保護者間で充分なされているかについて、疑問を感じる。
- 手続きに関しては、基幹相談支援センターで行ってくださったと思っております。ですが、調査票の内容などの詳細に関しては、把握しておりません。
- 手帳は最も重い判定が出ているにも関わらず個別サポート加算の対象とならない児童が多数いる。もう少し手帳の判定も判断材料の中に入れてもいいのではないかと思う。障害児支援のサポート格差を埋める為の加算であってほしい。
- 受給者証で加算の対象になるか知る事が多く、すでに決定となっている為市役所に問い合わせても「この方は対象にはなりませんね」と言われるだけで、再調査は行ってくれないことも多い。
- 受給者証にサポート加算算定開始月日の記載がなかったため、請求業務が煩雑だった。受給者証に決定開始日を記載してもらえ

と業務がスムーズになる。

- 受給者証の更新時期に相談員さんに相談をして加算をつけてもらったケースがあった。家族だけでなく事業所の聞き取りも行う必要があると感じる。
- 受給者証更新時に保護者が調査票を記入し市に提出し判定している。項目に一部介助と全介助と書いてあるが、行程の中の一つでもできれば一部介助とチェックしている可能性も考えられる。具体例や解釈の説明もなくわかりにくい。また、この調査の目的が分かっていない保護者も多いのではないと思う。具体例や説明など保護者に周知がいると感じる。事業所との認識の違いがあり、個別サポート加算対象になりえる児童がいたとしても、保護者側の方には言いにくい。”保護者の方が考えているより支援がかかる””加算金が入るから”といった風にもとらえられるため、事業所側としてはそのままにしている。
- 就学児サポート調査の項目によっては支援者が常に一緒に行動するうえで人員が必要となることが多いので、点数での判断ではなく、必要な項目によって判断してもらいたいと思います。
- 重症心身障がい児を預かっているが、設備が整っていないので、加算はなく、個別サポート加算ももらえていない。
- 重症心身障がい児対応の放課後等デイサービスの為、個別サポート加算対象外になります。
- 重症心身障害児の受給者証にも個別サポート加算対象者の記入があるが、加算対象には実際はならない。請求業務についている者が混乱している。受給者証に記入する意味はなにか。
- 重心型放課後等デイサービス事業所であるため、個別サポート加算Ⅰの対象外
- 重心単価を取っている為算定対象外
- 重度心身障害児が多いため、個別サポート加算Ⅰの対象者は少ない。
- 小さい頃から丁寧に支援してきたため現在行動面や情緒面が安定している利用者も多く、そのまま評価すれば該当しない利用者もいるが、当市では幼少期からかかわっている相談支援事業所が評価することから支援がない状態ではどうかということを加味してくれているので、相応の判定が出ているのではと感じる。
- 少なくとも自治体主管課職員は対象児童と面接すべき。
- 上記に書いたように、対象を決める際に事業所の意見も取り入れて欲しい。また、対象の人数が多い場合についても何らかの手当が必要です。
- 親の捉え方次第で、加算が付きも無しもあるように感じる
- 制度開始にあたっての該当児童に対する説明があったのが一部の市町しかなかった点。市町によって支給に差があると感じた。

- 成人と同じように、障害区分をだして区分による報酬、および利用日数を決める等にすればいいと思う。
- 請求の切り替えで混乱した
- 前回の指標と同様であるが、手続きが保護者のみであるため、実際の本人の状態確認等が必要と思われる。
- 相談支援等が判定をする場合、本人を詳しく知らないケースのまま申請に出されるまたは、申請に出さないがうまれにいるので、今後は事業所でも判定が出来ると良いです
- 他の自治体の児童発達支援事業所では個別サポート加算1を取っている割合が100%との話があり、自治体によって不平等感がある
- 他市や他県の事業所などと情報交換を行う中で、自治体により判断基準に差があるのではと感じることが多いです。同じ調査票を用いて調査しているのであれば、大きく変わることは無いと思うのですが、聞き取りを行った担当者の聞き方や保護者の答え方などで差が生じているのでしょうか。事実、現在年中の児童が2名利用しておりますが、1名は個別サポート加算Iに該当、もう1名は非該当となっております。しかし明らかに該当するだろうと考えられる児童は非該当、該当するかしないか微妙な児童は該当となっており、同じ自治体でも判断基準の曖昧さを感じています。セルフプランは行っていない自治体です。自事業所では、今のところ自治体に問い合わせなどはしたことはありませんが、法改正前から指標該当時に該当すると自施設では判断できる児童が複数おります。国や県などが各自治体に対して、調査方法などの目線合わせを行って頂きたいと感じています。
- 対象となった児童よりも対象とならなかった児童に対して個別サポート加算Iの対象外だから支援を手厚くしないわけにはいかないので報酬はもらえないが今までと変わらぬ支援を提供している。軽度の児童しか受け入れず、短時間少人数制、1日5クールのような塾型の放課後等デイサービスが増えている。個別サポート加算Iはつかないがそういった軽度の児童が通うデイには断られる。個別サポート加算Iがついていないことで手厚い支援は出来ないから重度の児童や困りの強い児童を受け入れるデイには断られる。といった現象が起こってしまうことを強く危惧しています。
- 対象と思われる児童5名のうち、2名は加算対象となりました。(令和3年10月時点) 加算対象となっていない3名については、今後対応したいとは思っていますが、サポートが必要なお子さんほど利用負担額が増加する、ということにためらいを感じます。また、対象となっても、個別サポート加算の対象児には職員が1名必要なため、1回あたりの加算金額では人件費に及ばず、利用日数の希望に応じることができていないのが現状です。
- 対象になった子と対象にならなかった子との違いの、基準がはっきりわかりませんでした。
- 対象児と思われる児童の調査を自治体がしてくれないので、困っている。こちらからお願いするべきものなのか迷ってしまう。

- 対象者の選定に客観性が担保されていないように感じるその理由として、調査票は統一されているが、以下の点で不備があると思われる①保護者からの聞き取り重視で評価している家の中でできる事や家の中で通じるコミュニケーションが、家の外（学校や施設、公の場等）でできるとは限らない（環境が変わると対応できない子どもが多い点を評価していない）②調査票の内容が身体、情緒面の比重が高く、学力やコミュニケーション力が低い子どもが対象になりにくい対策として①保護者だけでなく、相談支援員、施設、学校、かかりつけ医等を交えた評価②既存の客観的評価を利用した線引きの見直し例えば身体手帳や療育手帳 B1 以上は無条件に対象とし、B2 のみ聞き取り調査にする等
- 誰でも個別サポートの申請をおこなえるのは絶対駄目だと思う。確実に関係者間での確執がうまれるので、保護者様のみにするべきだと思う。事実相談支援事業所ともめる事になって、直接的支援をおこなっている側の言い分通りになるが、だからこそ確執がおこるので、やはり申請出来るのは保護者様のみが理想的。
- 知的障害がなく、発達障害児に関しては公立学校に通っている子ほど評価チェックとしてスルーのされやすさを感じます。例えば、物事に夢中になると口渇感が乏しくトイレも我慢しがちなので、利用中は水分摂取量の確認とトイレの声かけが不可欠であったり、水分を取りたがらない子どもも意外と多く、その場合は数口ずつ、時間を細かく刻んで声掛けをしています。身の辺のことは概ね自立していても ADHD で衝動性の高い子どもは危険予測力が弱いため、屋外ではほぼマンツーマンの支援が必要だったりしますが、評価チェックを付ける方がどれぐらい事業所に聞き取りをし実情を認知できているのか疑問は感じます。現時点でサポート評価の項目でカウントされているのか分かりませんが、偏った性的嗜好の子への療育もニーズとしてはあることから、その支援も手厚く出来るように体制が整備されると良いかと感じます。
- 地域の小学校に通う、軽度の障がい児を集めて支援する事業所が増えている。その中で重度障がい児の加算が増えるのはありがたい。強度行動障害児や個別サポート加算を多くとっている事業所は人件費負担も多く、報酬単価の差別化を願いたい。また、日曜祝日などより支援に要する時間が多いときは休日単価だけではなく、重度障がい児の加算が欲しい。加算対象が食事、入浴、排せつの介助が必要かの指針はあるが、明確ではない。特別支援学校に通う児童は、文字通り特別支援が必要なので一律加算でも良いと感じる。
- 地方自治体によって、評価基準があいまいな部分がある。児童発達支援はサポート加算 I が大半だが、放デイはサポート加算がついている人数が少なく経営的に厳しくなり、支援の質の低下にも繋がると考えられる
- 調査は支援区分の調査同様、好不調の波がある方については不調時の状況で判断していただきたい。特に ADHD の児童で知的に高い子であっても、ちょっとしたきっかけで自分を抑えられなくなり暴れてしまう子は個別対応となることが多く、一番大変と感じ

る。

- 調査票について、基本的には保護者が市の職員の聞き取りで行ったり、セルフプランのために質問の意図をしっかりと把握せずに記入している現状がある。そのため、子どもの実際の姿や、事業所の中で把握されている姿より低く点数化されている印象がある。また、個別加算Ⅰについては、重度の障がいのある児童（あるいは認知的な能力が低い児童）を主に対象としていると考えられるが、軽度の障がい（認知的な能力は高い）であっても、問題行動が常に生じる可能性があり、見守りを常に必要としている児童については反映されにくい課題があるのではないかと考えている。
- 調査票の記入者は本来、誰が付けることが望ましいのか？項目には当てはまらないが、1対1対応を要する方については、人手は取られるがサポート加算はつかないケースがある。
- 調査票の項目が、発達障がい、知的障がい、重度障がい中心となっているが、それだけ以外の障がいの児童もいます。（精神的障がい児の利用）そのような方の場合、自宅で生活する分には自立も出来ているが、事業所利用となると移動排泄等全介助。家族と調査票を照らし合わせをするも、自宅と事業所とでの介助程度が異なりすぎて、調査票記入が難しい。精神的ケアが必要な児童対象の調査票も必要と感じた。障がい児通所支援の在り方に関する検討会の報告書（案）を拝見し、今後の検討に向けた基本的な考え方について1日も早く実施してほしいと感じました。
- 調査票の内容が児童発達支援や放課後等デイサービスの実態と合っていないため、内容の見直しをしていただきたいです。
- 調査票を記載し提出するのが、保護者なのか、事業所なのかによっても加算の有無がかわってくるのではないのでしょうか。当初は自治体によって取り扱いが違うような印象を受けました。
- 当事業所では、マンツーマンでの関わりや支援が必要なお子様も多く来所しています。しかし個別サポート加算対象外のお子様も多く、基準がよく分からない現状です。保護者からのヒアリングのみでは偏りが生じてしまう事も否めないのかと考えています。事業所では小さな集団の中での活動になるため、家庭とはまた違う様子が見られる事は多々あります。もちろん事業所では頑張って一生懸命に活動に参加してくれる時もあります。しかし個別での対応をせざる負えないお子様もいらっしゃいます。保護者の方にもわかりやすい制度であれば良いと思います。
- 当事業所では児童発達支援利用児はすべて対象となっています。調査票の項目は定型発達のお子さんでもチェックになる内容だとも思います。市町村福祉課担当者も同様な考えを持っていたようで、全員対象になっているのだと思います。乳幼児期の子どもさんは、日々の生活の中で様々な事が出来るようになっていく途中にいる段階であり、その過程の途中で出来る出来ないで子どもを評価するのは適しておらず、それならば基本報酬にしたほうが良いくらいです。また、児童発達支援を利用する子ども達は、発達障

査、診断書、手帳の判定、個別支援結計画、モニタリング…などなど既に多くの「検査」「評価」に晒されています。乳幼児期という保護者にとっても葛藤の大きい時期に、これ以上評価に晒されずとも必要な支援を安心して受けられるようになって欲しいと思います。

- 当事業所は重症心身障害児しか利用しないため、個別サポート加算（I）は算定していません。
- 当事業所は重症心身障害児対象の事業所のため、個別サポート加算 I は基本的に算定できない。医療的ケア児のみ算定している。
- 当事業所は全国で1対1の個別対応の支援（個別療育個別支援）をしております。お一人おひとりの特性に合った支援をしております。
- 当事業所管内では、個別サポート加算の決定は、自治体主管職員が保護者への聞き取りにより決定しているが、職員の聞き取り方法に個人差があると思われる。そのため加算対象と思われるが対象にならない場合がある。その場合、事業所から調査票を提出すれば再調査が行われ、結果加算対象とはなるが個人差が出ない聞き取り方法の統一をお願いしたい。また、保護者の認識と事業所での実態に大きな差がある。聞き取りでは、家庭での様子を基に保護者が回答するので、個別サポート加算の算定を保護者の聞き取りだけで判定するのは、正確な判定にならないと思う。聞き取りをする際、初めての場所ではどうか、初めて会う人ではどうか、慣れていない支援者ではどうかを前提に聞き取りをして欲しい。
- 導入時、事業者に必要な説明、準備のないままに加算が導入されたことにより、事業者にとっても保護者にとっても扱いにくい加算となってしまったと感じる。加算がついたから職員をすぐ配置したり、支援方法を変えたりできるわけではない。もっと運用のことを考えて、内容やスケジュールを決めてほしい。自治体によって加算の扱いに大きな差があるのではないかと感じている。不公平感はないか。加算該当の方への支援と非該当の方への支援が大きく変わるわけではない。費用負担にも影響することを考えると、加算の積み上げで支援が成り立つ仕組みが妥当かどうか疑問。経営面でも加算の有無が大きく作用すると、「加算のついての方が対象です」という支援内容の提案の仕方がありうるか？児童分野では、子どもの姿を保護者と事業者（職員）が共有することを目指す期間が必要になることがあるが、その支援の入り口で加算に関する調査に支援を提供する事業所の職員が携わるのは難しいと感じる。障害児通所支援の在り方についての報告書の方向性では、報酬体系が複雑になることが予想される。それぞれの地域では法内事業、法外事業、子育て施策が合わさって支援を成り立たせていると思う。それぞれの施策を柔軟に組み合わせられるように（建物の使い方、職員の配置の仕方など）出来れば、もう少し効率的に組み立てられるように感じる。
- 特別支援学校、学級を利用していること自体が個別サポート加算 I の要件を満たしていると思います。差をつけたいのなら
- 乳幼児については、個別サポート加算対象にならない児童がいることが考えにくい。通常の発達段階であっても、食事排泄入浴移

動の4領域について、介助の必要がない乳幼児はいないのではないかと。逆に、放課後等デイサービスについては、年齢とのギャップが大きい児童について、十分なサポートができない。上記の4領域については、児童発達支援と違って全介助のみが指標の対象となっているが、年齢が上がれば上がるほど、一部介助が必要なことの困難さがあるのではないかと。同性介助の必要性なども、年齢が上がれば上がるほど重要度が増すが、それに対応できる余裕をもった職員配置について担保される仕組みになっていない。

- 年度途中で更新の受給者証を見て気づき、親に説明を開始した。地方自治体からの周知等が全く無く、問い合わせを見て制度内容を把握できた。これの実施に伴う、親への説明等について自治体としての親への説明が全く無く、制度が動き、事業所として親への説明に苦慮しました。事業所として収入が増え、安定した運営につながるので良いとは思いますが、実施するのであれば基本的な部分を増額する方が望ましいと考えます。
- 発達系の障害には加算が付きにくいために加算としての在り方をもっと考え直した方がいいと思われる。家族と事業所と学校で対象児童に対して相違があるために調査内容、方法に対して見直した方がいいと思われる。個別サポートと名が付くのであれば個別支援の必要性も考えられるために報酬単価の改定を行った方がいいと思われる。地域的に放課後等デイサービスの事業所も少なく、重度の障害を持つ児童の受け入れをほとんど行っております。そのため加算対象とはならなかったが加算対象と思われる児童については上記項目で数の集計を行っておりません。各個人の障害を考えれば契約者数のほとんどが対象ではないかと考えられます。
- 発達障がいの方の場合、一般的な困り感と大きく違っていることがあったり、一部分では年齢より高い自立度であっても他の部分でかなりケアが必要な場合があったりするため、正しく評価できる方法で個々の状況を確認していただきたい。また、保護者からの聞き取りだけでは、保護者の説明の状況により必要な方にサポートが届かないことが多いので、多方面からの聞き取りをしていただくこともお願いしたい。その他にも、既に指示待ちとなって自発的な動きをしない方については個別サポートの対象になりにくいですが、適切な支援を必要とする状態ではあるため、このような二次的な症状が出るまでの間や出てしまっても、個別サポートの対象となれば良いと感じる。
- 判断のもととなるデータが最新でないことにより、対象児にもかかわらず漏れているケースがあると思われる。加算についての要件が決まった後に調査する時間もなかったというのが要因ではないかと。適時に調査し判断してほしいという思いはある。
- 判断基準を具体的にしてほしいです。
- 判定基準が事業所には分かりにくい。自治体によっても判断にバラつきがあり困惑することもあった。相談支援事業所の意見も加味されているが、どこまで実態を知っていて意見されているかも分かりにくかった。
- 複数施設利用の保護者様から息子を「重く」見られたことに大変ご不満の様でした（他施設からの申請にて）。制度上弊社も算定は

可能とのことでしたが、保護者様のその真意を汲み加算の請求はしませんでした。指標該当のシステム内で事業者の意見を考慮要素にする等した方が運用上良いのではないのでしょうか。

- 聞き取りが、市の担当職員と母親で行われ、決定しているので、納得がいかない部分がある。
- 聞き取りの際にできれば学校や事業所にも意見を聞いてほしい。
- 聞き取りを行う際は、保護者だけではなく、事業所支援者専門的な面からの意見も聞き取りをした上で、総合的に判断していただけたらと思います。保護者は「就学児サポート調査」の内容の理解度に差があり、調査の内容や項目の見直し、点数の付け方など改善を望みます。事業所側としては、対象者になるのではないかと具体的な内容を提示して行政へ伝えても、次回の更新まで検討無しとなると一年間対象から外れるため納得がいきません。モニタリング等で1年も待たず再調査して再度判断する機会を設けていただけるとありがたいです。また、各市町村で対応に大きく差がある印象です。
- 平成30年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和3年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるということも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。
- 平成30年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和3年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるということも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受

け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。

- 弊所は発達障害（知的の遅れの無い、スペクトラム）の子が多いので、この加算に該当することはできません。重度の障害を持っている子への支援はもちろん大変ですが、発達障害の子への支援は、違う意味での大変さがあります。そういう理由で、預り型の放デイが少ないのではないかと思います。法律でも障害者の中に発達障害が組み込まれ、国際社会でも、障害そのものより生活の中での生きづらさに視点が変わりました。日本は発達障害への理解がまだまだ遅れていると思います。発達障害の子は、理解ある環境があれば、定型発達の子と同じような社会生活が送れます。能力が高い子も多いです。そういう子たちが、社会に適応できずに、不登校や引きこもりにならないような支援についても考えていただきたいです。
- 勉強不足で申し訳ございませんが個別サポート加算の決定プロセスについてまた異議申し立ての方法や手段について詳しく理解していませんでした。事業所に対してはもう少し丁寧に周知して下さると助かります。
- 保健師が担当しているらしいが、人によって基準が変わる。聞き取り内容は、非常にあいまいで聞き取る人聞く人によって実態は変わる。事業所での子どもの様子を見て判断してほしい。就学指導で支援学校の判断を出しているのに、利用者が支援学校に在籍しないと加算がない。逆に、支援学校でもないのに保護者の養育状態で加算が付く通常学校の子もいる。自治体によってまちまちな判断は公平性に欠く。支援学校在籍の子どもと教育行政が支援学校が良いと判断した認定就学者を加算し、それ以外はよほどの理由がない限り加算しないというやり方が理解しやすい。
- 保護者から市町村から送付された個別サポート加算の調査票を見させてもらったが、より細部にまで確認が出来る事項があればよいと感じた。生活面での自立度だけでなく、情緒や精神面での把握するチェック項目が少ない様感じた。チェック表での判定と実際の支援には難しい所だと思うが、ずれが生じている感じも否めない為、実際に支援に入っている現場の声も判定する上で加味出来る体制があればと感じている。
- 保護者が事業所と相談しながら適切に調査票を記入するよう自治体がお知らせしているようですが、なかには相談されないケースもあります。
- 保護者が事業所と相談しながら適切に調査票を記入するよう自治体がお知らせしているようですが、なかには相談されないケースもあります。
- 保護者が自治体に行って手続きを行っているので、保護者が自分の子どもを見ているときの考え方が本人に合っていないことが多い。そのため、利用事業所にも電話やメール、文書などでも良いので本人のことを尋ねて欲しい。

- 保護者が自分の子のしんどさを言語化して、加算になる形式について疑問に思う。医師の診断など専門家の意見を元にすべきではないか。また、保護者が子のマイナス面に目を向けてしまう機会になってしまう。加算ではなく、保護者の負担のない形で事業所に支援していただきたい。
- 保護者が知る表情と学校や放デイでの様子が違う場合もある。状況をしっかりと把握することで事業所側も手厚い支援ができていくと思う。
- 保護者だけではなく、事業所にも聞き取り調査をして欲しいです。(特に該当が外れる際)
- 保護者の受け取り方で加算が変わるといことなく、対象者に理解が得られるような加算の算定ができるような制度にしてほしい。
- 保護者の方の理解度が低い。また確実に該当する児童が該当しない。何の個別サポートなのか全く理解をしていない全保護者。
- 保護者の方への聞き取り等になると保護者の方の主観が強くなる事が多い。必要なの？と思う子もいれば、必要なのに？と感じる子も多い。加算の都合もあり、積極的には、言いにくい部分もある。特に本事業所は、肢体不自由の子が多いため、精神的な評価等は、当てはまらない事も多く見られた。全員に必要なだとは、感じ無いが本当に必要な子には、提供してもらいたいので、介助が必要な項目をチェックリストとして、提示してもらう方が良いのではないかと思う。事業所で、トイレ誘導で良いのか、トイレ介助が必要なのかは、大きな違いになってくる。食事も設定すればいいのか、介助が必要なのか等実際に提供しているサービスに連動してもらいたい。
- 保護者への聞き取りのみでは、実際には細かい判断は難しいと感じました。担当者様からの聞き取りの中で「ご家族からはここは問題ない言われていますが」と言われることも多く、実際には保護者からSOSが聞かれているなど、市の聞き取りと、事業所とご家族との関わりの場面で異なる事が多々ありました。聞き取りの中でも、できない事や困り感を言い辛い家庭も多く、隠しがちになる家庭も実際にあります。先週まではこれが大変だったが「今日は大丈夫。支援の必要がない」と思い、その日の状況で判断し返答している保護者も中にはいましたので、放課後デイの意見にも耳を傾けて頂きたいと感じています。
- 保護者様が認知されなくても、実情としては極めて困難で、きめ細やかな支援が必要な事例は多々ある。市町村は財政問題も絡むかと考えるが、個別サポート加算該当レベルの児童の受け入れは、事業所の負担は極めて重く、加算などの手当は必須であると考ええる。また加算Iが算定されることで、園や校に対しても手厚い保育教育を働きかけやすくなるとともに、保護者様にも、きめ細かい育児や保育所学校事業所の負担を意識してもらえらるものと思われ、進学先も児童の段階に応じた箇所に適切に導きやすくなるものと考えられる。積極的に認知を働きかける必要性が有る。情報提供に関しては、一定の時間がかかり、負担はあるものの、児童の最善の利益を追求するため、今後、これまで以上に取り組み(働きかけ)を進行していきたいと考える。

- 報酬改定や調査認定結果など、私たち事業所は決定に従うしかない。常に1対1対応を余儀なくされている利用者が対象外となることに納得できない。聞き取りだけではなく実態を見て欲しい。事業所による調査ののち、対象児への面談や実際の支援の現場を自治体の調査員に見てもらおう等、認定調査方法の検討をお願いしたい。
- 報酬額が少ない。
- 報酬単価が下がっているなか、加算が付いたことはありがたかったです、より適切な支援を行うために必要な人手を増やすまでには至らない額でした。更なる見直し（増額）を希望します。評価表の内容が、行動障害にかたよっており、知的障害（どちらかといえばおとなしい）のお子さんが、対象にならない場合があります。生活面で個別の対応が必要なお子さんのことも念頭に置いていただきたかったです。評価表に書かれている言葉だけではわかりにくいので、マニュアルを使いながら聞き取っています。もっと、子どもの実態を捉えられるものにして欲しいと思います。加算を含め報酬改定の内容が決まる時期が遅く、対応に苦労しています。自治体担当者も知識がない場合もあります。
- 放デイは、一日の中でも、短時間だが、それでも個別サポートありなしと、現場との一致感が感じられない。
- 放課後デイゆりのきは、重症心身障害児、医療的ケア児、重度の知的障害児、難病、発達障害など様々な障害を持つ児が、分ける事無く同じ時間を過ごしている。重心型ではなく通常の放課後等デイサービスである。前年度ようやく指標該当児（該当児と認められるまでに時間を要した）が50%以上となり区分変更をしたところであった。様々な障害特性の児を安心安全に過ごしてもらうために、毎日看護師を含め5～7人の人を配置している。医療的ケア児であっても、送迎はしている。（学校はやらないが）今までは看護師加配加算200単位であったが、今年度からはサポート加算が付いた児に対して100単位である。医療的ケア児の利用日時間だけ看護師を配置したらいい制度になったが、そのような雇用形態ではなかなか看護師を雇うことは難しいと判断できたのではないかと思う。重心型にすればいいという意見もあるが、様々な児が同じ時間同じ場所で過ごせる放課後デイは皆無なのでは、と御も
- 放課後等デイサービスなので、加算が設定されない
- 放課後等デイサービスにあった調査基準にしてほしい。放課後等デイサービスには入浴サービスなどがいないため。
- 放課後等デイサービスについては、指標該当からの移行でおおむね妥当と思われた。児童発達支援については、自治体によって基準が異なるように思われた。いずれも保護者への説明がどのようにされているのかよくわからない
- 放課後等デイサービス利用児童のADHD特に衝動性（噛みつき、暴力等）の強い児童への評価が低い様に思います。また、自治体によってバラツキが多く本当に個別でサポートをしている実態が反映されていないと感じます。

- 本人のレベルをはかり決定事項として通達があるとは思いますが保護者の意向等が、しっかり反映されていないこともありますし学校や福祉サービスとの連携がうまくいっていないケースもあるようです。対象が児童様であるため本人の意思を無視したプランも見受けられます。保護者様目線と児童の思いやニーズに大きな温度差がみられる場合が見られます。個別的な支援は全生徒様が必要にされていることとは思いますが難しいのが現状です。
- 明らかに加算対象になるはずのお子さんに対して付いていなかったり、加算が必要と思われないお子さんに対して付いていたりなど、加算の対象になるならないが適切に取り扱われていないことを非常に感じます。また、幼児期のお子さんたちのため、保護者の方々のお子さんに対する障害理解や障害受容などがまだ進んでいらっしゃらない方もいるため、お子さんの様子を捉える際に過大または過小評価となりやすく、本来のお子さんの状態が的確に行政に伝わっていないのではないかと感じます。行政だけで聞き取り調査を行なうのは不十分なのではないかと感じています。
- 面談時に個別サポート加算についてご説明を全家庭にしているが「初めて内容を聞いた」というご家庭がいらっしゃいます。初回や更新時の調査がどのようにされているのかおうかがいすると内容に似たようなことを聞かれたような…という認識でした。聞き取りのなかでどの部分までできると「自立」になるのかをご説明すると「そういうことだったのでですね」と初めて知ったという保護者様がほとんどです。(初めての場所や人に対してできるのか等前提条件をご存じないです) 受給者証交付時や更新時に支援センターの職員さん、障がい福祉課の窓口の方にはぜひ丁寧なご説明をしていただきたいと感じています。単価が欲しいために保護者の方に強制的にお願いする形でサポート加算Ⅰをとろうとする事業所もあると聞きますので行政としては難しいのかもかもしれませんが、子供の支援を受ける権利を守る為にも聞き取る側判定する側は慎重に判断していただきたいです。
- 儲け主義ではなく適切な活動を実施している団体にとって、個別サポート加算Ⅰの前に、そもそもの報酬単価が低い更に、判定員による判定のバラつき理解不足聞き取りの杜撰さがある
- 役所と保護者とのやり取りだけではなく直接支援しているデイ、学校への聞き取りを丁寧にし、支援の必要なお子さんが手厚く支援を受けられる様、お願いしたいです。
- 幼児といった年齢で保護者が子どもさんの年齢相応の発達であるかどうか？又は特性理解が不十分でもあると感じる。
- 幼児とは違って中高生で個別サポートⅠが見つくおさんは少ないと感じる。
- 利用実態や事業所の意見も組み込んだ申請であれば、もっと手厚いサポートも可能。あくまでも、保護者による聞き取りのみでの申請では、利用実態までつかめないのでは。
- 利用者について、保護者、相談支援員、学校等、関係機関で情報共有をしっかりと行い、個別サポートに基づく支援の必要性を熟

慮を重ねて、個別サポートの必要性の有無にかかわらず、個別支援計画に盛り込み、しっかりとした支援を構築することが大切になると感じます。

- 利用者側に利用負担がかかることなので、事業所側から該当するのではと働きかけることは難しいと思われる。本人の家庭での様子と事業所での様子が違うことなどから該当するしないの判断が難しい場合もあると思われる。
- 療育手帳の判定と個別サポート加算I判定の間に違いがあると、保護者や支援スタッフが混乱する。
- 令和3年の報酬改訂で、個別サポート加算として、個別に評価されたことにより、事業所ごとでサポートが必要な児童を評価する仕組みが生まれたことは評価できると考えております。(令和2年までは、延数が半数を超えていない場合には重要視していなかったように考えておりました) 評価できる反面、区分1の事業所の収益率の低下に伴い必要なサポートが必要な利用児に手厚い支援を提供するスタッフの person 費を抑えざる得ない状況になったことも事実として起こっております。個別サポート加算対象児童の中には、環境の配慮(音や人に過敏な方)が必要な方がいる中で、事業所の継続した運営を考えた時には稼働率を上昇せざる得ないため、必然的に1日あたりの利用人数が増やさざる得ない状況が生まれていることも実態としてあります。※加配の2人目が専門職のみの評価で、児童指導員が対象外になってしまったことにより収益が減少したこと個別サポート加算対象児(うち強度行動障害児支援加算対象児も混在している中)には生活介護と同等の人員配置(1、7:1)の人員配置を組む必要性を考えた際には、個別サポート加算評価の再検討、をいただければと考えております。また、個別サポート加算加算Iの評価にあたり、市町村ごとの考えや相談支援事業所の有無が大きく左右していると考えております。セルフプランの方は窓口調査のみ(評価基準として、1人でできることが前提になっているはずだが、お母さんができている、という回答のみで、サポートや配慮している部分が抜けていることにより、実態と相違している)方の基準が市町村、相談支援事業所の有無で、適切な評価がされていないことが、起こっていると感じております。
- 例年、自治体による保護者への聞き取りのみで指標の有無や個別サポート加算の判断が行われてきた。しかし、入学前の幼児の保護者は障害受容が充分でなく、行政の聞き取りに際しできるだけ自分の子どもをよく言おうとするのが普通だ。行政による本人の面接も静かな個室でごく短時間で行われ、集団での行動観察などは行われてたため、行動面の問題がわからない場合がある。また、療育センターの通園で毎日ほぼ個別の支援を受けることで問題がなかったが、幼稚園、保育園などには通ったことがないため集団に入れた時の対人関係のトラブルや危険行為、行動の問題などを保護者が十分に認識していない場合がある。放課後デイに通い始めて常時個別の見守りが必要と思われた場合も、保護者にそれを伝えると「お子さんは重度の障害だ」と言われたと感じて傷ついてしまい、事業所から申し出たことが原因でトラブルになって保護者がその事業所を辞めた、という事例が市内であった。どうし

	<p>ても問題行動ばかり説明することになるので、事業所は保護者に説明しにくく個別対応しているが保護者に言えないまま加算がつかないケースがある。個別サポート加算の対象かどうかを判定する際、行政による就学前の療育施設からの聞き取りが現在は行われていないが、放課後デイ事業所と療育センターとの引き継ぎでは行動面の問題点をセンターが把握しているが保護者にストレートに伝えていない場合もあった。就学前の通所先等の客観的な意見を行政が聞き取りを行うなど判定の方法を工夫してほしい。また「動ける医ケア児」が増えている。事業所で医療行為を行わなくても個別の配慮常時の見守りが必要な場合の人員配置について看護師ではないが実際は個別対応しているので、サポートしてほしいと感じる。特に報酬単価が下がってからはこうしたケースを受け入れることの難しさを感じている。</p>
町村	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートだけをとって終わりではなく、現場に来てしっかり支援内容を見て頂きたい。真剣に取り組んでいる事業所とお金目的で支援をしている事業所があり、とても違和感を感じています。主人公は子供たちを忘れないでください。 ● ケアニーズの高い児童にのみ加算の対象となっている現在の報酬改定にはとても疑問です。 ● この制度があることによって、重度なお子さんが受入れやすくなったと思います（どうしても事業所として同じ加算なら比較的軽いお子さんを受入れようとしてしまう）子供にとって平等にサービスが受けれる制度だと思います ● この調査をうけ、サポート加算が必要と思われる児童について請求する相談をしてみようと思った。 ● サポートが多く必要な子どもへの加算ができたことは、よかったと思う。 ● そもそもこの加算の意味が理解できない。特別などという言葉に置き換えているが、差別につながるのでは？ ● トイレなどは出来ていても、脱走や他害などで目が離せず、常に職員がそばで見守っている子供もいるので、もっと柔軟に対応してほしいと思っています。 ● 加算がついていないケースで、相談支援事業所が中心となって、事業所の意見をまとめ市町村に再調査を依頼し、加算がつくようになったケースがある。家庭の意見のみで調査を決定せず、例えば相談支援事業所が中心となって、事業所意見を提出できるようなシステムやその周知をしてほしい。毎年の見直し、再調査依頼がいつでもできるような。加算はついていないが、実際には対応に苦慮しているケース、家庭で困り感は感じていないが、第三者からいると大変なケースなど、まだたくさんあると思う。 ● 加算決定プロセスや基準が不透明な上実態と相違しているが、見直しや事業所への聞き取り等一切ない。本来であれば手厚いサポート体制を作ることが望ましいが、十分な支援の提供が難しい。 ● 加算決定プロセスや基準が不透明な上実態と相違しているが、見直しや事業所への聞き取り等一切ない。本来であれば手厚いサポート体制を作ることが望ましいが十分な支援の提供が難しい。

- 各自治体により対応は異なっているとは存じますが、ご利用者に会った事もない自治体の職員が症状や特性、状況を保護者からの聞き取りのみで決定してしまっている事が、再調査に繋がっていると感じています。また保護者と話をしていると、質問内容の理解が低く（例が記載されていても、そのような行動に該当しないとチェックされなかったり）中には何を聞かれているのか、いまいち解っておられなかったり、この聞き取りが何を示しているのかを理解されていない方が多いように感じています。セルフプランだけではなく全体的にそのように感じています。個別サポート加算Ⅰが反映されていない利用者達に対しては安全な療育を行うために人員を増やして対応しています。そのような現場の状況を知ってほしい、きちんと評価を行ってほしいと切に願っています。個別サポート加算Ⅰの制度となった令和3年4月に高槻市へ再調査を願いましたが、担当者より『更新時期まで見直しは行いません。』とハッキリと言われました。そのように再調査が行われない自治体もあれば、島本町のように『再調査を行います。気になるお子さんがいらっしゃれば随時ご連絡ください』と言われる自治体もあり、対応はまちまちになっていますので一律の対応も必要ではないかと感じています。
- 現在は、児童発達支援の利用児にはすべてついている状況。放課後等デイを利用している児については、支援学校に通っていて、事業所では重度ではないかと思われるような方に対してもついている。考え方としては良いと思うが、基準がはっきりしていないと運用としてはどうかと考える。また、保護者や本人にとってのメリット、デメリットがよく分からない。報酬が上がる分、自己負担は増えるが、事業所が対応を手厚くしなければ何も返ってこないのでは。
- 個別サポートⅠが必要な子どもにもついている場合がある。就学児サポート調査票の指標もわかりにくいいため、もう少しわかりやすい指標が欲しい行政や相談事業専門員におまかせするにしても、児童期の支援を経験していない方の場合、判定が難しいであろう事が予測される加算される単位についても例えば3段階にするなどした方が適正であると感じられる。例えば、強度行動障害リスクの子どもと、低年齢や経験不足が原因して、加算の対象となっている場合で一律に評価されているのはおかしいと感じる。
- 個別サポートⅠについての詳細内容を把握している市町村役所は少なく、事業所側が問い合わせても「わからない」との回答を頂くことが多かった。役所側が文書を調べるのに時間がかかり調査票の受付をしていただくまでに時間を要することが多い。相談支援事業所も個別サポートⅠに関する調査があることを把握していない為、すべての手配を事業所が行わなければ進まない。個別サポートⅠの調査票の役所提出考えている児童が複数名いるが、1人の調査票作成に時間を要するためなかなか進まない状況。保護者様の聞き取りだけではなく、学校や事業所など関係機関も含めた調査を行っていただけると実情の把握ができるのではないかと考える。日々、子ども達と向き合い細かな支援を行っている当事者の声を聴かず、対象児童との関りもなく何をもって調査され判断しているのか？保護者様の不安を察すると事業所側としては疑問である。

- 個別サポート I の加算が付いても不思議ではない程に支援の度合いが高い児童に、加算が付いていなかったりします。このアンケートを機に再度、受け入れ児童の見直しを行いたいと思います。
- 個別サポートの基準が、他の人と比べると分からないと思うことがある。
- 個別サポートの判断基準が今ひとつ理解していなかった
- 個別サポート加算 I についてどのような基準で決まっているかはっきりわからないので勉強していきたいと思います。
- 個別サポート加算 I の対象児童かどうか、市町村の受給者証に表記がある場合と無い場合もあり、不明な点だらけである。また、対象、対象でない児童をどのように判定（判断）したのかも不明で、事業所へ認定調査員から聞き取りの電話があるのは北谷町だけである。
- 個別サポート加算については日常生活動作の部分が重要視されているが、実際の現場においては年中、年長の児童になると日常生活動作は自立している児が多くなる（療育の中でも目標を設定して自立できるように支援している）為、個別サポート加算の対象から外れてしまう傾向にある。また、実際には日常生活動作のほかに衝動性や社会性、コミュニケーションの苦手さから支援が必要な児が多く在籍しているため、個別サポート加算の判定内容については出来れば再考をお願いしたい。また、上記4で回答したように、職員の人件費等に充当しているが、受給者証更新の段階で個別サポート加算が外れる児がアンケートの期日以降実際に増えており人件費の水準を下げるわけにもいかず、結果として財政的に難しくなっている。
- 個別サポート加算に対する調査をする際は事業所も含め行ってもらいたい。事業所の見解は受け入れてもらえない現状がある
- 個別サポート加算の I、II 共に、事業所が感じている支援の必要なお子さんには、加算がついていないことが多い。また、要保護児童に関しても、加算 I、II が入ってはず、事業所の中だけで支援の徹底を頑張っている状況。
- 個別サポート加算は、自治体の考え方や担当者によっても対象者が増減すると思われる。事業所の立場では、調査結果について強く言えないところだが、現実的に手厚い支援が必要な児童に対しては、相談や再調査等をお願いできるとありがたい。
- 個別サポート加算対象項目の合計点数が 13 点以上となっているが、点数が少し足りずに個別サポート加算がおりていない児童に対し確実に個別支援の必要性が必要なケースがある。家族への聴取と実際の学校、事業所レベルでの状態とご家庭の様子が異なっているケースも多々あると感じます。
- 個別の支援が必要な場合でも、自治体によって加算がつく子もいればつかない子もいる。（市町によって判断基準が違うような気がします）保護者様の調査だけでなく、事業所からの聞き取りも行って決めて欲しい。特に小学生の場合、一人しか加算がついていません。（以前、強度行動障害加算を取っていた子）また、個別の支援が必要で支援が出来るよう環境設定や職員配置など考えて支

援しているのに加算がついていない子もいます。(知的の子もいます)

- 個別支援サポート加算 I に関する知識がありませんでした。
- 今までの指標該当有り無しよりも、一人一人サポート加算を算定できるので、制度としてわかりやすいと思います。
- 市町村ごとに対象の児童の精査の仕方が同じなのであれば、個別対応へ基準など細かく周知してほしいです。
- 市町村によって違いがあるので分かりづらい面があり、統一したものとわかりやすい。
- 市町村によって評価が違うと感じる。実際個別サポート加算が付いている児童より支援度の高い児童がいるのが現状。
- 指標該当児等、ケアニーズの高い児童に対して個別に加算が取れるようになったことは、非常によかったと思います。
- 支援が必要なお子さんらが利用する場所であるため。支給決定をする際には、支援の必要性の有無をしっかりと整理してから支給決定をすることで加算としてではなく、基本単価を上げていただきたい。放課後等デイサービスでは、児童クラブや児童館代わりとして利用するような児童らに対しては支給決定を認めず、児童館等利用できるのあれば、支給決定を行わないなど、支給決定の時点で状況を確認するほうが良いと思われる。療育手帳や身障手帳が発行されている児童については加算を付けるなどすると良いのかもしれない。
- 事業所が保護者の方に話すべき内容なのか判断は難しい。受給者証が発行される時に調査されているので、事業者は知りようがない。
- 事業所での様子についても加算対象決定の際は参考にしてもらいたい。
- 事業所への聞き取りが一切ない。
- 自治体によって運用の仕方に差はあるかもしれないが、自治体の財政が厳しい中でも概ね利用者や事業所側に配慮した運用をされていると思う。
- 自治体の面談により判断されるので、判断した内容などはこちらには開示できないとの回答であった為、どの部分が課題と判断されたのかは支援の方向性を決めるにあたって知りたいと思った。
- 受給者証更新時に決定するものだと思っていたので、特段こちらからアクションを起こしたことはありませんでした。10/29 現在 2名の対象者がいます。
- 重症心身障害児対象の事業所であるため、「重症心身障害児」と認定されていない児童(1名)のみ実際には、算定されている。
- 上記にあるように職員体制をほぼ毎日マンツーマンにしている為、経営的にはいつになっても苦しいままである、もう少し加算があってもいいような気がするんですが。

- 制度が導入されて、こちらから市町村に問い合わせる必要があり、自治体によって事業所の意見が求められ反映される場合とそうでない場合があった。自治体によって処理に時間がかかっていた。こちらの方がよほど制度について勉強していて、自治体の方が何も分かっておらず話にならなかった。
- 相談支援事業所に相談したがかわらない。
- 対象とならなかった児童が1人いたが、言語面やコミュニケーション面(情緒に関することも含む)における側面を中心に発達の遅れが見られ、トイレ、食事、着脱等に関して自立していることから対象外となっていると推察できるため、自治体の判断は概ね支持できると考えています。
- 対象者の基準等を明確にして欲しい。(あるとは思いますが、少なくとも当施設では、基準等を聞いていないし、明確になっていない。)また、結局、行動援護対象者か、ほぼそれに近い障害児にしか付与されていないのでは？また、対象者なのでは？と思う方をどう再調査し、どこへどう異議申し立て(で表現がいいのかわかりませんが)すれば良いのか、そういう通達とか手続きの面で、サポートが薄いような気がします。
- 調査の内容、判定基準を統一してほしい。市町村に周知してほしい。
- 調査項目だけでは本当に困っている問題行動が表れてこないように感じる。保護者が調査票を役所に提出する為事業所での様子と合わない部分がある。
- 当施設では児童に可能な限り必要な支援ができるよう最大限に加配しているが、同じ個別サポート加算対象児童でも、一人で二、三人を同時に見ることができる子もいれば、マンツーマン対応が必要な児童もいるため、加算がつくかつかないかの一段階の評価では不合理だと考えている。極端な例では、地域に重症心身障害児の受入れ先が無い場合受け入れている児童がいるが、職員を一人配置するのに加えて福祉車両の導入維持コストもかかってくるため、おそらく運営方針が営利に傾く場合は受入れを断られるようなケースも想定される。児童に支援区分を設けるのはどうかという意見が多いと聞いているが、支援状況によって適正な単価になるような制度設計が必要ではないかと思う。
- 当事業所では、個別サポート加算Ⅰを加算対象として請求したことがありませんどのように手続きをして書類を整えたらよいのか、今から調べて進めていきたいと考えています
- 当事業所の場合は、複数の市区町村からの利用があるが、それぞれで個別サポート加算の算定のための手続きが違ったため、利用児童ごとに算定開始までのバラつきが生じた。児童発達支援の利用児童は、特に調査をせずに全員対象となる地区町村もあるが、その隣の市区町村だと細かい調査があったりと対応の違いが大きい場合もある。

- 当事業所は、2か所の市町村から来所されており、2か所とも行政が保護者に聞き取る形になっています。調査票を使ってもすべての児童に対応するのは難しいと思った。自傷や他害等見えるものの判断はできやすいが、自閉症児等おとなしい児童については評価するのが難しいが、決して手厚い支援がいないというわけではない児童も多い。また、ダウン症についても同様のことが感じられた。評価の点数の判断も難しいと感じた。話し手（保護者）、聞き手（行政職員）の主観が入ること、聞き手が障害について十分に理解できていなかったり、話し手では、状況をうまく伝えられなかったり、問題視や受け入れができていなかったり、児が家庭では対応ができていたり、保護者に疾患や児童の今の困り感の理解、今後社会に出てからの困り感までは考えられない中での聞き取りは難しいと感じた。
- （地域名）子ども発達支援センターでは、個別サポート加算Ⅰがついている児童は1名のみです。何故、他の児童が今までつけてもらえていないのか疑問に思っていました。今回のアンケート調査で、加算対象となることを願います。
- 平成30年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和3年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるというのも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。
- 保護者への聞き取り、確認が電話での連絡であったとのこと。連絡のあった状況の違いで、十分な聞き取り等が行えない状況であったご家庭もあった様子で、加算対象者に該当すると思われるお子さんも対象にならないケースもあったため、個別差がある制度と感じる。行政からの連絡に不審を感じた保護者もいた。評価するに該当する行動等の受け取り方、聞き取り方にも個人差があるのではないだろうか。
- 放課後等デイサービス「未就学児サポート調査」の再調査から自治体への申し入れのキャッシュフローなどについて指導がほしい。
- 役所からの指数判定はいいと思いますが、事業所が判定をするのは難しいです
- 利用者様の特性や支援度に応じて加算がつくことになるが、加算がつくつかないかのボーダーラインにいる利用者様もおられる。自治体主管課の担当の方もしくは相談支援専門員が、保護者に聞き取りをする際に、どのように聞き取るかによって、判定は大きく変わると思う。聞き取る方は、しっかりと保護者から聞き取りを行って頂きたいし、必要に応じて事業所にも聞き取りを行い、より正確な情報を把握できるようにして頂けるとよいと思う。また、事業所側も、事前に調査してみて、その調査した内容を保護

	<p>者の方に渡し、聞き取り時の参考として頂き、実情を報告して頂けるような工夫も必要だと思う。その上で、加算の対象となった場合は、個別支援計画を見直して、より丁寧な支援に繋がれるようにしていくことが大切だと思う。</p>
<p>不明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● どこでどのように決定されるのかが曖昧。調査シートの内容はインターネットで確認したが、必ずしも事業所の把握している点と一致していないケースも見られる。 ● 個別サポート加算Iに関しては、今回の法改正の肝であると我々は認識している。それなのに、自治体の方でその制度改正に対する認識、というかこちらの内情に対しての配慮があまりにも薄い。基本の報酬を低くして、「手のかかる」児童への支援にその分を充てようということだと思っているが、その「個別サポート」が必要とされる児童の判定基準がどこにあるかも分からない。区に問い合わせたら「福祉事務所に一任している」と言うし、区内に3つある福祉事務所もその判断基準が曖昧で、意思統一がなされていない。なぜ区（都？国？）が明確な基準を示さないのか？そもそも保護者にアンケートを取っているだけのようだし、家庭での児童の様子そのままデイサービスでのその児童の過ごし方となる訳ではない。「自閉症」というコミュニケーションの仕方に障害を持つ児童の「集団内での過ごし方」を判定するのに、家庭という主に個人で活動する場の様子だけを参考とすることに意味があるとは思えない。ここに記したことは区にも福祉事務所にも申し述べた。しかし、今回の「肝」は医療的ケア児に対する支援へのフォローだと言われた。ただ、よくは分からないが、都内にある放課後等デイサービスは、弊社のように、知的障害児をお預りしている所が殆どなのではないだろうか？これでは今までとやっている支援は変わらないのに、体よく基本報酬だけを下げられたという印象を受けてしまう。

調査票 各項目の相関関係

※正の相関は赤色、負の相関は青色で示している。色が濃いほど相関関係が強く、白に近づくほど相関関係が弱い。また、強い相関関係（相関係数が0.7以上または-0.7以下）は白色文字・斜体で示している。なお、相関係数が計算できない、及び、同項目間の相関係数の一方は灰色で表示している。

※91項目の内、重点項目であるものは項目No.を緑で示している

I.言語・COM編 13項目と各項目別の相関係数

項目No.		言語・COM編 13項目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
言語・COM編 13項目	1 2項関係(人-人)		0.62	0.63	0.49	0.39	0.48	0.39	0.52	0.44	0.40	0.39	0.47	0.51
	2 2項関係(人-物)			0.66	0.53	0.53	0.51	0.51	0.55	0.53	0.52	0.48	0.44	0.64
	3 3項関係(共同注視)				0.66	0.59	0.63	0.49	0.57	0.60	0.57	0.49	0.45	0.61
	4 3項関係(要求表出)					0.80	0.56	0.72	0.67	0.65	0.67	0.72	0.50	0.58
	5 3項関係(応答)						0.60	0.78	0.78	0.73	0.71	0.79	0.48	0.61
	6 自己気付き(呼名反応)							0.54	0.60	0.59	0.48	0.43	0.37	0.45
	7 自己気付き(自己身体理解)								0.75	0.68	0.70	0.80	0.49	0.64
	8 理解(ことば)									0.81	0.68	0.79	0.43	0.58
	9 理解(ことば以外)										0.73	0.68	0.50	0.62
	10 表出(ことば)											0.80	0.52	0.53
	11 表出(ことば以外)												0.47	0.60
	12 表出(意思の表出)													0.49
	13 その他(模倣動作)													

項目No.		人間関係・社会性編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
言語・COM編 13項目	1 2項関係(人-人)	0.65	0.39	0.51	0.52	0.57	0.50	0.38	0.48	0.51	0.45	0.40	0.52	0.50	0.61
	2 2項関係(人-物)	0.47	0.43	0.52	0.58	0.58	0.64	0.51	0.59	0.62	0.49	0.41	0.47	0.51	0.57
	3 3項関係(共同注視)	0.50	0.46	0.55	0.63	0.51	0.57	0.40	0.54	0.59	0.46	0.40	0.55	0.57	0.53
	4 3項関係(要求表出)	0.32	0.43	0.61	0.52	0.46	0.57	0.50	0.57	0.64	0.53	0.35	0.60	0.47	0.62
	5 3項関係(応答)	0.32	0.40	0.59	0.54	0.53	0.60	0.46	0.57	0.68	0.57	0.35	0.56	0.51	0.62
	6 自己気付き(呼名反応)	0.36	0.44	0.57	0.46	0.41	0.43	0.35	0.46	0.50	0.39	0.34	0.42	0.54	0.56
	7 自己気付き(自己身体理解)	0.28	0.45	0.58	0.56	0.54	0.66	0.37	0.61	0.74	0.54	0.31	0.64	0.52	0.68
	8 理解(ことば)	0.41	0.39	0.61	0.60	0.57	0.63	0.49	0.59	0.65	0.54	0.41	0.60	0.58	0.66
	9 理解(ことば以外)	0.30	0.32	0.65	0.53	0.50	0.53	0.46	0.56	0.58	0.59	0.40	0.59	0.49	0.60
	10 表出(ことば)	0.33	0.26	0.59	0.46	0.47	0.60	0.53	0.57	0.64	0.56	0.40	0.56	0.54	0.61
	11 表出(ことば以外)	0.29	0.40	0.59	0.57	0.55	0.64	0.49	0.59	0.73	0.56	0.32	0.63	0.52	0.70
	12 表出(意思の表出)	0.38	0.34	0.48	0.47	0.51	0.59	0.37	0.50	0.51	0.59	0.45	0.51	0.48	0.53
	13 その他(模倣動作)	0.42	0.62	0.66	0.67	0.60	0.61	0.38	0.54	0.63	0.56	0.44	0.57	0.46	0.57

項目No.		認知・行動編 11項目										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
言語・COM編 13項目	1 2項関係(人-人)	0.32	0.25	0.36	0.22	0.49	0.46	0.40	0.16	0.51	0.29	0.07
	2 2項関係(人-物)	0.36	0.36	0.40	0.20	0.61	0.48	0.40	0.33	0.59	0.33	0.07
	3 3項関係(共同注視)	0.27	0.36	0.31	0.21	0.53	0.44	0.29	0.25	0.59	0.42	0.06
	4 3項関係(要求表出)	0.43	0.17	0.20	-0.05	0.56	0.51	0.27	0.14	0.45	0.21	0.06
	5 3項関係(応答)	0.34	0.19	0.15	-0.03	0.52	0.52	0.17	0.14	0.55	0.30	-0.01
	6 自己気付き(呼名反応)	0.29	0.25	0.19	0.09	0.50	0.46	0.20	0.25	0.44	0.26	0.04
	7 自己気付き(自己身体理解)	0.42	0.16	0.22	0.04	0.56	0.56	0.22	0.17	0.59	0.36	0.03
	8 理解(ことば)	0.33	0.18	0.23	-0.01	0.51	0.57	0.26	0.26	0.56	0.32	0.12
	9 理解(ことば以外)	0.30	0.07	0.18	-0.04	0.55	0.52	0.22	0.20	0.60	0.32	0.03
	10 表出(ことば)	0.35	0.25	0.22	0.10	0.48	0.50	0.23	0.17	0.59	0.41	0.01
	11 表出(ことば以外)	0.34	0.22	0.22	0.04	0.49	0.59	0.23	0.20	0.53	0.41	-0.01
12 表出(意思の表出)	0.35	0.22	0.45	0.21	0.45	0.55	0.31	0.32	0.45	0.36	0.14	
13 その他(模倣動作)	0.30	0.33	0.31	0.17	0.64	0.53	0.32	0.26	0.64	0.44	0.09	

項目No.		感覚・姿勢・運動編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
言語・COM編 13項目	1 2項関係(人-人)	0.37	-0.14	0.12	0.39	0.34	0.27	0.30	0.45	0.44	0.33	0.43	0.25	0.22	0.40
	2 2項関係(人-物)	0.34	-0.21	0.15	0.37	0.45	0.33	0.40	0.52	0.54	0.44	0.52	0.33	0.31	0.32
	3 3項関係(共同注視)	0.28	-0.13	0.12	0.39	0.44	0.27	0.25	0.46	0.57	0.44	0.58	0.28	0.27	0.38
	4 3項関係(要求表出)	0.17	-0.21	0.19	0.30	0.56	0.49	0.43	0.72	0.68	0.66	0.70	0.48	0.44	0.48
	5 3項関係(応答)	0.20	0.02	0.22	0.37	0.62	0.51	0.46	0.73	0.71	0.71	0.76	0.55	0.56	0.56
	6 自己気付き(呼名反応)	0.30	-0.03	0.11	0.29	0.38	0.34	0.31	0.49	0.57	0.44	0.56	0.38	0.32	0.37
	7 自己気付き(自己身体理解)	0.22	-0.05	0.20	0.34	0.41	0.38	0.44	0.68	0.77	0.61	0.72	0.42	0.43	0.47
	8 理解(ことば)	0.21	0.06	0.14	0.32	0.59	0.48	0.49	0.66	0.67	0.65	0.68	0.55	0.55	0.59
	9 理解(ことば以外)	0.24	-0.03	0.06	0.27	0.68	0.60	0.61	0.70	0.73	0.69	0.62	0.66	0.65	0.66
	10 表出(ことば)	0.27	-0.04	0.12	0.31	0.54	0.45	0.45	0.63	0.60	0.61	0.68	0.45	0.46	0.46
	11 表出(ことば以外)	0.13	0.04	0.14	0.25	0.50	0.37	0.39	0.67	0.62	0.63	0.77	0.41	0.45	0.44
	12 表出(意思の表出)	0.23	-0.23	0.05	0.36	0.29	0.24	0.24	0.42	0.48	0.38	0.47	0.22	0.24	0.31
	13 その他(模倣動作)	0.27	-0.04	0.26	0.42	0.42	0.41	0.49	0.54	0.60	0.42	0.58	0.40	0.35	0.44

項目No.		健康・生活編 12項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
言語・COM編 13項目	1 2項関係(人-人)	0.39	0.35	0.29	0.17	0.43	0.06	0.22	0.30	0.33	0.35	0.37	0.38
	2 2項関係(人-物)	0.31	0.48	0.42	0.30	0.47	0.00	0.36	0.36	0.38	0.33	0.44	0.40
	3 3項関係(共同注視)	0.28	0.42	0.45	0.20	0.48	0.11	0.34	0.35	0.37	0.33	0.45	0.41
	4 3項関係(要求表出)	0.30	0.67	0.64	0.22	0.53	0.12	0.56	0.57	0.53	0.50	0.69	0.58
	5 3項関係(応答)	0.36	0.71	0.66	0.34	0.62	0.10	0.54	0.55	0.50	0.50	0.70	0.53
	6 自己気付き(呼名反応)	0.35	0.49	0.48	0.26	0.54	0.01	0.41	0.36	0.41	0.32	0.49	0.37
	7 自己気付き(自己身体理解)	0.25	0.71	0.69	0.36	0.49	0.10	0.57	0.60	0.57	0.51	0.71	0.57
	8 理解(ことば)	0.38	0.69	0.58	0.30	0.53	0.03	0.53	0.55	0.49	0.49	0.66	0.53
	9 理解(ことば以外)	0.16	0.65	0.59	0.38	0.54	0.14	0.48	0.47	0.47	0.45	0.64	0.53
	10 表出(ことば)	0.28	0.67	0.64	0.39	0.50	0.14	0.53	0.50	0.44	0.40	0.68	0.51
	11 表出(ことば以外)	0.29	0.71	0.69	0.30	0.43	0.11	0.58	0.58	0.54	0.48	0.71	0.58
	12 表出(意思の表出)	0.29	0.40	0.46	0.13	0.37	0.13	0.34	0.32	0.31	0.38	0.41	0.44
	13 その他(模倣動作)	0.30	0.47	0.47	0.33	0.49	0.12	0.31	0.36	0.41	0.37	0.45	0.48

項目No.		医療的配慮編 23項目																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
言語・COM編 13項目	1 2項関係(人-人)	0.13	0.24	0.15	0.08	-0.11	0.19		0.03	-0.08	-0.04		0.15	-0.02	0.20	0.25	0.16	0.13	0.02	0.27	0.08	0.11	0.28	0.09
	2 2項関係(人-物)	0.20	0.04	0.20	0.06	-0.10	0.16		-0.03	-0.01	0.09		0.18	0.06	0.18	0.34	0.27	0.25	-0.01	0.33	0.09	0.19	0.36	0.17
	3 3項関係(共同注視)	0.07	0.16	0.11	0.06	-0.04	0.06		0.06	-0.10	-0.02		0.09	0.08	0.09	0.24	0.26	0.19	0.04	0.24	-0.03	0.00	0.17	0.18
	4 3項関係(要求表出)	0.29	0.15	0.18	0.20	-0.05	0.29		0.14	0.03	0.10		0.26	0.13	0.20	0.37	0.35	0.16	0.03	0.34	0.14	0.24	0.28	0.17
	5 3項関係(応答)	0.33	0.13	0.22	0.21	0.03	0.37		0.11	0.15	0.39		0.17	0.11	0.17	0.46	0.28	0.15	0.02	0.30	0.10	0.15	0.26	0.15
	6 自己気付き(呼名反応)	0.15	0.08	0.08	0.10	-0.03	0.06		0.14	-0.07	-0.02		0.13	-0.07	0.07	0.18	0.10	0.25	0.03	0.14	0.02	0.08	0.19	0.25
	7 自己気付き(自己身体理解)	0.18	0.23	0.11	0.13	0.01	0.25		0.04	-0.12	0.04		0.06	0.09	0.14	0.30	0.22	0.13	-0.03	0.26	0.04	0.16	0.23	0.23
	8 理解(ことば)	0.21	0.14	0.18	0.19	-0.01	0.29		0.26	-0.01	0.09		0.13	0.10	0.18	0.38	0.24	0.09	-0.11	0.28	0.03	0.13	0.32	0.26
	9 理解(ことば以外)	0.25	0.17	0.26	0.19	0.07	0.48		0.02	0.01	0.12		0.15	0.17	0.24	0.52	0.35	0.18	-0.08	0.40	0.05	0.23	0.32	0.28
	10 表出(ことば)	0.29	0.16	0.27	0.19	0.09	0.35		0.06	0.01	0.10		0.13	0.08	0.24	0.44	0.28	0.23	-0.10	0.36	-0.01	0.17	0.27	0.19
	11 表出(ことば以外)	0.25	0.22	0.15	0.15	0.00	0.30		0.11	0.04	0.18		0.11	0.07	0.12	0.34	0.23	0.12	-0.12	0.23	0.00	0.18	0.20	0.21
	12 表出(意思の表出)	0.22	0.10	0.12	0.10	0.12	0.22		-0.05	-0.03	-0.08		0.11	-0.05	0.17	0.26	0.12	0.19	-0.14	0.18	-0.10	0.16	0.14	0.10
	13 その他(模倣動作)	0.19	0.18	0.13	0.08	0.05	0.15		-0.11	-0.09	0.06		0.03	0.09	0.16	0.41	0.25	0.17	-0.09	0.32	-0.10	0.12	0.24	0.21

2.人間関係・社会性編 14項目と各項目別の相関係数

項目No.		言語・COM編 13項目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
人間関係・社会性編 14項目	1 愛着関係	0.65	0.47	0.50	0.32	0.32	0.36	0.28	0.41	0.30	0.33	0.29	0.38	0.42
	2 人との関わり(対人関係)	0.39	0.43	0.46	0.43	0.40	0.44	0.45	0.39	0.32	0.26	0.40	0.34	0.62
	3 人との関わり(他者への関心興味)	0.51	0.52	0.55	0.61	0.59	0.57	0.58	0.61	0.65	0.59	0.59	0.48	0.66
	4 遊びや活動(どんな遊び)	0.52	0.58	0.63	0.52	0.54	0.46	0.56	0.60	0.53	0.46	0.57	0.47	0.67
	5 遊びや活動(小集団遊び)	0.57	0.58	0.51	0.46	0.53	0.41	0.54	0.57	0.50	0.47	0.55	0.51	0.60
	6 遊びや活動(ルール理解)	0.50	0.64	0.57	0.57	0.60	0.43	0.66	0.63	0.53	0.60	0.64	0.59	0.61
	7 遊びや活動(トラブル頻度)	0.38	0.51	0.40	0.50	0.46	0.35	0.37	0.49	0.46	0.53	0.49	0.37	0.38
	8 集団への参加(集団参加状況)	0.48	0.59	0.54	0.57	0.57	0.46	0.61	0.59	0.56	0.57	0.59	0.50	0.54
	9 集団への参加(他者への興味関心)	0.51	0.62	0.59	0.64	0.68	0.50	0.74	0.65	0.58	0.64	0.73	0.51	0.63
	10 集団への参加(同空間共有)	0.45	0.49	0.46	0.53	0.57	0.39	0.54	0.54	0.59	0.56	0.56	0.59	0.56
	11 感情コントロール(快・不快)	0.40	0.41	0.40	0.35	0.35	0.34	0.31	0.41	0.40	0.40	0.32	0.45	0.44
	12 感情コントロール(表出の可否)	0.52	0.47	0.55	0.60	0.56	0.42	0.64	0.60	0.59	0.56	0.63	0.51	0.57
	13 その他(やりとり)	0.50	0.51	0.57	0.47	0.51	0.54	0.52	0.58	0.49	0.54	0.52	0.48	0.46
	14 その他(集団帰属)	0.61	0.57	0.53	0.62	0.62	0.56	0.68	0.66	0.60	0.61	0.70	0.53	0.57

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
 【事業所調査】_資料集

項目No.		人間関係・社会性編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
人間関係・社会性編 14項目	1 愛着関係		0.43	0.43	0.44	0.52	0.39	0.13	0.32	0.39	0.32	0.46	0.44	0.38	0.45
	2 人との関わり (対人関係)			0.65	0.40	0.36	0.38	0.18	0.38	0.46	0.36	0.24	0.50	0.31	0.44
	3 人との関わり (他者への関心興味)				0.54	0.44	0.55	0.31	0.53	0.52	0.54	0.43	0.59	0.50	0.53
	4 遊びや活動 (どんな遊び)					0.77	0.73	0.43	0.61	0.69	0.56	0.50	0.57	0.62	0.60
	5 遊びや活動 (小集団遊び)						0.73	0.45	0.60	0.72	0.64	0.53	0.59	0.68	0.66
	6 遊びや活動 (ルール理解)							0.45	0.75	0.75	0.69	0.53	0.65	0.66	0.67
	7 遊びや活動 (トラブル頻度)								0.43	0.58	0.50	0.45	0.36	0.47	0.51
	8 集団への参加 (集団参加状況)									0.72	0.65	0.52	0.57	0.62	0.59
	9 集団への参加 (他者への興味関心)										0.66	0.50	0.64	0.68	0.77
	10 集団への参加 (同空間共有)											0.60	0.53	0.53	0.69
	11 感情コントロール (快・不快)												0.34	0.52	0.47
	12 感情コントロール (表出の可否)													0.52	0.64
	13 その他 (やりとり)														0.63
	14 その他 (集団帰属)														

項目No.		認知・行動編 11項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
人間関係・社会性編 14項目	1 愛着関係		0.30	0.24	0.41	0.29	0.33	0.29	0.34	0.20	0.39	0.31	0.17
	2 人との関わり (対人関係)		0.31	0.30	0.18	0.08	0.45	0.42	0.21	0.13	0.39	0.28	-0.02
	3 人との関わり (他者への関心興味)		0.40	0.28	0.26	0.08	0.54	0.55	0.27	0.26	0.54	0.38	-0.01
	4 遊びや活動 (どんな遊び)		0.31	0.38	0.46	0.32	0.65	0.60	0.39	0.46	0.65	0.53	0.22
	5 遊びや活動 (小集団遊び)		0.31	0.40	0.50	0.38	0.57	0.60	0.35	0.43	0.58	0.45	0.22
	6 遊びや活動 (ルール理解)		0.43	0.43	0.50	0.35	0.61	0.70	0.44	0.44	0.64	0.52	0.17
	7 遊びや活動 (トラブル頻度)		0.16	0.36	0.30	0.21	0.36	0.39	0.25	0.29	0.44	0.25	0.21
	8 集団への参加 (集団参加状況)		0.33	0.35	0.36	0.24	0.57	0.53	0.35	0.28	0.51	0.37	0.13
	9 集団への参加 (他者への興味関心)		0.32	0.32	0.37	0.25	0.61	0.66	0.36	0.26	0.64	0.44	0.12
	10 集団への参加 (同空間共有)		0.38	0.33	0.46	0.33	0.55	0.64	0.31	0.27	0.51	0.42	0.19
	11 感情コントロール (快・不快)		0.34	0.39	0.47	0.47	0.42	0.41	0.49	0.42	0.41	0.44	0.38
	12 感情コントロール (表出の可否)		0.37	0.29	0.29	0.16	0.56	0.52	0.38	0.19	0.55	0.38	0.00
	13 その他 (やりとり)		0.29	0.38	0.35	0.35	0.44	0.55	0.36	0.36	0.56	0.41	0.12
	14 その他 (集団帰属)		0.36	0.27	0.39	0.21	0.56	0.62	0.29	0.17	0.56	0.36	0.09

項目No.		感覚・姿勢・運動編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
人間関係・社会性編 14項目	1 愛着関係		0.23	-0.09	0.04	0.30	0.22	0.16	0.19	0.32	0.24	0.21	0.23	0.13	0.20
	2 人との関わり (対人関係)		0.28	-0.10	0.16	0.28	0.21	0.29	0.29	0.40	0.44	0.31	0.43	0.28	0.23
	3 人との関わり (他者への関心興味)		0.34	-0.14	0.19	0.36	0.40	0.44	0.44	0.58	0.60	0.49	0.62	0.45	0.37
	4 遊びや活動 (どんな遊び)		0.27	-0.03	0.16	0.40	0.28	0.21	0.20	0.42	0.52	0.38	0.59	0.24	0.26
	5 遊びや活動 (小集団遊び)		0.24	0.00	0.23	0.29	0.32	0.20	0.20	0.41	0.50	0.41	0.60	0.24	0.27
	6 遊びや活動 (ルール理解)		0.28	-0.23	0.28	0.41	0.38	0.26	0.26	0.49	0.57	0.53	0.72	0.30	0.31
	7 遊びや活動 (トラブル頻度)		0.14	-0.07	0.19	0.24	0.38	0.24	0.23	0.33	0.34	0.40	0.44	0.29	0.32
	8 集団への参加 (集団参加状況)		0.18	-0.26	0.13	0.38	0.35	0.28	0.34	0.53	0.53	0.52	0.64	0.33	0.31
	9 集団への参加 (他者への興味関心)		0.27	-0.02	0.16	0.36	0.32	0.28	0.27	0.57	0.61	0.55	0.73	0.32	0.35
	10 集団への参加 (同空間共有)		0.27	-0.14	0.21	0.36	0.38	0.28	0.29	0.50	0.58	0.51	0.58	0.36	0.37
	11 感情コントロール (快・不快)		0.15	-0.22	0.16	0.39	0.22	0.08	0.15	0.27	0.29	0.24	0.32	0.10	0.11
	12 感情コントロール (表出の可否)		0.19	-0.11	0.14	0.25	0.37	0.37	0.41	0.56	0.54	0.56	0.63	0.40	0.39
	13 その他 (やりとり)		0.24	-0.09	0.24	0.35	0.22	0.22	0.18	0.34	0.45	0.45	0.63	0.27	0.26
	14 その他 (集団帰属)		0.30	-0.14	0.12	0.34	0.38	0.29	0.27	0.58	0.62	0.56	0.73	0.35	0.36

項目No.		健康・生活編 12項目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
人間関係・社会性編 14項目	1 愛着関係		0.25	0.21	0.12	0.09	0.30	0.11	0.03	0.17	0.07	0.16	0.22	0.14
	2 人との関わり (対人関係)		0.22	0.30	0.35	0.15	0.30	0.17	0.23	0.26	0.35	0.24	0.31	0.26
	3 人との関わり (他者への関心興味)		0.27	0.55	0.55	0.26	0.38	0.19	0.42	0.42	0.48	0.34	0.54	0.43
	4 遊びや活動 (どんな遊び)		0.29	0.46	0.51	0.17	0.41	0.10	0.41	0.49	0.40	0.34	0.43	0.50
	5 遊びや活動 (小集団遊び)		0.30	0.48	0.49	0.29	0.45	0.20	0.34	0.44	0.37	0.40	0.47	0.49
	6 遊びや活動 (ルール理解)		0.34	0.64	0.66	0.23	0.53	0.20	0.56	0.59	0.49	0.50	0.57	0.65
	7 遊びや活動 (トラブル頻度)		0.31	0.46	0.47	0.34	0.40	0.02	0.41	0.28	0.26	0.31	0.42	0.38
	8 集団への参加 (集団参加状況)		0.26	0.54	0.59	0.27	0.34	0.35	0.48	0.47	0.46	0.32	0.55	0.56
	9 集団への参加 (他者への興味関心)		0.30	0.63	0.66	0.38	0.51	0.13	0.51	0.50	0.47	0.45	0.61	0.56
	10 集団への参加 (同空間共有)		0.28	0.61	0.62	0.33	0.52	0.21	0.40	0.40	0.41	0.40	0.51	0.57
	11 感情コントロール (快・不快)		0.34	0.36	0.30	0.27	0.28	0.17	0.19	0.18	0.10	0.12	0.29	0.23
	12 感情コントロール (表出の可否)		0.19	0.55	0.57	0.29	0.44	0.30	0.46	0.44	0.46	0.43	0.57	0.52
	13 その他 (やりとり)		0.30	0.48	0.51	0.27	0.46	-0.03	0.42	0.47	0.38	0.41	0.60	0.43
	14 その他 (集団帰属)		0.35	0.64	0.66	0.26	0.55	-0.03	0.46	0.50	0.43	0.53	0.61	0.52

項目No.		医療的配慮編 23項目																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
人間関係・社会性編	1 愛着関係	0.12	0.14	0.20	0.10	-0.09	-0.23		0.02	0.05	0.00		0.04	-0.11	0.04	0.15	0.04	0.26	-0.06	0.08	-0.13	0.01	0.08	0.16
	2 人との関わり(対人関係)	0.11	0.10	0.02	-0.01	0.06	-0.06		-0.20	-0.07	0.05		0.09	0.01	0.03	0.29	0.16	0.15	-0.07	0.16	-0.11	0.15	0.20	0.12
	3 人との関わり(他者への関心興味)	0.32	0.22	0.19	0.16	-0.05	0.20		-0.26	0.02	0.10		-0.01	0.03	0.15	0.37	0.16	0.13	0.02	0.27	0.00	0.10	0.23	0.30
	4 遊びや活動(どんな遊び)	-0.01	0.12	-0.05	-0.02	-0.15	0.01		0.28	-0.06	0.09		-0.02	-0.10	0.03	0.16	0.06	0.14	-0.06	0.11	-0.13	-0.03	0.07	0.15
	5 遊びや活動(小集団遊び)	0.12	0.14	0.08	0.05	-0.09	0.00		0.15	0.04	0.32		0.03	-0.05	0.08	0.13	0.03	0.14	-0.06	0.07	-0.05	0.03	0.07	0.23
	6 遊びや活動(ルール理解)	0.15	0.18	0.12	-0.01	0.02	0.08		0.05	0.01	0.11		0.02	0.02	0.08	0.26	0.14	0.12	-0.10	0.20	-0.06	0.07	0.15	0.21
	7 遊びや活動(トラブル頻度)	0.14	0.13	-0.03	-0.03	-0.06	0.47		0.24	0.24	0.41		0.25	0.02	0.15	0.32	0.27	0.12	-0.10	0.22	0.17	0.27	0.35	0.14
	8 集団への参加(集団参加状況)	0.16	0.06	0.14	0.05	0.10	0.10		0.14	-0.06	-0.06		0.08	0.05	0.15	0.28	0.12	0.07	-0.06	0.20	0.04	0.20	0.21	0.23
	9 集団への参加(他者への興味関心)	0.24	0.13	0.09	0.09	0.09	0.22		0.06	0.01	0.25		0.13	-0.10	0.08	0.25	0.11	0.11	-0.09	0.11	-0.02	0.17	0.20	0.24
	10 集団への参加(同空間共有)	0.29	0.12	0.20	0.05	0.09	0.32		-0.06	0.06	0.17		0.07	-0.03	0.19	0.28	0.07	0.06	-0.06	0.17	0.02	0.12	0.18	0.23
	11 感情コントロール(快・不快)	0.21	0.05	0.11	-0.02	-0.11	-0.11		0.14	-0.07	-0.15		-0.08	-0.20	0.06	0.10	-0.08	0.06	-0.07	0.01	-0.19	0.03	0.03	0.30
	12 感情コントロール(表出の可否)	0.18	0.28	0.12	0.09	0.04	0.12		-0.13	-0.03	0.12		0.16	0.02	0.11	0.32	0.20	0.19	-0.03	0.22	0.04	0.19	0.20	0.26
	13 その他(やりとり)	0.09	0.17	0.01	0.07	-0.03	0.03		0.14	-0.07	0.08		0.01	-0.12	0.07	0.14	-0.01	0.03	-0.07	0.05	-0.07	0.11	0.12	0.27
	14 その他(集団帰属)	0.22	0.27	0.12	0.11	-0.07	0.29		-0.01	0.04	0.08		0.18	-0.08	0.13	0.23	0.12	0.13	-0.05	0.15	0.01	0.08	0.23	0.23

3.認知・行動編 | 項目と各項目別の相関係数

項目No.		言語・COM編 13項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
認知・行動編	1 身体知覚	0.32	0.36	0.27	0.43	0.34	0.29	0.42	0.33	0.30	0.35	0.34	0.35	0.30	
	2 認知の偏り(興味幅)	0.25	0.36	0.36	0.17	0.19	0.25	0.16	0.18	0.07	0.25	0.22	0.22	0.33	
	3 認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.36	0.40	0.31	0.20	0.15	0.19	0.22	0.23	0.18	0.22	0.22	0.22	0.45	0.31
	4 認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.22	0.20	0.21	-0.05	-0.03	0.09	0.04	-0.01	-0.04	0.10	0.04	0.21	0.17	
	5 運動企画	0.49	0.61	0.53	0.56	0.52	0.50	0.56	0.51	0.55	0.48	0.49	0.45	0.64	
	6 危険回避行動	0.46	0.48	0.44	0.51	0.52	0.46	0.56	0.57	0.52	0.50	0.59	0.55	0.53	
	7 注意力	0.40	0.40	0.29	0.27	0.17	0.20	0.22	0.26	0.22	0.23	0.23	0.31	0.32	
	8 情緒的安定	0.16	0.33	0.25	0.14	0.14	0.25	0.17	0.26	0.20	0.17	0.20	0.32	0.26	
	9 見通し(予測理解)	0.51	0.59	0.59	0.45	0.55	0.44	0.59	0.56	0.60	0.59	0.53	0.45	0.64	
	10 見通し(急な変化対応)	0.29	0.33	0.42	0.21	0.30	0.26	0.36	0.32	0.32	0.41	0.41	0.36	0.44	
	11 その他	0.07	0.07	0.06	0.06	-0.01	0.04	0.03	0.12	0.03	0.01	-0.01	0.14	0.09	

項目No.		人間関係・社会性編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
認知・行動編	1 身体知覚	0.30	0.31	0.40	0.31	0.31	0.43	0.16	0.33	0.32	0.38	0.34	0.37	0.29	0.36
	2 認知の偏り(興味幅)	0.24	0.30	0.28	0.38	0.40	0.43	0.36	0.35	0.32	0.33	0.39	0.29	0.38	0.27
	3 認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.41	0.18	0.26	0.46	0.50	0.50	0.30	0.36	0.37	0.46	0.47	0.29	0.35	0.39
	4 認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.29	0.08	0.08	0.32	0.38	0.35	0.21	0.24	0.25	0.33	0.47	0.16	0.35	0.21
	5 運動企画	0.33	0.45	0.54	0.65	0.57	0.61	0.36	0.57	0.61	0.55	0.42	0.56	0.44	0.56
	6 危険回避行動	0.29	0.42	0.55	0.60	0.60	0.70	0.39	0.53	0.66	0.64	0.41	0.52	0.55	0.62
	7 注意力	0.34	0.21	0.27	0.39	0.35	0.44	0.25	0.35	0.36	0.31	0.49	0.38	0.36	0.29
	8 情緒的安定	0.20	0.13	0.26	0.46	0.43	0.44	0.29	0.28	0.26	0.27	0.42	0.19	0.36	0.17
	9 見通し(予測理解)	0.39	0.39	0.54	0.65	0.58	0.64	0.44	0.51	0.64	0.51	0.41	0.55	0.56	0.56
	10 見通し(急な変化対応)	0.31	0.28	0.38	0.53	0.45	0.52	0.25	0.37	0.44	0.42	0.44	0.38	0.41	0.36
	11 その他	0.17	-0.02	-0.01	0.22	0.22	0.17	0.21	0.13	0.12	0.19	0.38	0.00	0.12	0.09

項目No.		認知・行動編 11項目										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
認知・行動編	1 身体知覚		0.17	0.25	0.09	0.50	0.42	0.42	0.16	0.33	0.30	-0.02
	2 認知の偏り(興味幅)			0.46	0.46	0.28	0.39	0.20	0.46	0.35	0.45	0.15
	3 認知の偏り(こだわり有無・環境)				0.59	0.31	0.38	0.30	0.50	0.37	0.52	0.31
	4 認知の偏り(こだわり有無・時間)					0.08	0.36	0.24	0.42	0.30	0.52	0.24
	5 運動企画						0.57	0.37	0.27	0.59	0.31	0.06
	6 危険回避行動							0.40	0.43	0.60	0.53	-0.01
	7 注意力								0.25	0.38	0.34	0.15
	8 情緒的安定									0.33	0.50	0.29
	9 見通し(予測理解)										0.59	0.18
	10 見通し(急な変化対応)											0.07
	11 その他											

項目No.		感覚・姿勢・運動編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
認知・行動編	1 身体知覚	0.40	-0.08	0.04	0.26	0.33	0.34	0.35	0.49	0.51	0.50	0.42	0.36	0.39	0.35
	2 認知の偏り(興味幅)	0.26	-0.11	0.30	0.38	0.04	-0.04	-0.03	-0.02	0.12	0.10	0.32	-0.03	-0.08	0.15
	3 認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.10	-0.17	0.14	0.30	0.00	-0.16	-0.13	0.04	0.16	0.03	0.28	-0.15	-0.13	0.06
	4 認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.08	0.01	0.30	0.21	-0.18	-0.27	-0.22	-0.10	-0.07	0.05	-0.25	-0.21	-0.03	
	5 運動企画	0.35	-0.10	0.16	0.36	0.40	0.34	0.40	0.56	0.63	0.50	0.62	0.40	0.39	0.41
	6 危険回避行動	0.39	0.00	0.23	0.28	0.26	0.31	0.28	0.52	0.57	0.55	0.63	0.36	0.38	0.44
	7 注意力	0.15	-0.26	-0.04	0.18	0.14	0.12	0.11	0.24	0.27	0.23	0.24	0.18	0.15	0.19
	8 情緒的安定	0.19	-0.20	0.01	0.25	0.11	-0.02	0.03	0.11	0.12	0.07	0.22	0.00	-0.03	0.12
	9 見通し(予測理解)	0.32	-0.01	0.20	0.40	0.35	0.32	0.29	0.51	0.61	0.50	0.65	0.38	0.37	0.47
	10 見通し(急な変化対応)	0.20	0.06	0.08	0.38	0.03	-0.05	-0.02	0.18	0.27	0.22	0.38	0.02	0.03	0.18
	11 その他	-0.15	-0.12	0.14	0.24	-0.11	-0.28	-0.24	-0.17	0.05	-0.18	0.00	-0.19	-0.15	-0.11

項目No.		健康・生活編 12項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
認知・行動編 1 1 項目	1 身体知覚	0.06	0.49	0.46	0.25	0.24	0.19	0.36	0.38	0.43	0.24	0.42	0.42
	2 認知の偏り(興味幅)	0.34	0.26	0.28	0.17	0.13	0.11	0.23	0.19	0.22	0.11	0.21	0.25
	3 認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.30	0.13	0.23	0.05	0.14	0.04	0.19	0.20	0.08	0.27	0.19	0.32
	4 認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.13	0.02	0.12	0.16	0.15	0.05	0.05	0.14	-0.01	0.18	0.06	0.14
	5 運動企画	0.24	0.50	0.53	0.21	0.36	0.12	0.38	0.47	0.46	0.33	0.46	0.48
	6 危険回避行動	0.28	0.60	0.69	0.22	0.46	0.05	0.52	0.57	0.51	0.57	0.58	0.59
	7 注意力	0.30	0.30	0.25	0.15	0.18	0.04	0.25	0.23	0.20	0.17	0.25	0.31
	8 情緒的安定	0.31	0.19	0.18	0.13	0.10	-0.02	0.16	0.25	0.12	0.20	0.17	0.31
	9 見通し(予測理解)	0.24	0.57	0.58	0.35	0.55	-0.02	0.49	0.48	0.46	0.42	0.57	0.56
	10 見通し(急な変化対応)	0.27	0.23	0.39	0.23	0.26	0.03	0.39	0.30	0.25	0.27	0.31	0.41
	11 その他	0.08	0.04	-0.09	-0.06	0.05	0.03	-0.01	-0.06	-0.12	-0.02	-0.05	0.14

項目No.		医療的配慮編 23項目																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
認知・行動編 1 1 項目	1 身体知覚	0.28	0.09	0.27	0.09	-0.05	-0.05	-0.19	-0.10	-0.09		0.12	-0.01	0.12	0.19	0.13	0.15	-0.10	0.20	-0.09	0.30	0.15	0.13	
	2 認知の偏り(興味幅)	0.04	0.03	-0.20	-0.13	-0.09	-0.19		0.11	0.00	0.11		0.01	-0.07	-0.06	0.01	-0.03	0.14	0.00	-0.05	-0.19	-0.08	-0.07	0.12
	3 認知の偏り(こだわり有無・環境)	-0.10	-0.02	-0.21	-0.17	-0.14	-0.24		0.12	0.13	0.15		-0.06	-0.15	-0.02	-0.08	-0.15	0.04	-0.06	-0.12	-0.10	-0.09	0.01	0.09
	4 認知の偏り(こだわり有無・時間)	-0.14	0.00	-0.26	-0.32	-0.13	-0.48		0.01	-0.04	0.06		-0.23	-0.25	-0.13	-0.19	-0.31	-0.14	0.07	-0.26	-0.12	-0.12	-0.07	0.15
	5 運動企画	0.27	0.11	0.26	0.08	0.01	0.20		-0.07	-0.04	0.04		0.11	0.04	0.16	0.27	0.14	0.15	-0.04	0.22	-0.03	0.18	0.15	0.15
	6 危険回避行動	0.17	0.23	-0.03	0.02	0.00	0.02		-0.12	-0.08	0.03		0.08	-0.09	0.00	0.15	0.07	0.08	-0.08	0.03	-0.15	0.14	0.12	0.24
	7 注意力	0.00	0.17	0.09	-0.09	-0.10	-0.18		0.04	-0.07	-0.20		0.11	-0.12	0.03	0.07	0.03	0.10	-0.24	0.00	-0.17	0.10	0.07	0.12
	8 情緒的安定	0.01	-0.04	-0.15	-0.06	-0.06	-0.19		0.27	0.03	-0.02		-0.08	-0.19	-0.11	-0.02	-0.08	0.17	-0.11	-0.11	-0.19	0.01	-0.07	0.25
	9 見通し(予測理解)	0.12	0.19	0.05	-0.06	-0.02	0.23		0.12	0.10	0.38		-0.03	0.04	0.09	0.32	0.16	0.10	-0.13	0.19	-0.04	0.11	0.18	0.20
	10 見通し(急な変化対応)	-0.13	0.12	-0.20	-0.26	-0.06	-0.17		0.15	-0.09	0.03		-0.08	-0.16	0.02	-0.01	-0.11	0.11	-0.09	-0.05	-0.23	-0.07	-0.10	0.10
	11 その他	0.07	-0.28	-0.01	-0.06	-0.04	-0.02		0.48	0.04	0.01		-0.05	-0.16	-0.19	-0.24	-0.13	-0.09	0.04	-0.25	-0.10	-0.26	-0.16	0.35

4. 感覚・姿勢・運動編 14項目と各項目別の相関係数

項目No.		言語・COM編 13項目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
感覚・姿勢・運動編 1 4 項目	1 感覚器官(目の動き)	0.37	0.34	0.28	0.17	0.20	0.30	0.22	0.21	0.24	0.27	0.13	0.23	0.27
	2 感覚器官(聞こえ)	-0.14	-0.21	-0.13	-0.21	0.02	-0.03	-0.05	0.06	-0.03	-0.04	0.04	-0.23	-0.04
	3 感覚器官(味覚)	0.12	0.15	0.12	0.19	0.22	0.11	0.20	0.14	0.06	0.12	0.14	0.05	0.26
	4 感覚器官(触覚)	0.39	0.37	0.39	0.30	0.37	0.29	0.34	0.32	0.27	0.31	0.25	0.36	0.42
	5 感覚器官(口腔機能)	0.34	0.45	0.44	0.56	0.62	0.38	0.41	0.59	0.68	0.54	0.50	0.29	0.42
	6 姿勢の保持(立つ)	0.27	0.33	0.27	0.49	0.51	0.34	0.38	0.48	0.60	0.45	0.37	0.24	0.41
	7 姿勢の保持(座る)	0.30	0.40	0.25	0.43	0.46	0.31	0.44	0.49	0.61	0.45	0.39	0.24	0.49
	8 運動の基本的技能(手指動作)	0.45	0.52	0.46	0.72	0.73	0.49	0.68	0.66	0.70	0.63	0.67	0.42	0.54
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)	0.44	0.54	0.57	0.68	0.71	0.57	0.77	0.67	0.73	0.60	0.62	0.48	0.60
	10 運動の基本的技能(目と足の協応)	0.33	0.44	0.44	0.66	0.71	0.44	0.61	0.65	0.69	0.61	0.63	0.38	0.42
	11 運動の基本的技能(不器用さ)	0.43	0.52	0.58	0.70	0.76	0.56	0.72	0.68	0.62	0.68	0.77	0.47	0.58
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)	0.25	0.33	0.28	0.48	0.55	0.38	0.42	0.55	0.66	0.45	0.41	0.22	0.40
	13 運動の基本的技能(移動-走る)	0.22	0.31	0.27	0.44	0.56	0.32	0.43	0.55	0.65	0.46	0.45	0.24	0.35
	14 運動の基本的技能(移動-止まる)	0.40	0.32	0.38	0.48	0.56	0.37	0.47	0.59	0.66	0.46	0.44	0.31	0.44

項目No.		人間関係・社会性編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
感覚・姿勢・運動編 1 4 項目	1 感覚器官(目の動き)	0.23	0.28	0.34	0.27	0.24	0.28	0.14	0.18	0.27	0.27	0.15	0.19	0.24	0.30
	2 感覚器官(聞こえ)	-0.09	-0.10	-0.14	-0.03	0.00	-0.23	-0.07	-0.26	-0.02	-0.14	-0.22	-0.11	-0.09	-0.14
	3 感覚器官(味覚)	0.04	0.16	0.19	0.16	0.23	0.28	0.19	0.13	0.16	0.21	0.16	0.14	0.24	0.12
	4 感覚器官(触覚)	0.30	0.28	0.36	0.40	0.29	0.41	0.24	0.38	0.36	0.36	0.39	0.25	0.35	0.34
	5 感覚器官(口腔機能)	0.22	0.21	0.40	0.28	0.32	0.38	0.38	0.35	0.32	0.38	0.22	0.37	0.22	0.38
	6 姿勢の保持(立つ)	0.16	0.29	0.44	0.21	0.20	0.26	0.24	0.28	0.28	0.28	0.08	0.37	0.22	0.29
	7 姿勢の保持(座る)	0.19	0.29	0.44	0.20	0.20	0.26	0.23	0.34	0.27	0.29	0.15	0.41	0.18	0.27
	8 運動の基本的技能(手指動作)	0.32	0.40	0.58	0.42	0.41	0.49	0.33	0.53	0.57	0.50	0.27	0.56	0.34	0.58
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)	0.24	0.44	0.60	0.52	0.50	0.57	0.34	0.53	0.61	0.58	0.29	0.54	0.45	0.62
	10 運動の基本的技能(目と足の協応)	0.21	0.31	0.49	0.38	0.41	0.53	0.40	0.52	0.55	0.51	0.24	0.56	0.45	0.56
	11 運動の基本的技能(不器用さ)	0.23	0.43	0.62	0.59	0.60	0.72	0.44	0.64	0.73	0.58	0.32	0.63	0.63	0.73
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)	0.13	0.28	0.45	0.24	0.24	0.30	0.29	0.33	0.32	0.36	0.10	0.40	0.27	0.35
	13 運動の基本的技能(移動-走る)	0.12	0.23	0.37	0.26	0.27	0.31	0.32	0.31	0.35	0.37	0.11	0.39	0.26	0.36
	14 運動の基本的技能(移動-止まる)	0.20	0.26	0.44	0.36	0.40	0.43	0.36	0.37	0.36	0.38	0.27	0.48	0.38	0.42

項目No.		認知・行動編 11項目										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
感覚・姿勢・運動編 14項目	1 感覚器官(目の動き)	0.40	0.26	0.10	0.08	0.35	0.39	0.15	0.19	0.32	0.20	-0.15
	2 感覚器官(聞こえ)	-0.08	-0.11	-0.17	0.01	-0.10	0.00	-0.26	-0.20	-0.01	0.06	-0.12
	3 感覚器官(味覚)	0.04	0.30	0.14	0.30	0.16	0.23	-0.04	0.01	0.20	0.08	0.14
	4 感覚器官(触覚)	0.26	0.38	0.30	0.21	0.36	0.28	0.18	0.25	0.40	0.38	0.24
	5 感覚器官(口腔機能)	0.33	0.04	0.00	-0.18	0.40	0.26	0.14	0.11	0.35	0.03	-0.11
	6 姿勢の保持(立つ)	0.34	-0.04	-0.16	-0.27	0.34	0.31	0.12	-0.02	0.32	-0.05	-0.28
	7 姿勢の保持(座る)	0.35	-0.03	-0.13	-0.22	0.40	0.28	0.11	0.03	0.29	-0.02	-0.24
	8 運動の基本的技能(手指動作)	0.49	-0.02	0.04	-0.10	0.56	0.52	0.24	0.11	0.51	0.18	-0.17
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)	0.51	0.12	0.16	-0.07	0.63	0.57	0.27	0.12	0.61	0.27	0.05
	10 運動の基本技能(目と足の協応)	0.50	0.10	0.03	-0.07	0.50	0.55	0.23	0.07	0.50	0.22	-0.18
	11 運動の基本的技能(不器用さ)	0.42	0.32	0.28	0.05	0.62	0.63	0.24	0.22	0.65	0.38	0.00
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)	0.36	-0.03	-0.15	-0.25	0.40	0.36	0.18	0.00	0.38	0.02	-0.19
	13 運動の基本的技能(移動-走る)	0.39	-0.08	-0.13	-0.21	0.39	0.38	0.15	-0.03	0.37	0.03	-0.15
	14 運動の基本的技能(移動-止まる)	0.35	0.15	0.06	-0.03	0.41	0.44	0.19	0.12	0.47	0.18	-0.11

項目No.		感覚・姿勢・運動編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
感覚・姿勢・運動編 14項目	1 感覚器官(目の動き)		-0.09	-0.03	0.19	0.27	0.39	0.36	0.36	0.37	0.38	0.28	0.36	0.35	0.35
	2 感覚器官(聞こえ)			0.06	-0.18	-0.09	-0.05	-0.06	-0.06	-0.10	-0.01	-0.12	-0.02	0.10	-0.01
	3 感覚器官(味覚)				0.34	0.10	0.00	0.05	0.00	0.10	0.06	0.19	0.03	0.02	0.26
	4 感覚器官(触覚)					0.19	0.13	0.17	0.24	0.39	0.21	0.34	0.17	0.14	0.25
	5 感覚器官(口腔機能)						0.78	0.73	0.74	0.58	0.66	0.48	0.74	0.70	0.66
	6 姿勢の保持(立つ)							0.88	0.72	0.54	0.71	0.40	0.92	0.83	0.70
	7 姿勢の保持(座る)								0.72	0.50	0.62	0.34	0.79	0.72	0.64
	8 運動の基本的技能(手指動作)									0.78	0.83	0.64	0.72	0.73	0.60
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)										0.73	0.72	0.60	0.63	0.59
	10 運動の基本技能(目と足の協応)											0.71	0.80	0.85	0.71
	11 運動の基本的技能(不器用さ)												0.46	0.47	0.54
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)													0.94	0.75
	13 運動の基本的技能(移動-走る)														0.72
	14 運動の基本的技能(移動-止まる)														

項目No.		健康・生活編 12項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感覚・姿勢・運動編 14項目	1 感覚器官(目の動き)	0.13	0.34	0.24	0.07	0.21	-0.04	0.20	0.30	0.29	0.14	0.24	0.18
	2 感覚器官(聞こえ)	-0.12	-0.06	0.03	0.11	0.06	-0.16	-0.03	-0.03	0.00	-0.03	-0.03	-0.01
	3 感覚器官(味覚)	0.32	0.23	0.19	0.22	0.31	0.00	0.21	0.32	0.17	0.28	0.23	0.17
	4 感覚器官(触覚)	0.46	0.30	0.27	0.19	0.38	0.02	0.23	0.30	0.25	0.18	0.23	0.32
	5 感覚器官(口腔機能)	0.21	0.63	0.44	0.33	0.49	0.08	0.38	0.42	0.46	0.37	0.49	0.44
	6 姿勢の保持(立つ)	0.09	0.58	0.42	0.29	0.46	0.03	0.40	0.42	0.50	0.39	0.50	0.42
	7 姿勢の保持(座る)	0.11	0.54	0.37	0.36	0.41	0.09	0.35	0.38	0.48	0.35	0.46	0.40
	8 運動の基本的技能(手指動作)	0.19	0.76	0.66	0.34	0.53	0.09	0.57	0.59	0.56	0.52	0.67	0.61
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)	0.17	0.74	0.67	0.34	0.56	0.07	0.58	0.60	0.57	0.52	0.63	0.63
	10 運動の基本技能(目と足の協応)	0.12	0.78	0.74	0.29	0.57	0.06	0.67	0.66	0.56	0.56	0.78	0.63
	11 運動の基本的技能(不器用さ)	0.28	0.73	0.78	0.31	0.51	0.12	0.64	0.65	0.60	0.56	0.75	0.61
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)	0.10	0.66	0.50	0.26	0.50	0.02	0.46	0.42	0.49	0.44	0.58	0.48
	13 運動の基本的技能(移動-走る)	0.03	0.66	0.52	0.27	0.50	-0.01	0.48	0.46	0.45	0.44	0.58	0.47
	14 運動の基本的技能(移動-止まる)	0.16	0.59	0.54	0.32	0.48	0.02	0.48	0.56	0.48	0.50	0.58	0.43

項目No.		医療的配慮編 23項目																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
感覚・姿勢・運動編 14項目	1 感覚器官(目の動き)	0.18	0.18	0.15	0.13	0.18	0.21	-0.25	-0.09	-0.12		0.04	-0.07	0.11	0.22	0.08	0.20	0.06	0.15	-0.03	0.14	0.18	-0.01	
	2 感覚器官(聞こえ)	-0.10	-0.01	-0.11	0.03	-0.04	-0.06	-0.04	-0.03	0.38		-0.06	-0.05	-0.06	-0.09	-0.07	-0.03	-0.03	-0.08	-0.01	-0.10	-0.05	-0.10	
	3 感覚器官(味覚)	0.18	0.10	-0.01	0.01	-0.08	-0.09	-0.03	0.18	0.45		-0.13	0.19	-0.07	0.15	0.11	-0.10	0.18	0.02	0.14	0.01	-0.08	0.07	
	4 感覚器官(触覚)	0.10	-0.06	0.06	0.03	-0.07	0.11	0.07	0.02	0.02		-0.02	-0.04	0.04	0.16	0.01	0.02	0.16	0.01	-0.01	-0.02	-0.12	0.04	
	5 感覚器官(口腔機能)	0.42	0.22	0.43	0.31	0.07	0.47	0.10	0.26	0.41		0.27	0.34	0.32	0.73	0.54	0.26	-0.05	0.55	0.14	0.35	0.40	0.01	
	6 姿勢の保持(立つ)	0.41	0.17	0.46	0.36	0.15	0.55	-0.13	0.16	0.34		0.32	0.27	0.37	0.77	0.48	0.26	-0.05	0.59	0.14	0.48	0.45	0.01	
	7 姿勢の保持(座る)	0.43	0.19	0.44	0.34	0.18	0.48	-0.12	-0.04	-0.09		0.25	0.32	0.37	0.76	0.54	0.29	-0.04	0.62	0.12	0.60	0.51	0.06	
	8 運動の基本的技能(手指動作)	0.39	0.29	0.35	0.31	0.09	0.43	-0.06	0.06	0.17		0.17	0.11	0.21	0.56	0.33	0.22	-0.02	0.39	0.15	0.45	0.34	0.14	
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)	0.26	0.22	0.23	0.18	0.02	0.39	-0.08	-0.02	0.15		0.12	0.10	0.16	0.39	0.26	0.14	0.06	0.29	0.04	0.17	0.25	0.17	
	10 運動の基本技能(目と足の協応)	0.35	0.27	0.36	0.28	0.07	0.45	-0.13	0.15	0.34		0.27	0.11	0.17	0.47	0.31	0.15	-0.05	0.31	0.11	0.37	0.27	0.12	
	11 運動の基本的技能(不器用さ)	0.29	0.21	0.16	0.08	0.01	0.25	0.04	0.09	0.26		0.11	0.07	0.11	0.30	0.18	0.09	0.01	0.19	0.06	0.15	0.17	0.24	
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)	0.37	0.19	0.46	0.34	0.11	0.57	-0.16	0.21	0.39		0.34	0.21	0.29	0.67	0.41	0.21	-0.06	0.47	0.15	0.40	0.37	0.07	
	13 運動の基本的技能(移動-走る)	0.31	0.21	0.45	0.36	0.09	0.56	-0.18	0.19	0.45		0.31	0.18	0.25	0.58	0.37	0.19	-0.07	0.41	0.12	0.37	0.33	0.07	
	14 運動の基本的技能(移動-止まる)	0.27	0.25	0.23	0.13	0.07	0.41	-0.03	0.18	0.34		0.23	0.21	0.18	0.56	0.39	0.18	0.09	0.38	0.14	0.27	0.26	-0.01	

5.健康・生活編 12項目と各項目別の相関係数

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
 【事業所調査】_資料集

項目No.		言語・COM編 13項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
健康・生活編 1 2 項目	1	生活リズム(食事・偏食)	0.39	0.31	0.28	0.30	0.36	0.35	0.25	0.38	0.16	0.28	0.29	0.29	0.30
	2	生活リズム(食事・手伝い)	0.35	0.48	0.42	0.67	0.71	0.49	0.71	0.69	0.65	0.67	0.71	0.40	0.47
	3	生活リズム(排泄)	0.29	0.42	0.45	0.64	0.66	0.48	0.69	0.58	0.59	0.64	0.69	0.46	0.47
	4	生活リズム(睡眠)	0.17	0.30	0.20	0.22	0.34	0.26	0.36	0.30	0.38	0.39	0.30	0.13	0.33
	5	生活リズム(体温調整)	0.43	0.47	0.48	0.53	0.62	0.54	0.49	0.53	0.54	0.50	0.43	0.37	0.49
	6	生活リズム(その他)	0.06	0.00	0.11	0.12	0.10	0.01	0.10	0.03	0.14	0.14	0.11	0.13	0.12
	7	生活習慣(入浴)	0.22	0.36	0.34	0.56	0.54	0.41	0.57	0.53	0.48	0.53	0.58	0.34	0.31
	8	生活習慣(洗顔)	0.30	0.36	0.35	0.57	0.55	0.36	0.60	0.55	0.47	0.50	0.58	0.32	0.36
	9	生活習慣(歯磨き)	0.33	0.38	0.37	0.53	0.50	0.41	0.57	0.49	0.47	0.44	0.54	0.31	0.41
	10	生活習慣(清潔行動)	0.35	0.33	0.33	0.50	0.50	0.32	0.51	0.49	0.45	0.40	0.48	0.38	0.37
	11	生活習慣(着脱)	0.37	0.44	0.45	0.69	0.70	0.49	0.71	0.66	0.64	0.68	0.71	0.41	0.45
	12	生活習慣(その他)	0.38	0.40	0.41	0.58	0.53	0.37	0.57	0.53	0.53	0.51	0.58	0.44	0.48

項目No.		人間関係・社会性編 14項目														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
健康・生活編 1 2 項目	1	生活リズム(食事・偏食)	0.25	0.22	0.27	0.29	0.30	0.34	0.31	0.26	0.30	0.28	0.34	0.19	0.30	0.35
	2	生活リズム(食事・手伝い)	0.21	0.30	0.55	0.46	0.48	0.64	0.46	0.54	0.63	0.61	0.36	0.55	0.48	0.64
	3	生活リズム(排泄)	0.12	0.35	0.55	0.51	0.49	0.66	0.47	0.59	0.66	0.62	0.30	0.57	0.51	0.66
	4	生活リズム(睡眠)	0.09	0.15	0.26	0.17	0.29	0.23	0.34	0.27	0.38	0.33	0.27	0.29	0.27	0.26
	5	生活リズム(体温調整)	0.30	0.30	0.38	0.41	0.45	0.53	0.40	0.34	0.51	0.52	0.28	0.44	0.46	0.55
	6	生活リズム(その他)	0.11	0.17	0.19	0.10	0.20	0.20	0.02	0.35	0.13	0.21	0.17	0.30	-0.03	-0.03
	7	生活習慣(入浴)	0.03	0.23	0.42	0.41	0.34	0.56	0.41	0.48	0.51	0.40	0.19	0.46	0.42	0.46
	8	生活習慣(洗顔)	0.17	0.26	0.42	0.49	0.44	0.59	0.28	0.47	0.50	0.40	0.18	0.44	0.47	0.50
	9	生活習慣(歯磨き)	0.07	0.35	0.48	0.40	0.37	0.49	0.26	0.46	0.47	0.41	0.10	0.46	0.38	0.43
	10	生活習慣(清潔行動)	0.16	0.24	0.34	0.34	0.40	0.50	0.31	0.32	0.45	0.40	0.12	0.43	0.41	0.53
	11	生活習慣(着脱)	0.22	0.31	0.54	0.43	0.47	0.57	0.42	0.55	0.61	0.51	0.29	0.57	0.60	0.61
	12	生活習慣(その他)	0.14	0.26	0.43	0.50	0.49	0.65	0.38	0.56	0.56	0.57	0.23	0.52	0.43	0.52

項目No.		認知・行動編 11項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
健康・生活編 1 2 項目	1	生活リズム(食事・偏食)	0.06	0.34	0.30	0.13	0.24	0.28	0.30	0.31	0.24	0.27	0.08
	2	生活リズム(食事・手伝い)	0.49	0.26	0.13	0.02	0.50	0.60	0.30	0.19	0.57	0.23	0.04
	3	生活リズム(排泄)	0.46	0.28	0.23	0.12	0.53	0.69	0.25	0.18	0.58	0.39	-0.09
	4	生活リズム(睡眠)	0.25	0.17	0.05	0.16	0.21	0.22	0.15	0.13	0.35	0.23	-0.06
	5	生活リズム(体温調整)	0.24	0.13	0.14	0.15	0.36	0.46	0.18	0.10	0.55	0.26	0.05
	6	生活リズム(その他)	0.19	0.11	0.04	0.05	0.12	0.05	0.04	-0.02	-0.02	0.03	0.03
	7	生活習慣(入浴)	0.36	0.23	0.19	0.05	0.38	0.52	0.25	0.16	0.49	0.39	-0.01
	8	生活習慣(洗顔)	0.38	0.19	0.20	0.14	0.47	0.57	0.23	0.25	0.48	0.30	-0.06
	9	生活習慣(歯磨き)	0.43	0.22	0.08	-0.01	0.46	0.51	0.20	0.12	0.46	0.25	-0.12
	10	生活習慣(清潔行動)	0.24	0.11	0.27	0.18	0.33	0.57	0.17	0.20	0.42	0.27	-0.02
	11	生活習慣(着脱)	0.42	0.21	0.19	0.06	0.46	0.58	0.25	0.17	0.57	0.31	-0.05
	12	生活習慣(その他)	0.42	0.25	0.32	0.14	0.48	0.59	0.31	0.31	0.56	0.41	0.14

項目No.		感覚・姿勢・運動編 14項目														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
健康・生活編 1 2 項目	1	生活リズム(食事・偏食)	0.13	-0.12	0.32	0.46	0.21	0.09	0.11	0.19	0.17	0.12	0.28	0.10	0.03	0.16
	2	生活リズム(食事・手伝い)	0.34	-0.06	0.23	0.30	0.63	0.58	0.54	0.76	0.74	0.78	0.73	0.66	0.66	0.59
	3	生活リズム(排泄)	0.24	0.03	0.19	0.27	0.44	0.42	0.37	0.66	0.67	0.74	0.78	0.50	0.52	0.54
	4	生活リズム(睡眠)	0.07	0.11	0.22	0.19	0.33	0.29	0.36	0.34	0.34	0.29	0.31	0.26	0.27	0.32
	5	生活リズム(体温調整)	0.21	0.06	0.31	0.38	0.49	0.46	0.41	0.53	0.56	0.57	0.51	0.50	0.50	0.48
	6	生活リズム(その他)	-0.04	-0.16	0.00	0.02	0.08	0.03	0.09	0.09	0.07	0.06	0.12	0.02	-0.01	0.02
	7	生活習慣(入浴)	0.20	-0.03	0.21	0.23	0.38	0.40	0.35	0.57	0.58	0.67	0.64	0.46	0.48	0.48
	8	生活習慣(洗顔)	0.30	-0.03	0.32	0.30	0.42	0.42	0.38	0.59	0.60	0.66	0.65	0.42	0.46	0.56
	9	生活習慣(歯磨き)	0.29	0.00	0.17	0.25	0.46	0.50	0.48	0.56	0.57	0.56	0.60	0.49	0.45	0.48
	10	生活習慣(清潔行動)	0.14	-0.03	0.28	0.18	0.37	0.39	0.35	0.52	0.52	0.56	0.56	0.44	0.44	0.50
	11	生活習慣(着脱)	0.24	-0.03	0.23	0.23	0.49	0.50	0.46	0.67	0.63	0.78	0.75	0.58	0.58	0.58
	12	生活習慣(その他)	0.18	-0.01	0.17	0.32	0.44	0.42	0.40	0.61	0.63	0.63	0.61	0.48	0.47	0.43

項目No.		健康・生活編 12項目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
健康・生活編 1 2 項目	1	生活リズム(食事・偏食)		0.23	0.20	0.14	0.32	-0.12	0.29	0.26	0.24	0.32	0.28	0.34
	2	生活リズム(食事・手伝い)			0.78	0.37	0.62	0.10	0.67	0.64	0.63	0.55	0.79	0.70
	3	生活リズム(排泄)				0.38	0.53	0.12	0.64	0.66	0.63	0.57	0.77	0.71
	4	生活リズム(睡眠)					0.39	0.22	0.22	0.23	0.28	0.21	0.30	0.32
	5	生活リズム(体温調整)						-0.03	0.46	0.43	0.40	0.51	0.52	0.54
	6	生活リズム(その他)							0.02	0.00	0.09	-0.05	0.02	0.10
	7	生活習慣(入浴)								0.70	0.67	0.64	0.73	0.66
	8	生活習慣(洗顔)									0.69	0.66	0.70	0.61
	9	生活習慣(歯磨き)										0.65	0.68	0.65
	10	生活習慣(清潔行動)											0.68	0.62
	11	生活習慣(着脱)												0.68
	12	生活習慣(その他)												

項目No.	項目名	医療的配慮編 23項目																						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
健康・生活編 1 2 項目	1 生活リズム(食事・偏食)	0.04	0.03	-0.03	0.03	-0.16	-0.04		0.41	0.17	0.16		0.10	-0.04	0.15	0.19	0.08	0.17	-0.12	0.09	-0.04	-0.01	0.13	-0.08
	2 生活リズム(食事・手洗い)	0.41	0.35	0.29	0.32	0.01	0.42		-0.06	0.14	0.27		0.15	0.09	0.15	0.45	0.29	0.14	-0.13	0.28	0.04	0.26	0.25	0.28
	3 生活リズム(排泄)	0.27	0.33	0.13	0.13	-0.05	0.37		-0.12	0.09	0.25		0.15	0.02	0.06	0.29	0.20	0.09	-0.16	0.16	-0.02	0.20	0.16	0.20
	4 生活リズム(睡眠)	0.35	0.06	0.26	0.10	0.05	0.23		0.12	-0.07	0.12		0.14	0.06	0.07	0.29	0.22	0.14	-0.07	0.18	0.09	0.36	0.31	0.17
	5 生活リズム(体温調整)	0.23	0.15	0.20	0.12	0.17	0.28		0.09	0.13	0.31		0.18	0.12	0.18	0.42	0.29	0.13	-0.05	0.29	0.04	0.10	0.24	0.12
	6 生活リズム(その他)	0.19	-0.13	0.23	0.02	0.26	-0.05		-0.18	-0.05	-0.10		0.02	0.18	0.07	0.12	0.08	0.06	-0.05	0.13	0.00	0.10	-0.02	0.20
	7 生活習慣(入浴)	0.08	0.20	-0.04	-0.02	-0.07	0.16		0.29	0.08	0.18		0.10	0.15	0.17	0.26	0.15	0.08	-0.05	0.23	0.11	0.23	0.15	0.05
	8 生活習慣(洗顔)	0.15	0.31	0.11	0.09	-0.03	0.16		0.08	0.10	0.18		0.08	0.10	0.14	0.32	0.19	0.10	-0.02	0.23	0.07	0.21	0.18	0.05
	9 生活習慣(歯磨き)	0.29	0.23	0.11	0.00	-0.02	0.27		0.06	-0.02	-0.01		0.12	0.14	0.19	0.35	0.24	0.13	-0.02	0.30	0.08	0.28	0.23	0.11
	10 生活習慣(清潔行動)	0.20	0.35	0.01	0.01	-0.08	0.19		0.01	0.09	0.15		0.18	0.07	0.11	0.28	0.19	0.09	-0.05	0.19	-0.01	0.15	0.15	0.10
	11 生活習慣(着脱)	0.27	0.33	0.15	0.19	-0.07	0.28		0.02	0.11	0.28		0.11	0.07	0.12	0.35	0.21	0.11	-0.11	0.22	0.10	0.30	0.20	0.23
	12 生活習慣(その他)	0.23	0.30	0.16	0.19	-0.04	0.38		0.15	0.11	0.30		0.15	0.03	0.08	0.33	0.23	0.11	-0.17	0.18	0.02	0.26	0.18	0.24

6. 医療的配慮編 23 項目と各項目別の相関係数

項目No.	項目名	言語・COM編 13項目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
医療的配慮編 2 3 項目	1 服薬管理(服薬)	0.13	0.20	0.07	0.29	0.33	0.15	0.18	0.21	0.25	0.29	0.25	0.22	0.19
	2 服薬管理(管理)	0.24	0.04	0.16	0.15	0.13	0.08	0.23	0.14	0.17	0.16	0.22	0.10	0.18
	3 医療的配慮(通院)	0.15	0.20	0.11	0.18	0.22	0.08	0.11	0.18	0.26	0.27	0.15	0.12	0.13
	4 医療的配慮(通院②)	0.08	0.06	0.06	0.20	0.21	0.10	0.13	0.19	0.19	0.19	0.15	0.10	0.08
	5 医療的配慮(点滴管理)	-0.11	-0.10	-0.04	-0.05	0.03	-0.03	0.01	-0.01	0.07	0.09	0.00	0.12	0.05
	6 医療的配慮(点滴管理②)	0.19	0.16	0.06	0.29	0.37	0.06	0.25	0.29	0.48	0.35	0.30	0.22	0.15
	7 医療的配慮(中心静脈栄養)													
	8 医療的配慮(中心静脈栄養②)	0.03	-0.03	0.06	0.14	0.11	0.14	0.04	0.26	0.02	0.06	0.11	-0.05	-0.11
	9 医療的配慮(人工透析)	-0.08	-0.01	-0.10	0.03	0.15	-0.07	-0.12	-0.01	0.01	0.01	0.04	-0.03	-0.09
	10 医療的配慮(人工透析②)	-0.04	0.09	-0.02	0.10	0.39	-0.02	0.04	0.09	0.12	0.10	0.18	-0.08	0.06
	11 医療的配慮(ストーマ)													
	12 医療的配慮(酸素療法)	0.15	0.18	0.09	0.26	0.17	0.13	0.06	0.13	0.15	0.13	0.11	0.11	0.03
	13 医療的配慮(レスビ)	-0.02	0.06	0.08	0.13	0.11	-0.07	0.09	0.10	0.17	0.08	0.07	-0.05	0.09
	14 医療的配慮(気管切開)	0.20	0.18	0.09	0.20	0.17	0.07	0.14	0.18	0.24	0.24	0.12	0.17	0.16
	15 医療的配慮(経管栄養)	0.25	0.34	0.24	0.37	0.46	0.18	0.30	0.38	0.52	0.44	0.34	0.26	0.41
	16 医療的配慮(モニター測定)	0.16	0.27	0.26	0.35	0.28	0.10	0.22	0.24	0.35	0.28	0.23	0.12	0.25
	17 医療的配慮(留置カテーテル)	0.13	0.25	0.19	0.16	0.15	0.25	0.13	0.09	0.18	0.23	0.12	0.19	0.17
	18 医療的配慮(血糖値管理)	0.02	-0.01	0.04	0.03	0.02	0.03	-0.03	-0.11	-0.08	-0.10	-0.12	-0.14	-0.09
	19 医療的配慮(吸引)	0.22	0.33	0.24	0.34	0.30	0.14	0.26	0.28	0.40	0.36	0.23	0.18	0.32
	20 医療的配慮(吸入)	0.08	0.09	-0.03	0.14	0.10	0.02	0.04	0.03	0.05	-0.01	0.00	-0.10	-0.10
	21 医療的配慮(発作)	0.11	0.19	0.00	0.24	0.15	0.08	0.16	0.13	0.23	0.17	0.18	0.16	0.12
	22 医療的配慮(胃瘻等)	0.28	0.36	0.17	0.28	0.26	0.19	0.23	0.32	0.32	0.27	0.20	0.14	0.24
	23 医療的配慮(精神状態)													

項目No.	項目名	人間関係・社会性編 14項目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
医療的配慮編 2 3 項目	1 服薬管理(服薬)	0.12	0.11	0.32	-0.01	0.12	0.15	0.14	0.16	0.24	0.29	0.21	0.18	0.09	0.22
	2 服薬管理(管理)	0.14	0.10	0.22	0.12	0.14	0.18	0.13	0.06	0.13	0.12	0.05	0.28	0.17	0.27
	3 医療的配慮(通院)	0.20	0.02	0.19	-0.05	0.08	0.12	-0.03	0.14	0.09	0.20	0.11	0.12	0.01	0.12
	4 医療的配慮(通院②)	0.10	-0.01	0.16	-0.02	0.05	-0.01	-0.03	0.05	0.09	0.05	-0.02	0.09	0.07	0.11
	5 医療的配慮(点滴管理)	-0.09	0.06	-0.05	-0.15	-0.09	0.02	-0.06	0.10	0.09	0.09	-0.01	0.04	-0.03	-0.07
	6 医療的配慮(点滴管理②)	-0.23	-0.06	0.20	0.01	0.00	0.08	0.47	0.10	0.22	0.32	-0.11	0.12	0.03	0.29
	7 医療的配慮(中心静脈栄養)														
	8 医療的配慮(中心静脈栄養②)	0.02	-0.20	-0.26	0.28	0.15	0.05	0.24	0.14	0.06	-0.06	0.14	-0.13	0.14	-0.01
	9 医療的配慮(人工透析)	0.05	-0.07	0.02	-0.06	0.04	0.01	0.24	-0.06	0.01	0.06	-0.07	-0.03	-0.07	0.04
	10 医療的配慮(人工透析②)	0.00	0.05	0.10	0.09	0.32	0.11	0.41	-0.06	0.25	0.17	-0.15	0.12	0.08	0.08
	11 医療的配慮(ストーマ)														
	12 医療的配慮(酸素療法)	0.04	0.09	-0.01	-0.02	0.03	0.02	0.25	0.08	0.13	0.07	-0.08	0.16	0.01	0.18
	13 医療的配慮(レスビ)	-0.11	0.01	0.03	-0.10	-0.05	0.02	0.02	0.05	-0.10	-0.03	-0.20	0.02	-0.12	-0.08
	14 医療的配慮(気管切開)	0.04	0.03	0.15	0.03	0.08	0.08	0.15	0.15	0.08	0.19	0.06	0.11	0.07	0.13
	15 医療的配慮(経管栄養)	0.15	0.29	0.37	0.16	0.13	0.26	0.32	0.28	0.25	0.28	0.10	0.32	0.14	0.23
	16 医療的配慮(モニター測定)	0.04	0.16	0.16	0.06	0.03	0.14	0.27	0.12	0.11	0.07	-0.08	0.20	-0.01	0.12
	17 医療的配慮(留置カテーテル)	0.26	0.15	0.13	0.14	0.14	0.12	0.12	0.07	0.11	0.06	0.06	0.19	0.03	0.13
	18 医療的配慮(血糖値管理)	-0.06	-0.07	0.02	-0.06	-0.06	-0.10	-0.10	-0.06	-0.09	-0.06	-0.07	-0.03	-0.07	-0.05
	19 医療的配慮(吸引)	0.08	0.16	0.27	0.11	0.07	0.20	0.22	0.20	0.11	0.17	0.01	0.22	0.05	0.15
	20 医療的配慮(吸入)	-0.13	-0.11	0.00	-0.13	-0.05	-0.06	0.17	0.04	-0.02	0.02	-0.19	0.04	-0.07	0.01
	21 医療的配慮(発作)	0.01	0.15	0.10	-0.03	0.03	0.07	0.27	0.20	0.17	0.12	0.03	0.19	0.11	0.08
	22 医療的配慮(胃瘻等)	0.08	0.20	0.23	0.07	0.07	0.15	0.35	0.21	0.20	0.18	0.03	0.20	0.12	0.23
	23 医療的配慮(精神状態)														

令和3年度障害者総合福祉推進事業 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究
【事業所調査】_資料集

項目No.		認知・行動編 11項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
医療的配慮編 23項目	1	服薬管理(服薬)	0.28	0.04	-0.10	-0.14	0.27	0.17	0.00	0.01	0.12	-0.13	0.07
	2	服薬管理(管理)	0.09	0.03	-0.02	0.00	0.11	0.23	0.17	-0.04	0.19	0.12	-0.28
	3	医療的配慮(通院)	0.27	-0.20	-0.21	-0.26	0.26	-0.03	0.09	-0.15	0.05	-0.20	-0.01
	4	医療的配慮(通院②)	0.09	-0.13	-0.17	-0.32	0.08	0.02	-0.09	-0.06	-0.06	-0.26	-0.06
	5	医療的配慮(点滴管理)	-0.05	-0.09	-0.14	-0.13	0.01	0.00	-0.10	-0.06	-0.02	-0.06	-0.04
	6	医療的配慮(点滴管理②)	-0.05	-0.19	-0.24	-0.48	0.20	0.02	-0.18	-0.19	0.23	-0.17	-0.02
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)											
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	-0.19	0.11	0.12	0.01	-0.07	-0.12	0.04	0.27	0.12	0.15	0.48
	9	医療的配慮(人工透析)	-0.10	0.00	0.13	-0.04	-0.04	-0.08	-0.07	0.03	0.10	-0.09	0.04
	10	医療的配慮(人工透析②)	-0.09	0.11	0.15	0.06	0.04	0.03	-0.20	-0.02	0.38	0.03	0.01
	11	医療的配慮(ストーマ)											
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.12	0.01	-0.06	-0.23	0.11	0.08	0.11	-0.08	-0.03	-0.08	-0.05
	13	医療的配慮(レスビ)	-0.01	-0.07	-0.15	-0.25	0.04	-0.09	-0.12	-0.19	0.04	-0.16	-0.16
	14	医療的配慮(気管切開)	0.12	-0.06	-0.02	-0.13	0.16	0.00	0.03	-0.11	0.09	0.02	-0.19
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.19	0.01	-0.08	-0.19	0.27	0.15	0.07	-0.02	0.32	-0.01	-0.24
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.13	-0.03	-0.15	-0.31	0.14	0.07	0.03	-0.08	0.16	-0.11	-0.13
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.15	0.14	0.04	-0.14	0.15	0.08	0.10	0.17	0.10	0.11	-0.09
	18	医療的配慮(血糖値管理)	-0.10	0.00	-0.06	0.07	-0.04	-0.08	-0.24	-0.11	-0.13	-0.09	0.04
	19	医療的配慮(吸引)	0.20	-0.05	-0.12	-0.26	0.22	0.03	0.00	-0.11	0.19	-0.05	-0.25
	20	医療的配慮(吸入)	-0.09	-0.19	-0.10	-0.12	-0.03	-0.15	-0.17	-0.19	-0.04	-0.23	-0.10
	21	医療的配慮(発作)	0.30	-0.08	-0.09	-0.12	0.18	0.14	0.10	0.01	0.11	-0.07	-0.26
	22	医療的配慮(胃瘻等)	0.15	-0.07	0.01	-0.07	0.15	0.12	0.07	-0.07	0.18	-0.10	-0.16
	23	医療的配慮(精神状態)											

項目No.		感覚・姿勢・運動編 14項目														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
医療的配慮編 23項目	1	服薬管理(服薬)	0.18	-0.10	0.18	0.10	0.42	0.41	0.43	0.39	0.26	0.35	0.29	0.37	0.31	0.27
	2	服薬管理(管理)	0.18	-0.01	0.10	-0.06	0.22	0.17	0.19	0.29	0.22	0.27	0.21	0.19	0.21	0.25
	3	医療的配慮(通院)	0.15	-0.11	-0.01	0.06	0.43	0.46	0.44	0.35	0.23	0.36	0.16	0.46	0.45	0.23
	4	医療的配慮(通院②)	0.13	0.03	0.01	0.03	0.31	0.36	0.34	0.31	0.18	0.28	0.08	0.34	0.36	0.13
	5	医療的配慮(点滴管理)	0.18	-0.04	-0.08	-0.07	0.07	0.15	0.18	0.09	0.02	0.07	0.01	0.11	0.09	0.07
	6	医療的配慮(点滴管理②)	0.21	-0.06	-0.09	0.11	0.47	0.55	0.48	0.43	0.39	0.45	0.25	0.57	0.56	0.41
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)														
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	-0.25	-0.04	-0.03	0.07	0.10	-0.13	-0.12	-0.06	-0.08	-0.13	0.04	-0.16	-0.18	-0.03
	9	医療的配慮(人工透析)	-0.09	-0.03	0.18	0.02	0.26	0.16	-0.04	0.06	-0.02	0.15	0.09	0.21	0.19	0.18
	10	医療的配慮(人工透析②)	-0.12	0.38	0.45	0.02	0.41	0.34	-0.09	0.17	0.15	0.34	0.26	0.39	0.45	0.34
	11	医療的配慮(ストーマ)														
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.04	-0.06	-0.13	-0.02	0.27	0.32	0.25	0.17	0.12	0.27	0.11	0.34	0.31	0.23
	13	医療的配慮(レスビ)	-0.07	-0.05	0.19	-0.04	0.34	0.27	0.32	0.11	0.10	0.11	0.07	0.21	0.18	0.21
	14	医療的配慮(気管切開)	0.11	-0.06	-0.07	0.04	0.32	0.37	0.37	0.21	0.16	0.17	0.11	0.29	0.25	0.18
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.22	-0.09	0.15	0.16	0.75	0.77	0.76	0.56	0.39	0.47	0.30	0.67	0.58	0.56
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.08	-0.07	0.11	0.01	0.54	0.48	0.54	0.33	0.26	0.31	0.18	0.41	0.37	0.39
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.20	-0.03	-0.10	0.02	0.26	0.26	0.29	0.22	0.14	0.15	0.09	0.21	0.19	0.18
	18	医療的配慮(血糖値管理)	0.06	-0.03	0.18	0.16	-0.05	-0.05	-0.04	-0.02	0.06	-0.05	0.01	-0.06	-0.07	0.09
	19	医療的配慮(吸引)	0.15	-0.08	0.02	0.01	0.55	0.59	0.62	0.39	0.29	0.31	0.19	0.47	0.41	0.38
	20	医療的配慮(吸入)	-0.03	-0.01	0.14	-0.01	0.14	0.14	0.12	0.15	0.04	0.11	0.06	0.15	0.12	0.14
	21	医療的配慮(発作)	0.14	-0.10	0.01	-0.02	0.35	0.48	0.60	0.45	0.17	0.37	0.15	0.40	0.37	0.27
	22	医療的配慮(胃瘻等)	0.18	-0.05	-0.08	-0.12	0.40	0.45	0.51	0.34	0.25	0.27	0.17	0.37	0.33	0.26
	23	医療的配慮(精神状態)														

項目No.		健康・生活編 12項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
医療的配慮編 23項目	1 服薬管理(服薬)	0.04	0.41	0.27	0.35	0.23	0.19	0.08	0.15	0.29	0.20	0.27	0.23
	2 服薬管理(管理)	0.03	0.35	0.33	0.06	0.15	-0.13	0.20	0.31	0.23	0.35	0.33	0.30
	3 医療的配慮(通院)	-0.03	0.29	0.13	0.26	0.20	0.23	-0.04	0.11	0.11	0.01	0.15	0.16
	4 医療的配慮(通院②)	0.03	0.32	0.13	0.10	0.12	0.02	-0.02	0.09	0.00	0.01	0.19	0.19
	5 医療的配慮(点滴管理)	-0.16	0.01	-0.05	0.05	0.12	0.26	-0.07	-0.03	-0.02	-0.08	-0.07	-0.04
	6 医療的配慮(点滴管理②)	-0.04	0.42	0.37	0.23	0.28	-0.05	0.16	0.16	0.27	0.19	0.28	0.38
	7 医療的配慮(中心静脈栄養)												
	8 医療的配慮(中心静脈栄養②)	0.41	-0.06	-0.12	0.12	0.09	-0.18	0.29	0.08	0.06	0.01	0.02	0.15
	9 医療的配慮(人工透析)	0.17	0.14	0.09	-0.07	0.13	-0.05	0.08	0.10	-0.02	0.09	0.11	0.11
	10 医療的配慮(人工透析②)	0.16	0.27	0.25	0.12	0.31	-0.10	0.18	0.18	-0.01	0.15	0.28	0.30
	11 医療的配慮(ストーマ)												
	12 医療的配慮(酸素療法)	0.10	0.15	0.15	0.14	0.18	0.02	0.10	0.08	0.12	0.18	0.11	0.15
	13 医療的配慮(レスビ)	-0.04	0.09	0.02	0.06	0.12	0.18	0.15	0.10	0.14	0.07	0.07	0.03
	14 医療的配慮(気管切開)	0.15	0.15	0.06	0.07	0.18	0.07	0.17	0.14	0.19	0.11	0.12	0.08
	15 医療的配慮(経管栄養)	0.19	0.45	0.29	0.29	0.42	0.12	0.26	0.32	0.35	0.28	0.35	0.33
	16 医療的配慮(モニター測定)	0.08	0.29	0.20	0.22	0.29	0.08	0.15	0.19	0.24	0.19	0.21	0.23
	17 医療的配慮(留置カテーテル)	0.17	0.14	0.09	0.14	0.13	0.06	0.08	0.10	0.13	0.09	0.11	0.11
	18 医療的配慮(血糖値管理)	-0.12	-0.13	-0.16	-0.07	-0.05	-0.05	-0.05	-0.02	-0.02	-0.05	-0.11	-0.17
	19 医療的配慮(吸引)	0.09	0.28	0.16	0.18	0.29	0.13	0.23	0.23	0.30	0.19	0.22	0.18
	20 医療的配慮(吸入)	-0.04	0.04	-0.02	0.09	0.04	0.00	0.11	0.07	0.08	-0.01	0.10	0.02
	21 医療的配慮(発作)	-0.01	0.26	0.20	0.36	0.10	0.10	0.23	0.21	0.28	0.15	0.30	0.26
	22 医療的配慮(胃瘻等)	0.13	0.25	0.16	0.31	0.24	-0.02	0.15	0.18	0.23	0.15	0.20	0.18
	23 医療的配慮(精神状態)												

項目No.		医療的配慮編 23項目																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
医療的配慮編 23項目	1 服薬管理(服薬)	0.00	0.59	0.40	0.20	0.47		-0.11	0.14	0.10			0.30	0.12	0.07	0.37	0.31	0.14	0.03	0.22	0.10	0.33	0.12	0.28	
	2 服薬管理(管理)		0.03	0.29	-0.11	0.25		-0.38	0.05	0.15			-0.05	-0.07	-0.03	0.14	0.10	0.05	-0.21	0.03	-0.07	0.15	0.08	0.10	
	3 医療的配慮(通院)			0.45	0.16	0.51		-0.31	0.11	0.08			0.24	0.20	0.28	0.39	0.24	0.11	0.00	0.35	0.23	0.26	0.20	0.22	
	4 医療的配慮(通院②)				-0.02	0.41		-0.28	0.09	0.24			0.19	0.04	0.08	0.25	0.20	0.09	-0.12	0.17	0.11	0.24	0.16	0.24	
	5 医療的配慮(点滴管理)					0.17		-0.04	-0.01	-0.05			-0.03	-0.03	-0.03	0.20	-0.03	-0.01	-0.01	-0.04	-0.05	0.19	-0.03	0.06	
	6 医療的配慮(点滴管理②)							-0.10	0.30	0.49			0.34	0.10	0.32	0.55	0.35		-0.06	0.36	0.35	0.36	0.43	0.21	
	7 医療的配慮(中心静脈栄養)																								
	8 医療的配慮(中心静脈栄養②)									-0.09			-0.04	-0.06	-0.06	-0.08	-0.04		-0.04	-0.08	-0.10	-0.10	-0.12	-0.18	
	9 医療的配慮(人工透析)									0.81			-0.02	-0.02	-0.02	0.32	-0.02	-0.01	-0.01	-0.03	0.26	-0.03	0.26	-0.03	0.05
	10 医療的配慮(人工透析②)												-0.05			0.81					0.81	-0.05	-0.12	-0.12	-0.12
	11 医療的配慮(ストーマ)																								
	12 医療的配慮(酸素療法)														0.26	0.22	0.29	0.65	0.49	-0.02	0.34	0.08	0.27	0.26	-0.11
	13 医療的配慮(レスビ)														0.56	0.35	0.60	-0.02	-0.02	0.64	0.29	0.14	0.31	-0.09	-0.09
	14 医療的配慮(気管切開)															0.47	0.23	-0.02	-0.02	0.74	0.23	0.10	0.56	-0.11	-0.11
	15 医療的配慮(経管栄養)																0.60	0.32	-0.03	0.74	0.20	0.48	0.56	-0.10	-0.10
	16 医療的配慮(モニター測定)																	0.53	-0.02	0.69	0.17	0.38	0.44	-0.12	-0.12
	17 医療的配慮(留置カテーテル)																			-0.01	0.37	-0.03	0.30	-0.02	-0.05
	18 医療的配慮(血糖値管理)																			-0.03	0.55	-0.03	-0.02	-0.05	-0.05
	19 医療的配慮(吸引)																				0.25	0.30	0.64	-0.15	-0.15
	20 医療的配慮(吸入)																					0.38	0.29	0.06	0.06
	21 医療的配慮(発作)																						0.33	0.09	0.09
	22 医療的配慮(胃瘻等)																							0.33	0.09
	23 医療的配慮(精神状態)																								-0.09

7.重点項目と各項目別の相関係数

※各分野の重点項目のみ同士の相関係数を示している。

項目No.	言語・COM編											人間関係・社会性編				認知・行動編				感覚・姿勢・運動編				健康・生活編				医療的配慮編	
	1	2	3	7	8	6	7	9	10	11	2	5	7	9	12	2	3	11	21	22									
言語・COM編	1 2項関係(人-人)		0.47	0.51	0.38	0.48	0.46	0.40	0.51	0.29	0.07	-0.14	0.34	0.30	0.44	0.25	0.35	0.29	0.37	0.11	0.28								
	2 表出(意思の表出)			0.48	0.37	0.50	0.55	0.31	0.45	0.36	0.14	-0.23	0.29	0.24	0.48	0.22	0.40	0.46	0.41	0.16	0.14								
人間関係・社会性編	3 人との関わり(他者への関心興味)				0.31	0.53	0.65	0.27	0.54	0.38	-0.01	-0.14	0.40	0.44	0.60	0.45	0.55	0.55	0.54	0.10	0.23								
	7 遊びや活動(トラブル頻度)					0.43	0.39	0.25	0.44	0.25	0.21	-0.07	0.38	0.23	0.34	0.29	0.46	0.47	0.42	0.27	0.35								
認知・行動編	8 集団への参加(集団参加状況)						0.53	0.35	0.51	0.37	0.13	-0.26	0.35	0.34	0.53	0.33	0.54	0.59	0.55	0.20	0.21								
	6 危険回避行動							0.40	0.60	0.53	-0.01	0.00	0.26	0.28	0.57	0.36	0.60	0.69	0.58	0.14	0.12								
認知・行動編	7 注意力								0.38	0.34	0.15	-0.26	0.14	0.11	0.27	0.18	0.30	0.25	0.25	0.10	0.07								
	9 見通し(予測理解)									0.59	0.18	-0.01	0.35	0.29	0.61	0.38	0.57	0.58	0.57	0.11	0.18								
認知・行動編	10 見通し(急な変化対応)										0.07	0.06	0.03	-0.02	0.27	0.02	0.23	0.39	0.31	-0.07	-0.10								
	11 その他											-0.12	-0.11	-0.24	0.05	-0.19	0.04	-0.09	-0.05	-0.26	-0.16								
感覚・姿勢・運動編	2 感覚器官(聞こえ)														-0.09	-0.06	-0.10	-0.02	-0.06	0.03	-0.03	-0.10	-0.05						
	5 感覚器官(口腔機能)															0.73	0.58	0.74	0.63	0.44	0.49	0.35	0.40						
感覚・姿勢・運動編	7 姿勢の保持(座る)																0.50	0.79	0.54	0.37	0.46	0.60	0.51						
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)																	0.60	0.74	0.67	0.63	0.17	0.25						
健康・生活編	12 運動の基本的技能(移動-歩く)																		0.50	0.58	0.40	0.37	0.37						
	2 生活リズム(食事・手伝い)																			0.78	0.79	0.26	0.25						
健康・生活編	3 生活リズム(排泄)																				0.77	0.20	0.16						
	11 生活習慣(着脱)																					0.30	0.20						
医療的配慮編	21 医療的配慮(発作)																						0.33	0.33					
	22 医療的配慮(胃瘻等)																							0.33					

各分野別の全項目の点数と重点項目の点数の比較（年齢別）

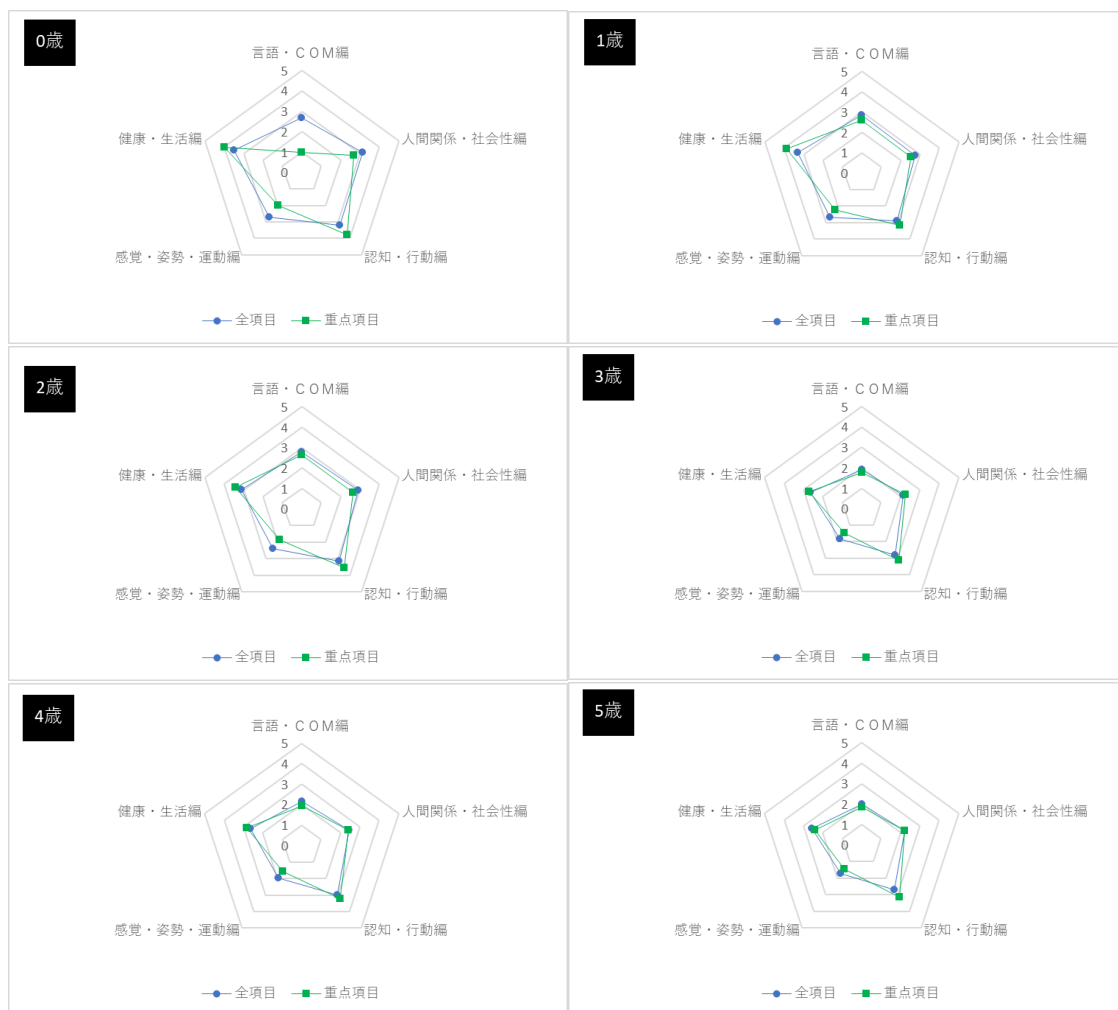
※各項目の合計値を年齢ごとに平均値を算出し、各項目の項目数で割った値を示している。重点項目も同様に合計値を年齢ごとに平均値を算出し、各項目の項目数で割った値を示している。

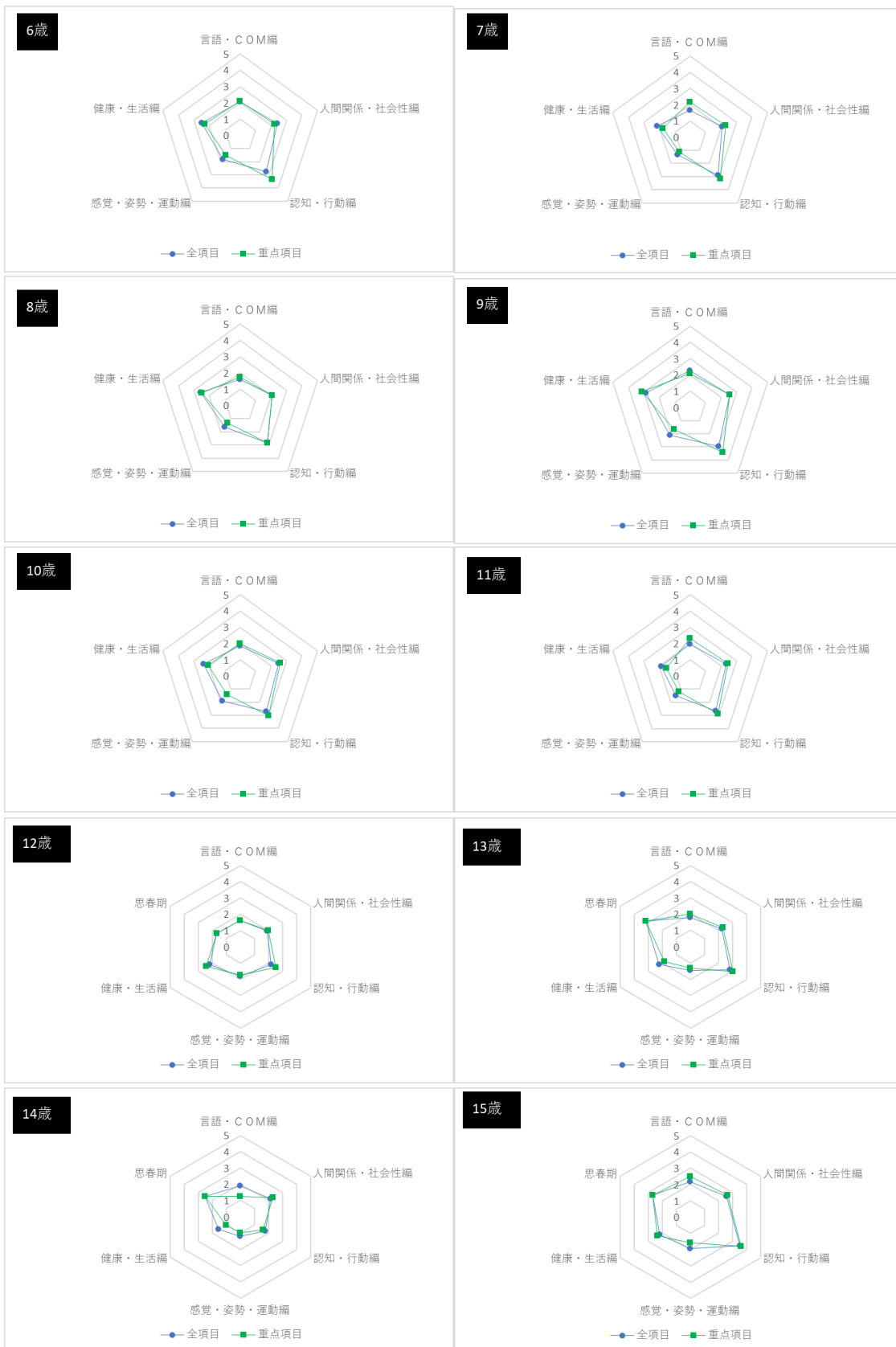
※医療的配慮は回答ごとに個別差が大きいため値は算出しているが比較には用いていない。

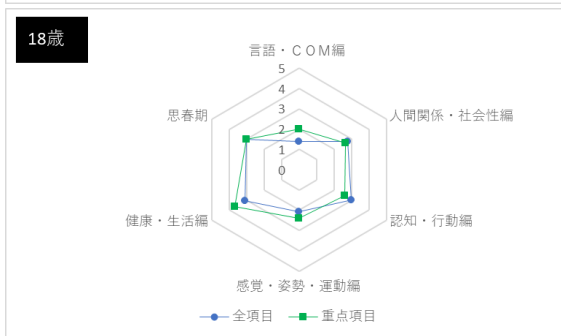
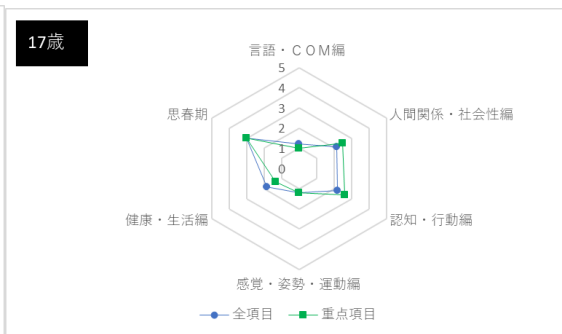
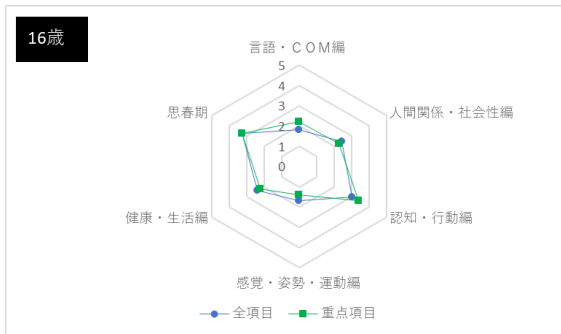
●年齢別

全項目	年齢 N数	0歳 1	1歳 5	2歳 13	3歳 17	4歳 22	5歳 31	6歳 11	7歳 13	8歳 4	9歳 6	10歳 4	11歳 8	12歳 4	13歳 4	14歳 2	15歳 1	16歳 5	17歳 2	18歳 1	合計 154
言語・COM編		2.69	2.86	2.80	1.90	2.15	2.00	2.08	1.66	1.62	2.27	1.87	1.97	1.62	1.79	1.88	2.15	1.80	1.23	1.38	
人間関係・社会性編		3.14	2.76	2.91	2.15	2.44	2.22	2.40	2.05	2.07	2.57	2.50	2.34	1.93	2.23	2.18	2.57	2.46	2.14	2.79	
認知・行動編		3.18	2.91	3.14	2.79	3.00	2.72	2.75	2.90	2.84	2.97	2.70	2.67	2.20	2.82	1.77	3.55	3.04	2.18	3.00	
感覚・姿勢・運動編		2.71	2.69	2.40	1.83	1.96	1.74	1.81	1.32	1.63	2.12	1.89	1.52	1.80	1.45	1.21	1.93	1.70	1.21	2.07	
健康・生活編		3.50	3.32	3.12	2.63	2.64	2.57	2.48	2.16	2.56	2.88	2.35	1.86	2.19	2.21	1.54	2.17	2.38	1.83	3.08	
医療的配慮編		1.26	1.52	1.36	1.34	1.40	1.35	1.36	1.20	1.28	1.60	1.24	1.28	1.27	1.34	1.07	1.43	1.32	1.46	2.43	
医療的配慮														1.67	3.17	2.50	2.67	3.27	3.00	3.00	

重点項目	年齢 N数	0歳 1	1歳 5	2歳 13	3歳 17	4歳 22	5歳 31	6歳 11	7歳 13	8歳 4	9歳 6	10歳 4	11歳 8	12歳 4	13歳 4	14歳 2	15歳 1	16歳 5	17歳 2	18歳 1	合計 154
言語・COM編		1.00	2.60	2.65	1.76	1.93	1.85	2.09	2.15	1.75	2.08	2.00	2.31	1.63	2.00	1.25	2.50	2.20	1.00	2.00	
人間関係・社会性編		2.67	2.53	2.64	2.25	2.39	2.20	2.21	2.31	2.08	2.56	2.58	2.46	2.00	2.33	2.33	2.67	2.27	2.50	2.67	
認知・行動編		3.80	3.16	3.55	3.09	3.22	3.14	3.33	3.15	2.85	3.40	3.00	2.90	2.55	3.05	1.60	3.60	3.40	2.60	2.60	
感覚・姿勢・運動編		2.00	2.24	1.88	1.46	1.57	1.46	1.49	1.12	1.30	1.67	1.40	1.18	1.75	1.30	1.00	1.60	1.40	1.20	2.40	
健康・生活編		4.00	3.87	3.44	2.71	2.82	2.41	2.30	1.77	2.50	3.11	2.08	1.54	2.42	1.83	1.00	2.33	2.20	1.33	3.67	
医療的配慮編		1.00	1.40	1.31	1.24	1.27	1.32	1.00	1.15	1.00	1.67	1.00	1.50	1.00	1.50	1.00	3.00	1.00	2.00	5.00	
医療的配慮														1.67	3.17	2.50	2.67	3.27	3.00	3.00	







●年齢帯別（未就学児・小学生・中学生以上）

全項目	年齢			合計	重点項目	年齢			合計	
	未就学児	小学生	中学生以上			未就学児	小学生	中学生以上		
	N数	89	46	19		N数	89	46	19	154
言語・COM編		2.19	1.91	1.70	言語・COM編		2.01	2.11	1.82	
人間関係・社会性編		2.40	2.30	2.26	人間関係・社会性編		2.35	2.35	2.30	
認知・行動編		2.88	2.81	2.62	認知・行動編		3.22	3.14	2.84	
感覚・姿勢・運動編		1.97	1.65	1.60	感覚・姿勢・運動編		1.60	1.33	1.45	
健康・生活編		2.73	2.33	2.18	健康・生活編		2.82	2.12	2.04	
医療的配慮編		1.37	1.32	1.37	医療的配慮編		1.29	1.22	1.53	
思春期				2.75	思春期				2.75	

